

令和2年5月29日（金曜日）
福島県報号外第35号別冊

平成31年度
包括外部監査報告書

復興事業に係る事務の執行について

令和2年3月

福島県包括外部監査人
橋本 寿

目次

第1部	監査の概要			1
1	外部監査の種類			
2	選定した特定の事件			
3	外部監査の対象期間			
4	外部監査の実施期間			
5	包括外部監査人及び補助者			
6	外部監査の方法			
7	利害関係			
第2部	監査対象			
1	平成30年度重点事業について			3
2	平成30年度重点事業 総括			
3	選定された事業の出典			
4	選定された事業の選定基準			
5	担当者など			
6	指摘事項と意見について			
7	端数処理について			
第3部	監査結果			
I	総務部			
	私学・法人課	1-3-1	女性プログラマ育成塾事業	9
	広報課	5-4-1	キビタン体操を活用した心と体の復興	12
	私学・法人課	5-4-2	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	15
	施設管理課	11-3-2	合同庁舎整備に要する経費	18
II	企画調整部			
	エネルギー課	2-2-2	J ヴィレッジ復興再整備事業	21
	地域振興課	10-4-2	地域創生総合支援事業	26
III	避難地域復興局			
	避難地域復興課	2-1-2	避難地域復興拠点推進事業	30
	生活拠点課	3-1-2	生活拠点コミュニティ形成事業	33
	生活拠点課	3-1-3	災害援助法による救助	36
	避難者支援課	3-2-3	ふるさとふくしま交流・相談支援事業	41

避難者支援課	3-2-5	ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業	48
生活拠点課			
生活拠点課	3-2-6	避難市町村生活再建支援事業	52
避難地域復課	8-1-1	福島県事業再開・帰還促進事業交付金事業	54
原子力損害対策課			

IV 文化スポーツ局

生涯学習課	2-2-3~4	アーカイブ拠点施設設置準備事業及びアーカイブ拠点施設整備事業	58
文化振興課	2-3-3	「地域のたから」民俗芸能総合支援事業	63
文化振興課	5-1-2	チャレンジふくしま県民運動推進事業	67
文化振興課	10-4-6	NPO強化による復興創生事業	71
文化振興課	10-4-7	ふるさと・きずな維持・再生支援事業	75

V 生活環境部

生活交通課	1-4-1	ふくしま地域公共交通強化支援事業	81
生活交通課	1-4-2	生活路線バス運行維持のための補助事業（通常）	84
生活交通課	1-4-3	市町村生活交通対策のための補助	86
生活交通課	2-1-3	被災地域生活交通支援事業	89
生活交通課	2-1-4	生活路線バス運行維持のための補助（復興特例）	92
生活交通課	2-2-6	「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業	94
除染対策課	4-1-4	市町村除染対策支援事業	99
環境共生課	4-4-1	環境創造センター（本館）管理運営事業	102
環境共生課	4-4-2	環境創造センター研究開発事業	108
環境共生課	4-4-3	環境創造センター（研究棟）管理運営事業	112
環境共生課	4-4-4	環境創造センター（交流棟）管理運営事業	114
環境共生課	4-4-5	環境創造センター附属施設管理運営事業	122
環境共生課	4-4-6	環境放射線センター校正事業	125
自然保護課	4-4-7	鳥獣被害対策強化事業	127
環境共生課	9-1-8	再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業	130
生活交通課	11-2-1	只見線利活用プロジェクト推進事業	133
生活交通課	11-2-2	JR只見線復旧推進事業	135
生活交通課	11-2-3	JR只見線復旧事業	137

VI 保健福祉部

	医療人材対策室	5-2-14	ふくしま医療人材確保事業	142
	医療人材対策室	5-2-16	保健医療従事者養成施設整備事業	148
VII	こども未来局			
	こども・青少年政策課	6-1-8	チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業	152
VIII	商工労働部			
	産業創出課	2-2-9	地域復興実用化開発等促進事業	160
	経営金融課	8-1-9	中小企業等グループ施設復旧整備補助事業	163
	企業立地課	8-2-2	ふくしま産業復興企業立地補助金、福島原子力災害等復興基金(立地勘定)積立	167
	医療関連産業集積推進室	9-2-1	医療機器開発促進強化事業	170
IX	観光交流局			
	観光交流課	10-2-6	福島インバウンド復興対策事業	176
X	農林水産部			
	農林企画課、農業振興課、畜産課、林業振興課	2-2-12	農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業	179
	農地管理課	4-1-7	ため池等放射性物質対策事業	182
	環境保全農業課	4-3-4	農業系汚染廃棄物処理事業	186
	農業担い手課	7-2-15	農業次世代人材投資事業	188
	農村振興課	7-2-30	多面的機能支払事業	190
	農村振興課	7-2-31	遊休農地活用推進総合対策事業	193
	農村基盤整備課	7-2-37	ため池等整備事業	195
	森林整備課	7-3-2	ふくしま森林再生事業	198
	森林整備課	7-3-3	広葉樹林再生事業	200
	農産物流通課	10-1-8	福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業	203

XI 土木部

道路整備課	2-1-14	復興拠点へのアクセス道路整備事業	206
まちづくり推進課	2-2-14	復興祈念公園整備事業	210
道路管理課	3-1-9	道路環境整備事業	213
建築住宅課	3-1-11	復興公営住宅整備促進事業	216
道路整備課	11-1-4	道路整備事業	219
河川整備課	11-1-5	公共災害復旧費（再生・復興）	225
河川整備課	11-1-6	交付金事業（河川）（再生・復興）	231
河川整備課	11-1-7	交付金事業（海岸）（再生・復興）	237
砂防課	11-1-8	交付金事業（砂防）（再生・復興）	241
まちづくり推進課	11-1-9	復興交付金事業（防災緑地）	245
高速道路室	11-2-7～ 8	双葉IC、大熊IC整備の促進	249
道路整備課	11-2-14	ふくしま復興再生道路整備事業	253
道路整備課	11-2-15	地域連携道路等整備事業	260
港湾課	11-2-16	小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業	268

XII 教育庁

高校教育課	1-1-24	ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業	275
高校教育課	2-2-19～ 21	福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業	278
施設財産室	6-2-8	大規模改修事業	284
健康教育課	6-2-29	ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト	286
文化財課	10-4-1	福島県指定文化財活用推進事業について	290
文化財課	10-4-12	指定文化財保存活用事業（災害復旧事業）について	292

XIII 病院局

病院経営課	2-1-15	ふたば医療センター附属病院運営	295
-------	--------	-----------------	-----

指摘事項及び意見の記載箇所一覧（指摘事項 8 件、意見 49 件）

部局	番号	事業名称	指摘事項	意見	頁
総務部	5-4-1	キビタン体操を活用した心と体の復興		3	13
	5-4-2	緊急スクールカウンセラー等派遣事業	1	1	17
企画調整部	2-2-2	J ヴィレッジ復興再整備事業		1	25
	10-4-2	地域創生総合支援事業		1	29
避難地域復興局	3-2-3	ふるさとふくしま交流・相談支援事業		1	47
	3-2-5	ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業		1	50
文化スポーツ局	2-2-3 ~4	アーカイブ拠点施設設置準備事業及びアーカイブ拠点施設整備事業		3	61
	2-3-3	「地域のたから」民俗芸能総合支援事業		2	65
	5-1-2	チャレンジふくしま県民運動推進事業		1	69
生活環境部	1-4-1	ふくしま地域公共交通強化支援事業		1	83
	2-2-6	「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業		4	97
	4-4-4	環境創造センター（交流棟）管理運営事業	1	6	118
	11-2-3	J R 只見線復旧事業		1	139
保健福祉部	5-2-14	ふくしま医療人材確保事業	2	2	145
	5-2-16	保健医療従事者養成施設整備事業		1	150
こども未来局	6-1-8	チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業		1	159
商工労働部	8-1-9	中小企業等グループ施設復旧整備補助事業		1	166
	8-2-2	ふくしま産業復興企業立地補助金、福島原子力災害等復興基		1	169

		金（立地勘定）積立			
	9-2-1	医療機器開発促進強化事業		1	174
農林水産部	2-2-12	農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業	1		180
	4-1-7	ため池等放射性物質対策事業		2	183
	7-2-15	農業次世代人材投資事業		1	189
	7-2-30	多面的機能支払事業		1	191
	7-2-31	遊休農地活用推進総合対策事業		1	194
	7-2-37	ため池等整備事業		1	196
	7-3-3	広葉樹林再生事業		1	200
	10-1-8	福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業	1		204
土木部	2-1-14	復興拠点へのアクセス道路整備事業		1	209
	11-2-7 ~8	双葉IC、大熊IC整備の促進		1	250
	11-2-15	地域連携道路等整備事業	1		267
	11-2-16	小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業		1	272
教育庁	1-1-24	ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業		1	276
	2-2-19 ~21	福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業		1	282
	6-2-8	大規模改修事業		1	285
	6-2-29	ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト	1		289
病院局	2-1-15	ふたば医療センター附属病院運営		3	300
	合計		8	49	

第1部 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

復興事業に係る事務の執行について

(2) テーマ選定の理由

国は令和2年度までを復興創生期間としており、来年度末で大規模な予算措置は原則終了する。東日本大震災前に9千億円だった福島県の予算が一時1兆9千億円まで拡大し、平成30年度は1兆4千億円だった。福島県は復興創生分として6千億円を予算措置しており、復興事業の金額的重要性、事業終了の見通しから、復興事業を対象に監査を実施することとした。

(3) 監査の範囲

平成30年度当初予算における復興・創生分6,178億円に該当する処の、平成30年度重点事業全事業一覧に掲載された事業など

3 外部監査の対象期間

平成30年度

4 外部監査の実施期間

平成31年4月から令和2年3月まで

5 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	橋本 寿	公認会計士
補助者	大出隆秀	公認会計士
補助者	鈴木一徳	公認会計士
補助者	田中 亮	公認会計士
補助者	村上芳文	弁護士、公認会計士

6 外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア 事業の合規性、適法性の検討

- イ 事業の経済性、効率性の検討
- ウ 事業の有効性、合目的性の検討

(2) 主な監査手続

- ア 予算書と節別決算書の検討
- イ 実施報告書、完了報告書の検討
- ウ 支出命令書、支出負担行為調書の検討

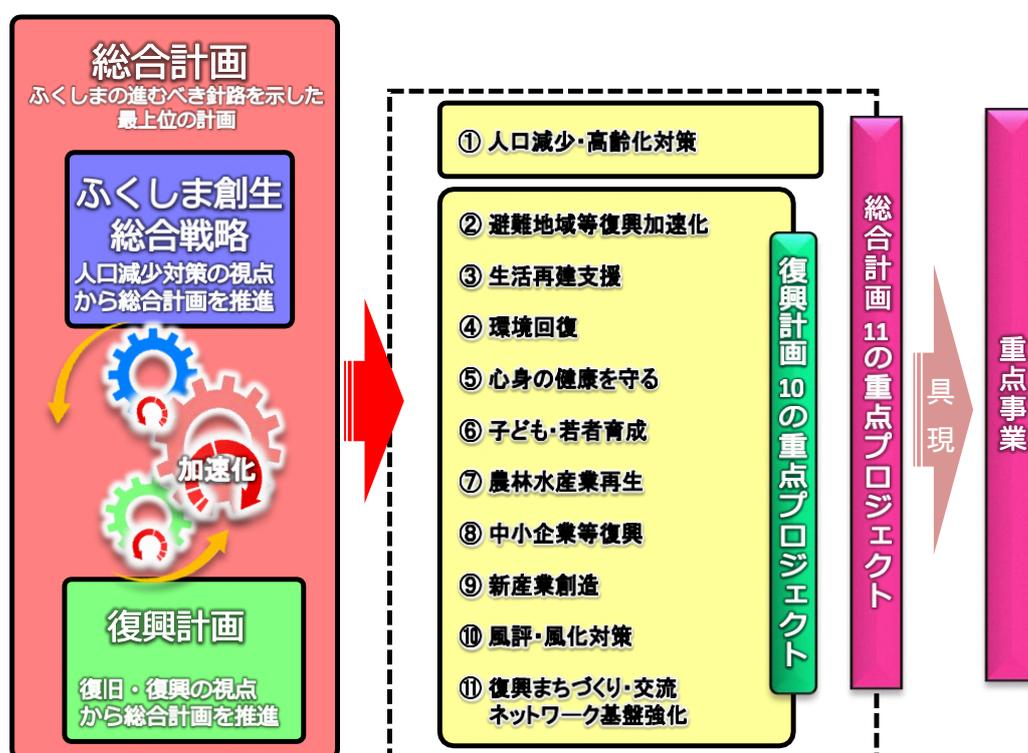
7 利害関係

地方自治法第 252 条 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査対象

1 平成30年度重点事業について

「福島県総合計画 ふくしま新生プラン」の中で、県づくりを進めていくための礎及び3本の柱に基づく政策のうち、東日本大震災・原子力災害からの復興・再生の視点により特に取り組むべき課題に対応したものを重点プロジェクトとして整理し、重点的に事業を実施している。



2 平成30年度重点事業 総括

*1)プロジェクト番号 *2)区分番号

*1	*2	11の重点プロジェクトと区分	事業数	事業費(百万円)
1	—	人口減少・高齢化対策プロジェクト	(195)	(55,721)
1	1	しごとづくり・しごとを支える人づくり	89	
1	2	新しい人の流れづくり	42	
1	3	結婚・出産・子育て支援	43	
1	4	暮らしやすく活力あるまちづくり	12	

1	5	高齢者が元気で豊かに暮らせるまちづくり	9	
2	—	避難地域等復興加速化プロジェクト	(63)	(67, 015)
2	1	安心して暮らせるまちの復興・再生	33	
2	2	世界のモデルとなる復興・再生	30	
3	—	生活再建支援プロジェクト	(37)	(30, 914)
3	1	住まいや安全・安心の確保	18	
3	2	帰還に向けた取組・支援	9	
3	3	避難者支援体制の充実	10	
4	—	環境回復プロジェクト	(33)	(124, 667)
4	1	除染の推進	8	
4	2	食品の安全確保	12	
4	3	廃棄物等の処理	5	
4	4	環境創造センター等における研究の推進	7	
4	5	廃炉に向けた安全監視	1	
5	—	心身の健康を守るプロジェクト	(41)	(21, 974)
5	1	県民の健康の保持・増進	12	
5	2	地域医療等の再構築	17	
5	3	最先端医療の提供	1	
5	4	被災者等の心のケア	11	
6	—	子ども・若者育成プロジェクト	(83)	(21, 339)
6	1	日本一安心して子どもを産み、育てやすい環境づくり	35	
6	2	復興を担う心豊かなたくましい人づくり	35	
6	3	産業復興を担う人づくり	13	
7	—	農林水産業再生プロジェクト	(80)	(72, 793)
7	1	安全・安心を提供する取組	11	

7	2	農業の再生	47	
7	3	森林林業の再生	10	
7	4	水産業の再生	12	
8	—	中小企業等復興プロジェクト	(42)	(93, 285)
8	1	県内中小企業等の振興	37	
8	2	企業誘致の促進	5	
9	—	新産業創造プロジェクト	(27)	(40, 075)
9	1	再生可能エネルギーの推進	15	
9	2	医療関連産業の集積	8	
9	3	ロボット関連産業の集積	4	
10	—	風評・風化対策プロジェクト	(65)	(18, 653)
10	1	農林水産物をはじめとした県産品の 販路回復・開拓	11	
10	2	観光誘客の促進・教育旅行の回復	13	
10	3	国内外への正確な情報発信	23	
10	4	ふくしまをつなぐ、きずなづくり	13	
10	5	東京オリンピック・パラリンピック を契機とした情報発信・交流促進	5	
11	—	復興まちづくり・交流ネットワーク基 盤強化プロジェクト	(39)	(135, 513)
11	1	津波被災地等の復興まちづくり	10	
11	2	復興を支える交通基盤の整備	19	
11	3	防災・災害対策の推進	10	
		合計	(705)	(681, 950)

平成 30 年度当初予算における「復興・創生分」6,178 億円と重点プロジェクトでの重点事業 6,819 億円とは差異が生じている。年度予算編成における事業区分の整理の仕方と、総合計画の重点プロジェクトにおける事業の整理方法が一部異なる場合があるので差異が発生している。

3 選定された事業の出典

第3部の監査結果において、監査対象として選定した各事業に付した番号（〇-〇-〇）は、「重点事業 全事業一覧」における、「プロジェクト番号-区分番号-事業整理番号」をそのまま利用している。

プロジェクト番号から区分番号、事業整理番号への付番の要領は次のようである。

- 1 プロジェクト番号
- 1 - 1 区分番号
- 1 - 1 - 1 事業整理番号

本件における具体的な付番状況は次のようになっている。

- 1 人口減少・高齢化対策プロジェクト
- 1 - 1 しごとづくり・しごとを支える人づくり
- 1 - 1 - 1 先端ICT人材育成・実証・開発支援事業
- 1 - 1 - 2 海外規制対応人材育成事業

- 1 - 2 新しい人の流れづくり
- 1 - 2 - 1 地域創生・人口減少対策本部事業
- 1 - 2 - 2 ふくしまから発信するコンテンツ推進事業

⋮
⋮

- 1 - 3 結婚・出産・子育て支援

1 - 3 - 1 女性プログラマ育成塾事業 ⇒ 総務部 私学・法人課 1 - 3 - 1

- 1 - 3 - 2 避難地域の復興を支える女性の活躍推進事業

今回の包括外部監査に当たっては、（〇-〇-〇）で付番された各事業を、福島県の部局ごとに並べ替え、部局別に監査を実施した。

4 選定された事業の選定基準

事業の選定に当たっては、次の点を選定の基準とした。

	選定の基準	例
1	事業規模が大きい（金額が多い）事業	市町村除染対策支援事業（生活環境部 4-1-4）
2	復興事業特有の事業と思われる事業	ふくしま復興再生道路整備事業（土木部 11-2-14）
3	現在、監査対象にしないと今後監査対象にできない事業	アーカイブ拠点施設整備事業（文化スポーツ局 2-2-4）

5 担当者など

各部局の担当者は次のとおり

包括外部監査人	橋本 寿	避難地域復興局、生活環境部、土木部
補助者	大出隆秀	総務部、文化スポーツ局、教育庁
補助者	鈴木一徳	保健福祉部、こども未来局、病院局
補助者	田中 亮	企画調整部、商工労働部、観光交流局
補助者	村上芳文	農林水産部

記載のない部局は、705 事業のうちから結果として監査対象として選定されなかったものである。

包括外部監査人の指揮の下、基礎資料の収集、往査及び報告書案の作成を各担当者が中心となって行い、意見の形成、指摘事項の判断及び包括外部監査報告書の作成を包括外部監査人が行った。

6 指摘事項と意見について

地方自治法第 272 条の 37 第 1 項において、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するために必要と認める特定の事件について監査するものとする。」と規定されており、地方自治法第 272 条の 37 第 5 項において、「包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員（中略）に提出しなければならない。」とされている。報告書では、「監査の結果に関する報告」を、「指摘事項」としている。

地方自治法第 252 条の 38 第 2 項において、「包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。」とされ

ており、これを報告書では「意見」としている。

今回の包括外部監査において、「指摘事項」と「意見」は以下の基準で区分するとともに、主なものを例示した。

	指摘の基準	例
1	法令、規則、内規等に違反していると判断されたもの	緊急スクールカウンセラー等派遣事業(総務部5-4-2)
2	効率性、経済性から改善すべき余地があると判断したもの	農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業(農林水産部2-2-12)
3	県民常識からして是正を要すると判断されるだろうと思われるもの	福島県産農産物等販路拡大タイアップ事業(農林水産部10-1-8)

	意見の基準	例
	組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの	ふくしま医療人材確保事業(保健福祉部5-2-14)

7 端数処理について

報告書全体を通して、端数処理の影響により表の中の数値と合計額が一致しない場合がある。

第3部 監査結果

I 総務部

総務部 私学・法人課

1-3-1 女性プログラマ育成塾事業

1 目的

国内では、IT人材（プログラマ）が不足する中、本県においては男性を中心に、IT人材の首都圏流失に歯止めがかからない状況にある。県内のIT人材の需要に対応する潜在労働力を掘り起こすために女性の力を大いに活用するとともに、IT企業という女性の新たな活躍の場を創造する必要がある。

ICT専門の大学である会津大学が、福島県情報産業協会等と連携し、県内IT関連企業に就職を希望する県内全域（県外避難者等）の女性を対象に、eラーニング（オンライン講座）を中心とするIT技術の基本やプログラミングのスキルを習得する機会を提供し、更に県内IT企業への就労に結び付け、福島の復興創生に不可欠なIT人材の確保及び女性活躍の創造に資する。

2 事業内容

女性プログラマ育成塾事業

平成29年度からの第1期生の学習及び就労支援（平成30年4月～9月）、第2期生の受講者募集及び学習（平成30年7月～平成31年3月）に関わる費用に対して補助金を交付する。

- (1) 補助先 会津大学
- (2) 補助率 県100%
- (3) 補助額 委託費：35,396千円
受講料：4,000千円
差引：31,396千円

3 事業の開始時期

平成29年度から開始

4 財源

一般財源（県単独事業）

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	0	43,514	31,396
決算額	0	42,579	28,988

※平成29年度より3年間の事業

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
(1)負担金・補助金及び交付金		
(内訳)労務費	8,411	4,626
委託費	23,393	25,908
調達費	864	1,062
事務費	2,159	1,192
その他	569	0
合計	35,396	32,788
(2)事業収入	4,000	3,800
差引	31,396	28,988

6 主な事業実施の内容

(1) 第 1 期生

- ア 受講生 104 名（開講期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）
- イ 職場体験実施（受講生延べ 11 名、企業延べ 4 社参加）
- ウ ジョブマッチング開催（受講生延べ 25 名、企業延べ 20 社参加）
- エ 就労状況 2019 年 4 月 1 日現在 56 人（雇用更新 21 名、新規雇用 35 名）

(2) 第 2 期生

- ア 受講生 102 名（開講期間 平成 30 年 7 月 1 日～令和元年 6 月 30 日）
- イ ジョブマッチング開催（受講生延べ 10 名、企業延べ 15 社参加）

(3) 第 3 期生

- ア 受講生 104 名（応募総数 151 名）
（開講期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

(4) 事業効果

- ア 数値目標（平成 29 年度～31 年度）
- イ 県内 I T 関連企業等への就職者累計 150 人を目標

7 補助金及び委託事業の主な内容

(1) 補助金の内容

県は、県が設立する公立大学法人の地域社会に対する保健、医療、福祉、産業及び文化などへの貢献事業を推進するため、法人に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県財務規則第 107 号）及び福島県公立大学補助金交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金は、当該事業の他、同要綱の別表 1 に記載されている 19 の事業を実施する場合の経費について知事が補助額を決定する。

補助額は、上記 2 に記載のとおり、当該事業は補助率 100%である。監査対象年度は、受講者 102 名中 7 名の受講料免除者があり、95 名の受講者から 40,000 円の受講者負担金を徴収している。

(2) 補助金事業の主な委託事業の内容

主な業務委託内容は、女性プログラマ育成成熟授業の中核をなすプログラマ育成講座

のeラーニング教材の提供及び運用支援、スクーリング（eラーニングの反転学習）の開講、eポートフォリオ（履修管理システム）の保守、加えて就労支援ジョブマッチングの際のキャリアコンサルティングの業務を委託する。今期の委託契約金額は、下記のとおりである。

今期は、平成30年4月1日	当初契約額	19,483,599円
平成30年9月3日	増額変更額	1,107,000円
平成30年12月21日	増額変更額	2,926,497円

その他、第2、3期生募集に関するテレビ広告等のプロモーション経費等を外部委託している。

8 監査手続及び監査結果

下記の点について、担当者へ質問するとともに、関連調書・資料の確認を実施した。

- (1) 補助金の交付申請手続から実績報告までの手続の妥当性
- (2) 補助金事業の主な委託契約の締結、執行管理、完了報告手続の妥当性
- (3) 受講料収入の徴収状況の妥当性
- (4) 事業効果の測定と評価の妥当性

9 指摘事項及び意見

特になし。

総務部 広報課

5-4-1 キビタン体操を活用した心と体の復興

1 目的

東日本大震災から6年半以上が経過し、避難指示解除が進む中、住民の帰還が進んでいないため、県の復興シンボルキャラクターである「キビタン」を通じて、被災者の心の復興、地域活性化等を図る。

2 事業内容

県の復興シンボルキャラクター「キビタン」が、県内外で、被災者の心の復興、地域活性化、震災の風化防止活動等における県の復興状況や魅力を発信する。具体的活動は、「ふくしまから始めよう。キビタン」が、被災者や支援団体等が主催する交流会や地域活動の場を訪問して、キビタン体操や活動等をサポートする。

3 事業の開始時期

平成30年度から開始

4 財源

被災者支援総合交付金

5 主な実施事業の内容

(1) 訪問先

- ア 県内外の被災者や支援団体等が主催する交流会や地域活動の場
- イ 県内の保育所、幼稚園、小学校、屋内遊び場など

(2) 訪問回数

- ア 交流会や地域活動の場
目標 県内50件以上・県外30件以上
実績 県内11件（達成率22%）・県外4件（達成率13%）
- イ 保育所訪問
目標 100件以上
実績 119件（達成率119%）

(3) 活動内容

- ア 被災者や支援団体等が主催する交流会や地域活動の場で、キビタン体操や活動のサポートを行うこと
- イ 県内の保育所、幼稚園、小学校、屋内遊び場で、子供達と一緒にキビタン体操や運動を行うこと

(4) キビタン体操のPRツールの制作

- ア キビタン体操の説明が記載されたチラシを20,000枚製作すること
- イ キビタン体操をレクチャーするためのDVDを200枚製作すること

(5) その他

キビタンの着ぐるみを県で貸し出すので、この着ぐるみを使用して活動すること

6 予算額・決算額の推移（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	0	25,924
決算額	0	0	16,796

(2) 平成 30 年度委託料の節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
賃金	1,423	470
共済費	152	-
旅費	763	381
役務費	310	183
委託料	13,500	9,960
使用料	483	211
需用費	866	384
賃借料	4,468	2,592
管理費	2,039	1,371
(消費税)	1,920	1,244
合計	25,924	16,796

7 委託契約の内容

(1) 「ふくしまから始めよう。キビタン」が、被災者や支援団体等が主催する交流会や地域活動の場を訪問して、キビタン体操や活動等をサポートする（訪問先、訪問件数は、上記5のとおり）。

(2) 当初契約 平成30年8月20日 42,973,524円
 変更契約 平成31年3月5日 保育所等の訪問回数は、目標値を達成したものの交流会や地域活動の場の訪問回数が達成困難なため、25,923,637円に減額補正
 平成31年3月29日 委託業務完了報告書による実績報告により、委託料は、さらに減額され、16,795,951円で確定

8 監査手続及び監査結果

- (1) 委託者の選定手続について担当者に質問するとともに、委託契約書等の関係資料を確認
- (2) 予算の執行管理の状況について担当者に質問するとともに、発議書、支出命令書、検査調書等の関係書類を確認
- (3) 事業実施後の評価について、業務管理報告書・実施報告書等を確認

9 指摘事項及び意見

(1) 減額補正と事業実施の遅延について

平成30年4月1日付け事業計画承認後、受託予定の事業者より事業実施に必要なスタッフ要員の直接雇用計画が困難であることが判明し、平成30年5月より、新たな事業実施体制を検討している。新たな事業実施体制の積算での国への交付申請の承認は、大幅に遅延し、新規の契約は、8月20日である。

受託事業者の選定は、2社のプロポーザル方式での随意契約である。選定においては、①被災者交流会等参加、②保育所訪問、③復興イベント等参加、④活動名称等、⑤業務推進体制、⑥その他の提案、等の点において、部局内の書面審査によって選定されている。委託事業実施体制の整備は、一義的には受託事業者の責任ではあるが、業務実施の推進体制、業務人員の確保は、プロポーザル方式の重要な審査項目である。必要であれば、部局内の書面審査のみでなく、事業受託予定者へのヒアリング等による確認を行う必要がある。

(2) 契約内容の変更について

この事業について、受託事業会社であるA株式会社は、受託事業の人材確保のため、自社のグループ会社の人材派遣会社であるB株式会社にスタッフの派遣を依頼している。当初契約にはない事由が発生した場合、発注者である県は、主な業務内容の再委託先である業者の適任性を検証し、受託事業者より書面による変更申請・承諾書を求める必要がある。

(3) 情報発信について

キビタンの保育所訪問は、目標に対して実績が119%であり、十分に事業目的を達成しているが、交流会訪問については、県内・県外とも各々22%・13%と低調である。これは、交流会訪問において、参加者に高齢者が多くキビタン体操ができないこと（体操の認知度が低い）、体操を行う広さの会場が確保できない等の理由による。キビタン訪問先の選定について、ロケーションや参加対象者に関する分析など事前リサーチが不足していたのではないかとと思われる。なお、県外交流会では、キビタンが訪問することにより、福島県を思い出し精神的負担が生じるとの意見もあった。心の復興にキビタンが結びつくとは限らない点で、キビタンの押しつけになるのではないかと、との反省も必要だと思われる。

キビタンを県の復興シンボルとして今後も活用するには、アンケート調査などにより広く県民からも意見を求め、キビタンへの認知度や活動内容、活動の場、要望などについて検討する必要がある。また、復興五輪を標榜する次年度オリンピック競技開催地である福島と復興シンボルキャラクターであるキビタンを関連付けた効果的な情報発信についてや、東京2020マスコットキャラクターとの関係など、具体的な広報戦略を検討する必要があると思われる。

総務部 私学・法人課

5-4-2 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

1 目的

東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア等に当たるため、緊急にスクールカウンセラー等の派遣を実施する。

2 事業内容

(1) 緊急スクールカウンセラー・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣事業

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、県内の各私立学校の要請を受けて派遣し、被災した幼児児童等のこころのケア、教職員、保護者等への助言、援助等を行う。

(2) 生活基盤を築くための私立高校生等支援事業

進路アドバイザーを県内各方部に配置し、就職を希望する私立高校生等や新規高卒者等の望む職業生活向上や生活基盤安定の支援を実施する。

3 事業の開始時期

平成 23 年度から開始

4 財源

緊急カウンセラー等活用事業交付金
被災者支援総合交付金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	45,860	50,689	52,902
決算額	41,827	49,380	48,325

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
ア 緊急スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者の派遣事業	28,858	25,523
イ ふくしまで生活基盤を築くための私立高校生等支援事業	24,044	22,802

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
ア 緊急スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者の派遣事業		
需用費	5	5
役務費	30	17

委託料(内訳)		
人件費	24,666	17,800
物件費	127	4,087
管理費	2,479	2,190
消費税	1,551	1,424
小計	28,858	25,523
イ ふくしまで生活基盤を築くための私立高校生等支援事業		
委託料(内訳)		
人件費	18,625	17,119
管理費	2,024	1,919
物件費	1,614	2,075
消費税	1,781	1,689
合計	24,044	22,802

6 主な実施事業の委託業務の内容

(1) 緊急スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者の派遣事業

緊急スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者の派遣事業は、いじめや不登校等、児童生徒の問題の解決、震災後の心のケアに資することを目的に、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はカウンセラーに準じる者を私立幼少中高等学校に配置する事業である。現状は、担当する臨床心理士及び準じる者が県内に不足しているため、受託事業者は県外からの派遣を含めて対応している(平成30年度福島県緊急カウンセラー等候補者名簿に登録されている人数は30人、うち、臨床心理士に準ずる者は1名)。

- ア 派遣対象園・校数 48園・校
- イ 派遣回数 延べ870回
- ウ 派遣時間 延べ4,350時間

特定非営利活動法人と単独随意契約を締結している。当該団体は、現地で共に暮らす支援者達(臨床心理士等)が結集した団体で、県内全域にネットワークを持ち、スクールカウンセラー等を派遣することが可能であること、東日本大震災以後、地域の学校等でのスクールカウンセラーの配置が進み、人材が不足している中、県内全域を対象とする本事業を受託できるのは、当該団体のみであるとの理由による。財務規則施行通達第269条関係第1項第2号の「契約内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴し、又は、第1項に規定するファイルに記録させることが困難又は不適當であるとき」に該当するため、単独随意契約となっている。

(2) 生活基盤を築くための私立高校生等支援事業

- ア 委託先 民間事業者
- イ 派遣人数 9人
- ウ 派遣対象校数 高等学校17校 高等専修学校15校
- エ 派遣日数 延べ1,836日

当該業務は、高校生等の就職、進路指導及び職業生活に係る相談に関する専門性を有する特別な事業であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その他の契約でその性質又は競争入札に適しないもの」に該当するため、随意契約となっている。過去、私学・法人課及び高校教育課において、本事業と事業内容が類似している

事業の受託実績があり、本事業を実施する専門性を有していると認められた4者による見積合わせにより、委託先が決定されている。

7 監査手続及び監査結果

- (1) 委託先の選定に関わる入札手続について担当者に質問するとともに関係書類を確認
- (2) 事業の執行状況について発議書・委託契約書・委託仕様書・検査調書等を確認
- (3) 事業成果について実績報告書等の関係資料の確認

8 指摘事項及び意見

指摘事項

緊急スクールカウンセラー、スクールカウンセラーに準ずる者の派遣事業

委託契約書第4条第1項に定める委託業務実施状況報告書については、第1号様式において、対象となる被災した幼児児童生徒等の受入数（各月の基準日の平均）の欄があるが、各月とも記載がない。

この事業の対象は、東日本大震災及び東京電力福島第1原発事故により被災した地域の私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校、幼保連携型認定こども園並びに避難した幼児児童生徒を受け入れている学校等の幼児児童生徒等であるため、被災した幼児児童生徒等の受入数の把握は、幼児児童生徒へのカウンセリングの実績数の集計とともに、事業評価の観点からも重要である。派遣回数の実績とともに、派遣先の園、学校の避難者受入れ状況、避難している園児、学生の相談内容、傾向と対応、保護者からのニーズの集約等、事業評価の総括が必要と思われる。

意見

生活基盤を築くための私立高校生等支援事業

当事業は、平成23年から27年までは、緊急雇用創出事業として実施され、平成28年度からは、被災者総合交付金を財源として実施されている。過去5年間は同一の事業者が委託されている。当年度の契約手続は、見積者4社、2社辞退、2社の見積もり合わせにより委託業者が決定されている。当該業務は、高校生等の就職、進路指導及び職業生活に係る相談に関する専門性を必要とする事業であるが、この専門性を必要とするのは、この相談業務を担当する進路アドバイザーの担当者であり、必ずしも派遣元の派遣会社自体とは言えない。長期にわたり、同一の事業者が受注していること自体に問題がある訳ではないが、契約手続が形骸化していないか、留意する必要がある。

契約手続の透明性・公平性から、一般競争入札手続によることが望ましい。委託仕様書には、成果品の事項として、業務委託状況報告書（第1号様式）と実績報告書（第2号様式）の書類の提出が求められている。また、進路アドバイザーには、週次・月次の進路アドバイザー報告書の提出が求められている。この報告書では、①訪問事業所数、②内新規事業所数、③求人開拓事業所数、④開拓先への内定者数、等の記載の他、相談件数と内容、平成29年度からは、「卒業者への声掛け件数」欄を追加し、活動内容の報告を受けている。しかし、これらの報告の年間集計値、事業成果を全体としてまとめた評価資料がなく、事業成果を客観的に評価することが困難な状況にある。当事業の評価については、福島県における離職率の低下が見られるとの回答を受けたが、事業の実施主体者は、県内求人開拓先への内定者数・県内企業への就職者数、県内就職率の向上等の年間集計値を事業実績として把握し、評価指標とするとともに、これらの指標を次年度以降の具体的な達成目標の設定に役立てる等、事業成果を具体的に集計・把握する必要があると思われる。

総務部 施設管理課

11-3-2 合同庁舎整備に要する経費

1 目的

復興まちづくり・交流ネットワーク基盤強化プロジェクトのうち、防災・災害対策の推進事業の一環として合同庁舎を整備する。

2 事業内容

合同庁舎の耐震性能や設備の状況を踏まえ、必要な改修を行う。

3 事業期間

平成 25 年度から開始

4 財源

一般財源及び県債

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	242,825	99,931	248,542
決算額	219,494	91,969	130,835

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
白河合同庁舎車庫A耐震改修工事	24,373	20,304
山鹿車庫耐震改修工事	65,733	37,617
喜多方合同庁舎車庫B耐震改修工事	30,032	30,407
郡山合同庁舎整備事業	128,404	42,507
内) 耐震改修工事	80,000	10,690
内) 仮庁舎リース料	22,904	20,827
内) 駐車場賃貸料	4,320	4,320
内) 執務室移転委託料	13,000	1,900
内) 電話設備移転委託料	1,560	2,754
内) LAN・ネットワーク移転	3,160	1,941
内) TV会議システム移転	2,720	0
内) 複写機移転	240	0

内) 塔屋不要文書廃棄	500	74
合同庁舎整備に要する経費 計	248,542	130,835

往査対象としたのは郡山合同庁舎整備事業のみ

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

往査対象とした郡山合同庁舎整備事業に関して

節区分	契約	予算額	決算額
工事請負費	耐震改修工事	80,000	10,690
使用料及び賃借料	仮庁舎リース料	22,904	20,827
	駐車場賃貸料	4,320	4,320
委託料	執務室移転委託料	13,000	1,900
	電話設備移転委託料	1,560	2,754
	LAN・ネットワーク移転	3,160	1,941
	TV会議システム移転	2,720	0
役務費	複写機移転	240	0
	塔屋不要文書廃棄	500	74
合計		128,404	42,507

6 事業内容及び契約の概要

防災・災害対策の推進事業の一環として、合同庁舎の耐震改修工事及び緊急性を要する設備、防災上の観点から必要不可欠な設備、減災化計画で改修目標が定められている工事を主に、改修工事を実施する。このうち郡山合同庁舎整備事業を往査対象として選定し、見積、入札手続、契約手続、支払手続、完了報告等について検討した。

契約に至った経緯は次のとおり

(単位：千円)

	入札契約方式	参加数	予定価格(税込)	契約価格
耐震改修工事	条件付一般競争入札	5	72,846	72,280
仮庁舎リース料	公募型プロポーザル	2	238,610	238,032
駐車場賃貸料	随意契約	1	4,320	4,320
執務室移転委託料	一般競争入札	3	21,612	12,744
電話設備移転委託料	随意契約	1	7,009	7,009
LAN・ネットワーク移転	随意契約	1	7,686	7,686
不要文書廃棄単価契約	見積合わせ・くじ	2	0.027	0.027

7 監査手続及び監査結果

入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について監査した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

II 企画調整部

企画調整部 エネルギー課

2-2-2 J ヴィレッジ復興再整備事業

1 目的

J ヴィレッジは原発事故の発生直後から事故収束拠点として使用され、全ての業務の休止を余儀なくされているが、本県復興のシンボルとして平成 30 年度夏の一部営業再開に向け、施設の再整備を進めるとともに、J ヴィレッジの利便性向上や周辺地域の復興を図るため、新駅の整備を行う。

2 事業内容

新たな価値を持った施設としての再整備を図るとともに、県内外に向けて J ヴィレッジの復活を PR し、継続的な利用促進を図る。

新たな付加価値の創造等として、次の 3 施設を整備

- ・全天候型練習場
- ・新宿泊施設
- ・ J ヴィレッジ駅

(単位：千円)

	全体事業費	平成 30 年度	財源
基本設計	53,028	0	
復興再整備事業	4,302,728	1,029,914	
(うち全天候型サッカー練習場)	2,302,728	282,990	復興基金、諸収入他
(うち新宿泊施設)	2,000,000	745,730	復興基金、諸収入他
復興サポーター事業	132,706	55,002	復興基金
復興基金積立事業	0	1	寄付金、財産収入
J ヴィレッジ駅整備事業	500,000	200,000	復興基金
合計	4,988,462	1,284,916	

3 事業期間

平成 27 年度から

4 財源

スポーツ振興くじ（toto）助成金などの諸収入、J ヴィレッジ復興寄付金（企業版ふるさと納税を含む）（寄付金）、復興基金（繰入金）、一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	376,998	3,111,966	1,312,269
決算額	376,747	3,099,889	1,310,293

(2) 平成 30 年度 事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
復興再整備事業	1,025,818	1,024,908
（うち全天候型サッカー練習場）	280,088	279,178
（うち新宿泊施設）	745,730	745,730
復興サポーター事業	65,653	64,588
復興基金積立事業	1	0
J ヴィレッジ新駅整備事業	200,000	200,000
地域に広がる J ヴィレッジ活用策 検討事業	15,023	15,023
全天候型練習場維持管理運営事業	5,774	5,774
合計	1,312,269	1,310,293

(3) 平成 30 年度 節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
共済費	150	146
賃金	927	912
報償費	80	17
旅費	946	843
需用費	3,206	2,177
役務費	1,320	563
委託料	41,790	41,789
使用料及び賃借料	344	342
工事請負費	265,615	265,614
備品購入費	2,160	2,160

補助金、負担及び交付金	995,730	995,730
積立金	1	0
合計	1,312,269	1,310,293

6 事業内容及び委託契約（受託）の概要

(1) 委託費（復興整備事業）：7件（総額41,378千円）

全天候型サッカー練習場新営工事にかかる監理業務、全天候型サッカー練習場指定管理、Jヴィレッジ活用策検討調査等業務委託、Jヴィレッジ全面再開イベント遂行業務などサンプルで2件について、入札・契約から実績報告・支払に係る関連書類を調査した結果、特に問題は認識されなかった。

(2) 復興整備事業（工事請負費）：契約額2,027,794千円（精算額265,614千円）

全天候型サッカー練習場の建設に係る工事請負費。平成30年度の精算額265,614千円について、工事实績報告などの関係書類等を閲覧した結果、特に問題は認識されなかった。

(3) 復興整備事業（補助金）

ア 一般財団法人福島県電源地域振興財団

補助額：2,000,000千円（支払額745,730千円）

新ホテルの建設費用補助。補助金申請及び工事实績報告などの関係書類等を閲覧した結果、特に問題は認識されなかった。

イ 株式会社Jヴィレッジ

補助額：50,000千円（支払額50,000千円）

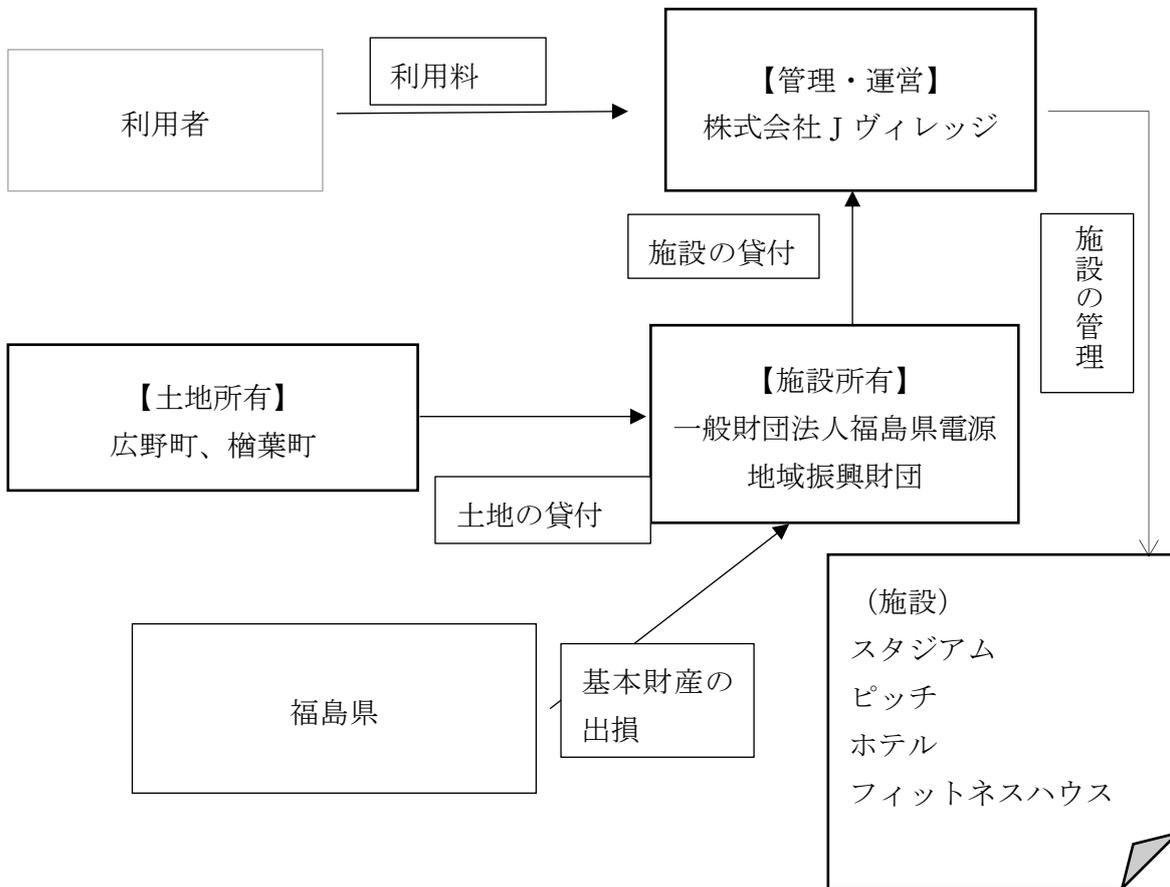
Jヴィレッジ復興再整備事業のうち広報・PR活動にかかる費用を補助。補助金申請に係る書類等を閲覧した結果、特に問題は認識されなかった。

7 監査手続及び監査結果

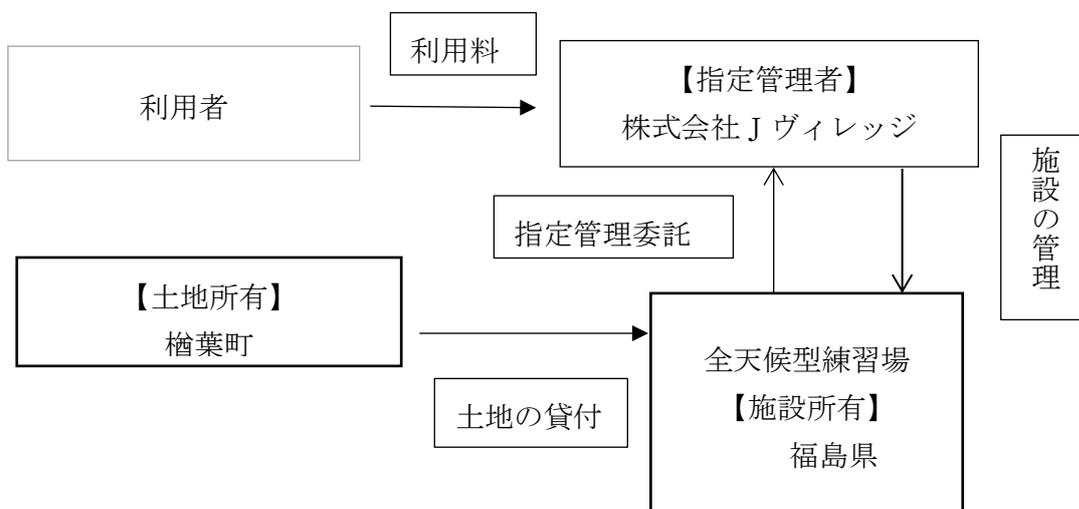
交付金交付申請書、変更承認申請書、実績報告書、交付請求書、支出命令書等を検討した。監査手続上、特に指摘すべき事項はなかった。

※J ヴィレッジの運営スキーム

【ナショナルトレーニングセンター J-VILLAGE (練習場・宿泊施設)】



【全天候型練習場】



8 指摘事項及び意見

意見

当該事業は復興基金等の財源を利用して、東日本大震災以後、施設使用が停止していたJヴィレッジについて、新たな価値を持った施設として再整備し継続的な利用促進を図るものである。

Jヴィレッジは日本初のサッカーナショナルトレーニングセンターとして開設され、国内外のトップチームに利用されてきた。原子力発電所の事故により施設が利用できなくなったため、これらのトップチームなどは県外の練習場を利用することとなった。

一度離れてしまった利用者を施設に呼び戻すため、①全天候型練習場、②新しい宿泊施設、③Jヴィレッジ駅といった新たな付加価値を創造し、PR活動を大々的に実施している。平成30年7月に一部の施設が再開され、平成31年4月から全面的に再開し、新駅を開業した。

再開後ももない状態であり、今後の利用者促進のためPR活動等を実施している状態であることから、継続的にPR活動・イベントの誘致などにより、更なる利用者数増加を目指す必要がある。

1 目的

住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進するため、市町村・民間団体等が実施する地域活性化の取組を支援するとともに、地方振興局を中心とする出先機関が、地域課題に機動的かつ柔軟に対応するため、地域の実情に応じて事業を企画・実施する。

2 事業内容

サポート事業

- (1) 一般枠（補助率 2/3）：民間団体等（市町村は対象外）が行う地域づくり活動への支援

補助額 50 万円～500 万円。※復興関連の取組を優先採択

- (2) 地域創生・市町村枠（補助率 3/4）：地域創生の推進に資する事業を支援

補助額 50 万円～1,000 万円。

- (3) 健康枠（補助率①集落等、市町村 3/4、②民間団体 2/3）：東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向けた取組や、心身の健康の維持・増進を図るため地域ぐるみで行う健康づくり活動など健康長寿ふくしま、「健康」をテーマとしたチャレンジ福島県民運動の推進に資する事業への支援

補助額 50 万円～500 万円

- (4) 過疎・中山間地域集落等活性化枠（補助率 4/5）：集落等が行う再生の取組、計画づくり等を支援

補助額 25 万円～500 万円

- (5) 地域資源事業化枠（里山経済活性化事業）（補助率 4/5）：「働く場と収入の確保」のため地域資源を活用した事業への支援強化など

補助額 上限 1,000 万円

- (6) 地域づくり人材育成事業：地域づくり実践者の人材育成、実践者のレベルアップを図るための講座を実施など

戦略事業

1 振興局当たり 37,000 千円程度を配分。各地方振興局が、配分された予算の中で、地域の実情に即した形で柔軟かつ機動的に実施する。

- ・震災に伴う各地域固有の課題に対応、解決するために必要とする事業（地域経営事業）
- ・過疎・中山間地域の振興を図る事業（過疎・中山間地域振興事業）
- ・広域に及ぶ地域課題や、年度途中に発生する突発的な課題に対応する事業（地域連

携調整事業)

3 事業期間

(1) サポート事業 (補助事業)

住民が自ら行う地域づくり活動を支援

(平成 26 年度～地域振興事業調整費、平成 11 年度～地域づくりサポート事業、平成 18 年度～地域づくり総合支援事業、平成 27 年度～地域創生総合支援事業)

ア 一般枠、過疎・中山間地域集落等活性化枠、地域資源事業化枠 (平成 26 年度～)、地域創生・市町村枠 (平成 27 年度～)、健康枠 (平成 29 年度～)、地域活力創造・チャレンジ枠 (平成 31 年度～)

(2) 県戦略事業 (直営事業)

ア 各地方振興局が地域の実情に即した事業を柔軟かつ機動的に実施

過疎・中山間地域振興事業 (平成 18 年度～)、地域連携調整事業、地域経営事業 (平成 27 年度～)

イ 現場主義による地方創生の深化を図るため、平成 28 年度から地域連携調整事業及び地域経営事業を地域振興課に移管し県戦略事業として統合。

4 財源

福島県原子力災害等復興基金、被災者支援総合交付金、地方創生推進交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移 (過去 3 年間) (単位: 千円)

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	830, 148	823, 711	848, 460
決算額	777, 526	784, 695	801, 675

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
(サポート事業)		
一般枠	223, 527	214, 132
地域創生・市町村枠	279, 094	270, 083
健康枠	49, 847	43, 361
過疎・中山間地域集落等 活性化枠	31, 738	24, 061

地域資源事業化枠	14,412	12,046
地域づくり人材育成事業	944	325
事務費	1,650	1,284
小計	601,212	565,292
(県戦略事業)	238,570	227,753
県戦略事業	114	66
事務費	8,564	8,564
小計	247,248	236,383
合計	848,460	801,675

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
(サポート事業)		
報償費	724	224
旅費	940	511
需用費	448	444
役務費	330	309
使用料及び賃借料	122	121
負担金、補助及び交付金	598,648	563,683
小計	601,212	565,292
(県戦略事業)		
報償費	0	3,795
旅費	8	10,544
需用費	33	14,599
役務費	14	2,953
委託料	0	155,966
使用料及び賃借料	59	3,824
負担金、補助及び交付金	238,570	36,115
補償、補填及び賠償金	0	23
償還金、利子及び割引料	8,564	8,564
小計	247,248	236,383

合計	848,460	801,675
----	---------	---------

6 事業内容及び委託契約（受託）の概要

当該事業は多数の小事業の集合体であるため、ランダムにサンプルで9件をピックアップして、補助金の申請から支払に係る書類について調査を行った。この結果、一連の手續において特に問題は認識されなかった。

7 監査手續及び監査結果

交付金交付申請書、変更承認申請書、実績報告書、交付請求書、支出命令書等を検討した。監査手續上、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

当該事業は、地方振興局を中心とする出先機関が、集落等や民間団体、市町村等とともに考え、住民が主役の個性と魅力にあふれる地域づくりの推進に寄与することを目的として事業を創設するものである。

支援対象となる事業の目的については「福島県地域創生総合支援事業」実施要領に記載されているが、実施する事業手法については特に記載がない。例えば、地域創生・市町村枠における「地域の復興として里山景観形成事業」では、沿道の立ち木伐採を里山整備事業として実施していたが、同様の作業は基礎自治体である市町村の財源で行うのが一般的であると思われる。このように、復興財源を使用するか否かの判断においては、誤解が生じないように慎重に行うべきものとする。

Ⅲ 避難地域復興局

避難地域復興局 避難地域復興課

2-1-2 避難地域復興拠点推進事業

1 目的

原子力災害による影響を強く受けた避難地域の帰還・再生を推進するため、避難地域 12 市町村で計画されている復興拠点づくりについて、福島再生加速化交付金等の既存の国庫補助制度等において対象とならない、隙間となっている部分、事業を対象に交付金を交付することにより支援することで、復興拠点づくりの推進を図る。

2 事業内容

「避難地域復興拠点推進交付金交付要綱」により交付金を交付する。

(1) 交付対象

避難地域 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）

(2) 対象事業

市町村が策定した復興計画等に定められた復興拠点づくりにおいて、福島再生加速化交付金等の国庫補助制度が対象としていない、用地取得・造成事業・復興拠点整備のための建物等の解体及び撤去事業等

(3) 補助率

10/10 以内

3 事業期間

平成 27 年度から開始

4 財源

中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	789,000	491,059	483,439
決算額	768,834	460,310	441,010

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用額
負担金、補助金及び交付金	483,439	441,010	42,429

6 事業内容及び概要

交付対象となった事業は次のとおり

事業	決算額
南相馬市復興拠点施設整備事業（小高区認定こども園用地取得事業）	28,706
南相馬市復興拠点施設整備事業（小高区認定こども園用地造成事業）	57,665
南相馬市復興拠点施設整備事業（小高区認定こども園用地追加造成事業）	5,717
富岡町復興拠点整備事業（夜ノ森駅西口駅前広場調査設計事業）	11,826
富岡町復興拠点整備事業（夜ノ森駅西口駅前広場用地取得事業）	22,427
浪江町交流・情報発信拠点施設整備事業（土地造成事業）	283,983
葛尾村中心拠点整備事業（復興交流館土地造成事業）	30,686
合計	441,010

- (1) 南相馬市の認定こども園については、施設建築費用約6億円は、福島再生加速化交付金等の財源が使えるものの、土地取得、造成工事費用は国庫補助等対象外であるため。
- (2) 富岡町の夜ノ森駅は、従来駅東口のロータリーから町並みが続いていたが帰還困難区域となっている。今般、JR東日本が常磐線夜ノ森駅に東西自由通路及び橋上駅舎を新設することになり、駅西口（避難指示解除済）が利用されることとなった。係る事態に対応して、町は夜ノ森駅西口駅前広場（約2,500㎡）を整備することとし、その用地取得、調査設計費用の財源とする。
- (3) 浪江町は町内に不足している商業施設や交流施設を兼ね、町の情報発信の中心となる浪江町交流・情報発信拠点施設「道の駅なみえ」（令和2年7月一部開業予定）を整備するための土地造成費用に充当するため。
- (4) 葛尾村は、葛尾村復興交流館「あぜりあ」の建設に伴う、土地造成工事に関して平成29年に7,906万円交付申請して、年度中に4,838万円概算払いされたものだが、工事の遅れにより事故繰越しとなり、平成30年8月に3,068万円の支払となった。

7 監査手続及び監査結果

上記、全ての交付金について、交付金申請書、実績報告書、支出命令書等の内容を検討した。葛尾村の事業に関しては、事業が平成30年4月27日に完了していたものの、実績報告書の提出が同年7月2日になった（遅延理由書あり）。また、村の提出書類の不

備から県の完了検査が同年7月31日となった。その後も書類の修正を要したことから、県の成果確認が同年8月17日となった。これら村の事務処理手続には不慣れ故の不手際があったものの、村の職員数、対応力を考えるとやむを得ないと思われる。指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

避難地域復興局 生活拠点課

3-1-2 生活拠点コミュニティ形成事業

1 目的

避難先における新たな生活拠点の形成を支援するため、支援員（コミュニティ交流員）を配置し、交流活動を促進する。

2 事業内容

(1) 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成：73 地区(団地)、4,890 戸の復興公営住宅に支援員（コミュニティ交流員）を配置し（98 人計画）、交流活動の企画・運営、団地の自治組織の立上げや地域との対話の場づくりを進めるなど、復興公営住宅の入居者同士や地域との橋渡しを担う。

(2) 団地自治組織の自立及び活性化：団地自治組織が自主的、主体的に取り組む活動を補助金交付により後押しすることにより、コミュニティ機能の強化や自治活動の活性化を図る。

3 事業期間

平成 26 年度から開始

4 財源

長期避難者生活拠点形成基金(342,834 千円)、被災者支援総合交付金(1,656 千円)

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	208,935	326,960	351,867
決算額	202,105	325,098	344,490

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
ア 生活拠点におけるコミュニティ維持・形成「委託」	349,773	342,834
イ 団地自治組織の自立及び活性化（補助）	2,094	1,656
合計	351,867	344,490

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用額
旅費	280	26	253
需用費	350	227	122
役務費	78	4	73
委託料	348,819	342,477	6,341
使用料及び賃借料	246	98	147
負担金、補助金及び交付金	2,094	1,656	438
合計	351,867	344,490	7,376

6 事業内容及び契約の概要

(1) 「生活拠点コミュニティ形成支援業務」を委託するため、平成 28 年 3 月 4 日に公告し、企画プロポーザル（提案者 3 者）による随意契約により業務委託者（特定非営利活動法人みんぷく）を決定した。当該委託契約は平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月まで 3 年間にわたる委託契約である。

ア 復興公営住宅入居者が入居者同士や地域住民との交流を深め、新たな関係を築いていくため、その橋渡しを担う支援員（コミュニティ交流員）の配置・管理

イ 避難先における新たな生活拠点の形成に向けたコミュニティ支援を図るため、交流会（各団地とも月 1 回以上）開催、復興公営住宅団地内の自治組織の形成、交流活動が継続する仕組みづくりの構築

ウ 生活拠点のコミュニティ形成を図るための支援（発注者が認める受託者からの提案による業務）

エ コミュニティ交流員の資質向上を図るための研修会及び活動の取組を広く周知するための報告会の開催

オ 復興公営住宅のコミュニティ形成に関する調査・サポート

カ 復興公営住宅における支援団体とのネットワーク形成

キ 経理業務（コミュニティ交流員の給与等支給など）

(2) 自発的、自主的な自治組織を支援するために、「復興公営住宅自治活性化事業補助金交付要綱」により 15 の自治組織に対して自治活性化補助金を交付した。

7 監査手続及び監査結果

5 (2) アの生活拠点コミュニティ形成支援業務委託に関しては、随意契約による理由、プロポーザル手続、契約手続、実績報告、支出命令、等に関して監査したが指摘すべき事項はなかった。

イの自治活性化補助金交付先 15 件のうち 1 件を抽出して補助金の申請から実績報告、支出命令まで監査したが特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

避難地域復興局 生活拠点課

3-1-3 災害援助法による救助

1 目的

災害援助法に基づき、市町村及び受入自治体と連携して、東日本大震災により被災した県民（9市町村：南相馬市、川俣町、川内村、飯館村、葛尾村、富岡町、浪江町、大熊町、双葉町）に対し、応急仮設住宅の供与等の応急救助を実施する法定受託事務事業。

2 事業内容

災害援助法に基づく救助の種類は、10種類（①避難所、応急仮設住宅の供与、②炊き出しその他食品の供与及び飲料水の供給、③被服寝具その他生活必需品の給与及び貸与、④医療及び助産、⑤被災者の救出、⑥住宅の応急修理、⑦学用品の給与、⑧埋葬、⑨死体の捜索及び処理、⑩障害物の除去）であるが、平成30年現在実施中は、①のうちの応急仮設住宅の供与（民間借上住宅等を含む）のみであり、引き続き、応急仮設住宅としての県外民間賃貸住宅の借上げ等の応急救助を行う。

また、応急仮設住宅の供与終了後の住まいの意向や退去する際の課題等の把握のために「住まいに関する意向調査」を行う。

	形態	期限後
1	建設型仮設住宅	閉鎖
2	福島県や受入先自治体が借上げた民間借上住宅	退去又は個人契約移行
3	雇用促進住宅やUR賃貸住宅を含む公営住宅	退去（他の公営住宅入居を含む）、個人契約移行又はセーフティーネット

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区域内（楢葉町）	応急仮設住宅無償供与		未退去者		
区域内（南相馬市他）	応急仮設住宅無償供与			未退去者	
区域内（浪江町、富岡町他）	応急仮設住宅無償供与				未退去者
区域内（大熊町、双葉町）	応急仮設住宅無償供与				
区域外（自主避難者）	応急仮設住宅無償供与	未退去者			

3 事業期間

平成 22 年度から開始

4 財源

災害援助費負担金 (1,004 百万円)、一般財源 (517 百万円)

5 予算額・決算額の推移 (過去 3 年間) (単位: 千円)

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	5,438,415	2,332,559	1,560,176
決算額	5,236,167	2,227,576	1,522,067

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用額
職員手当等	11,558	9,296	2,261
共済費	3,635	3,028	606
賃金	23,232	18,618	4,613
旅費	40,048	39,278	769
需用費	8,870	6,800	2,069
役務費	7,257	5,451	1,805
委託料 その他	23,373	22,107	1,265
使用料及び賃借料	3,551	2,687	863
扶助費	1,434,221	1,412,813	21,407
補償、補填及び賠償金	4,302	1,878	2,423
公課費	129	106	22
合計	1,560,176	1,522,067	38,108

(3) 節区分 扶助費の事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額	不用額
雇用促進住宅	53,571	51,187	2,383
UR 賃貸住宅	39,726	38,187	1,538
NTT 大森住宅	540	604	-64
国家公務員住宅	8,202	2,576	5,625
他県求償	1,299,397	1,293,780	5,616

市町村繰替支弁	28,719	26,477	2,241
未退去対策費用	4,066	0	4,066
合計	1,434,221	1,412,813	21,407

(4) 他県求償の内訳（決算額）

北海道	7,992	青森県	4,159	岩手県	4,905
宮城県	53,651	秋田県	10,339	山形県	41,340
茨城県	109,733	栃木県	60,964	群馬県	22,999
埼玉県	142,858	千葉県	90,998	東京都	446,347
神奈川県	137,678	新潟県	91,808	富山県	1,585
石川県	5,519	福井県	2,414	山梨県	4,986
長野県	5,341	岐阜県	660	静岡県	15,550
愛知県	8,804	京都府	3,515	大阪府	2,712
和歌山県	232	島根県	2,343	広島県	659
香川県	746	福岡県	3,762	佐賀県	1,458
長崎県	926	熊本県	741	沖縄県	6,041
合計					1,293,780

(5) 節区分 委託料その他の内容

契約内容	受託者	決算額
応急仮設住宅の供与終了に係る福島県意向確認コールセンター業務委託（*）	テクノ・マインド株式会社	14,168
住まいに関する意向調査業務（*）	株式会社サーベイリサーチセンター東北事業所	2,646
福島県避難者情報データベース保守業務委託	株式会社エフコム	2,175
応急仮設供与終了に関する法律相談業務	—	1,166
訴訟行為等委託契約 8件	—	1,614
民事調停手続委託 2件	—	293
法律相談業務	—	43
合計		22,107

（*）を監査対象とした。

6 事業内容及び概要

- (1) 平成 28 年に避難指示が解除された南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村（*）及び飯館村（*）からの避難者については、平成 31 年 3 月末まで応急仮設住宅を供与する。
（*内の帰還困難区域を除く）
- (2) また、浪江町及び富岡町の全域並びに葛尾村及び飯館村の帰還困難区域からの避難者については、令和 2 年 3 月末まで応急仮設住宅を供与する。
- (3) 大熊町及び双葉町からの避難者については、令和 3 年 3 月末まで応急仮設住宅を供与するが、令和 3 年 4 月以降の供与については今後判断される。

「住まいに関する意向調査」は、(2)の避難世帯、2,762 世帯（平成 30 年 10 月 1 日現在）、(3)の避難世帯、1,290 世帯（平成 30 年 10 月 1 日現在）、を対象として、応急仮設住宅供与終了後の住まいの意向や課題について郵送等により調査を実施。4,052 世帯の内 3,212 世帯が回答(回答率 79.3%)

住まいの意向		見通し立っている	見通しなし	未回答
県内	2,787	34%	48%	18%
	借上等 2,533	31%	50%	18%
	建設型 254	56%	30%	14%
県外	1,265	22%	51%	27%
合計	4,052	30%	49%	21%

応急仮設住宅供与後の住まいの見通しが立っている世帯は3割程度に過ぎないことが分かる。

今後の課題

生活資金	16%
住宅が見つからない	8%
どうしてよいか分からない	8%
保証人（民間賃貸住宅）	5%
自宅の修繕	4%
解体の見通しが立たない	2%
その他	17%
特に問題はない	50%

複数回答あり

7 監査手続及び監査結果

扶助費については、福島県と直接契約している物件については契約書、請求書等を検討した。他県求償分は山形県からの求償分について請求書等を検討した。

委託料に関しては、監査対象とした2件の契約について、入札手続、契約手続、実績報告書の提出、支払命令等の書類を検討した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

避難地域復興局 避難者支援課

3-2-3 ふるさとふくしま交流・相談支援事業

1 目的

東日本大震災及び原発事故により避難した県民に対して、民間団体と連携した交流の場の提供や相談支援などの各種事業を実施することで、個別の課題の解決を図り、安定した生活、避難者の一日も早い帰還や生活再建に結び付ける。

2 事業内容

(1) 各都府県への職員派遣（駐在）

避難者の多い都府県（14 都府県）に、福島県職員が駐在し（11 名）、避難先自治体等との連絡調整や避難者からの相談対応を実施。

(2) 県外復興支援員の設置

上記駐在員と共に、戸別訪問や相談対応等を実施する「復興支援員」を 9 都県に 43 名。

(3) 生活再建支援拠点の設置

県外避難者からの相談対応や、福島県の支援策に関する情報等をお伝えする相談会・交流会・説明会を実施するための「生活再建支援拠点」（全国 26 拠点）を設置。また、「ふくしまの今とつながる相談室 t o i r o」を福島県内に設置し、避難者が抱える課題にきめ細かく対応するとともに、福島の今を伝える人材を派遣するなどにより、帰還の判断に関する情報提供を実施。

(4) 復興支援員、生活再建支援拠点の側面支援

支援に関する連携、業務能力の向上を目的に、「東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）」と連携し、復興支援員、生活再建支援拠点の活動の側面的支援（研修等）を実施する。

(5) 避難者支援団体への補助事業

ア 県外避難者支援を行う団体向け補助事業

県外避難者が避難先で安心して暮らし、将来的に帰還や生活再建につながるよう、県外の避難者支援団体等による相談、見守り、交流の場の提供など、避難者の実情等に応じた支援活動事業の実施を支援する。

イ 県内避難者・帰還者支援を行う団体向け補助事業

県内で避難している県民や避難指示解除等により帰還した県民が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持てるよう、避難者支援団体等による避難者や帰還者のニーズに応じた支援活動事業の実施を支援する。

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

被災者支援総合交付金（682,740 千円）及び一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	795,315	973,054	842,365
決算額	673,641	921,026	772,830

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額	不用額
県外避難者支援事業	622,051	565,692	56,358
県内避難者・帰還者支援事業	185,562	172,386	13,175
被災者支援総合交付金国庫返還 （県外避難者）	28,273	28,273	0
被災者支援総合交付金国庫返還 （県内避難者）	6,479	6,479	0
合計	842,365	772,830	69,534

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

県外避難者支援事業

節区分	予算額	決算額	不用額
旅費 普通旅費	1,746	1,120	625
需用費 消耗品費	84	84	0
役務費 通信運搬費	120	120	0
委託料 その他	345,432	308,283	37,148
使用料及び賃借料	80	11	68
負担金、補助金及び交付金	1,248	329	918
負担金、補助金及び交付金 （その他）	273,341	255,744	17,597
合計	622,051	565,692	56,358

県外避難者支援事業 委託料の内訳

節区分	事業	決算額
委託料 その他	県外避難者支援団体への補助事務委託	18,593
	県外への復興支援員配置	54,111
	(うち山形)	(7,005)
	(うち茨城)	(4,552)
	(うち栃木)	(1,810)
	(うち群馬)	(3,671)
	(うち埼玉)	(10,518)
	(うち千葉)	(6,468)
	(うち東京)	(4,470)
	(うち東京)	(7,890)
	(うち神奈川)	(3,314)
	(うち新潟)	(4,408)
	県外避難者への相談・交流会等開催事業	196,468
	県外避難者への相談・交流会等開催事業アドバイザー業務委託	6,976
	県外避難者支援体制強化事業委託	32,133
合計		308,283

県外避難者支援事業 補助金の内訳

節区分	事業	決算額
負担金、補助金及び交付金(その他)	55件の避難者支援団体等へ補助金(帰還・生活再建支援補助金)	255,744

県内避難者・帰還者支援事業

節区分	予算額	決算額	不用額
委託料 その他	8,908	8,451	456
負担金、補助金及び交付金(その他)	176,654	163,935	12,719
合計	185,562	172,386	13,175

県内避難者・帰還者支援事業 委託料の内訳

節区分	事業	決算額
-----	----	-----

委託料 その他	県内避難者支援団体への補助事務委託	8,451
---------	-------------------	-------

県内避難者・帰還者支援事業・補助金の内訳

節区分	事業	決算額
負担金、補助金及び交付金（その他）	50件の避難者支援団体等へ補助金（心の復興事業補助金）	163,935

6 委託料、補助金のうち監査対象として抽出したもの（単位：千円）

(1) 県外避難者支援事業の委託料

委託業務（決算額）	受託者	委託業務内容
県外避難者支援団体への補助事務委託（18,593千円）	特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター	県が実施する「ふるさとふくしま交流・相談支援事業補助金」の事務を業務委託する。①補助金の募集、周知 ②補助金交付申請書の受付、内容確認 ③運営委員会の資料作成・交付決定通知書等の送付 ④事業遂行状況の確認等 ⑤実績報告書の内容確認
県外への復興支援員配置（埼玉）（10,518千円）	一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会	復興支援員は生活再建支援拠点との連携の元、次の活動を通して避難世帯の見守り、ケア等を行う。①戸別訪問等による世帯の状況及び課題の把握、情報提供等 ②避難者支援、福祉的支援等を行う関係機関との連携、情報共有等
県外避難者への相談・交流会等開催事業（196,468千円）	一般社団法人ふくしま連携復興センター	①生活再建支援拠点（全国26カ所）の設置・運営 ②県の支援策等を県外避難者に提供する相談・交流会の開催 ③県外避難者が必要とする支援業務 ④連絡調整会議の開催 ⑤相談室 t o i r o の運営 ⑥経理業務
県外避難者への相談・交流会等開催事業アドバイザー業務委託（6,976千円）	一般社団法人桜梅桃李	①生活再建支援拠点への定期訪問活動による運営及び相談対応に係る指導監査、生活再建拠点の抱える課題等の把握、解決に関する業務 ②福島県への報告、調整業務

(2) 県外避難者支援事業の補助金（帰還・生活再建支援補助金）（採択された事業 55 件のうち 4 件を監査対象に抽出）

所在地	事業者名	補助対象事業名	決算額	事業概要
栃木県	ふくしまあじさい会	ふくしまあじさい会 交流事業	2,375	避難者同士の定期交流会開催。避難者によるボランティア作業。地域住民と避難者の交流。県内での帰還者及び避難者の交流会開催
大阪府	関西広域避難者支援センター	関西の避難者の生活再建をしっかりと支える事業	28,770	福島県内での避難者交流会の開催。避難者戸別訪問。避難先での交流会の実施
岡山県	子供未来・愛ネットワーク	子供未来・愛ネットワーク事業	2,525	帰還者のお話を聞く避難者交流会。ふるさと避難者・帰還者交流会
沖縄県	福島避難者のつどい沖縄じゃんがら会	避難者支援ネットワークの構築及び避難者コミュニティ強化事業	14,521	県外避難者の避難先での日常生活を支えるための見守り支援。県外避難者の避難先での地域住民と県外避難者、県外避難者同士の交流会等の開催。福島県内で開催する福島県民（帰還者を含む）、福島県内の社会資源、避難者支援団体等との交流会の開催。

(3) 県内避難者・帰還者支援事業の委託料

委託業務（決算額）	受託者	委託業務内容
-----------	-----	--------

県内避難者支援団体への補助事務委託（8,451千円）	特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター	県が実施する「ふるさとふくしま交流・相談支援事業補助金」の事務を業務委託する。①補助金の募集、周知 ②補助金交付申請書の受付、内容確認 ③運営委員会の資料作成・交付決定通知書等の送付 ④事業遂行状況の確認等 ⑤実績報告書の内容確認
----------------------------	----------------------------	---

(4) 県内避難者・帰還者支援事業の補助金（心の復興事業補助金）（採択された事業50件のうち3件を監査対象に抽出）

所在地	事業者名	補助対象事業名	決算額	事業概要
いわき市	特定非営利活動法人Global.Mission.Japan	生き生きフクシマステージⅡ	13,196	学び交流（太極拳教室、かけっこ教室、コーラス教室、英会話教室） 体験交流（市民農園、復興講話会、再建企業見学）
新潟県	特定非営利活動法人おぢや元気プロジェクト	「心の駅」孤立防止と心のケア事業	2,124	南相馬市内6カ所の「心の駅」による居場所の提供 いわき市小浜町で「復興際」の開催
南相馬市	一般社団法人ベテランママの会	被災地の高齢者を対象とした脳活事業	2,583	被災者を対象とした脳活事業

7 監査手続及び監査結果

発議書、運営委員会報告書、事業報告書、補助金交付申請書（予算書）、実績報告書（決算書）、支出命令書、などを検討したが指摘事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

「福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業」に関しては、補助を受ける団体の選定も含めて、「福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業運営委員会」（以下、運営委員会とする）が行うことになっている。当該運営委員会設置要綱によると運営委員会の構成員は、避難地域復興局次長（避難者支援担当）、避難地域復興課長、避難者支援課長、文化振興課長、社会福祉課長、こども・青少年政策課長の6名とされている。構成員を県の職員だけに限定した理由は、補助金の審査を例にとると申請が120件以上あり審査に労力を要求され、申請（4月上旬）から決定（6月上旬）までのスケジュールがタイトなことから意思決定の早さを重視したためと思われる。しかしながら、県職員のみ視点では、いかに避難者・帰還者の状況を把握しているとは言え、行政の立場からだけの限界もあるので、学識経験者、避難者・帰還者、避難者支援活動経験者などを構成員に含めることも検討する必要がある。仮に利害関係が生じる恐れがある場合には該当する議決や審査から外れることで公平性は担保できると思われる。

避難地域復興局 避難者支援課、生活拠点課

3-2-5 ふるさとふくしま帰還・生活再建支援事業

1 目的

東日本大震災及び原子力発電所事故で避難した県民に対して、応急仮設住宅等から県内の自宅等への移行や一定期間の住宅確保を支援し、避難者の一日も早い帰還や生活再建に結び付ける。

2 事業内容

- (1) 避難者の住宅確保支援事業…住宅確保の見込みが立っていない避難者のうち、転居することが困難な世帯に対し、福島県が国家公務員宿舎のセーフティーネット使用貸付を行う。
- (2) 民間賃貸住宅等家賃補助事業…避難指示区域外（平成27年6月15日時点）から県内外の応急仮設住宅等に避難している世帯（いわゆる自主避難者）のうち、応急仮設住宅等の供与期間終了（平成29年3月末）後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯に対して、民間賃貸住宅等の家賃等の一部を補助する。（平成31年3月末まで）
- (3) ふるさと帰還促進事業…応急仮設住宅等から退去し、避難指示が解除された地域に帰還した世帯へ移転等費用の補助事業を実施する市町村に対し、県の定める要件の範囲内で補助金を交付する。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自主避難者	応急仮設住宅 (無償供与)	セーフティーネット契約		セーフティー ネット特例延長
				未退去者
		セーフティーネット未契約者		
		未退去者（避難先自治体が対応）		

セーフティーネット特例延長…生活保護者や公営住宅入居予定者など

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

一般財源、中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金、及び建物貸付料

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	477,600	1,059,468	657,507
決算額	215,960	956,737	599,245

(2) 平成30年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額	不用額
避難者の住宅確保支援事業	45,404	44,148	1,255
民間賃貸住宅等家賃補助事業	495,703	459,357	36,345
ふるさと帰還促進事業	116,400	95,740	20,660
合計	657,507	599,245	58,261

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

避難者の住宅確保支援事業（国家公務員宿舎セーフティーネット）

節区分	予算額	決算額	不用額
使用料及び賃借料	40,054	39,192	861
負担金、補助金及び交付金	5,350	4,955	394
合計	45,404	44,148	1,255

民間賃貸住宅等家賃補助事業（自主避難者）

節区分	予算額	決算額	不用額
委託料 その他	48,812	45,513	3,298
負担金、補助金及び交付金	446,891	413,844	33,046
合計	495,703	459,357	36,345

ふるさと帰還促進事業（引越費用補助）

節区分	予算額	決算額	不用額
負担金、補助金及び交付金	116,400	95,740	20,660
合計	116,400	95,740	20,660

6 事業内容及び概要

避難者の住宅確保支援事業（セーフティーネット）

対象	住宅確保の見込みが立っていない避難者のうち、次のいずれかの理由で応急仮設住宅から転居することが困難な世帯
----	--

	(1) 公営住宅の確保が出来ない（当選しない） (2) 所得が一定の基準内で次の事由により転居が困難な世帯 ①子供の就学、②病気治療の通院、③障がい、④困難事情
貸付期間	1年以内。ただし、使用要件を満たす限り平成31年3月末まで継続可能
貸付料	貸付契約を締結した上で知事が定める貸付料

民間賃貸住宅等家賃補助事業

対象	応急仮設供与終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯（県内避難者は妊婦、18歳以下の子供がいる世帯等）
収入要件	公営住宅入居基準に準じた県が定めた基準額以下の世帯
対象期間	平成29年4月から2年間
補助率	1年目家賃の1/2 上限3万円、2年目家賃の1/3 上限2万円

7 監査手続及び監査結果

補助金について、補助金交付要綱、補助金募集要領、補助金交付申請書、変更承認申請書、補助金交付請求書、実績報告書、支出命令書等を検討した。委託料に関して、契約書、実績報告書、支払命令等の書類を検討した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

災害救助法による応急仮設住宅の供与（自主避難者は平成29年3月末まで）終了後に公営住宅等から退去しない者についても同様であるが、セーフティーネット契約終了後に退去しない者、セーフティーネット契約自体を締結せずに居住し続け、そのまま2年経過して退去しない者、これら不法行為状態にある者に対して、法的措置を執るのは当然のことである。他の避難者が被災者支援の制度に則った行動をとっているのに、制度を無視していつまでも無償で住居を利用し続けることは社会的に容認されない。但し、精神的、身体的、経済的に支援を必要とする人については、医療、介護、社会福祉など本件制度とは別の制度によって支援、救済されるべきであろう。

福島県は、災害救助法による応急仮設住宅の供与が終了した後の対応として、国家公務員宿舎セーフティーネット使用貸付制度（2年間）、民間賃貸住宅等家賃補助事業（2年間）など、行政として避難者を尊重した政策を実施しているといえる。一方、特に自主避難者の家賃が無償又は支援対象となったことに関しては税金の使われ方が不公平だとの意見もある。避難者の家賃を無償にするという事は、税金で家賃を賄うという事である。原発事故の避難者で厳しい経済状態にあるからと言って家賃を無償にして、今後も福島県に負担させるのは、避難せずに復旧、復興に尽力している福島県民にとって

みれば、自分たちの税金が福島県を避難、回避した人のために使われて不公平ではないかと納得を得られない県民もいるだろう。

福島県は国家公務員宿舎セーフティーネット未契約の5世帯に対して、明渡請求、損害賠償請求を行うのは、公平性の観点から是認されよう。セーフティーネット契約終了後、未退去の63世帯に対して契約通りの損害賠償を請求するのも妥当な措置と考えられる。

県は県民に対する施策の公平性の観点から無償使用、無断利用は許容されないとの立場を主張し続けるべきであると思う。

避難地域復興局 生活拠点課

3-2-6 避難市町村生活再建支援事業

1 目的

東京電力による家賃賠償が平成30年3月までとされている世帯に対し、福島県が助成金を給付して家賃賠償終了後の一定期間の家賃等を支援するとともに、架電、戸別訪問による生活再建に関する意向確認により支援を必要とする避難者の支援に結び付ける。想定対象世帯は、7,300世帯。

2 事業内容

(1) 家賃等支援事業…平成30年3月までとされている家賃賠償を受けた世帯や応急仮設住宅等を退去して平成30年4月以降、賃貸住宅等へ移転することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする世帯に対して助成金交付要綱により助成金を給付する。

(2) 意向確認事業…対象世帯へ架電等により生活再建に関する意向（①世帯の状況、②住宅確保の進捗状況、平成31年4月以降の居住地や住宅の種別、③生活再建に関する意向や課題など）を聞き取り、電子データに入力して取りまとめる。

3 事業期間

平成30年度から開始

4 財源

原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	0	0	1,888,535
決算額	0	0	1,888,105

(2) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用額
職員手当等	2,778	2,774	3
共済費	783	774	8
賃金	4,737	4,736	—

旅費	376	375	—
需用費	1,563	1,546	16
役務費	369	362	6
委託料	438,551	438,550	—
使用料及び賃借料	649	258	390
備品購入費	1,750	1,749	—
扶助費	1,436,949	1,436,948	—
公課費	30	30	0
合計	1,888,535	1,888,105	429

6 事業の趣旨及び概要

東電は家賃賠償を平成30年3月末で終了することとした。これにより家賃賠償を受けていた世帯等は、平成30年4月以降、家賃等を自己負担しながら生活再建を図ることとなる。しかし、その一方で、同じ区域から避難し、応急仮設住宅に継続入居する世帯については、家賃等の負担なく生活再建を図ることができるという支援の制度格差、不公平が生じる。福島県としては、平成30年4月以降、家賃賠償が終了する世帯等の円滑な生活再建を支援する必要があることから、平成30年に「福島県避難市町村生活再建支援事業」（本件事業）を実施し、対象となる世帯への①「平成30年度福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付要綱」による家賃等の支援（助成金の交付）事業、②架電、戸別訪問による生活再建（住宅確保）の意向確認を行う事業を通じて、支援を必要とする世帯の生活再建に結び付ける。

7 監査手続及び監査結果

扶助費として支出対象となった任意の3世帯について、助成金給付申請書、賃貸契約書、預金通帳等、その他証明資料等を検討して扶助費計上の妥当性を検討した。

本件事業は、東電の家賃賠償の実務を受託している、トッパン・フォームズ株式会社へ随意契約により委託（438,550千円）している。福島県避難市町村生活再建支援事業事務業務委託契約に関して、随意契約の妥当性の検討、契約事務、実績報告書を検討した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

避難地域復興局 避難地域復興課、原子力損害対策課

8-1-1 福島県事業再開・帰還促進事業交付金事業

1 目的

避難指示等の対象である被災12市町村のおかれた厳しい事業（商業・経済）環境に鑑み、12市町村の事業者の自立へ向けて、事業や生業の再建等を支援する必要があることから、「福島相双復興官民合同チーム」による戸別訪問の結果を踏まえ、事業者が帰還し再開できるよう環境を整備するため、避難指示等区域のある市町村が住民に地元事業者からの購入を促すことで需要の喚起を図る取組に対し交付金を交付する。

2 事業内容

被災12市町村の事業者が帰還を決断しやすい環境を整備するため、地元事業者からの購入を促す取組など、被災12市町村が各々の実情を踏まえ実施する需要喚起や住民の帰還を後押しする取組に対し、当該市町村に交付金を交付する。

3つの事業から市町村が実施事業を選択する（全事業でも1事業でも可）

- (1) 帰還時必要物品等に係る割引実施に必要な経費の一部補助
- (2) プレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部補助
- (3) 集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部補助

3 事業期間

平成28年度から令和2年度

4 財源

福島県原子力災害被災事業者事業再開等支援基金（国庫補助）

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	232,529	1,373,526	1,508,378
決算額	123,418	955,687	1,336,547

(2) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用額
報償費	308	176	132
旅費	105	0	105
使用料及び賃借料	105	12	92

負担金、補助及び 交付金	1,507,860	1,336,359	171,500
合計	1,508,378	1,336,547	171,830

負担金、補助金及び交付金の支出先は次のとおり

受託者	決算額（千円）
田村市	168,135
南相馬市	653,200
川俣町	63,885
広野町	82,307
檜葉町	99,385
富岡町	62,508
川内村	59,042
浪江町	135,494
葛尾村	12,401
計	1,336,359

6 事業内容及び概要

避難指示等の対象である被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）において、事業者が帰還を判断しやすい環境を整備することを目的として、市町村が実施する需要を喚起する取組に対して、福島県が「福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱」により交付金を交付する。①の商品の割引に要する経費は、割引率上限30%。②のプレミアム券の換金に要する経費は、プレミアム率上限50%。③のイベント実施に要する経費は、上限1件当たり400万円。などを交付要件とする。

南相馬市への交付金を具体的な監査対象としたが、監査対象事業概要は次のとおり

事業区分	事業費（申請時）	事業費（実績）	うち交付金（実績）
プレミアム付事業再開・ 帰還促進券事業	638,253	608,750	608,750
集客効果を高めるイベン ト事業	54,708	52,612	44,450
合計	692,962	661,362	653,200

(1) プレミアム付事業再開・帰還促進券事業

実施主体	実行委員会（構成員；小高商工会、鹿島商工会、原町商店連合会、原町商工会議所、南相馬市）
商品券概要	一冊 1 万 5 千円分（共通券千円× 8 枚、専用券千円× 7 枚綴）を 1 万円で販売
発行総額	15 億 9,696 万円
プレミア率	50%
購入限度額	一人六冊まで
工夫点等	大規模店での利用が集中し、小規模店の事業再開等が阻害されることがないように、一冊当たりの構成を共通券千円× 8 枚、専用券千円× 7 枚とし、共通券は全ての事業参加店で利用可、専用券は売場面積 500 m ² 未満の事業参加店のみで利用可能とすることで、小規模店舗へ買い物に行く機会の促進を図った。

(2) 集客効果を高めるイベント事業

	事業名	交付金
1	おだか夏まつり 2018	3,855
2	南相馬市プレミアム商品券に伴うダブルチャンス抽選事業	3,708
3	相馬野馬追集客促進事業	4,000
4	第 15 回春の市民まつり	1,948
5	平成 30 年度プレミアム商品券でダブルチャンスのお買い物	3,143
6	南町一丁目買い物ラリー事業	1,000
7	原町中央通り商店会朝茶会・レシートラリー	556
8	おだか秋まつり	4,000
9	かしま区産業祭	3,984
10	あきいち 2018	3,793
11	もとまちマルシェ	3,000
12	栄町まつり 賑わいとグルメ体験事業	1,000
13	四商店会合同イルミネーション事業	3,000
14	冬まつり in はらまち 2019	3,679
15	小高区復興拠点施設オープニングイベント	3,784
	合計	44,450

効果を定量的に示す指数の報告

	実施前	目標値	実施後
(事業再開状況)			
事業者数			
南相馬市全体	802	862	889
うち小高区	103	123	118
(住民帰還状況)			
住民数			
南相馬市全体	54,342	55,549	54,318
うち小高区	2,412	3,304	3,074

7 監査手続及び監査結果

南相馬市への交付金について、交付金交付申請書、変更承認申請書、実績報告書、交付請求書、支出命令書等を検討した。事業実施効果を測定する定量的数字の一つとしての住民数については、例年、減少傾向が続いているため、いかに減少を抑えるかという点からやむを得ないと思われる。なお、令和元年12月1日現在は、53,619人である。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

IV 文化スポーツ局

文化スポーツ局 生涯学習課

2-2-3~4 アーカイブ拠点施設設置準備事業及びアーカイブ拠点施設整備事業

1 目的

福島県だけが経験した原子力災害の実体と復興への取組を正しく伝え、原子力災害からの復興・再生を加速化させる。

事業番号	アーカイブ拠点施設	事業目的
2-2-3	設置準備事業	施設設置に向け震災資料の収集や分類を進める。また、震災資料の収集・保存等や施設整備に関する機運の醸成を図り、県民の参加を促していく
2-2-4	整備事業	施設整備に向け、基本設計、実施設計に基づき設計工事や展示物の作製等を行う

2 事業内容

施設概要

施設名称	東日本大震災・原子力災害伝承館（アーカイブ拠点施設）
場所	双葉郡双葉町大字中野地内（双葉ICから約7km、JR双葉駅から約2km）
主要用途	展示施設
構造	鉄筋コンクリート構造（一部鉄骨造）、3階建て
敷地面積	28,178 m ²
駐車台数	大型バス10台、普通車100台
総事業費	約53億円

スケジュール	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
建屋	設計委託	入札・契約、建設工事	建設工事	建設工事、開所予定
展示	設計委託	展示物作製の検討・調整	展示物作製の検討・調整	製作・設置、開所予定

東日本大震災・原子力災害伝承館（アーカイブ拠点施設）における事業

事業	内容
収集・保存	資料の収集と保存、オーラルヒストリーを遣わす場
調査・研究	複合災害の教訓を生かし、原子力防災などの専門分野の人材育成
展示・プレゼンテーション	福島的光と影を伝え、今とこれからの福島をプレゼンテーションする
研修	参加者が行動するきっかけとなる原子力災害の経験に基づく研修プログラムの提供

3 事業期間

平成 29 年度より施設設計業務、展示設計業務に着手

4 財源

一般財源、福島再生加速化交付金、原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

設置準備事業	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	85,621	62,027
決算額	0	85,317	65,672

整備事業	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	245,000	2,119,071
決算額	0	162,759	2,118,905

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用額
(設置準備事業)			
報償費	150	143	6
旅費	1,194	945	248
需用費	2,722	2,237	485
役務費	276	85	190
委託料	62,280	62,042	238
使用料及び賃借料	404	217	186
小計	67,027	65,672	1,354

(整備事業)			
報償費	80	8	71
委託料	623,074	623,052	22
工事請負費	1,495,844	1,495,840	4
使用料及び賃借料	73	4	68
小計	2,119,071	2,118,905	165
合計	2,186,098	2,184,577	1,519

6 事業内容及び契約の概要

(*) について具体的監査対象として、内容を検討した。

節区分	金額：千円	受託者	内容
(設置準備)			
委託料	544	A L S O K 福島株式会社	仮保管庫警備
	897	株式会社C I A	パネル展開催業務
	2,679	株式会社C I A	*語り継ぐ人材育成業務
	2,427	株式会社ル・プロジェクト	*モザイクアート制作業務
	169	一般財団法人東北電気保安協会	保安管理
	44,012	国立大学法人福島大学	*資料収集業務
	1,998	福島テレビ株式会社	*フォーラム開催業務
	9,313	福島テレビ株式会社	*資料映像作成業務
小計	62,042		
(整備)			
委託料	16,200	株式会社惟建築計画	*監理業務
	591,300	株式会社トータルメディア開発研究所	*展示等製作業務委託
	15,552	株式会社三菱総合研究所	*研究研修事業構築に係る調査委託

小計	623,052		
工事請負費	1,161,000	荒牧建設株式会社・松本建設工業株式会社	* 建築工事
	115,330	株式会社青田電気商会	* 電気設備工事
	219,510	株式会社エヌエス工業	* 冷暖房衛生設備工事
小計	1,495,840		

7 監査手続及び監査結果

委託料、工事請負費に関して、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、業務完了届、実績報告書、支出命令書等について内容を検討した。特に指摘すべきはなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

(1) 類似施設との連携

県の類似の施設として、コミュタン福島（環境創造センター交流館）がある。コミュタン福島は、生活環境部所管で福島県の環境の回復及び創造を目的として、放射線の学習、原子力災害からの復興の取り組みなどを学ぶ展示施設である。類似している面があるがお互いの施設の特色を出せるように（特に原子力災害に関して）、コンテンツを工夫する必要がある。コミュタン福島は入場料が無料となっているが、東日本大震災・原子力災害伝承館（アーカイブ拠点施設）は有料化を想定している。よって共通券での割引制度を作ることはできないが、両施設を訪問した方に何らかのインセンティブを与えられるような制度を付加することも必要かと思われる。

(2) 施設受入キャパに関して

学校行事の関係から学校関係者の訪問は、希望日が集中してしまう傾向がある。来訪小学校が3～5と集中した場合、研修として利用する部屋と、昼食等を取るために利用する部屋、出発時間まで待機する部屋等が必要となる。当施設では研修室が2つしかないが、できれば5つぐらい必要だったと思われる。当施設は60名（30名×2クラス）が同時に待ち時間無しで見学できることを想定して施設設計されている。しかしながら1学年60名はかなり規模が小さい小学校である。想定する学校利用の規模が60名ということは、学校利用をプライマリーとは見なしていないということだと推測される。たとえ学校利用をプライマリーにしないとしても、団体利用者の想定

が 60 名というのは少なすぎる。大型バス 2 台は対応できないということになってしまっている。

この点は、もはや施設は増設できないので、団体利用者の待機スペース等をどのように確保するかの対応も必要と思われる。晴天の日は、隣接するアーカイブ広場を使ってもらうことも可能だが、雨天の場合は近隣の双葉町産業交流センターを借りる等で対応が可能かも知れない。開所は先のことではあるが、来所予約の受付方針や、団体利用者の受入限度数の設定など、団体利用者受入キャパが少なすぎるという施設の限界を如何に補うか、今から検討する必要があると思われる。

(3) 多言語対応に関して

展示に関する多言語対応のみならず、語り部育成に関しても多言語対応が可能か、語り実演に際して多言語対応のための機器（翻訳器）を装備するなど必要かと思われる。特に東京オリンピック・パラリンピックと開所が重なるために、開所当時の対応が必要とされよう。

1 目的

東日本大震災及び東京電力第1原子力発電所事故により、県内の民俗芸能は極めて困難な状況にある。地域の象徴とも言うべき民俗芸能の復興・発展を総合的に支援することで、人と人の絆を強く結びつけるとともに、復興に向けた勇気と活動を広めていき、震災からのこころの復興を推し進める。

2 事業内容

(1) 民俗芸能公演事業

「ふるさとの祭り」を開催し、民俗芸能団体に芸能披露の場を提供し、民俗芸能団体復活の起爆剤とする。また、福島県の民俗芸能を首都圏でも公演し、団体の意欲向上及び福島の元気な姿を発信する。

(2) 民俗芸能復興サポート事業

ア 芸能団体の個別訪問

NPOの有識者が団体を個別に訪問し、どのような支援がどの程度に必要なかを判断する。

イ 研修会

子供が主体の団体に、芸能披露と担い手確保の手段の事例を説明してもらうなどの研修会を行う。

ウ 代表者交流会

「ふるさとの祭り」の会場において、NPOの有識者と出演団体の代表が、交流・意見交換等を行う。

エ 復興公営住宅等での芸能披露

復興公営住宅等で芸能の披露・交流の場を提供し、こころの復興に寄与する。

オ 地元等での披露支援

各地元の祭りなどへの出演の斡旋・支援を行い、披露の機会提供及び継承への意欲醸成を図る。

カ 情報提供

助成制度等を掲載した広報誌を各団体に送付し、道具の補修や活動支援のための情報を集約・提供する。

3 事業期間

平成30年度から令和2年度

4 財源

被災者支援総合交付金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	18,763	19,107	17,161
決算額	18,410	18,622	15,836

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
1 民俗芸能公演事業		
負担金、補助金及び交付金	7,645	7,645
2 民俗芸能復興サポート事業		
委託料	8,884	7,979
3 共同事務費		
旅費	461	176
需用費	36	12
役務費	51	0
使用料及び賃借料	84	24
報償費	—	0
合計	17,161	15,836

6 委託契約の内容

(1) 民俗芸能公演事業

富岡町富岡第1小学校校庭にて、平成30年11月10日、11日に開催される「ふるさとの祭り2018」に係る会場設営・運営及び広告宣伝業務につき、公募型プロポーザルの総合評価審査により、委託先を決定する。

平成30年10月11日 当初契約額 6,084,603円

(平成30年11月7日 801,099円の増額変更契約)

(2) 民俗芸能復興サポート事業

下記の各項目につき、特定非営利活動法人「民俗芸能を継承するふくしまの会」に業務を委託する。

- ア 地区研修会の開催
- イ 行政意見交換会の開催
- ウ 個別訪問の実施
- エ 民俗芸能ワークショップの実施
- オ 継承者研修会
- カ 「ふるさとの祭り」代表者交流会の開催
- キ 復興公営住宅や地元等での芸能披露支援
- ク 報告会
- ケ 次世代を担う民俗芸能専門家の育成
- コ 民俗芸能団体ネットワーク形成の支援
- サ 民俗芸能団体等に対する情報提供

シ 「ふるさとの祭り」出演団体の推薦

特定非営利活動法人「民俗芸能を継承するふくしまの会」は、平成 27 年度以降、同事業を受託している。同事業は、各団体の状況把握、活動再開に向けた具体的な指導、状況に応じた助成制度の案内及び各団体との信頼関係の構築など、総合的な支援を行うことができる団体が条件である。この条件を満たし、実施可能な団体は、特定非営利活動法人「民俗芸能を継承するふくしまの会」の他にないことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び福島県財務規則施行通達第 269 条関係第 1 項第 3 号の規定により、単独随意契約となっている。

7 監査手続及び監査結果

- (1) 委託先の選定手続について、関係資料を確認する
- (2) 委託契約の執行管理、実施後の完了報告・実績報告の状況について、関係資料を確認する
- (3) 負担金として支出した団体に対して、適切な管理がなされているか、適時の実績報告を求めているか等、関係帳票等を確認する

8 指摘事項及び意見

意見

(1) 民俗芸能公演事業

当該事業費は、県から「ふるさとの祭り実行委員会」に負担金として、支出されている。「ふるさとの祭り実行委員会」の事務局は、文化スポーツ局内にあり、予算編成、収支報告書の作成、通帳管理等の実質的運営を実施している。

「ふるさとの祭り 2018」にかかる重要な会場設営・運営及び広告宣伝業務委託については、平成 30 年 10 月 11 日、公募型プロポーザルの総合評価審査により最優秀提案者に決定する発議書(同変更契約書平成 30 年 11 月 7 日)があるが、同発議書上、決裁権者である委員長、副委員長の承認はない。ふるさとの祭り実行委員会事務局規程第 5 条により、支出については、事務局長の専決事項であるとのことであるが、事業の主たる契約については、同条第 2 項の特に重要であると認められる事項に該当すると認められ、実行委員会形式で事務局が実質的に事業運営する場合においても、適切な承認手続、報告手続を経る必要がある。また、同規程の第 22 条ただし書には、財務会計に関する事務局長が別に定めた事項について、無制限の運用・適用規定があるが、福島県財務規則及び諸規定に関する諸規定を逸脱する規定は認められるべきではない。

実行委員会の通帳には、各年度(平成 28 年度 1,328 千円、平成 29 年度 2,973 千円、平成 30 年度 1,173 千円)の繰越金があり、実質的に次年度の同事業の運営に使用されている。ふるさとの祭り実行委員会事務局規程第 22 条によれば、決算上の剰余金は、翌年度の収入に繰入れなければならない規定されているが、多額の繰越金を繰

越すことは、資金管理上の問題とともに、単年度予算主義を原則とする公会計制度において、望ましい処理とは言えない。県負担金は、年度毎に精算し、返還処理するのが妥当な処理と思われる。

(2) 民俗芸能復興サポート事業

民俗芸能復興サポート事業では、民俗芸能保護に関する助成制度や継承のための知識、成功事例、民俗芸能の継承に有用な情報を掲載した「民俗芸能継承の手引き」を県内すべての保護団体に送付している。この小冊子は民俗芸能保護のための基本的知識を網羅したもので、手引き、講話のテキストとしても非常に有用である。

この小冊子には、助成金の種類や助成制度が紹介されているが、これらの制度を実際に利用した団体の活動等については、記載されていない。助成制度の利用状況や利用した民俗芸能団体の活動を実際に紹介することも有用であると思われる。

また、現在、芸能披露場所の提供について、民俗芸能団体に対して地域の祭事や復興公営住宅等において披露の場を斡旋するという取組を行い、披露後の衣装クリーニング相当分の経費負担を実施している。民俗芸能復興サポート事業における研修会や意見交換会も重要な要素であるが、さらには、①練習場所に関する県施設の情報提供・積極的な貸出、②活動的な民俗芸能団体、後継者育成に積極的な団体には、資金的側面を含んだ独自の助成制度も検討する必要があると思われる。

1 目的

東日本大震災及び原子力発電所事故による影響を背景とした、子供の肥満傾向の高まりや大人のメタボリック症候群の増加など県民の健康課題が顕著になっていることから、県民1人1人が健康に興味・関心を持ち、心身ともに「健康」になる取組みを実践していく環境を整える必要がある。

また、県民の健康状態の改善のためには、保健福祉分野からのアプローチだけでは難しいのが現状であり、「明るい・楽しい」というイメージを伴うのが効果的である。

そのため、各種団体で構成される推進協議会を中心に、様々な角度、分野から県民に健康づくりの提案を行い、県民運動として県全体で健康づくりのムーブメントを広げていく必要がある。

2 事業内容

チャレンジふくしま県民運動推進協議会を中心に、多方面から県民への広報活動、気付きや参加の機会の提供、活動例の提案、活動支援を行い、県民運動の推進を図る。

(チャレンジふくしま県民運動推進協議会実施事業)

(1) チャレンジふくしま県民運動推進協議会運営

県民運動推進において中心となる「チャレンジふくしま県民運動推進協議会」を運営し、県民運動の展開策等の検討を行う。

(2) チャレンジふくしま県民運動フェスタ 2018

県民運動の周知と健康づくりへの気付きや取組みのきっかけの機会の提供を行うため、体験型イベントを開催する。

(3) Walk Bizの推奨

歩きやすい靴で通勤・勤務し、歩く、歩ける機会を増加させるウォークビズの周知を図り、県内浸透を図る。

(4) 情報発信

ア 学生とコラボし、ヘルシーメニューや食育啓発冊子等の広報ツールの開発等を委託する。

イ ポータルサイトの運営や、市町村等が主催するイベントを県民アプリと連携し、その情報収集と情報提供を委託する。

ウ 企業への健康づくり支援に係る効果的なモデル事業を確立し、関係機関と連携して県内企業へ周知を図る。

エ テレビCM、ポスター、情報誌、新聞、広告付きティッシュにより、健康への関心度向上を図る。

オ 「笑い」を通じた健康づくり

スポーツと笑いを通して県民に健康の気付きと実践機会を提供する運動会開催の他、芸人にテレビ等での県民運動のPR、笑いを取り入れた健康教室を通して、県民運動の趣旨の周知を図る。

3 事業期間

平成 28 年度から令和 2 年度

4 財源

被災者支援総合交付金及び一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	18,832	49,188	49,890
決算額	18,835	49,061	49,308

6 チャレンジふくしま県民運動推進協議会収支予算・決算書

（単位：千円）

	目	予算額	決算額
1	委託料 ※	47,764	48,877
2	使用料及び賃借料	210	7
3	旅費	576	325
4	役務費(手数料)	100	17
5	公課費	63	59
6	需用費	1,148	23
7	返還金	0	(581)
8	報償費	29	0
	合計	49,890	49,308

7 主な委託料の内訳(※)

（単位：千円）

1	県民運動ポータルサイト運用保守業務・情報収集・発信等委託業	5,713
2	ウォークビズ推進事業	14,157
3	「チャレンジふくしま県民運動広報」業務	3,240
4	「ふくしまを『笑い』で元気にする」業務	3,301
5	県民運動フェスタ 2018 年開催業務（「笑い」と連携した健康づくりイベント開催）	16,447
6	大学と連携した広報・PR業務	1,164
7	「企業等の取り組み支援事例制作」業務	965
	合計	48,877

8 監査手続及び監査結果

上記、主な委託料について、委託業者の選定手続、委託内容の検討、委託業務の執行・管理手続、について、委託契約書等の関係書類を確認した。

- (1) 「県民運動ポータルサイト運用保守業務・情報収集・発信等委託業務」は、ウェブサイト構築者であり、ソフトウェアの保守を含めた維持管理業務に最も精通し、他社では対応が困難であるとの理由から、単独随意契約を締結している。
- (2) 「ウォークビズ推進事業」は、登録商標所有者であり、当該商標を用いた事業展開や広報戦略のノウハウに長けている会社、県健康づくり推進課の「ふくしま健民カード事業」の事務局を担っている会社で同社以外に適切な対応が困難であることから、単独随意契約を締結している。
- (3) 「県民運動フェスタ 2018 年開催」については、公募型プロポーザル総合評価審査会に係る提案書評価要領に従い、県民運動推進協議会構成団体のうち、今年度のフェスタ出展を希望している団体及びチャレンジふくしま県民運動推進協議会事務局長（福島県文化振興課長）で構成される審査員によって、企画提案書に基づくプレゼンテーションにより業務委託予定者（随意契約の予定者）が決定されている。

9 指摘事項及び意見

意見

県政世論調査 2019 年 11 月 19 日更新情報によれば、チャレンジふくしま県民運動の認知状況については、「聞いたことがある」(45.8%)が4割台、「名前を聞いたことがない」(38.3%)が3割台、「知っている」(14.2%)が1割台、となっている。

また、心身の健康づくりに対する実践状況については、「何かしたいが、ほとんど実践できていない」(47.2%)が最も多く、約5割。以下、「少しは実践できている」(32.2%)、「特に何かしたいとは思わない」(12.1%)、「実践できている」(6.5%)、となっている。

前年度の調査結果、「名前も内容も知らない」(40.3%)からは、多少認知度が向上しているが、以前として、認知度が低いのが現状である。また、心身の健康づくりに対する実践状況については、「何かしたいが、ほとんど実践できていない」(43.6%)から、実践状況については、心身の健康づくりに対する実践の必要性は認識しているものの、実践されていないのが現状である。

認知度アップのためには、「名前を聞いたことがない」年齢層のうち、特に15～19歳、学生・生徒、若い人達、特に女性への認知度アップ、イメージづくりが必要であり、SNSやインターネット等での広報活動が重要と思われる。また、文化振興課からの提案にもあるとおり、健康づくりの実践者をいかに増やしていくか、県民が健康づくりに実践したくなるような取組みをわかりやすく広報していくことが重要である。保健福祉部、広報課、文化振興課等、チャレンジふくしま県民運動に関連する関係部局との連携・情

報交換を積極的に実践し、健康づくりの実践の場を数多く提供するための具体的な戦略・施策が必要と思われる。

1 目的

東日本大震災から6年の歳月が経ち、復興のステージが変わっていく中、本県のNPO法人は、復興支援活動に大きな役割を果たしている。一方、NPO法人数は、平成30年11月時点で、915法人であり、震災前に比較して、約1.6倍の増えしており、その多くが依然として、資金面に乏しい団体が多く、安定的・継続的な運営基盤の確立が課題となっている。

このため、平成29年10月に決定された「復興・創生に向けた行財政運営方針」に基づき、平成24年度に設置したふくしま地域団体サポートセンターを活用し、会計の専門家の導入による運営力の強化、企業と連携・協力していく協働事業の創出を継続的に行っていくとともに、インターンシップ活動の実施による法人の事業の活性化を継続的に行っていく必要がある。

※NPO等とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織とする。

2 事業内容

(1) NPOマネジメント強化復興加速化事業

ア 若者×復興 チャレンジインターンシップ事業

県内の高校生・大学生・専門学校生が、復興支援活動に取り組むNPO法人でのインターンシップ活動に参加し、復興支援に直接携わることで、地域課題の解決を実感させるとともに、受け入れるNPO法人にとっても、若者の視点を取り入れることにより、事業の活性化に繋げていく。

イ NPO運営強化支援事業

震災によるNPO法人の役割が、迅速な支援からその支援の継続にシフトし、団体の運営力の強化や持続的な活動のための支援が必要になっていることから、ふくしま地域活動団体サポートセンターを設置し、会計・財務に関する有資格者を配置することで、窓口や派遣によるNPO法人の会計・財務の指導・助言や事業報告書の精査など県内NPO法人の活動を支援する。

ウ NPO、企業、学生等との連携・協力事業

復興・被災者支援活動を実施しているNPO法人等と、被災地での支援活動に興味・関心のある民間企業等が、復興に向けた課題解決のため互いのニーズ・シーズを共有する場を提供し、復興に向けた協働事業の推進体制の強化を図る。

(2) NPO法人制度促進事業

県内のNPO法人に関する情報収集・各種情報提供や、認定・特例認定NPO法人

の申請に係る現地調査等を通じて、NPO法人制度についての理解促進・普及を図る。

3 事業の開始時期

平成30年度から開始(平成32年度まで)

4 財源

NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業交付金、被災者支援総合交付金及び寄付金

5 予算額・決算額の推移(過去3年間)(単位:千円)

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	0	0	38,253
決算額	0	0	37,561

(2) 平成30年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
ア NPOマネジメント強化 復興加速化事業	37,940	37,248
イ NPO法人制度促進事業	313	313

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

ア NPOマネジメント強化 復興加速化事業	予算額	決算額
(ア) チャレンジインターンシップ事業		
需用費	331	0
役務費	109	0
使用料及び賃借料	210	0
委託料	15,788	15,764
小計	16,438	15,764
(イ) NPO法人運営力強化支援事業		
委託料	15,028	15,018
(ウ) NPO、企業、学生の連携・協力事業		
委託料	6,474	6,466
小計	37,940	37,248
イ NPO法人制度促進事業	313	313
合計	38,253	37,561

6 主な委託業務の内容

(1) チャレンジインターンシップ事業

委託内容

ア 募集人数:50名程度(県内の高校生・専門学校生・県内外の大学生(県外大学生は本県出身者に限る))

イ 受入れ団体:県内のNPO法人 20団体程度

ウ 活動期間：夏休み期間の1週間から10日程度

委託契約先と選定方法

認定NPO法人「ふくしまNPOネットワークセンター」は、平成28、29年度「チャレンジインターンシップ事業」の実績の他、平成25年度より被災3県で実施されている「住友商事 東日本再生ユースチャレンジ・プログラム—インターンシップ推奨プログラム」において、福島県の現地協力団体として9か月の長期インターンシップのコーディネート業務の実績があり、その経験とノウハウを活かした効果的な事業実施が期待できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約となっている。

(2) NPO運営力強化支援事業

委託内容

ア 「ふくしま地域活動団体サポートセンター」の管理・運營業務

地域活動全般に関する相談窓口の設置（常設）

自治会館7階 月～金 9時～6時

NPO法及び各種助成金に関する申請等の助言指導他

イ NPO法人等基礎力・応用力養成講座

各種報告書等の手続、NPO法人の運営方法、ファンドレイジング等 延べ8回以上

ウ NPO法人等情報発信力養成講座

広報等の情報発信力に係る基礎講座、他のNPOや支援者等と情報交換会 延べ8回以上

エ 有資格者による会計・財務に係る助言・指導

サポートセンターに会計・財務に関する税理士を配置し、窓口や派遣によるNPO法人会計・財務の指導・助言、事業報告書の精査等を行う
窓口：月5回 派遣：月2回

委託契約先の選定方法

認定NPO法人「ふくしまNPOネットワークセンター」は、「ふくしま地域活動団体サポートセンター」の管理・運営等の実績を有し、地域活動団体等の支援の経験や県内を網羅したネットワークを生かしながら、本事業を最も確実かつ効果的に展開できる団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約となっている。

(3) NPO、企業、学生の連携・協力事業

委託内容

ア 「NPOとの企業等とのマッチング事業」及び「ふるさと・きずな維持・再生支援事業成果報告交流会」を実施する。

参加団体；県内のNPO法人等、県内外の民間企業

活動期間；平成30年4月1日～平成31年3月31日

交流会は、3月中旬 福島市にて参集人数 70名程度

「ふるさと・きずな維持・再生支援事業」については、報告書を作成・配布する

委託契約先の選定方法

認定NPO法人「ふくしまNPOネットワークセンター」は、「ふるさとふくしま交流・相談支援事業」事務局（県外において避難者支援活動を行うNPO法人へのサポートセンターを実施する県内唯一の団体）であり、本事業を最も確実かつ効果的に展開できる団体であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約となっている。

7 監査手続及び監査結果

- (1) 委託契約につき、収支予算書、伺書、委託契約書、委託仕様書を確認し、契約方法・手続につき妥当性を検証
- (2) 実績報告につき、収支決算書、委託業務完了書、活動報告書等の実績に関する資料を確認

8 指摘事項及び意見

特になし。

文化スポーツ局 文化振興課

10-4-7 ふるさと・きずな維持・再生支援事業

1 目的

東日本大震災、原子力災害からの復興は、長期間にわたるものであり、様々な復興支援に取り組む地域活動団体等が継続的に活動を行えるよう環境整備を行う必要がある。NPO法人等が、被災者同士、被災者と支援者等を結び付ける「絆力」を活かして実施する東日本大震災・原子力災害からの復興に向けた取組を支援することにより、本県の「きずなの維持・再生」を図り、復興・創生に結び付ける。

2 事業内容

(1) 予算額 117,885 千円（平成 29 年度 114,422 千円）

(2) 補助対象者

NPO 等又は当該 NPO 等が主体となった地方公共団体を構成員に含む協議体

(3) 補助事業内容

東日本大震災及び原子力災害からの復興支援活動等に効果のある取組

ア 原子力災害に係る本県の風評被害対策活動（活動対象地域：県内外）

イ 震災を契機とした本県の復興支援活動（活動対象地域：県内）

ウ 本県の復興・被災者支援を行う NPO 法人等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援活動（活動対象地域：県内外）

(4) 補助対象経費

人件費、謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び会場借料、委託料等

(5) 補助金額

ア 補助率：9/10 以内（1/10 以上自己負担）

イ 上限額：10,000 千円 下限額：概ね 1,000 千円

(6) 募集期間 平成 30 年 3 月 30 日～4 月 20 日

(7) 事業スキーム

ア NPO 法人等が文化スポーツ局（文化振興課）に補助申請

イ 文化スポーツ局が「ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会」に諮問

ウ 「ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会」が文化スポーツ局に答申

エ 文化スポーツ局が補助決定

オ NPO 法人等が進捗報告

カ NPO 法人等が実績報告

キ 補助額の決定

※「ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会」は随時意見助言・事業評価

3 事業の開始時期

平成 28 年度から開始(令和 2 年度まで)

4 財源

NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業交付金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	111,529	114,422	117,885
決算額	108,600	107,075	110,506

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
ア ふるさと・きずな維持・再生支援事業	114,121	107,868
イ ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会	3,764	2,638
合計（ア＋イ）	117,885	110,506

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
ア ふるさと・きずな維持・再生支援事業		
負担金、補助及び交付金	114,121	107,868
イ ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会		
共済費	312	300
賃金	1,943	1,882
報償費	291	123
旅費	706	302
需用費	216	11
役務費	147	0
使用料及び賃借料	149	20
小計	3,764	2,638
合計（ア＋イ）	117,885	110,506

6 補助対象事業内容の概要

平成 30 年度ふるさと・きずな維持・再生支援事業申請事業一覧

NO	団体名	事業名	補助対象事業費	補助金交付額
1	特定非営利活動法人南相馬サイエンスラボ	相双地域と首都圏の親子対象にした自然科学・農業食育・歴史文化等の体験交流活動	4,000	3,600
2 ※	特定非営利活動法人がんばろう福島	顔の見える関係には風評被害なし！～県人会	9,595	8,632

	農業者等の会	との連携、大収穫祭、アグリ通信～		
3	特定非営利活動法人アイカラー福島	あがらっしゃい！ふくしまのおいしい発信	7,751	6,976
4	特定非営利活動法人かわまたスポーツクラブ	スポーツの力を信じて！ 健康コミュニティ交流の支援事業	2,370	2,133
5 ※	特定非営利活動法人Social Net Project Move	「ふくしまみなと未来塾」 2020年へ向けて	9,003	8,092
6	特定非営利活動法人ふくしま飛行協会	「ジュエリーふくしま」～福島の魅力の世界へ発信	4,333	3,884
7	ふくしまキッズ博実行委員会	ふくしまキッズ博	8,576	2,999
8	川俣町ポリエステル媒地活用推進組合	川俣町の復興 新たな施設園芸の取り組みへの支援活動	1,708	1,537
9	特定非営利活動法人元気になるろう福島	地域の力による風評被害払拭のための支援活動	3,259	2,933
10	特定非営利活動法人中ノ作プロジェクト	空き家を活用した地域コミュニティづくり	4,566	4,069
11	福島県米穀肥料協働組合青年部	県産米消費拡大プロジェクト ～米の多様性と福島の現実～	1,318	1,185
12	特定非営利活動法人富岡町 3.11 を語る会	富岡町の未来を担い、富岡を語り継ぐ人材育成プロジェクト	4,946	4,450
13	特定非営利活動法人福島県有機農業ネットワーク	スタディツアーや農業体験による関係人口の創出と新しいコミュニティ促進事業	1,771	1,592
14	特定非営利活動法	請戸小学校物語の福島	7,104	6,286

	人団塊のノーブレス・オブリージュ	への継承		
15	勿来ひと・まち未来会議	既存住民と避難住民のコミュニティ形成イベントによる交流促進事業	778	699
16	学校法人山口学園 E C C 国際外語専門学校	福島県復興支援チャリティカフェ「カフェ・ラポール」	4,354	3,917
17	特定非営利活動法人福島再生の会	いいたてコミュニティの再生 ～心とからだの健康のために～	2,383	2,142
18	特定非営利活動法人プロジェクト F U K U S H I M A	プロジェクト F U K U S H I M A 2018	7,670	6,442
19	一般社団法人ふくしま百年基金	寄付文化醸成を目指した遺贈寄付等説明会及び研修会	7,154	6,441
20	※ 特定非営利活動法人相馬はらがま朝市クラブ	事業者データベース & マッピング事業	5,645	5,080
21	一般社団法人 B r i d g e f o r F u k u s h i m a	ロジックモデル普及事業	5,359	4,822
22	特定非営利活動法人りょうぜん里山学校	子どもとあそびを通じて、地域の人々、県内外のふくしまの復興に思いを寄せる人々をつながり、体と心の向上を目指すプロジェクト	5,733	5,144
23	特定非営利活動法人シャローム	子供たちが「福島は今」と「自身の経験」を発信する『ひまわりプロジェクト』地域間交流事業	5,302	4,767
24	一般社団法人岳温泉観光協会	安達太良山を起点とした県内周遊による風評被害払拭事業	4,386	3,946
25	特定非営利活動法人福島住まい・まちづくりネットワーク	避難社会情報ツール作成による被災12市町村の復興支援者	6,778	6,100

	ク	への絆力支援業務		
		合計	125,842 (内団体負担： 17,974)	107,868

7 監査手続及び監査結果

上記補助対象事業のうち、※NO2、5、20の3件を抽出して、補助金申請手続における収支予算書、実施報告手続における実績報告書等の関連書類を確認した。

NO	団体名	事業名
2	特定非営利活動法人がんばろう福島農業者等の会	「顔の見える関係には風評被害なし！」～県人会との連携、大収穫祭、アグリ通信～
	<p>県外の県人会の皆様とつながるため、ツアーで福島の農家を訪問していただき、平成30年11月4日には、二本松市内で大収穫祭を実施した（参加者150名、うち首都圏からの参加者80名）。また、農家を紹介する「福島アグリ通信」を夏・秋・冬・春・まとめ号を各2,000部発行した。</p>	
5	特定非営利活動法人 Social Net Project Move	「ふくしまみなと未来塾」2020年へ向けて
	<p>・「ふくしまみなと未来塾会議」を港区役所で開催（全4回、参加23名）。 ・「福島のココがおもしろい」、南相馬市、いわき市で再生可能エネルギー体験学習・食の体験、貸し切りバスでの1泊2日ツアー。豊間小児童とツアー参加・生徒・保護者が伝統 芸能、海遊びで交流（平成30年8月11、12日実施、参加156名）。 ・「里山がっこう体験しよう!」、伊達市霊山町、大石小学校学習発表会での児童同士の交流、里山遊び体験と意見交換で大石小学校とツアー参加児童・生徒・保護者の交流（平成30年10月28日実施、県内98名・ツアー参加35名）。 ・「福島の声、響き、願い」港区みなとパーク芝浦にて、県内と港区内高校吹奏楽部と合唱部による演奏と合同演奏・合同合唱奏、安積黎明高校合唱団、磐城高校吹奏楽部を招聘し、東工大付属科学技術高校吹奏楽部合唱班に応援参加依頼。参加高校生全員での「ふくしまみなと未来塾」高校会議を開催（平成30年12月16日、県内参加107名、都内参加119名）。</p>	
20	特定非営利活動法人相馬はらがま朝市クラブ	事業者データベース&マッピング事業
	<p>・6月13日から8月24日までの期間に県内外からボランティア15名を受け入れ、市内事業所を訪問し、アンケート調査を実施した。事業者と触れ合い、震災前後の営業変化や現在の課題や支援要望等の生の声を収集、復興状況や課題を直接感じていただいた。</p> <p>相馬市の全事業所（2016年経済センサス：1,738件）のうち、2019年2月末時点で1,611件（約93%）の営業を確認、ヒアリング実施件数844件（約49%）。事業者同士のマッチングや連携の機会創出を目指し、地元事業者、市役所、市民等総勢24名による「そうま未来づくりミーティング」を開催した。また、</p>	

	「生の声」に加えて、透明性のある幅広い行政のオープンデータを使用して、相馬市の震災からの復興状況を明確にするためのデータブック「相馬 I N D E X 2019」を完成させた。
--	---

- 8 指摘事項及び意見
特になし。

V 生活環境部

生活環境部 生活交通課

1-4-1 ふくしま地域公共交通強化支援事業

1 目的

地域住民、交通事業者、市町村が連携し、持続可能な公共交通を構築するための取組を行う市町村や広域二次交通を確保する事業者等の取組に対して支援を行う。

2 事業内容

広域二次交通の確保により、利用者の利便性を高め、交流人口の拡大を図るとともに、交通弱者の足を確保する（3年間の実証事業）

(1) 「来て。乗って！あいつ二次交通強化支援事業」：交通事業者等に対し、観光資源等を活用した二次交通対策に係る経費を補助する。①二次交通バス運行、②交通結節点からの二次交通の確保・強化。

(2) 「市町村公共交通活性化支援事業」：市町村に対し、新たな交通弱者等対策に係る経費を補助する。①交通弱者等対策（タクシー乗り合いなど）の市町村補助、②公共交通利活用推進対策（県実施事業）

3 事業期間

平成 30 年度から開始

4 財源

一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	0	63,706
決算額	0	0	59,679

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
あいつ二次交通強化支援事業	40,215	39,898
市町村公共交通活性化支援事業	23,491	19,781
合計	63,706	59,679

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
あいづ二次交通強化支援事業	旅費、普通旅費	43	19
	需用費、消耗品費	108	97
	役務費、通信運搬費	6	0
	使用料及び賃借料	58	51
	負担金、補助金及び交付金	40,000	39,731
市町村公共交通活性化支援事業	旅費 普通旅費	101	79
	需用費 消耗品費	210	45
	役務費 通信運搬費	24	0
	使用料及び賃借料	105	58
	負担金、補助金及び交付金	23,051	19,599
	合計	63,706	59,679

6 事業内容及び契約の概要（単位：千円）

(1) あいづ二次交通強化支援事業の内訳

「来て。乗って！あいづ二次交通強化支援事業補助金交付要綱」により交付した補助金は次のとおり。

交付先		補助金額
磐梯東都バス	喜多方駅—猪苗代駅（いなきた号）	9,801
会津乗合自動車	会津若松—川口（奥会津ぶらり旅）	9,961
	会津若松—会津宮下（冬の奥会津ぶらり旅）	9,995
	田島—只見・川口（奥会津ぶらり旅）	9,972
合計		39,731

会津若松～会津宮下間にバス路線を設置することによりインバウンド客に人気の写真スポット第一只見川橋梁（道の駅みしま宿）まで会津若松から直通的な移動手段を確保する。

また、会津田島～会津川口・会津只見、会津若松～会津川口、にバス路線を新設することにより首都圏から田島経由で奥会津に入り観光し、奥会津内や会津若松で宿泊するパターンや、会津若松に宿泊された方が翌日奥会津観光を楽しみ田島駅まで移動の後のリバティ会津で首都圏へ帰る等の今までになかった広域周遊ルートを確立することができるようにする。また、会津地域の観光拠点である猪苗代駅、喜多方駅の両拠点を結び観光施設を経由した路線バスを運行する。

(2) 市町村公共交通活性化支援事業の内訳

「市町村公共交通活性化支援事業補助金交付要綱」により交付した市町村への補助金は次のとおり。

交付先市町村	補助金額	摘要
南相馬市	3,750	
白河市	1,051	
塙町	179	
石川町	7,500	循環バス及び予約型乗合タクシー
南会津町	6,999	デマンドタクシー定路線型
矢祭町	118	
合計	19,599	

高齢者等の交通弱者の移動手段確保が大きな課題となっている状況に対応するため、①タクシーを活用した新たな交通弱者支援の実証事業、②持続可能な地域公共交通網の形成に資する計画の策定事業及び当該策定事業の実施に当たり必要と認められる実証事業、を行う市町村に対して、750万円を限度に補助金を交付する。

7 監査手続及び監査結果

①会津乗合自動車、②石川町、南会津町に対する補助金に関して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

8 指摘事項及び意見

意見

実証事業である「来て。乗って！あいつ二次交通強化支援事業」に関して、「奥会津ぶらり旅」には、1,993万円補助金を支出して、794人の乗降客、一人当たり補助金は2万5千円。「冬奥会津ぶらり旅」には999万円補助金を支出して、1,584人の乗降客、一人当たり補助金は6千3百円。「いなきた号」には、980万円を支出して、53人の乗降客、一人当たり補助金は18万5千円。実証事業といえども、ある程度の効果が見込めない実証事業への補助はもともと行われるべきではない。補助対象とする実証事業選定に当たって、どの程度の効果（集客数、乗降者数）が見込まれるかの、結果として単位当たり（一人当たりなど）いくらまでの補助金となる事業なら実証事業を行う意味があるか（例えば、一人当たり補助金が1万5千円以下になると見込まれる実証事業なら補助可能とか）、といった事前の判断基準の設定がない。実証事業に係る補助を効果的に行うには、単位当たり（一人当たりなど）補助金上限額や見込み入込数（集客数、乗降客数）を予め設定し、それが見込めない実証事業は、たとえ実証といえども補助対象としない、という補助金制度にすべきである。

生活環境部 生活交通課

1-4-2 生活路線バス運行維持のための補助事業（通常）

1 目的

国（国土交通省）の地域公共交通確保維持改善事業と協調して、市町村間をまたぐ幹線系バス路線について、一体的、継続的に支援していくことで県民の生活の足を確保する。

2 事業内容

地域住民の日常生活の足を確保するため、乗合バス事業者が運行する生活交通路線（広域的・幹線的な路線）の欠損等に対して、国の地域公共交通確保維持改善事業と協調して補助金を交付する。

(1) 運行費補助金

ア 補助先：福島交通株式会社、会津乗合自動車株式会社、磐梯東都バス株式会社、計 25 路線

イ 補助率：1/2

(2) 車両減価償却費…福島交通株式会社、会津乗合自動車株式会社、新常磐交通株式会社、計 26 台

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	28,260	43,881	65,327
決算額	28,260	43,880	65,327

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
負担金、補助金及び交付金	65,327	65,327

6 事業の概要

「福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域間幹線系統確保維持費補助金及び車両減価償却費等補助金）交付要綱による地域間幹線系統の欠損相当額についての補助内訳は次のとおり。

（単位：千円）

	運行費補助金	車両減価償却費補助金	計
福島交通株式会社	16,839	17,563	34,402
会津乗合自動車株式会社	8,231	8,669	16,900
磐梯東都バス株式会社	7,775	0	7,775
新常磐交通株式会社	0	6,250	6,250
合計	32,845	32,482	65,327

7 監査手続及び監査結果

交付申請書、実績報告書、交付請求書、支出命令書を検討し、補助金支出の妥当性を検証した。国土交通省による補助事業（地域公共交通確保維持事業）に準拠した制度でもあるので、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 生活交通課

1-4-3 市町村生活交通対策のための補助

1 目的

地域の実情に即した生活交通対策事業を実施する市町村を支援することで県民生活の足を確保する。

2 事業内容

市町村が地域の実情に即し、住民の生活交通の確保を図るため、主体的に行う生活交通対策事業（コミュニティバスやデマンドバス等）について、運行欠損額に対して補助金を交付する。（運行費補助金）

(1) 補助対象事業

- ア 市町村が直営で行う事業
- イ 市町村が交通事業者に委託して行う事業
- ウ 市町村が関係団体に要請して行う事業
- エ その他知事が必要と認める事業

(2) 補助率

財政力指数や過疎地域指定により 2/3 から 1/24（8 区分）

3 事業期間

平成 15 年度から開始

4 財源

一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	163,579	167,609	150,396
決算額	163,069	167,609	149,912

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	区分	予算額	決算額
	要請事業	150,396	29,502

負担金、補助金及び交付金	直営・委託・その他の事業		120,410
合計			149,912

6 事業内容及び概要（単位：千円）

地域住民の日常生活に必要な生活交通の確保を図るため、地域の実情に即し主体的に生活交通対策事業を行う市町村に対し、当該事業にかかる経費について「福島県市町村生活交通対策事業補助金交付要綱」の定めるところにより、補助金を交付している。

事業区別	対象者	過疎指定	補助対象事業費	補助金
要請事業（デマンド型乗合タクシー）	喜多方市	過疎	89,456	14,902
	田村市		22,063	1,378
	本宮市		20,707	862
	国見町		9,140	564
	伊達市	過疎・一部	63,247	4,251
	大玉村		6,634	414
	只見町	過疎	17,175	2,862
	会津美里町	過疎	18,920	3,153
	中島村		9,199	574
	新地町		13,027	542
小計			269,574	29,502
直営・委託・その他の事業	福島市		31,980	1,298
	会津若松市		48,378	1,970
	郡山市		31,406	1,519
	いわき市		28,370	3,971
	白河市		46,481	1,792
	須賀川市		13,980	578
	喜多方市	過疎	14,068	2,343
	相馬市		40,478	1,583
	田村市		329	0
	南相馬市		24,459	897
	伊達市	過疎	16,051	2,005
	本宮市		9,714	383
	川俣町	過疎	24,800	5,892

	大玉村		5,465	340
	下郷町	過疎	31,626	8,334
	南会津町	過疎	31,440	5,237
	西会津町	過疎	83,245	13,873
	猪苗代町	過疎	48,469	8,042
	会津坂下町	過疎	32,159	21,436
	湯川村	過疎	8,673	1,445
	柳津町	過疎	25,703	4,279
	三島町	過疎	27,014	4,500
	金山町	過疎	27,574	4,594
	昭和村	過疎	12,280	2,046
	会津美里町	過疎	6,792	1,132
	西郷村		35,225	1,553
	棚倉町		9,279	374
	矢祭町	過疎	19,478	5,379
	埴町	過疎	32,327	6,882
	鮫川村	過疎	10,698	5,344
	石川町	過疎	2,224	278
	浅川町		3,936	246
	三春町		22,722	865
小計			806,838	120,410

7 監査手続及び監査結果

「福島県市町村生活交通対策事業補助金交付要綱」に定める手続によって、申請書、概算払請求書、完了報告書、実績報告書が作成され、適切に支出命令が行われているか検討した。国土交通省の補助に準じた制度でもあり、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 生活交通課

2-1-3 被災地域生活交通支援事業

1 目的

避難地域 12 市町村において帰還した住民が安心して日常生活を送ることができる移動手段を確保するとともに、地域内外の交流に資する地域公共交通ネットワークを構築する。

2 事業内容

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災した避難市町村の避難指示解除後の地域公共交通ネットワーク構築のための検討を行うとともに、広域幹線を確保するため補助金を交付する。

(1) 避難地域における地域公共交通ネットワーク構築事業：平成 29 年度に策定した避難地域公共交通網形成計画の検証と避難地域の公共交通の維持・確保を図る。

事業内容：幹事会・方部会等の開催。関係機関との調整

(2) 避難地域における広域幹線確保事業：避難地域内における新規の広域幹線バス路線の欠損額を国と協調して支援する。

ア 運行費補助金

(ア) 補助先：新常磐交通株式会社、福島交通株式会社

(イ) 補助対象：6 路線

(ウ) 補助率：国 1/2・県 1/2（国直接補助）

イ 車両一括購入費補助金

(ア) 補助先：新常磐交通株式会社、福島交通株式会社

(イ) 補助率：国 1/2・県 1/2（国直接補助）

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

一般財源及び特定財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	8,971	27,336	121,244

決算額	8,642	27,022	121,035
-----	-------	--------	---------

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
避難地域の公共交通ネットワーク構築事業	376	167
避難地域の広域幹線確保事業	120,868	120,868
合計	121,244	121,035

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

事業	節区分	予算額	決算額
避難地域の公共交通ネットワーク構築事業	報償費	71	9
	旅費	165	115
	需用費 消耗品費	20	0
	役務費 通信運搬費	9	0
	使用料及び賃借料	111	43
避難地域の広域幹線確保事業	負担金、補助金及び交付金	120,868	120,868
	合計	121,244	121,035

6 事業内容及び概要

「福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」による被災地域間幹線系統確保維持費補助金及び被災地域車両取得事業費補助金の内訳は次のとおり。

事業区別	受託者	系統/台数	補助対象経費 (赤字)	補助金額
運行費補助金	新常磐交通株式会社	いわき～富岡	31,580	14,544
		川内～上三坂	29,976	13,580
		川内～富岡	7,565	3,425
	福島交通株式会社	医大～南相馬	70,268	41,605
		船引～川内	27,940	12,794
		上移～葛尾	24,606	12,418
小計			191,938	98,368
車両一括購入費補助金	新常磐交通株式会社	3台	—	22,500
合計			—	120,868

7 監査手続及び監査結果

「福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」による申請書、実績報告書、補助金交付請求書、支出命令書を検討した。国土交通省による補助金に準拠している制度でもあり特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 生活交通課

2-1-4 生活路線バス運行維持のための補助（復興特例）

1 目的

国の地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例措置と協調して、市町村間をまたぐ幹線系バス路線について、一体的、持続的に支援することで、県民の生活の足及び東日本大震災により避難を余儀なくされた被災地住民の生活の足を確保する。

2 事業内容

地域住民（仮設住宅等含む）の日常生活の足を確保するため、乗合バス事業者が運行する生活交通路線（広域的・幹線的な路線）の欠損等に対して、国の地域公共交通確保維持改善事業と協調して、補助金を交付する。

3 事業期間

平成 24 年度から開始

4 財源

一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	316,711	276,081	208,293
決算額	316,711	276,080	208,293

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
補助金、負担金及び交付金	208,293	208,293

6 事業内容及び概要（単位：千円）

地域公共交通確保維持改善事業補助金として交付した補助金は次のとおり。

受託者	路線数	補助対象経費（赤字）	補助金額
福島交通株式会社	27	323,090	132,140
会津乗合自動車株式会社	9	198,586	76,153
合計	36	521,676	208,293

7 監査手続及び監査結果

「福島県地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱」（国土交通省の制度としては、被災地域間幹線系統確保維持費補助金に該当するもの）に準拠して、申請書、実績報告書、請求書、支出命令書等が作成されているか検討した。国土交通省の制度に準拠したものであり、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 生活交通課

2-2-6 「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業

1 目的

福島イノベーション・コースト構想周辺環境整備として、施設と拠点間等を結ぶ交通ネットワークを形成し、地域産業の集積と交流人口の拡大などイノベ構想を更に推進する。

2 事業内容

福島イノベーション・コースト構想周辺環境整備を行う。

(1) イノベ拠点間等公共交通確保実証事業

バス事業者への委託により、イノベ施設と拠点（駅、バスターミナル）間を結ぶ公共交通（バス）による実証実験を行う。

(2) 福島イノベ交通ネットワーク実証事業

カーシェアリング等の新しい交通システムの導入効果や採算性、具体化に向けた課題の整理と実証を行う。

(3) 周辺環境整備交通ネットワーク形成事業

イノベ周辺環境の交通需要の調査等を実施し、将来の公共交通ネットワークの提案をする。

3 事業期間

平成 30 年度から開始

4 財源

一般財源及び国庫支出金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	0	107,116
決算額	0	0	66,437

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業内訳	予算額	決算額
------	-----	-----

イノベ拠点間等公共交通確保実証事業	50,000	22,259
福島イノベ交通ネットワーク実証事業	42,351	30,338
周辺環境整備交通ネットワーク形成事業	14,765	13,840
合計	107,116	66,437

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

事業内訳	節区分	受託者	決算額
イノベ拠点間等公共交通確保実証事業	委託料	イノベ構想推進機構（*）	22,259
福島イノベ交通ネットワーク実証事業			30,338
周辺環境整備交通ネットワーク形成事業			13,840
合計			66,437

（*）一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

6 事業内容及び契約概要

「福島イノベ構想」周辺環境整備交通網形成事業業務は、随意契約により、「一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」（以下、「機構」とする）に委託されている。単独随意契約となった理由として、「機構」は、構想推進の中核的な機関として、県の全額出捐により平成 29 年 7 月に設立した法人であり、福島復興再生特別措置法に基づき、県が作成している「重点推進計画」において計画実施主体として位置付けられ、県と一体となって本構想に関連する取組を総合的に進めていくこととされており、このような機能を有する機関は他にない、としている。

仕様書等による事業内容は次のとおり。

(1) イノベ拠点間等公共交通確保実証事業

県内外から構想に位置付けられた各拠点施設へ訪問する研究者等の公共交通を確保するため、将来必要とされる拠点間等を結ぶ公共交通（バス）による実証運行を行い、来訪者等の利便性向上促進を図る。

開始日：平成 31 年 3 月 8 日

区間：郡山駅前＝環境創造センター（三春）＝富岡駅前

運行本数：一日 3 往復

運行実績：15 日間運行で利用者数延べ 63 名

(2) 福島イノベ交通ネットワーク実証事業

イノベ地域における各拠点施設を中心とした小さなエリアにおけるカーシェアリング等を活用し、JR 常磐線主要駅周辺を拠点とした交通ネットワークシステムの

導入効果や採算性、具体化に向けた課題の整理と実証を行い、交流人口の拡大を図る。

カーシェアリング「はまモビ」の実証

稼働開始日	ステーション	台数	利用回数(3月末まで)
平成30年12月18日	浪江駅周辺	4台	41回
平成31年1月31日	富岡駅周辺	4台	15回
平成31年3月15日	小高駅周辺	1台	1回

(3) 周辺環境整備交通ネットワーク形成事業

浜通り地域の産業構造を熟知・分析し、イノベ地域における関連拠点施設等と地域に求められる交通需要の調査、分析、整理等を実施し、将来にわたって必要となる公共交通ネットワーク、新しい交通システムの導入モデルの具現化に向けた提案を行い、効率的で持続可能な交通システムの形成を提案する。

イノベ公共交通分科会

	開催日	開催場所
第1回	平成30年5月31日	学びの森(富岡町)
第2回	平成31年3月25日	学びの森(富岡町)

平成30年度の内容は次のとおり。

事業	内訳	受託者	内容	金額(税込)
イノベ拠点間等公共交通確保実証事業	再委託先	公益社団法人日本交通計画協会	バス実証に先立つ需要調査	10,983
		福島交通株式会社	バス実証運行	4,298
		新常磐交通株式会社	バス実証運行	2,398
		株式会社エクシードコネクト	バス出発式(3月8日)	216
	一般管理費			4,363
小計				22,260
福島イノベ交通ネットワーク実証事業	再委託先	日産自動車株式会社	浪江4台、富岡4台、小高1台	27,157
	一般管理費			3,180
小計				30,337
周辺環境整備交通ネット	再委託先	株式会社エクシードコネクト	バス出発式	55

ワーク形成事業	分科会等		分科会 2 回	12, 526
	一般管理費			1, 258
小計				13, 839
合計				66, 437

7 監査手続及び監査結果

業務委託契約について、単独随意契約の妥当性、委託契約書、変更契約書、委託料概算払請求書、支出命令書、支出負担行為、等を検討した。指摘事項、意見は次項のとおり。

8 指摘事項及び意見

意見

- (1) 県から機構に委託し、機構が外部へ再委託するという事業構造である。機構への委託に際し、機構の一般管理費は直接事業費用(再委託費用等)の10%と見込んでいた。当該事業のうち、バス実証運行の開始が9月から3月にずれ込んだこと、カーシェアリング実証運行の開始が9月から12月にずれ込んだこと等により事業は3月末までの予定を6月末まで延長した。これにより当該事業が次年度に一部繰越(4,067万円)となった。今年度実施された直接事業費用(委託料)(5,763万円)に10%を掛けた金額は、576万円(税込)であるが、当年度分の委託料概算払請求として、一般管理費は880万円として委託料概算払請求6,643万円が行われた。約300万円(880万円-576万円)多い。この点については、今年度と翌年度の通期では、一般管理費が直接事業費の10%となるように、翌年度の一般管理費は93万円を見込んでいたとのことである。しかし、93万円では翌年度の直接事業費(3,974万円)の2%にすぎない。

このような外観からは、機構側の都合により一般管理費を約300万円前倒しで支払う委託料概算払請求書を認めたと判断されても仕方がない。県と出捐関係がない外部業者であれば、一般管理費は直接事業費の10%(576万円)しか認めず、概算払額は6,339万円であったと思われる。機構が県の出捐法人であるからといって、外部業者とは異なるような取扱があってはならない。

- (2) 「周辺環境整備交通ネットワーク形成事業」について、事業の内容を説明する書類(契約書に添付された積算資料、概算払い請求書に添付された積算資料など)には、分科会開催等として記載され、分科会等開催で約1,384万円掛かるかのように説明されている。しかし、実際は委託先である機構の担当者に掛かる人件費であった。実証事業の事前調査・関係者調整・実施・結果分析に係る用務を行う者の人件費である。人件費相当額を1つの事業として区分したものであると思われる。それを分科会開催等を内容とする事業費として説明するのは適切ではない。機構に委託した事業に機構側の人件費を計上することを伏せたいがためにそのような表現で予算を計上したのだろう

かと疑われても仕方がない。分科会 2 回開催するのに約 1,384 万円掛かるとの説明も説明になっているとは思えないが、人件費を見込んでいるのであれば、人件費として説明、表示するのが当然であろう。

- (3) 「イノベ拠点間等公共交通確保実証事業」は、再委託費用だけで 691 万円掛かっているが、15 日間の利用者延べ数は 63 名である。仮に全員往復したとすると、実質 31 人であり、1 日当たり 2 人しか利用していない。金額的にも往復して一人当たり 22 万円掛かっている。イノベ関係の研究者しか需要がないことは明らかであり、既存の公共交通（高速バス、広域幹線バス）以外に新規に中通りと浜通りを結ぶルートを設定すること自体、経済性を考慮しない計画だと思われる。需要調査するまでもないと思われる。
- (4) 「福島イノベ交通ネットワーク実証事業」では、カーシェアリング「はまモビ」の実証を行ったが、再委託料だけで 2,715 万円掛かったものの、利用回数は 57 回であった。利用 1 回当たり 47 万円である。イノベ関連の研究者の来訪も限られる上、帰還した住民もまだまだ少ないので、実証事業を行うには時期尚早なのは明らかであろう。そもそも当該実証事業を行う以前に、どれぐらいのカーシェアリング利用者があると予測し、いくらぐらい実証事業にコストを掛ける価値があるか、大まかな制度設計ができなかったのか、疑問に思う。無駄な公金の支出だったとの評価がなされても仕方がないのではないか。

生活環境部 除染対策課

4-1-4 市町村除染対策支援事業

1 目的

東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な市町村の除染の推進を図るため、市町村が策定する除染実施計画による除去土壌の適正保管や搬出等のほか、市町村等が実施する線量低減化活動を総合的に支援する。

2 事業内容

放射性物質汚染対処特措法に基づき、市町村が策定した除染実施計画により実施する除染作業、除染に伴い必要となる原形復旧措置等作業、除染により生じる廃棄物等の仮置場の設置に要する経費等を支援するほか、市町村等が行う線量低減化活動を総合的に支援する。

(1) 市町村除染対策支援事業

汚染状況重点調査地域の指定を受けた市町村が、除染実施計画に基づき実施する除去土壌等の適正保管や搬出等に関する経費などを支援する。

(2) 線量低減化支援事業

除染実施区域外や市町村による面的除染実施後も局所的に線量が高い箇所等において、線量低減を図るための事業実施に係る経費を交付する。

3 事業期間

平成 23 年度から開始

4 財源

福島県民健康管理基金繰入（環境省からの補助金が財源）

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）

(1) 事業費の推移（単位：百万円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	271,228	103,242	59,932
決算額	259,208	102,752	59,143

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
-----	-----	-----

負担金、補助及び交付金	59,932,727	59,143,985
-------------	------------	------------

6 事業内容及び概要（単位：千円）

30 の市町村等に交付した市町村別内訳は次のとおり。

		市町村	金額（千円）
1		福島市	21,687,797
2		二本松市	3,601,826
3		安達地方広域行政組合	632,387
4		伊達市	825,745
5		伊達地方衛生処理組合	3,184,640
6		本宮市	2,958,322
7		桑折町	212,645
8		国見町	120,994
9		川俣町	591,858
10		大玉村	466,690
11		郡山市	11,239,680
12		須賀川市	2,123,207
13	*	田村市	4,028,015
14		鏡石町	82,764
15		天栄村	266,738
16		古殿町	114
17		三春町	662,096
18		白河市	531,710
19		西郷村	1,256,089
20		泉崎村	135,380
21		中島村	65,069
22		矢吹町	95,667
23		棚倉町	20,918
24		会津美里町	2,148
25		新地町	356
26		相馬市	24,055
27	*	南相馬市	1,915,411
28		広野町	35,276
29	*	川内村	366,302
30		いわき市	2,010,086

合計	59,143,985
----	------------

*印の市町村には国直轄事業が一部ある。

このうち、郡山市に対して交付した 11,239,680 千円を実質的な監査対象とし、郡山市と業者間で締結された（個別）契約書、（個別）変更契約書、業者からの着手届、完了届、概算払請求書、郡山市の支出命令書等、を精査した。

監査対象とした郡山市への交付金（郡山市と業者の委託契約）

交付決定別	業者との個別契約件数	交付金合計金額（千円）
30 環保第 2502 号	22 件	4,214,826
30 環保第 652 号	14 件	386,821
30 環保第 987 号	44 件	5,376,277
30 環保第 1055 号	10 件	129,357
30 環保第 1248 号	7 件	431,665
30 環保第 1417 号	10 件	356,094
30 環保第 2118 号	10 件	344,640
計	117 件	11,239,680

7 監査手続及び監査結果

郡山市への交付金について、「除染対策事業交付金交付要綱」「除染対策事業実施要領」に基づき、交付申請、概算払、完了報告、実績報告、交付請求、支出命令等が適正に行われているか検討した。郡山市と業者が契約したおよそ 117 件の業務委託契約について、契約から作業着手、完了、支出命令まで内容を検討した。環境省の認める制度でもあり特に指摘する事項はなかった。

なお、郡山市が株式会社エム・テックに委託した除染業務委託契約に関して、株式会社エム・テックが破産したために、出来高を差し引いた概算払金 182,813 千円については、郡山市から交付金が返還されてきている。郡山市と損害保険会社との間で履行補償保険金請求として係争中であるものの、県から郡山市への交付金は精算済で問題はない。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 環境共生課

4-4-1 環境創造センター（本館）管理運営事業

1 目的

環境創造センターの企画運営及び環境創造センター本館の維持管理を行うとともに環境創造センターが担う機能である「情報収集・発信」に関する事業を実施する。

2 福島県環境創造センターについて

福島県環境創造センターは、原子力災害からの「環境回復と創造」に向けた取組を行う総合的な拠点として、平成 28 年に福島県が三春町の田村西部工業団地内に設置した機関である。同センターでは、福島県、日本原子力研究開発機構、国立環境研究所の 3 機関が、平成 27 年 4 月に締結した 3 者協定に基づき、連携協力して「放射線計測」「除染・廃棄物」「環境動態」「環境創造」の 4 分野で研究を進める。

福島県三春町での施設

名称	施設内容
研究棟	日本原子力研究開発機構（JAEA）及び国立環境研究所（NIES）が入居。JAEAは、主に放射性物質による環境中の汚染を除去し、環境を回復させるための調査・研究を実施。NIESは、主に環境回復や復興まちづくり、災害に強い社会づくりに関する調査・研究を実施。
本館	福島県が入居。1階は事務管理部門と環境放射能のモニタリングや調査研究を行うエリア。2階は大気、水、廃棄物のモニタリングや調査研究を行うエリア。
交流棟（コミュタン福島）	放射線やふくしまの環境の現状に関する展示のほか、360度全球型シアター、200名収容可能なホール、100名収容可能な会議室、70名収容可能な多目的会議室を設置。

他の場所での附属施設等

名称	場所	施設内容
野生生物共生センター	大玉村	野生生物のモニタリングや、野生生物の保護・救護の機能を担う。
猪苗代水環境センター	猪苗代町	猪苗代湖、裏磐梯湖沼群に関する調査研究やボランティア活動の拠点としての機能を担う。
環境放射線センター	南相馬市	原子力発電所周辺のモニタリングや空間放射線の常時監視を行う。JAEA福島環境安全センター放射

		線監視技術開発グループが入居し、福島県と連携して業務を行う。
福島支所	福島市	環境試料中に極微量含まれるプルトニウムなどのアルファ線放出核種、ストロンチウムなどのベータ線放出核種の放射化学分析等を行う。

当該施設の施設整備費用は概算で次のとおりであるとのこと。

			金額
建物工事費	三春町	本館 (H27. 10. 27 開所)	約 19 億円
		研究棟 (H28. 4. 21 入居式)	約 27 億円
		交流棟「コミュタン福島」(H28. 7. 21 開所)	約 28 億円
	南相馬市	環境放射線センター (H27. 11. 16 開所)	約 20 億円
	大玉村	野生生物共生センター (H28. 4. 27 開所)	約 1 億円
	猪苗代町	猪苗代水環境センター (H28. 4. 15 開所)	約 1 億円
		小計	
設計費・機器整備費			約 31 億円
	合計		約 127 億円

機器整備費約 31 億円は、ほとんどが三春町と南相馬市の施設のみだと推定されるので、仮に金額比で配賦すると、施設整備費は次のように計算される。また、当該設備の年間減価償却費は次のように計算される。

		施設整備費	耐用年数	年間減価償却費
三春町	本館	約 25 億円	50 年	5 千万円
	研究棟	約 36 億円		7 千 2 百万円
	交流棟「コミュタン福島」	約 37 億円		7 千 4 百万円
南相馬市	環境放射線センター	約 26 億円		5 千 2 百万円
大玉村	野生生物共生センター	約 1.5 億円		3 百万円
猪苗代町	猪苗代水環境センター	約 1.5 億円		3 百万円
	合計	約 127 億円		

3 事業内容：環境創造センター（本館）

1	施設管理 等事業	環境創造センター本館の施設、分析機器等の維持管理を行う
		(1) 施設維持管理 庁舎清掃、各種設備保守点検など行う
		(2) 分析機器等維持管理 調査研究業務に使用する分析機器等の保守点検などを行う
		(3) 分析機器等の更新 調査研究業務に使用する分析機器等を更新する
		(4) 非常用放送設備を設置するための設計 本館・研究棟に非常用放送設備を設置するための設計を行う
2	企画運 営事業	環境創造センターが担う4つの機能である「モニタリング」「調査研究」「情報収集・発信」及び「教育・研修・交流」に関する取組を効率的、効果的に実施するため、各種会議体の運営を行う
		(1) 運営戦略会議 福島県、日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所の3者（以下「3者」という。）が連携・協力して取り組む具体的方針の策定やセンターに係る重要事項を協議・決定する。
		(2) 県民委員会 環境創造センター事業に県民ニーズを反映させるため、事業者団体等により構成される県民委員会から意見・助言を受ける。
		(3) 連絡調整会議 3者のそれぞれの代表者、各研究部門の部門長等で構成する連絡調整会議を設置し、方針に基づく年次計画を策定するとともに、3者での連絡調整を行う。
		(4) 部門会議 調査研究事業における、3者の緊密な調整を図るため、調査研究分野ごとに、3者の職員等で構成する部門会議を運営する。
3	情報収 集・発 信事業	環境創造センターにおける取組とその成果について、県民等に広く周知する
		(1) 広告媒体等作成事業 環境創造センターのパンフレット等を印刷する。また、年報・チラシ等を作成し、県民に広く情報発信する。
		(2) 環境創造センターHP管理運営事業 環境創造センターHPの管理運営を行う。
		(3) 取組周知事業

	<p>環境創造センターの取組周知を図るために本館、研究棟の見学会やサイエンスカフェの他、センター研究員による公開講座、外部講師による講演会等を実施する。また、過去に情報収集した環境教育、環境回復・創造に関する取組団体を集めて事例発表会を開催する。さらに、I A E A協力プロジェクトの成果について、冊子等の広報媒体を作成し広く発信する。</p>
	(4) 福島県環境創造シンポジウム
	<p>福島県や連携研究機関の研究成果及び国内外組織の取組を紹介するとともに、外部有識者等とのパネルディスカッションを行う。</p>

4 事業期間

平成 26 年度から開始

5 財源

主に福島県原子力災害等復興基金（国からの補助金）

6 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	129,510	120,427	185,568
決算額	122,868	112,742	165,832

(2) 平成 30 年度事業別節区分予算額及び決算額内訳

	小事業	節区分	予算額	決算額
1	施設管理等事業	報酬	3,060	2,959
		共済費	1,051	729
		賃金	3,710	3,710
		旅費	1,795	1,489
		需用費	33,833	30,641
		役務費	3,405	2,617
		委託料	61,285	58,144
		使用料及び賃借料	127	100
		備品購入費	44,825	37,390
		負担金、補助金及び交付金	878	740
		公課費	134	133
	小計		154,103	138,652

2	企画運営事業	報酬	8,153	8,152
		共済費	427	283
		報償費	1,524	1,321
		旅費	1,835	1,667
		需用費	637	489
		役務費	131	4
		使用料及び賃借料	162	116
	小計		12,869	12,032
3	情報収集・発信事業	報償費	387	322
		旅費	404	96
		需用費	6,781	4,353
		役務費	1,061	535
		委託料	9,808	9,804
		使用料及び賃借料	155	38
	小計		18,596	15,148
	合計		185,568	165,832

7 事業内容及び概要（単位：千円）

具体的に監査対象としたのは、委託料と備品購入費である。

委託料の内訳は次のとおりであり、*印を具体的に監査対象とした。

	小事業	委託事業		金額
1	施設管理等事業	清掃	*	2,509
		実験器具洗淨		3,387
		分析機器点検	*	40,391
		機械警備	*	3,564
		空調設備保守	*	2,494
		自家用電気工作物保守		449
		消防用設備保守		274
		その他 17 項目		5,072
	小計			58,144
3	情報収集・発信事業	チラシ等制作委託一式		426
		HP 運用保守業務	*	5,140
		シンポジウム企画運営業務	*	4,236
	小計			9,804

備品購入費の内訳は次のとおりであり、*印を具体的監査対象とした。

		節区分	性質名称		*	金額
1	施設管理 等事業	備品購入費	消費的経費	—		2,800
			投資的経費	煙道排ガス採取装置	*	4,309
				紫外可視分光光度計	*	1,490
				加熱気化水銀測定装置	*	6,153
				イオンクロマトグラフ	*	10,692
				赤外線分光光度計	*	3,661
				高速液体クロマトグラフ	*	8,283
	合計			37,390		

8 監査手続及び監査結果

委託料、備品購入費の内、抽出した(*)委託業務、重要物品購入契約に関して、入札公告、入札手続、重要物品購入契約、業務委託契約書、購入契約書、完了届、検査報告書、請求書、支出命令書等を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

9 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 環境共生課

4-4-2 環境創造センター研究開発事業

1 目的

福島環境回復のために必要な調査研究及び県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境を創造するために必要な調査研究を実施する。

2 事業内容

	内訳	内容
1	放射線計測	環境試料中の放射性物質の簡易・迅速な分析手法の検討、広範囲にわたる詳細な線量分布の短時間で測定技術の開発を行うとともに、線量率分布の可視化表示技術など、測定結果の分かりやすい表示方向について研究する。
2	除染・廃棄物	効果的・効率的な除染技術の開発・研究に取り組むとともに、除染の効果の評価及び除染による環境への影響評価に関する調査研究に取り組む。また、除去土壌や汚染廃棄物の減容化技術の開発・高度化を進めるとともに、仮置場等における安全性評価や汚染廃棄物等の保管・再生利用等の技術に関する調査研究を行う。
3	環境動態・創造	河川等における放射性物質の移動や蓄積の実態把握及び環境中での移行挙動の評価・モデル化に取り組む。加えて、野生生物の出荷制限の解除に向けた知見の収集及び県民の安全・安心に寄与するため、野生生物の食性を含む行動予測や放射性物質の挙動について調査研究を行う。また、猪苗代湖の水質形成プロセスや物質循環を明らかにすることにより、湖水のpH中性化やCOD上昇の原因を解明する。さらに、水質悪化リスクの評価と汚濁負荷低減対策の検討を行う。
4	活動支援	環境創造センター研究部が、平成30年度の調査研究を円滑に推進できるよう、必要な支援を実施する。

3 事業期間

平成28年度から開始

4 財源

主に福島県原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	200,464		283,255	281,132
決算額	187,731		266,985	255,656

(2) 平成 30 年度事業別節区分予算額及び決算額内訳

	内訳	節区分	予算額	決算額
1	放射線測定	旅費	2,397	1,712
		需用費	3,247	2,819
		役務費	922	811
		委託料	8,518	8,517
		負担金、補助金及び交付金	215	95
		小計	15,299	13,954
2	除染・廃棄物	報償費	140	112
		旅費	4,551	4,496
		需用費	4,393	3,784
		役務費	145	67
		委託料	54,711	52,810
		備品購入費	5,755	5,209
		負担金、補助金及び交付金	441	404
		小計	70,136	66,882
3	環境動態・創造	報償費	504	381
		旅費	6,564	5,799
		需用費	17,004	14,154
		役務費	1,974	1,540
		委託料	71,937	70,396
		使用料及び賃借料	1,670	1,123
		備品購入費	31,319	30,922
		負担金、補助金及び交付金	618	617
		償還金、利子及び割引料	546	455
		小計	132,136	125,387
4	活動支援	報酬	9,513	9,447
		共済費	2,664	2,639
		賃金	12,107	12,107

		報償費	558	223
		旅費	5,954	5,568
		需用費	1,801	1,255
		役務費	18,066	10,145
		委託料	4,097	3,414
		使用料及び賃借料	5,047	2,187
		備品購入費	2,558	1,451
		負担金、補助金及び交付金	1,196	997
		小計	63,561	49,433
		合計	281,132	255,656

6 事業内容及び概要(単位：千円)

委託料の主な内容は次のとおりである。*印の委託料を具体的な監査対象とした。

		主な委託契約	*	金額
1	放射線測定	環境モニタリングデータ経時変化傾向分析		8,267
		C s 1 検出器点検		249
		小計		8,517
2	除染・廃棄物	上小国川調査	*	5,130
		ワークショップ開催運営補助業務		1,296
		難容化試験業務委託	*	17,496
		除染に係る知見の整理		1,887
		仮置場資材の強度試験		6,264
		仮置場資材の化学分析		2,993
		住民合意形成手法に関する調査		8,303
		その他3件		9,439
		小計		52,810
3	環境動態・創造	出水時流量観測委託		8,013
		浮遊砂回収作業委託		1,824
		野生生物動態調査業務委託(単価契約)	*	19,362
		胃内容物等検体採取委託		5,720
		猪苗代湖流入河川における流入観測業務委託		6,858
		その他7件		28,619
		小計		70,396
4	活動支援	I A E A 協力プロジェクト会合支援		1,674
		A r c G I S 保守およびデータコンテンツ		1,290

		廃液処理費		449
		小計		3,414

備品購入費の主な内容は次のとおりである。*印の物品購入を具体的な監査対象とした。

		節区分	性質名称	取得した備品		金額
2	除染・廃棄物	備品購入費	消費的経費	—		1,818
			投資的経費	ワークステーション	*	3,391
		小計				5,209
3	環境動態・創造	備品購入費	消費的経費	—		18,013
			投資的経費	ミキサーミル	*	1,296
				形成圧縮機	*	2,870
				ガンマ線スペクトロメーター	*	2,116
		卓上型FRP蛍光光度測定システム		*	6,625	
小計				30,922		

7 監査手続及び監査結果

委託料、備品購入費の内、抽出した(*)委託業務、重要物品購入契約について、入札公告、入札手続、重要物品購入計画書、委託契約書、購入契約書、完了報告書、請求書、支出命令書等を検討した。特に指摘すべき事業はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 環境共生課

4-4-3 環境創造センター（研究棟）管理運営事業

1 目的

環境創造センター招致機関（日本原子力研究開発機構及び国立環境研究所）が入居する研究棟の施設維持管理を行う。

2 事業内容

環境創造センター研究棟の施設維持管理を行う。

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

主に福島県原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	48,789	56,116	64,131
決算額	46,840	54,216	60,404

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	細節	予算額	決算額
需用費	光熱水費	46,524	43,196
	修繕料	1,340	1,340
役務費	手数料	44	44
委託料	庁舎等管理委託料	16,223	15,824
合計		64,131	60,404

6 事業内容及び概要

管理運営事業は、水道光熱費の支払、庁舎管理費等の配分が主な内容であり、具体的監査対象としたのは、(*)の庁舎管理費等である。

委託料の内訳		金額（千円）
清掃	*	1,440
機械警備	*	6,197

自家用電気工作物保守点検		688
消防用設備保守点検		417
空調設備保守点検	*	4,415
昇降機設備保守点検		907
その他 12 件		1,756
合計		15,824

7 監査手続及び監査結果

委託契約に係る入札手続、委託契約、業務完了報告書、請求書、支出命令書等を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 環境共生課

4-4-4 環境創造センター（交流棟）管理運営事業

1 目的

環境創造センター交流棟の維持管理、企画運営及び広報を行うとともに。環境創造センターが担う機能である「教育・研究・交流」に関する事業を実施する。



2 事業内容

	小事業	細事業	内容
1	施設管理等事業		環境創造センター交流棟の庁舎清掃、各種設備保守点検などを行う。
2	交流棟教育・研究修・交流事業		環境創造センターが担う機能である、「教育・研修・交流」に関する取組を行う。
		1	サイエンスサポートプログラム事業 県内の高校で実施している理科教育や理科系クラブの活動に対して技術的サポートを行い、科学に対する更なる興味や理解を深め、環境創造に携わる人材を育成する。
3	交流棟企画運営・広報事業		環境や科学について触れる機会を広く創出するための取組を行う。
		1	交流棟運営事業 交流棟の来館者対応やHP運営等業務を行う。
		2	交流棟イベント企画運営・広報事業 県民に環境や科学について広く触れていただく機会を創出するため、環境や科学に関するイベント・企画展等を実施する。また、コミュタン福島を広く活用していただくため、交流棟で開催するイベント等の広報活動を行う。

		3	体験研修等 機器等整備 事業	交流棟で実施する体験研修プログラムで使用する実験機材や学校における学習支援として貸出する学習機材を整備する。
		4	サイエンス コミュニ ケーター育 成事業	県内の大学生や県民等を対象とし、放射線、自然環境等に関する講義や体験研修プログラム等を実施する。
		5	交流棟利活 用意見交換 事業	交流棟の効果的な利活用方法を検討するため、教育関係者、科学館職員等との意見交換を実施する。
		6	交流棟展示 更新等事業	交流棟の展示全般について、多言語化対応やコンテンツの更新等を行う。
		7	交流棟備品 等整備事業	交流館運営に必要な備品等を整備する。
4	交流棟学習支 援事業	小学校団体の交流棟来館を促進するため、貸切バスの料金を補助する。		
5	交流棟利用促 進事業	交流棟の利用促進を図る。		
		1	三春町町営 バス運行支 援事業	環境創造センターへの公共交通手段を確保するため、三春町が運行する町営バスに係る経費の一部を負担する。
		2	教育旅行等 誘致事業	県外からの教育旅行等での交流棟利用促進のため、他県教育委員会や旅行代理店を訪問し、PR活動を実施する。
		3	交流棟ミッ ションカー ド事業	コミュタン福島館内の展示や体験研修と絡めたスタンプラリーイベントを開催する。
		4	コミュタン 福島見学ツ アー	県外の雑誌社や旅行代理店等を対象に、福島県の現状を知ってもらうためのツアーを開催し、コミュタン福島や福島県のPR活動を行う。
		5	環境創造シ アター番組 コンテスト 出品事業	福島の魅力を広く周知するため、環境創造シアターの番組「福島ルネッサンス」を映像コンテストに出品する。

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

主に福島県原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	259,999	234,438	320,799
決算額	247,307	223,461	300,913

(2) 平成 30 年度事業別節区分予算額及び決算額内訳

	節区分	予算額	決算額	
1	施設管理 等事業	需用費	14,731	11,606
		役務費	1,820	1,786
		委託料	27,117	23,644
		使用料及び賃借料	169	150
		小計	43,837	37,186
2	交流棟 教育・ 研究 修・交 流事業	報償費	210	28
		旅費	340	22
		需用費	336	42
		使用料及び賃借料	114	114
		小計	1,000	206
3	交流棟 企画運 営・広 報事業	共済費	302	302
		賃金	1,943	1,943
		報償費	301	80
		旅費	716	554
		需用費	11,646	7,153
		役務費	2,948	2,870
		委託料	208,266	208,266
		使用料及び賃借料	180	180
		備品購入費	9,153	9,153
		負担金、補助金及び交付金	53	53

		小計	235,508	230,554
4	交流棟 学習支 援事業	負担金、補助金及び交付金	27,912	21,029
		小計	27,912	21,029
5	交流棟 利用促 進事業	旅費	789	789
		需用費	765	259
		役務費	155	72
		委託料	4,695	4,690
		使用料及び賃借料	10	0
		負担金、補助金及び交付金	6,128	6,128
		小計	12,542	11,938
		合計	320,799	300,913

6 事業内容及び概要（単位：千円）

委託料の内訳は次のとおりであり、（*）を具体的な監査対象とした。

			*	金額
1	施設管理 等事業	清掃	*	6,033
		機械警備委託	*	2,979
		自家用電気工作物保守点検		566
		消防用設備保守点検		341
		空調設備保守点検	*	1,887
		昇降機設備保守点検		1,658
		環境創造シアター保守点検		6,868
		その他 14 件		3,308
		小計		23,644
3	交流棟企 画運営・ 広報事業	福島県環境創造センター交流棟運営拡充業務	*	96,710
		「コミュタン福島」イベント企画運営広報宣伝業務	*	52,290
		交流棟展示改修・多言語対応化等業務	*	40,521
		その他 2 件		9,134
		小計		208,266
5	交流棟利 用促進事 業	コミュタン福島情報発信業務（県外）	*	3,610
		環境創造シアター番組コンテスト出品事業		1,080

		小計		4,690
--	--	----	--	-------

環境創造センター交流棟では会議室の有料貸出も行われており、ホール（200名収容）、多目的会議室（約70名収容）、会議室（100名収容）、同時通訳室が条例により、半日、全日の使用単位で貸し出されている。使用料の全部又は一部の免除手続あり。

条例上の有料貸出の対象ではないが、他に学習室A及びB並びにセミナー室A及びBがあり、入館者に必要に応じて無料貸出されている。

過去3年間における施設それぞれの稼働率は次のとおり。（県の各部局の利用やセンター内部の内部利用も含む）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ホール稼働率	15%	16%	15%
多目的会議室稼働率	55%	70%	67%
会議室稼働率	57%	44%	28%
稼働日数	214日	308日	308日
使用単位			
（ホール）	33単位	47.5単位	47単位
（多目的会議室）	118単位	216.5単位	201.5単位
（会議室）	121.5単位	133単位	84.5単位

使用単位は、半日を0.5、全日を1とした。稼働率＝使用単位÷稼働日数

7 監査手続及び監査結果

監査対象として選定した委託料に関して、入札公告、入札手続、委託契約書、実施報告書、完了報告書、請求書、支出命令書等を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

大型総合案内モニターの科目処理

交流館1階にある大型総合案内モニター（マルチディスプレイ4台、サイネージソフトウェア、架台、組立設置等一式）約410万円について、備品購入費（投資的経費）ではなく、備品購入費（消費的経費）で経理処置されていた。適切な節、細節によるべきである。

意見

(1) 公募型企画プロポーザルにおける「選定されなかった理由」の回答について

「コミュタン福島情報発信業務（県外）」については、公募型企画プロポーザル方式によって委託業者（単独随意契約予定者）が決定された。当該、公募型企画プロポーザル実施要綱15（4）イの規定では、選定されなかった者は「請求者の総得点並びに最優秀者名及びその総得点」を「選定されなかった理由」として請求することができるとされている。本件においても選定されなかった者から、「選定されなかった理由の説明請求書」が提出され、福島県環境創造センター所長は、実施要綱どおり、次のよう式で回答した。

ア 請求者の総得点 ○○点／○○○点

イ 最優秀者名及び総得点 ○○株式会社 ○○点／○○○点

しかしながら、この回答では、請求者が本来求めている回答からはほど遠いものになっているのではないか。当該実施要綱では審査基準が明示されており、6つの審査項目について12の評価基準で採点されるようになっている。「選定されなかった理由」についての回答は、総得点だけでなく、この6つの審査項目若しくは12の評価基準についての点数の回答を得られなければ、請求者はどこが劣っていたのか、どの程度劣っていたのか、判断する事ができない。請求者が「選定されなかった理由」を求めるとは、自己の弱点を知り、より良い企画を提案しようとする意欲の表れに他ならない。理由を回答する側にとっても、さらに優れた企画を提示される可能性を増大させる機会でもある。よって、現在の実施要綱での回答の内容では、両者にとって有益な機会をみすみす逃していると言えるので、回答の内容は改善すべきである。

(2) 冊子の作成、配布について

「コミュタン福島情報発信業務（県外）仕様書」では、コミュタン福島体験レポート冊子（16ページ）を6千部作成することになっている。これを福島県内および栃木県、茨城県及び新潟県の道の駅を中心に105カ所に配布している（15冊×105カ所＝1,575冊）。県内外の方にコミュタン福島の役割である「福島県の状況を理解していただく」冊子を作成することは適切であるが、道の駅に配布・郵送しただけでは、何人の人の手に渡ったのか、本来の目的に効果的であったか、判断できない。配布数か月後に、配布先に冊子の利用状況アンケートを実施するか、配布先の何カ所かをサンプル抽出して実際に訪問して、冊子の利用状況を調査したり、道の駅利用者からアンケートを取ったりするなど、冊子利用状況のフォローアップ調査が必要である。当該、検証作業を本件委託業務に含めるか、別途、業務委託契約として予算取りして実施するか、いずれかが必要である。現状では、冊子を作成して配布したら終わりとなってしまっている。事業の効果の測定を必ず付加若しくは実施するようにすべきであり、冊子を作って終わり、配布して終わりという現状は適切ではない。

(3) 交流棟「コミュタン福島」への来訪者数について

交流棟の管理運営費として年間約3億円掛かっている。さらに、交流棟の建設費は約37億円であり、減価償却費としては年間7千4百万円となる。総費用としては、約3億7千4百万円ということになる。年間約3億7千4百万円掛かる施設が有効に活用されているかどうかは、何らかの指標で判断する必要がある。現在、「環境活動を行うために来訪した県内小学校の割合」を持って当該事業の目標達成に関する指標としているとのことである。(成果指標KPI)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値	100%	100%	100%
現況値	38%	56%	54%

指標のうちの1つとしては適切なものだが、来訪した小学校の数だけをもって事業の達成度を判断することは、評価を矮小化させてしまうのではないだろうか。特定の対象にターゲットを絞ることも必要だが、あくまで県内外の多くの人に広く知って貰うことが基本であり、あらゆる階層の来訪者を増やすことが、施設が有効活用されているか否か判断する指標となるものと思われる。来訪者数を持って第一の指標とし、来訪者アンケート(利用者の声)等の評価も補助指数とするなど、来訪者数を基本に評価基準を設定してその増加を図るべきと思われる。

なお、交流棟入り口の自動カウンターによるカウントは次のとおりである。出入りの都度カウントされてしまうので、来訪者数として捉えるにはリスクがあるが、大雑把な数字として代用する。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
来館者数	51,969人	99,139人	92,348人

総費用、約3億7千4百万円を来訪者数92,348人で割ると、一人当たり4千500円である。公の施設利用者のコストが一人当たり3千円を越えるのは問題があると思う。通常は1千円以下であると思われる。当施設の場合、15万人で一人当たり2千500円となる。12万人から15万人の来訪者が当面の目標の1つとなると思われる。

(4) 有料貸出対象のホール、多目的会議室、会議室(1F)の利用状況について

内部利用等も含めた平成30年度における稼働率は、ホール15%、多目的会議室67%、会議室28%である。ホールの稼働率は以前から15%で利用が低迷したままである。会議室も55%から28%へ利用が低迷して来ている。交流館の建設費用は約37億円で、減価償却費としては年間7千4百万円である。交流館における展示室、シアター等の面積を除いて半分としても、ホール、多目的会議室、会議室、学習室A及びB、セミナー室A及びB等の貸スペース部分の面積は年間3千7百万円の減価償却費となる。15%や27%の稼働率では、3千7百万円の貸スペースが有効活用されているとは言えないのではないかと。

なお、平成 30 年度の有料貸出について使用料の徴収額は約 35 万円であり、減免額を加えても 100 万円足らずにすぎない。

(単位：円)

平成 30 年 度	ホール	多目的会議 室	会議室	合計
使用料	46,100	0	309,400	355,500
減免額	367,900	0	332,600	700,500
合計	414,000	0	642,000	1,056,000

貸出施設の利用率を高めるために、立地する三春町を初め、近隣の市町村、商工会議所等へ定期的にPRすることも必要である。

(5) 学習室A及びB、セミナー室A及びBの利用状況について

学習室A及びB、セミナー室A及びBは、有料貸出の対象ではないが、利用されなければ意味がない施設である。利用状況について報告する対象になっていないために、利用実績が一覧してわかる資料はない。利用申込手続、利用実績報告をルール化して、利用状況を把握し、利用率を高める努力も必要である。

(6) 貸出施設の内部利用申請について

貸出対象の3施設（ホール、多目的会議室、会議室）について、環境創造センターが内部利用する際に使用申込書等の規定がないために、事後的に内部者の利用状況を確認するのが困難な場合がある（外部者は条例で定めた申請書や来館予約申込書により利用状況が確認できる、県の部局が利用する際には事務連絡によって利用が確認出来る）。センター内部利用について簡素な形式であっても使用申込書等を定めて、いつ、だれが、何の目的で、使用するのか（使用したのか）を明らかにしておくべきである。

生活環境部 環境共生課

4-4-5 環境創造センター附属施設管理運営事業

1 目的

環境創造センターの附属施設である、野生生物共生センター（大玉村）及び猪苗代水環境センター（猪苗代町）の施設維持管理及び企画・運営を実施する。

2 事業内容

	内訳小事業	内容
1	野生生物共生センター施設管理等事業	野生生物のモニタリングを専門的、効率的に行うとともに、放射性物質の野生生物への影響や生物多様性に関する普及啓発を行うための施設（大玉村）の維持管理を行う
2	野生生物共生センター企画運営事業	①野生動物に対する放射性物質の影響など調査研究、②野生動物と人との関わりについて環境教育等を行う
3	猪苗代水環境センター施設管理等事業	猪苗代湖と裏磐梯湖沼群における水質、放射性物質等の調査研究を効率的に行うための補助機能を有する施設（猪苗代町）の維持管理を行う
4	猪苗代水環境センター企画運営事業	猪苗代湖と裏磐梯湖沼群における水中の放射性物質に関する情報発信及び水環境保全のため、県、関係市町村、NPO等関係団体が一体となって調査研究、環境保全活動、環境学習等を行う

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

主に福島県原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

予算額	18,317	19,828	20,728
決算額	13,221	18,205	17,733

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳	予算額	決算額
野生生物共生センター施設管理等事業	6,687	5,287
野生生物共生センター企画運営事業	8,570	8,172
猪苗代水環境センター施設管理等事業	2,350	1,154
猪苗代水環境センター企画運営事業	3,121	3,120
合計	20,728	17,733

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
野生生物共生センター施設管理等事業	需用費	1,427	1,320
	役務費	1,026	918
	委託料	3,801	2,625
	使用料及び賃借料	28	25
	備品購入費	405	399
	小計	6,687	5,287
野生生物共生センター企画運営事業	共済費	302	302
	賃金	1,943	1,943
	旅費	188	36
	需用費	2,387	2,194
	役務費	25	25
	委託料	3,672	3,672
	使用料及び賃借料	53	0
	小計	8,570	8,172
猪苗代水環境センター施設管理等事業	需用費	1,646	464
	役務費	160	158
	委託料	518	507
	使用料及び賃借料	26	25
	小計	2,350	1,154
猪苗代水環境センター企画運営事業	委託料	3,121	3,120
	合計	20,728	17,733

6 事業内容及び概要

野生生物共生センター企画運営事業に係る委託料について、具体的な監査対象とした。

野生生物共生センターにおける環境学習会を実施するに当たり、効果的な学習会の企画及び広報並びに円滑な運営を行うために、企画運営に専門的なノウハウを有している業者に委託することが効果的であることから、公募型プロポーザル方式によって業務委託を行った。

7 監査手続及び監査結果

当該委託契約に係る、公告、企画プロポーザル審査、業者決定、委託契約書、実施報告書、請求書、支出命令書等を検討したが、特に指摘する事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 環境共生課

4-4-6 環境放射線センター校正事業

1 目的

環境放射線センター校正施設の維持管理及び放射線測定機器の校正事業を実施する。

2 事業内容

環境放射線センター校正施設において、放射線測定機器の校正を行う。

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

主に福島県原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	32,855	14,678	19,338
決算額	12,150	14,556	17,183

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
旅費	344	344
需用費	1,572	894
役務費	197	166
委託料	16,220	15,595
備品購入費	601	0
負担金、補助金及び交付金	404	184
合計	19,338	17,183

6 事業内容及び概要

委託料の内訳は次のとおり

内訳	業者	金額
----	----	----

校正施設校正運営委託	株式会社千代田テクノロジー	14,754
庁舎清掃委託	—	308
機械警備	—	242
空調設備保守点検委託	—	102
その他 5件	—	186
合計		15,595

庁舎清掃委託以下は、環境創造センター施設全体に係る費用の配賦額である。

株式会社千代田テクノロジーに委託した校正業務「環境放射線センター校正施設における校正業務委託費」114,480千円のうち、「原子力安全対策課」と「環境放射線センター」（南相馬市原町区）の機器所有課負担分を控除した額を負担している。

7 監査手続及び監査結果

校正業務委託に係る、一般競争入札公告、入札手続、委託契約書、実施報告書、請求書、支払命令書等について内容を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 自然保護課

4-4-7 鳥獣被害対策強化事業

1 目的

ツキノワグマやイノシシ等の野生動物による人的被害や農林業被害が深刻化しているため、ツキノワグマについては地域ぐるみの総合的な対策を実施するとともに、イノシシについては県が事業主体となり捕獲を行う。

2 事業内容

県がツキノワグマやイノシシ等について第二種特定鳥獣管理計画を定め対策に取り組む。さらに、指定管理鳥獣となるイノシシについては、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する取組に対し、必要な経費を国（環境省）が支援している。

1	ツキノワグマ被害防止総合対策事業	ツキノワグマの被害を防ぐため地域ぐるみの総合的な被害防止対策を行う
2	指定管理鳥獣捕獲等事業	農業等の被害が深刻化しているイノシシ（指定管理鳥獣）について、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託して捕獲する
3	新規狩猟者育成事業	将来の野生鳥獣被害対策の人材となる新規狩猟者の育成研修を行う

3 事業期間

平成 27 年度から開始

4 財源

一般財源及び国庫補助（環境省）

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	248,924	277,752	380,946
決算額	246,961	249,953	378,609

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

内訳小事業	予算額	決算額
ツキノワグマ被害防止総合対策事業	36,619	35,712

指定管理鳥獣捕獲等事業	342,793	341,363
新規狩猟者育成事業	1,534	1,534

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
ツキノワグマ被害 防止総合対策事業	報償費	511	319
	旅費	605	603
	需用費	2,238	1,821
	役務費	40	33
	委託料	33,078	32,821
	使用料及び賃借料	147	115
小計		36,619	35,712
指定管理鳥獣捕獲 等事業	報償費	55	46
	旅費	304	104
	需用費	90	0
	役務費	30	5
	委託料	342,227	341,208
	使用料及び賃借料	77	0
小計		342,793	341,363
新規狩猟者育成事業	役務費	1,534	1,534
合計		380,946	378,609

6 事業内容及び概要

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る委託料を具体的な監査対象とした。一般社団法人福島県猟友会に委託した指定管理鳥獣捕獲等事業は、イノシシ1万頭を年間捕獲目標とし、捕獲事業者に対して猟友会が報酬を支払っている。捕獲実績値を客観的に確認するために、指定管理鳥獣捕獲実績確認業務をALSOK福島株式会社に委託している。

委託料の内訳は次のとおり。

	受託者	金額
指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等 事業委託業務	一般社団法人福島県猟友会	314,472
指定管理鳥獣捕獲実績確認業務	ALSOK福島株式会社	15,446

指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲モデル事業委託業務	合同会社東北野生動物保護管理センター	6,219
指定管理鳥獣（イノシシ）生息状況等調査業務	株式会社地域環境計画福島事務所	1,134
指定管理鳥獣（イノシシ）生息数推定業務	一般財団法人自然環境研究センター	3,935
合計		341,208

7 監査手続及び監査結果

監査対象とした委託料について、見積書、契約書、概算払請求書、請求書、支出命令書等を検討した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 環境共生課

9-1-8 再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業

1 目的

再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し、安全・安心な街づくりと地球温暖化対策の推進を図る。

2 事業内容

災害時に防災拠点となる施設に、太陽光などの地域資源を活用した災害に強い自立・分散型再生可能エネルギーシステムを導入するために要する費用に助成し、安全・安心な地域づくりと地球温暖化対策を推進する。

事業	内容	
市町村公共施設 支援事業	補助対象	市町村が所有する、災害時に防災拠点となる施設
	補助率	10/10 以内
地域資源活用詳細調査事業	上記事業を実施するために必要となる事務経費	

3 事業期間

平成 24 年度から開始

4 財源

福島県地球温暖化対策等推進基金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	223, 878	526, 092	156, 136
決算額	214, 337	439, 706	117, 545

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

小事業	予算額	決算額	翌年繰越額	残（不用額）
市町村公共施設支援事業	132, 947	94, 573	35, 698	2, 676
地域資源活用詳細調査事業	308	138	0	170

防災拠点支援事業 (外継続費分)	22,881 (34,000)	22,834 (34,000)	0	47
合計	156,136 (34,000)	117,545 (34,000)	35,698	2,893

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

小事業	節区分	予算額	決算額
市町村公共施設支援事業	負担金、補助金及び交付金	132,947	94,573
地域資源活用詳細調査事業	報償費	45	44
	旅費	172	49
	需用費	31	10
	役務費	30	29
	使用料及び賃借料	30	6
防災拠点支援事業 (外継続費分)	負担金、補助金及び交付金	22,881 (外 34,000)	22,834 (外 34,000)
合計		156,136	117,545

6 事業内容及び概要

「福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業（市町村公共施設支援事業）補助金交付要綱」による補助金を交付する。

当該補助金は、国の交付要綱により交付を受けて県が管理する「福島県地球温暖化対策等推進基金」によって、市町村等が行う再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を行う事業を支援し、環境先進地域（エコタウン）の構築に資することを目的としている。

補助金の市町村別内訳は次のとおり

交付先	事業内容	決算額	翌年繰越額
葛尾村	葛尾村復興交流館太陽光発電設備設置工事	0	35,698
飯舘村	災害公営住宅涌地内団地集会所太陽光発電システム設置工事	12,180	0
浪江町	いこいの村なみえ太陽光発電設備設置工事	82,393	0

相馬市	相馬市立中村二中再生可能エネルギー等導入事業（太陽光発電・蓄電、LED高所照明）	22,834 (外 34,000)	0
		117,407	35,698

7 監査手続及び監査結果

上記4市町村に支払われた補助金を具体的な監査対象とした。当該補助金に関して、交付申請書、決定通知書、完了報告書、実績報告書、交付請求書、支出命令書等を検討した。葛尾村に関しては、補助事業期間が平成31年3月31日から平成31年7月31日までに変更されている。主に東北電力との系統連携協議に不足の日数を要し、工期の延長が必要となったことによる。やむを得ない事情によると判断される。その他、特に指摘する事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 生活交通課

11-2-1 只見線利活用プロジェクト推進事業

1 目的

J R只見線の全線復旧を見据え、低迷している利用者数を増加させるとともに、只見線を活用した地域振興を図るため、只見線利活用計画で位置づけた各種事業を推進する。

2 事業内容

	小事業	内容
1	只見線利活用プロジェクト推進体制強化事業	沿線地域の魅力を結集したガイドブックの作成や、各種プロジェクトの進行管理を行うとともに、只見線応援団を活用しながら、只見線の復旧に向けた利活用の機運を高める。
2	只見線活用による奥会津振興事業	奥会津地域において、人口減少に歯止めをかけ、地域の活力を維持・発展させるため、J R只見線を核とした観光振興による交流人口の拡大を図り、地方創生を進める。
3	只見線プロモーション強化事業	広域的な情報の受け皿を構築して、情報の集約、蓄積、発信を行い、動画、写真、テキスト等によるストーリーでの訴求によりイメージの醸成及び理解促進を図る。

3 事業期間

平成 30 年度から開始

4 財源

国庫支出金（電源立地地域対策交付金、東北観光復興対策交付金）及び一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	0	54,762
決算額	0	0	54,448

(2) 平成 30 年度事業別節区分予算額及び決算額内訳

	小事業	節区分	予算額	決算額

1	只見線利活用プロジェクト推進体制強化事業	委託料	9,700	9,700
2	只見線活用による奥会津振興事業	委託料	30,942	30,628
3	只見線プロモーション強化事業	委託料	14,120	14,120
	合計		54,762	54,448

6 事業内容及び概要（単位：千円）

委託契約の内訳は次のとおり。具体的監査対象としたのは「*」の委託契約

	受託者	*	契約価格
只見線学習列車旅行企画設計業務委託			97
只見線活用による奥会津魅力創出業務委託	有限会社河内屋商店奥会津観光	*	13,866
只見線魅力発信業務委託	株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシー	*	14,612
只見線ガイドブック等制作業務委託	株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店	*	11,880
只見線プロモーション動画等制作業務委託	株式会社テレビユー福島	*	7,322
只見線首都圏等PR業務	株式会社ジェイアール東日本企画仙台支店	*	5,330
会津地方振興局へ配分			1,339
合計			54,446

7 監査手続及び監査結果

委託契約のうち、「*」の契約を具体的な監査対象とした。見積者、入札等公告（公募型プロポーザルを含む）、入札等手続（公募型プロポーザルを含む）、委託契約書、完了届、実績報告書、請求書、支出命令書等を検討した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

11-2-2 JR只見線復旧推進事業

1 目的

JR只見線の早期全線復旧に向けて、地元自治体との連携を維持・強化するための組織運営に関する事業を実施するとともに、只見線の復旧に心を寄せる応援団の会員を募り、只見線の復旧に対する理解と支援の輪を広げる。

2 事業内容

JR只見線を活用した地域振興に取り組むため、只見線の復旧、利活用促進、広報及び連携組織運営に関する事業を実施する。

	小事業	内容
1	JR只見線復興推進会議運営事業	地元自治体との連携・推進体制を維持・強化するため、福島県JR只見線復興推進会議を設置運営し、利活用促進事業の拡充を図り、早期の全線復旧を促進していく。
2	只見線利活用推進事業	只見線の復旧に心を寄せる応援団の会員を募るとともに、利活用を促進するための広報を行う。 事業内容：応援団加入の呼び掛け、只見線利活用のPR

3 事業期間

平成25年度から開始

4 財源

一般財源及び繰入金（只見線復旧復興基金繰入金）

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	2,098	10,833	3,429
決算額	1,847	10,551	2,065

(2) 平成 30 年度事業別節区分予算額及び決算額内訳

	小事業	節区分	予算額	決算額
1	J R 只見線復興推進 会議運営事業	旅費	932	798
		使用料及び賃借料	130	130
	小計		1,062	928
2	只見線利活用推進事 業	旅費	166	151
		需用費	1,372	784
		役務費	829	110
		報償費	0	28
		使用料及び賃借料	0	64
	小計		2,367	1,137
	合計		3,429	2,065

6 事業内容及び概要

只見線復興推進会議は、平成 25 年 11 月に福島県と会津地方の 17 市町村等を構成員として発足し、只見線の復旧・復興に向け、利用促進等について検討を行っている。

平成 28 年 3 月には只見線復興推進会議の下に福島県と只見線沿線 7 自治体を構成員とする只見線復興推進会議検討会（所謂、検討会）を設置し、国土交通省と東日本旅客鉄道株式会社がオブザーバーとして参加している。

7 監査手続及び監査結果

需用費、旅費の内容を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

生活環境部 生活交通課

11-2-3 JR只見線復旧事業

1 目的

JR只見線会津川口駅～只見駅間の鉄道復旧により、利便性の向上及び只見線を核とした地域振興を図るため、東日本旅客鉄道株式会社（以下、JR東日本とする）が実施する災害復旧工事等に要する費用の一部を補助する。

2 事業内容

平成23年7月新潟・福島豪雨により不通となっているJR只見線、「会津川口駅～只見駅」間（27.6km）の鉄道復旧により、利便性の向上及び只見線を核とした地域振興を図るため、JR東日本が実施する災害復旧工事等に要する費用の一部を補助する。

	小事業	内容
1	JR只見線復旧事業費補助金	JR東日本が実施する詳細設計及び災害復旧工事に要する費用の一部を補助する（補助率：2/3） ※平成30年6月に改正鉄道軌道整備法案が成立し、災害復旧工事のうち経年劣化等以外の豪雨災害被災箇所に係る部分については国庫補助対象となった。
2	JR只見線復旧関連事業費補助金	JR東日本が実施する災害復旧工事に必要となる資材置場、作業ヤード等の賃借料、土地取得費、測量、その他の関連費用を補助する（補助率：3/3）

3 事業期間

平成30年度から開始

4 財源

一般財源及び繰入金（只見線復旧復興基金繰入金）

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	0	0	631,854
決算額	0	0	396,070

(2) 平成 30 年度事業別節区分予算額及び決算額内訳

	小事業	節区分	予算額	決算額
1	J R 只見線復旧事業費補助金	負担金、補助金及び交付金	629,334	394,701
2	J R 只見線復旧関連事業費補助金	使用料及び賃借料	2,500	1,362
		需用費	20	7
	合計		631,854	396,070

6 事業内容及び概要

(1) 原因

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災と原発事故が起きた同じ年の 7 月に発生した新潟・福島豪雨により、只見川が氾濫し、只見川沿いを走る只見線（新潟県小出駅～福島県会津若松駅間、135.2 km）は、橋りょうの流出や土砂崩れによる線路の崩壊など、甚大な被害を受けた。特に会津川口駅～只見駅間（27.6 km）は、只見川に架かる第 5、第 6、第 7 橋梁が流出したほか、第 8 橋梁付近でも盛土の崩壊が起きた。災害後、只見線の大部分で運行が再開された（約 28 億円の復旧費用がかかっている）ものの、会津川口駅～只見駅間は、橋梁流出により復旧費用が多額となることから不通のままとなっており、バスによる代行輸送が続いている。

(2) 復旧方法の検討

会津川口駅～只見駅間の今後に関し、平成 28 年 6 月に J R 東日本は、バス転換案と鉄道復旧上下分離案を提示した。その際に J R 東日本はバス転換に際しての具体的支援策を提示した。

会津川口駅～只見駅		バス転換案	上下分離方式案
運行形態	本数	6.5 往復	3 往復
	停車駅	11 停留所+ α	8 駅
	所要時間	50 分	44 分
復旧費		既存鉄道施設等の処理に地元協議が必要	約 81 億円
運営費（年間）		代行バス経費約 0.53 億円（J R 負担）	約 2.8 億円
補助金活用		赤字路線に対する欠損補助、 車両購入に対する補助	

(3) 復旧費用と運営費

会津川口駅～只見駅間の復旧に当たり、約 81 億円の復旧費が発生する。約 81 億円のうち 1/3 に当たる 27 億円は J R 東日本が負担するが、残り 54 億円は国と県と会津 17 市町村が負担することとなる。鉄道復旧後の運営については、上下分離方式（上（列車運行に係る人件費等）を J R 東日本、下（鉄道施設と敷地の維持管理）を県が持つ）を採用する。年間運営費として約 2.8 億円（2009 年度実績ベース）が見込まれ、このうち、運行経費と車両経費の 0.7 億円は J R 東日本が負担、鉄道施設経費（線路や駅舎の維持管理費）2.1 億円は、県（70%）と会津 17 市町村（沿線 7 自治体 29%、非沿線 1%）が負担する。

(4) 復興推進会議での方針決定

平成 28 年 12 月、県と沿線 7 自治体で構成する「只見線復興推進会議検討会」で鉄道の復旧について取りまとめ、平成 29 年 3 月の只見線復興推進会議で方針を定めた。その後、平成 29 年 6 月 19 日に福島県と J R 東日本が基本合意書及び覚書を締結し鉄道復旧が決定した。

(5) 県が復旧工事費用の一部を補助

以上の経緯から、「福島県 J R 只見線復旧事業及び復旧関連事業費補助金交付要綱」により、J R 東日本等が行う J R 只見線復旧事業等に対して、県が補助金を交付することとなった。

平成 29 年 8 月から平成 31 年 3 月までの只見線復旧工事

工事内訳	総事業費（千円）	補助率	補助金対象経費（千円）
国庫補助対象	599,054	1/3	199,684
国庫補助対象外	292,525	2/3	195,017
合計	891,580		394,701

7 監査手続及び監査結果

補助金を具体的な監査対象とした。当該補助金に係る、補助金交付申請書、実績報告書、補助事業成果確認書、補助金交付請求書、支出命令書等を検討した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

会津若松駅発の只見線は、朝 2 本、昼 1 本、夕方から夜 4 本、計 7 本（うち、1 本は会津坂下までなので実質 6 本）というダイヤであり生活路線（通学や病院へ通うために

利用)である。朝は6時と7時半の2本しかないために、会津若松市に宿泊した旅行者が奥会津(只見)方面へ向かう場合には、宿で朝食を取ってから駅に向かうというスケジュールでは電車に乗れないだろう。旅行者にとって宿を出る時間帯である8時以降の列車ダイヤは昼1時まで全くない。このことは只見線がもっぱら生活路線であり、観光路線等にはなり得ないことを物語っている。特に会津若松駅～会津坂下駅間は学生の乗降客が多いが、会津坂下駅以降の下りは生活路線としても厳しい状況である。特に不通区間となっている、会津川口駅～只見駅間の1日当たり利用者数は平成22年度ベースで49人。同年度ベースの利用者数ではJR線最下位(岩泉線が平成26年で廃線となったため)である。只見線全線では1日当たり370人で、下から8番目の路線ではある。この49人と370人の違いは、会津若松駅～会津坂下駅間の利用者数が圧倒的に多くて、この区間が只見線全線を何とか維持させていることを示している。

只見線収支状況(平成21年度ベース)

	只見線全線	会津若松～会津坂下	会津川口～只見
営業km	135.2 km	21.6 km	27.6 km
営業収益(百万円)	188	166	5
営業費(百万円)	2,259	455	335
営業損益(百万円)	△2,072	△340	△329
営業費÷営業収益: (倍率)	12倍	3.9倍	67倍

生活路線としての只見線の本質を捉えると、会津川口駅～只見駅間を県・会津17市町村負担54億円掛けて鉄道で復旧させる必要はなかったのではないかと。同区間はバス代行輸送により生活路線としての機能は維持できている。54億円は別の事業で有効活用できたのではないかと。JR東日本がバス転換案で提示した地域振興策のように、古民家を活用した宿泊施設やサテライトオフィスを整備することも可能であろう。若しくは、医師、看護師招致(只見町朝日診療所などの国保診療所や県立宮下病院等)のための費用や、過疎地域でも都会と同じレベルの教育が受けられる受講費用、学習環境整備費用(自習室、図書室整備)など、医療、教育、福祉の分野での活用もできたのではないかと。

不通区間の復旧は疑問視するが、不通区間以外の只見線の観光資源、観光振興を否定するものではない。只見線沿線の観光資源はもっと広く知られるべきであり、観光振興も強化されるべきであると思う。しかし、会津川口駅～只見駅間を約81億円(県・市町村負担54億円)掛けて復旧しても、年間運営費(平成21年ベースで)2.8億円(県・市町村負担2.1億円)掛かり、老朽化により経費はさらに増えると予想される。更に今後の災害復旧時には全額負担することになる。

同区間が復旧したがために、特に経済的効果が見込まれるものでもない。たとえ、企画列車を運行し、年間3,600人が新規に会津若松駅～只見駅間を往復したとしても、

1,216万円（往復運賃@3,380円×3,600人）の収入増にしかない。運行経費や当該企画のためのプロモーション費用（1千万円単位で予算化される事業）を考えると、実質赤字になるか、あまり経費補填には繋がらない結果になろう。会津川口駅～只見駅間の年間運営費の抜本的軽減策にはならない（なお、運賃収入はJRの収入である。）。

只見線全線復旧という精神的価値に54億円を費やし、年間2.1億円の運営費を毎年負担するよりは、会津川口駅～只見駅間はバス代行輸送にした方が、現実的対応だったと思う。会津川口駅～只見駅間の鉄路復旧、只見線の全線開通それ自体が、特に経済的価値を生む訳ではなく、過疎、人口減少に対する地域振興策でもない。それを望むのであれば、不通になる以前に達成できていたはずである。只見線が1本に繋がってこそ意味があり、機能を発揮すると考えるのは共同幻想にすぎない。約54億円は別の事業で有効活用できたのではないか。

VI 保健福祉部

保健福祉部 医療人材対策室

5-2-14 ふくしま医療人材確保事業

1 目的

東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興。

2 事業内容

東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興に繋げるため、事業を実施する医療機関等に対し、医療人材の雇用・確保等に要する経費を補助する。

当該事業は下記の10の事業に細分化されている。

- (1) 医療人材確保緊急支援事業
- (2) 被災地域医療寄附講座支援事業
- (3) 双葉地域等公立診療所支援教員増員事業
- (4) 過疎地域等医師研修事業
- (5) 県外医師招へい事業
- (6) 地域医療等支援教員増員事業
- (7) 寄附講座設置支援事業
- (8) 被災地域医療支援事業
- (9) 浜通り医療提供体制強化事業
- (10) 臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業

※寄附講座とは、外部組織から教育・研究振興のために寄附された資金や人材を活用し、研究教育を行う活動

3 財源

原子力災害等復興基金及び地域医療介護総合確保基金

4 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	520,677	1,208,752	1,311,053
決算額	492,837	1,381,958	1,294,740

内訳	予算額	実績額	内容確認した金額
委託料	63,170	56,309	56,309
補助金	1,247,883	1,238,431	1,238,431
合計	1,311,053	1,294,740	1,294,740

5 事業の詳細

(1) 医療人材確保緊急支援事業（事業者：南相馬市及び双葉郡にある病院）

災害により医療従事者が減少し、経営状況が厳しくなっている病院等における、医療従事者の確保や就業環境改善に繋がる活動経費を助成する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
南相馬市（甲院、乙病院、丙病院）	補助金	30,000 千円	30,000 千円

(2) 被災地域医療寄附講座支援事業（事業者：県立医科大学）

浜通りの医療機関の医師確保を支援するため、県立医科大学に設置される寄附講座に配置され、浜通りの医療機関に派遣される特任教授等の人件費を補助する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
寄附講座から相双・いわき地方の病院へ派遣された医師の人件費を支援（11名）	補助金	112,750 千円	109,342 千円

※いわき市丁病院に7名、南相馬市戊病院に2名、南相馬市乙病院に1名、相馬市己病院に1名

(3) 双葉地域等公立診療所支援教員増員事業（事業者：県立医科大学）

双葉地域における住民や作業員等に安定した医療を提供するため、公立診療所への継続的な支援を行う支援教員を設置し、双葉地域等の公立診療所への非常勤医師の派遣を実施した場合に補助金を交付する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
ふたば復興診療所（ふたばリカレ）に6名の支援教員を派遣	補助金	69,000 千円	69,000 千円

(4) 過疎地域等医師研修事業

過疎地域等の医療を担う人材の育成と地域医療を担う医師の幅広い（プライマリ・ケア能力）の向上を図る研修会等を実施する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
--------------	----	-----	-----

福島県立医科大学で実施 セミナー、研修会、懇親会を開催	委託料	6,105 千円	5,091 千円
--------------------------------	-----	----------	----------

(5) 県外医師招へい事業

県内の医師が不足する地域の病院を支援するため、県立医科大学を拠点として県外から医師の招へいを実施する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
県立医科大学を拠点とした県外医師の招へい活動を実施（県外医師 4 名を雇用）	委託料	57,065 千円	51,218 千円

(6) 地域医療等支援教員増員事業（事業者：県立医科大学）

相双医療圏の医師不足に対応するため、地域医療等支援教員を増員し、相双医療圏の中核病院等の非常勤医師派遣を実施した場合に補助金を交付する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
県立医科大学に 17 名の地域医療再生支援教員を配置し、相双医療圏の病院を中心に医師派遣（6 病院に 1,186 回派遣）	補助金	191,645 千円	189,310 千円

(7) 寄附講座設置支援事業（事業者：市町村等）

県外の大学医学部に寄附講座を設置する市町村に対し、その経費を補助する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
県外大学医学部に寄附講座を設置する市町村等に対して支援（2 団体）	補助金	60,000 千円	60,000 千円

※矢吹町、いわき市

(8) 被災地域医療支援事業（事業者：国立病院機構災害医療センター）

全国から医療支援と県内医療機関のマッチングや双葉郡の保健医療活動を支援するために必要な経費を補助し、医療復興を促進する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
全国からの医療支援と県内医療機関のマッチングを実施している国立病院機構災害医療センターへの支援	補助金	20,000 千円	20,000 千円

(9) 浜通り医療提供体制強化事業（事業者：浜通り地方の医療機関）

浜通りの医療機関が東日本大震災により離職し県内外に避難している医療従事者を継続雇用する場合に人件費を助成する。また、県外の医療機関等を離職した医療従事者又は県外に居住しており県外の医療機関で勤務経験のある医療従事者を雇用する場合に人件費を助成する。さらに県外から医療支援を受ける医療機関に対して、報償費、旅費等を助成する。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
浜通りの 20 病院及び 13 診療所に対し、被災失業者、県外医療従事者の雇用の契約に要する経費（医師 22 名、看護師 79 名等）、県外からの医療従事者の派遣（医師 465 名等）に係る経費を支援	補助金	717,333 千円	715,444 千円

(10) 臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業（事業者：県立医科大学）

県立医科大学の臨床研究イノベーションセンターに専門医資格を志向する若手医師を招へいし県内定着を図ることで、県内医療機関への安定的な診療支援を行うとともに、福島県を臨床研究の全国ブランドとすることで、県外からの医師確保を図る。

平成 30 年度実績内容	種類	予算額	実績額
専門医療資格を志向する医師を招へいし、県内の病院で診療支援を実施（4 名）	補助金	47,155 千円	46,249 千円

6 監査手続及び監査結果

補助金交付要綱、交付申請書、契約書、実績報告書、完了届、支出命令書等を検討した。

7 指摘事項及び意見

指摘事項

(1) 被災地域医療寄附講座支援事業（事業者：県立医科大学）の実態

寄附講座とは本来外部組織から教育・研究振興のために寄附された資金や人材を活用し、研究教育を行う活動である。しかし、当該事業は浜通りの医療機関へ特任教授等を派遣しその人件費の補助事業としての面がある。医師の派遣事業である以上、県は医師の派遣先の決定に関与するとともに、補助の目的及び基準を明確にし、本当に補助が必要か否かチェックする体制を整えるべきである。

(2) 寄附講座設置支援事業（事業者：市町村等）の実態

寄附講座とは本来外部組織から教育・研究振興のために寄附された資金や人材を活用し、研究教育を行う活動である。しかし、当該事業の実態は、特定の市町村が当該補助金を利用して県外の大学医学部へ寄附講座を設置し、そこから当該市町村の病院へ医師を派遣してもらっているのが現状である。すなわち、医師の人件費の補助事業である。当該事業名と実態が合致しておらず事業名を実態に合わせるべきである。また、実態が特定市町村への医師の人件費補助である以上、補助の目的及び基準を明確にし、本当に補助が必要か否かチェックする体制を整えるべきである。

意見

(1) 申請要件及び事後評価について

ア 「医療人材確保緊急支援事業」は、震災により経営が悪化した病院への緊急支援的な要素が大きい。申請の要件の中に「平成 23 年 2 月以前の 1 年間と、申請年度の前年度分の損益計算書、貸借対照表を比較して、医療利益や経常利益の赤字により、病院収支の悪化や病院の資金残高の減少が生じるといった緊急支援が必要な状況と認められること」とあるが、交付先の病院の財務諸表を閲覧した結果、役員報酬が増加している病院もあった。各病院ごとに様々な事情はあると思うが、補助金を受け取りながら役員報酬を増加させるのであれば合理的な理由が必要である。また、役員報酬だけでなく多額の設備投資等を行えば減価償却費が増加し財務諸表は悪くなる。このように収支の悪化や資産残高の減少の原因には様々な要因があるため、単純な収支及び残高の比較だけではなく、例えば経営改善計画の提出を求め、主要な経費増減についてはある程度理由の説明を求めべきではないだろうか。その前提として申請要件に「経営改善努力はしているものの」等の文言を追加することも必要かと思われる。

イ 「浜通り医療提供体制強化事業」について、当該事業については申請要件に経営指標は入っておらず、医療従事者数の減少のみとなっている。確かに、浜通り特に相双地区では未だ帰還困難区域が多く通常の病院経営は困難かと思われるが、事後的にでも決算書を入手して本当に補助が必要な財務体質なのか否か検討することも必要ではないだろうか。また、医療従事者の定着率の悪い病院については経営改善計画等を入手して指導も実施するべきではないか。

(2) 類似事業についての統合及び整理

ふくしま医療人材確保事業は 10 の事業に細分化されているが、実態はほとんどが医療従事者の人件費の補助事業であり、要件が少しずつ異なっているだけで目的等

はほぼ同じ事業もある。これにより、同じ病院が補助金の名前を変えて複数事業から補助を受けている状況も散見される。

10事業のうち「医療人材確保緊急支援事業」「被災地域医療寄附講座支援事業」「過疎地域等医師研修事業」「地域医療等支援教員増員事業」「浜通り医療提供体制強化事業」の5事業は、浜通りや相双地区などのいわゆる被災地域への医師の人件費の補助事業であり、統合・整理の余地は大きい。また、震災から8年が経過しており、相双地区を除いて震災の影響による人口の増減は落ち着いてきている。今後は少子化による人口減少が顕著になることから、いつまで当該補助金を交付するかも検討すべき時期であろう。

「被災地域医療支援事業」は国立病院機構災害医療センターが行う全国からの医療支援のマッチング及び災害医療教育訓練等への補助である。災害医療教育訓練については国として共通の事業があり、また、医療支援のマッチング事業は他事業で実施しているため、当該事業は他事業と整理・統合する余地が大きい。「県外医師招へい事業」「臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業」「寄附講座設置支援事業」については県外からの医師の招へいを目的としており統合整理の余地がある。

また、「県外医師招へい事業」「寄附講座設置支援事業」については主体が県立医大か市町村の違いがあるものの実態は同じで、医療従事者の人件費補助事業でありこれらも統合の余地はある。

保健福祉部 医療人材対策室

5-2-16 保健医療従事者養成施設整備事業

1 目的

県内で不足している保健医療従事者の安定的な養成及び人材確保を図るため、新たな養成施設として県立医科大学に保健科学部を開設する。

2 事業内容

福島県立医科大学に新たに保健科学部を創設し、理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・臨床検査技師を養成する

3 財源

県民健康管理基金、地域医療介護総合確保基金、県債、一般財源

4 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	106,218	79,246	4,341,180
決算額	82,136	77,775	4,034,486

内訳	予算額	実績額	内容を確認した金額
需用費	66	31	
旅費	453	291	
委託料	50,473	50,143	50,143
工事請負費	4,287,946	3,982,390	3,982,390
報償費	17	6	
役務費	20	0	
使用料及び賃借料	60	15	
負担金、補助及び 交付金	2,144	1,608	
合計	4,341,180	4,034,486	4,032,533

5 契約の詳細

請負契約

(1) 保健医療従事者養成施設整備工事（建築）

予算額	決算額	契約方法	入札業者	受託者

2,949,000千円	2,796,120千円	一般競争入札 総合評価方式	3社	三井住友・安藤特定建設工事共同企業体
-------------	-------------	------------------	----	--------------------

(2) 保健医療従事者養成施設整備工事（電気）

予算額	決算額	契約方法	入札業者	受託者
622,946千円	484,270千円	条件付き一般競争入札	6社	高柳電設工業株式会社福島事務所

予算額と契約額が乖離している理由：落札率が88.62%と低かったこと

(3) 保健医療従事者養成施設整備工事（機械）

予算額	決算額	契約方法	入札業者	受託者
716,000千円	702,000千円	条件付き一般競争入札	2社	文化・温調・倉島特定建設工事共同企業体

委託契約

(4) 保健医療従事者養成施設整備工事（伝達監理）

予算額	決算額	契約方法	受託者
19,710千円	19,710千円	随意契約	株式会社教育施設研究所

随意契約の理由：象徴性や意匠性等を有する建築物であり、設計内容を熟知した設計者によるきめ細かな監理により、確実に品質を確保する必要がある。大規模かつ複雑な工事を期限内に確実に完成させるため、設計内容を熟知した設計者による効率的・機動的な監理により、円滑に工事を進捗させる必要がある。

(5) 保健医療従事者養成施設整備工事（ネットワーク・セキュリティー設計）

予算額	決算額	契約方法	受託者
7,344千円	7,344千円	随意契約	株式会社教育施設研究所

随意契約の理由：建築物本体の設計と一体不可分なものであり、当該設計業務の受託者でなければ、所要の品質を確保したセキュリティー・ネットワーク設計図書等を作成することは不可能であるため

(6) 保健医療従事者養成施設整備運営事業

予算額	決算額	契約方法	受託者
24,036 千円	23,434 千円	随意契約	公立大学法人 福島県立医科 大学

随意契約の理由：今回の委託業務は、先に策定を完了した「保健医療従事者の新たな養成施設に係る基本構想」に基づき、本県が求める人材像を養成するために必要となるカリキュラムの検討及び作成、養成を担うためにふさわしい教員の採用活動、課程設置に際して必要となる文部科学省等との事前相談等、県が実施する施設設備以外のソフト業務の一切を行うものである。平成28年度2月に、福島県立医科大学が施設の運営主体となることが決定したが、同大学はこれからの業務を行う上で不可欠である全国の教員とのネットワークを備えている。カリキュラムについても、医学部や看護学部で培った他社にはない豊富な経験を有し、他公立大学の参考事例を数多く知り、豊富な知見を有している。また、開設後も今回の委託業務の成長を基に運営を担うこととなるため、業務の連続性という観点も重要である。以上のことから、今回の委託先として同大学以外は想定されないと判断したことから、同大学を相手方とする単独随意契約を締結する。

6 監査手続及び監査結果

補助金交付要綱、交付申請書、契約書、実績報告書、完了届、支出命令書等を検討した。

7 指摘事項及び意見

意見

(1) 委託契約について

保健医療従事者養成施設整備工事(伝達管理)(ネットワーク・セキュリティー設計)について、受託者である株式会社教育施設研究所は過年度に公募型プロポーザル方式により基本設計・実施設計業務を入札している。伝達監理業務及びネットワーク・セキュリティー設計業務は、基本設計・実施設計業務に付随した業務であり、その性質上基本設計・実施設計業務を受託した事業者が受託することが効率的である。この場合、可能な限り基本設計・実施設計業務入札時に、付随する伝達監理業務及びネットワーク・セキュリティー設計業務を含めて複数年の契約とすることも考慮するべきではないだろうか。

付随業務の契約に際しては、基本業務を獲得した業者に1社随意契約で見積を取らざるを得ない。業者は1社随意契約故に割高な価格を提示し、基本業務契約時に得ら

れなかった利益を付随業務の1社随意契約で獲得しようとする場合がある。

複数年の契約とすることにより、基本契約での廉価入札を利用した不当な利益獲得の手法を防止することが可能となる。

Ⅶ こども未来局

こども未来局 こども・青少年政策課

6-1-8 チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業

1 目的

本県では、原発事故以降、放射性物質への不安から子供たちの外遊びの機会が制限され、運動不足による肥満傾向児の増加やストレスの蓄積が問題となっていることから、こども環境学会の協力により作成した「ふくしまっこ遊び力育成プログラム」を普及させるとともに、屋内外における子供たちの「遊び」環境を整備することにより、福島未来を担う子供たちの健やかな成長を促す。

2 事業内容

当該事業は下記の4つの事業に細分化されている。

- (1) 屋内遊び場確保事業
- (2) 子どもの冒険ひろば設置支援事業
- (3) 子どもと青年の異世代交流事業
- (4) ふくしまっこ遊び力育成事業

3 財源

被災者支援総合交付金

4 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	159,735	214,923	268,597
決算額	139,687	202,013	243,505

内訳	予算額	決算額	内容を確認した金額
旅費	57	23	
需用費	600	300	
役務費	160	106	
委託料	33,042	33,029	33,029
使用料及び賃借料	41	6	
負担金、補助及び交付金	234,697	210,040	210,040

合計	268,597	243,505	243,069
----	---------	---------	---------

5 事業の詳細

(1) 屋内遊び確保事業

東日本大震災の影響により、安心して屋外で子供を遊ばせられない状況が続いていることから、親子のストレス解消と子供の体力向上を図る屋内遊び場の整備・運営について補助する。

根拠法令：屋内遊び場確保事業実施要綱

ア 整備拡充事業（市町村）

（補助率 2/3、1 市町村当たり原則上限 50,000 千円、ただし特に必要と認められる場合は、知事が別に定める額とする）

市町村が屋内施設に遊具等を設置して遊び場を整備する際の、遊具購入費、運営費等を補助する。5 市町 5 施設の補助を見込む。

イ 継続事業（市町村）

（補助率 2/3、1 市町村当たり原則上限 50,000 千円、ただし特に必要と認められる場合は、知事が別に定める額とする）

過去に補助を受け整備した遊び場を、平成 30 年度も継続運営する市町村へ、運営費を補助する。13 市町村 18 施設への補助を見込む。

予算と実績額

内訳	予算額	決算額
旅費	10 千円	0
需用費	50 千円	50 千円
役務費	48 千円	30 千円
使用料及び 賃借料	15 千円	4 千円
負担金、補 助及び交付 金	234,697 千円	210,040 千円
合計	234,820 千円	210,124 千円

補助等の当期実績

	市町村	施設数	施設名	所要額	交付額	補助率
整備・ 拡充	白河市	1	わんぱーく	38,931千円	25,954千円	0.66
	須賀川市	1	わいわいパーク	2,584千円	1,500千円	0.58
	田村市	1	にこにこスペース都路	2,920千円	1,946千円	0.66
	石川市	1	赤ちゃん広場・屋内遊び場	11,055千円	7,370千円	0.66
	檜葉町	1	ならはスカイアリーナ	24,192千円	16,128千円	0.66
	小計	5		79,683千円	52,898千円	
継続	白河市	1	スポーツプラザ	5,367千円	3,578千円	0.66
	須賀川市	3	すかがわキッズパーク等	12,132千円	8,088千円	0.66
	相馬市	1	相馬こどものみんなの家	6,749千円	4,499千円	0.66
	二本松市	1	げんきキッズパークにほんまつ	30,589千円	20,393千円	0.66
	伊達市	4	ファミリーパークだて等	66,287千円	44,191千円	0.66
	本宮市	1	スマイルキッズパーク	33,534千円	22,228千円	0.66
	桑折町	1	イコーゼ	7,169千円	4,779千円	0.66
	国見町	1	くにみももたん広場	11,690千円	7,305千円	0.62
	川俣町	1	おてひめわくわくランド	14,795千円	9,862千円	0.66
	会津坂下町	1	子育てふれあい交流センター	2,297千円	1,531千円	0.66
	西郷村	1	キッズランド	17,974千円	11,982千円	0.66

			にしごう			
	矢吹市	1	未来(みら)く るやぶき	26,455 千円	17,637 千円	0.66
	玉川村	1	わくわくらん どたまがわ	3,743 千円	1,069 千円	0.28
	小計	18		238,787 千円	157,142 千円	
	合計	23		318,470 千円	210,040 千円	

(2) 子どもの冒険ひろば設置支援事業

本県の復興に伴い、子供たちの遊び環境が徐々に改善してきていることから、プレーリーダーや地域の大人が見守る中で、空き地など野外空間を活用して、自らの責任で自由に遊ぶことができる「冒険ひろば」及び未就学児を主な対象とした自然豊かな環境で非日常的な体験ができる「自然遊び」を実施する。また、事業の普及・促進を図るため、プレーリーダー向けの講習会等を実施する。

ア 子どもの冒険ひろば設置運営事業

(ア) 会津、中通、浜通りに各1箇所以上設置し、それぞれにおいて年間30回以上開催する。

(イ) 講習会を年1回以上開催する。

イ 自然あそび事業

(ア) フォレストパークあだたらにおいて、主に未就学児を対象とした自然体験等の企画を年間30回以上開催する。

当期実績

(1) 冒険ひろば

実施場所	回数	参加者(引率者含む)
会津地方	30回	421名
中通り	127回	3,278名
浜通り	33回	2,576名
合計	190回	6,275名

(2) 自然遊び

30回開催し、993名参加

予算額と決算額

内訳	予算額	決算額
旅費	11 千円	0 千円
需用費	250 千円	100 千円
役務費	36 千円	36 千円
委託料	15,490 千円	15,484 千円
使用料及び賃借料	10 千円	0
合計	15,797 千円	15,621 千円

※委託料決算額の内訳

- ア 子どもの冒険ひろば設置運営事業 10,881 千円
- イ 自然遊び事業 4,602 千円

委託契約

委託内容	契約方法	受託者名
冒険ひろば管理運営	随意契約	子どもが自然と遊ぶ楽校ネット
自然遊び業務	随意契約	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

※冒険ひろば管理運営業務

随意契約の理由：本業務は、子供たちが「自らの責任で自由に遊ぶ」ことをモットーに、自然素材を使いプレーリーダーや地域の大人が見守る中で、空き地など野外空間を活用して、自由な発想でいきいきと遊ぶことができる「冒険ひろば」の取組を実施するものである。「子どもが自然と遊ぶ楽校ネット」は県内9団体で構成された組織体であるが、構成員の中には過去に冒険遊び場設置事業や子どもの冒険ひろばネットワーク構築事業を受託した団体も含まれており、昨年度も本事業を受託するなど、プレーリーダーの養成や子供と冒険ひろばマッチング等の実績がある。冒険ひろばに精通している他、複数箇所の冒険ひろばを同時に運営する能力がある団体は、自然あそびや冒険ひろばの実施実績がある複数の団体で構成する「子どもが自然と遊ぶ楽校ネット」を置いて他にはないため、競争入札に適さない。

※自然遊び業務

随意契約の理由：本業務は、民間及び市町村施設を活用して冒険ひろばを設置する「冒険ひろば設置運営業務」と差別化を図るため、平成28年度から県立施設を活用して外遊びを実施する内容としており、県営施設において最も本業務の趣旨に合致した活動を展開できる「ふくしま県民の森フォレストパークあだたら」において実施することとしている。フォレストパークあだたらの特徴を理解した上で、専門的かつ総合的な視点で事業を実施することができる団体は、指定管理者として、フォレストパー

クあだたらで様々な体験活動を実施している「公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団」において他になく、競争入札に適さない。

(3) 子どもと青年の異世代交流事業

保育士など教育現場に関心のある学生を参集し、実際に親子イベントを開催している企業等の指導のもと、県有施設を活用した子供との交流イベントを企画・運営させる。

当期実績

参加者 学生 15 名、教諭 1 名 親子 43 組 (145 名)

予算と決算額

内訳	予算額	決算額
旅費	21 千円	18 千円
需用費	100 千円	50 千円
役務費	36 千円	20 千円
委託料	1,698 千円	1,697 千円
使用料及び 賃借料	10 千円	0
合計	1,865 千円	1,786 千円

委託契約

委託内容	契約方法	受託者名
①学生の募集 ②ワークショップ及びフィールドワーク開催 ③親子イベント開催 ④報告書作成	随意契約	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団

随意契約の理由：本事業は、自然体験活動を実施するための十分な設備があり、なおかつ事業のコストを抑えるため、県営施設である「ふくしま県民の森フォレストパークあだたら」を会場に設定しているが、企画はワークショップの結果に応じて変化するものであり、学生の要求に柔軟かつ適切に応えなければならない。フォレストパークあだたらの特徴を理解した上で、円滑に事業を実施できる団体は、指定管理者として、フォレストパークあだたらで様々な体験活動を実施している「公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団」において他にはなく、競争入札に適さない。

(4) ふくしまっこ遊び力育成事業

県と包括連携協定を結んでいるこども環境学会の協力により平成 26 年度に作成した「ふくしまっこ遊び力育成プログラム」の普及促進を図ることを目的に指導者向けセミナー及び親子向けイベントを実施する。

ア 指導者向けセミナー

- (ア) 地域バランスを考慮し、年間 3 回開催する
- (イ) 保育所や幼稚園等の指導者を対象とする
- (ウ) 公益社団法人こども環境学会の会員を講習会の講師とし「ふくしまっこ遊び力育成プログラム」に関連する内容の講演を行うこととする。

イ 親子向けイベント

- (ア) 地域バランスを考慮し、年間 3 回開催する
- (イ) こども環境学会と調整の上、「ふくしま遊び力育成プログラム」の内容（昔遊び等）を子供や保護者が実践する。

当期実績

種類	回数	参加者
セミナー	5 回	230 名
イベント	3 回	660 名
合計	8 回	890 名

予算と決算額

内訳	予算額	決算額
旅費	15 千円	4 千円
需用費	200 千円	100 千円
役務費	40 千円	20 千円
委託料	15,854 千円	15,846 千円
使用料及び賃借料	6 千円	2 千円
合計	16,115 千円	15,973 千円

委託契約

委託内容	契約方法	受託者名
「ふくしまっこ遊び力育成プログラム」に関する講習会及び普及イベントを開催	随意契約	福島民友新聞株式会社

随意契約の理由：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、企画内容と

見積金額を総合的に勘案して契約の相手方を選定することから、競争入札にすることが適さないので随意契約とする。また、福島県財務規則施行通達第 269 条関係第 1 項第 3 号の規定により、契約の内容又は性質状、2 人以上の者から見積書を徴することが不相当であるため単独随意契約とする（公募後プロポーザル方式によっている。）。

6 監査手続及び監査結果

補助金交付要領、補助金交付申請書、入札手続、契約書、完了届、実績報告書、支払命令書等を検討した。

7 指摘事項及び意見

意見

屋内遊び場確保事業について

福島県は原発事故により放射能物質に汚染され、未だに避難区域が存在しており、当該事業は本県の子育て世代にとって有益な事業であると言える。当期に 16 市町村 23 施設に遊具や運営費を対象に合計 210,040 千円の補助金を交付している。その中で遊具を整備・拡充した 5 市町村 5 施設へ、52,898 千円を補助している。施設の設置、整備については、市町村が独自に判断して福島再生加速化交付金の交付を得て実施しているものであり、県はその施設で使用する遊具等を国の復興財源（被災者支援総合交付金）をもって補助対象とするものである。しかし、近年の少子化により子供の数は減少しており、現状では子どもの人口増加は見込めず、場所によっては近い将来使用されなくなる遊具等も出て来る可能性がある。また、継続事業についても、13 市町村 18 施設へ運営費補助 157,142 千円を交付しているが、いつまでも運営費補助を継続できるとは限らないと思われる。今後は、各施設の利用状況や子どもの帰還の動向等を見据えた検討が必要になってくるのではないだろうか。

VIII 商工労働部

商工労働部 産業創出課

2-2-9 地域復興実用化開発等促進事業

1 目的

浜通り地域の早期の産業復興を実現するため、イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業との連携等による実用化開発等の補助を行う。廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくためには、浜通り地域において、ロボット技術をはじめエネルギーや農業など多岐にわたる分野の研究開発が実施され、これら技術や人材が同地域での産業復興の原動力となることが期待される。

2 事業内容

イノベーション・コースト構想の重点分野について、地域企業との連携等による実用化開発等を促進し、浜通り地域の早期の産業復興を実現すべく、浜通り地域において実施される実用化開発等の費用を支援する。

(1) 補助対象

ア 浜通り 15 市町村の企業等

イ 浜通り 15 市町村の企業等と連携して実施する全国の企業

(2) 補助率：大企業 1/2、中小企業 2/3

(3) 対象分野：「ロボット」、「エネルギー」、「環境・リサイクル」、「農林水産業」、「環境回復、放射線関連」、「医学（医療機器等）」等

(4) 実績

提案総数：116 件（継続 52 件、新規 1 次 43 件、新規 2 次 21 件）

採択件数（内示件数）：83 件（継続 48 件、新規 1 次 23 件、新規 2 次 12 件）

交付決定件数：82 件（継続 48 件、新規 1 次 22 件、新規 2 次 12 件）

交付実績：79 件（廃止 2 件、取消 1 件あり）

（単位：億円）

	継続		新規（1次）		新規（2次）		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
提案総数	52	—	43	—	21	—	116	—
採択件数	48	33	23	18	12	6	83	57
交付実績	—	—	—	—	—	—	79	41

※採択と交付実績の差は、辞退、廃止、取消によるもの

3 事業期間

平成 28 年から

4 財源

国庫支出金（地域経済産業活性化対策費補助金）

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	3,368,955	4,459,288	4,227,756
決算額	2,352,830	3,665,196	4,227,755

(2) 平成 30 年度 事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
地域復興実用化開発等促進事業	4,227,756	4,227,755
合計	4,227,756	4,227,755

(3) 平成 30 年度 節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
負担金、補助金及び交付金	4,054,307	4,054,307
委託料	173,000	173,000
旅費	298	298
需用費	109	109
使用料及び賃借料	42	41
合計	4,227,756	4,227,755

6 事業の実施状況及び委託契約（受託）の概要

(1) 委託料（総額 173,000 千円）：補助事業の事務作業を委託

管理委託機関：デロイトトーマツコンサルティング合同会社

契約方式：公募型プロポーザル方式

(2) 負担金、補助金及び交付金（総額 4,054,307 千円）

サンプルで 4 件（470,102 千円）について、補助金の申請から支払・実績報告に係る関係書類の調査を行った。この結果、一連の手続において特に問題は認識されなかった。

7 監査手続及び監査結果

補助金交付要綱、補助金申請書、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、完了報告書、実績報告書、支出命令書等について監査した。監査手続上、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

8-1-9 中小企業等グループ施設復旧整備補助事業

1 目的

東日本大震災及び原発事故により甚大な被害を受けた中小企業等の事業再開に向け、中小企業等グループによる一体的な復旧・復興事業に対し、経費の一部を補助する。

2 事業内容

東日本大震災及び原子力発電事故により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(1) 補助対象

中小企業等グループ

- ア サプライチェーン型：当該中小企業等グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること
- イ 経済・雇用効果大型：事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと
- ウ 基幹産業型：一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を狙う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること
- エ 商店街型：地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有すること

(2) 被災要件（上記、商店街型以外の場合必要）

- 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な影響が生じていること
- ア 東日本大震災により、事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること、又は継続して使用することが困難となっていること
- イ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること

補助の対象となる経費

区分	内容
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの
新商品・新サービス開発のための事業 (新分野)	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、
市場開拓調査事業 (新分野)	委託費（マーケティング調査費等）
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費（商店街型のみ対象）
賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費（商店街型のみ対象）

新分野事業：従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な県内中小企業者等については、認定支援機関の支援を受けながら新分野事業開拓等を見据えた新たな取り組みにより震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができる。

補助率 3/4 以内

中小企業の定義（中小企業支援法及び同法施行令）

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300 人以下 又は 3 億円以下
（ゴム製品製造業）	900 人以下 又は 3 億円以下
卸売業	100 人以下 又は 1 億円以下
小売業	50 人以下 又は 5 千万円以下
サービス業	100 人以下 又は 5 千万円以下
（ソフトウェア業又は情報処理サービス業）	300 人以下 又は 3 億円以下
（旅館業）	200 人以下 又は 5 千万円以下

3 事業期間

平成 23 年から

4 財源

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金、復興特別交付税、一般財源

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	30,930,285	16,633,780	10,819,251
決算額	8,620,147	4,555,540	2,810,515

(2) 平成 30 年度 事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
中小企業等グループ施設 復旧整備補助事業	10,819,251	2,810,515
合計	10,819,251	2,810,515

(3) 平成 30 年度 節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
(平成 30 年度事故繰越) 負担金、補助及び交付金	1,109,689	405,317
(平成 30 年度明許繰越) 負担金、補助及び交付金	1,302,591	815,031
負担金、補助金及び交付 金	8,194,356	1,380,508
報酬	19,966	19,309
共済費	3,348	3,102
旅費	2,296	1,549
需用費	3,168	3,115
役務費	1,388	885
使用料及び賃借料	1,780	1,031
償還金、利子及び割引料	180,669	180,668
合計	10,819,251	2,810,515

※予算額は流用後の額を記載

6 事業内容及び契約の概要

負担金、補助及び交付金：平成 28 年度からの総額 2,600,854 千円

サンプルで 3 件（637,888 千円）について、補助金申請から支払・実績報告に係る書類について調査を行った。この結果、一連の手續において特に問題は認識されなかった。

7 監査手續及び監査結果

補助金交付要綱、補助金交付申請書、変更承認申請書、実績報告書、交付請求書、支出命令書等を検討した。監査手續上、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

当該補助事業は東日本大震災後まもなく開始され、多数の中小企業等に対して補助を行ってきた。震災直後の混乱期でもあり、補助金の交付要件を正しく理解していない者もあったため、補助金交付後に現地調査を行い、特に設備関係において設置・稼働状況を確認している。

調査件数は、平成 28 年度 329 件、平成 29 年度 1,392 件、平成 30 年 798 件であった。調査の結果、補助金により購入した設備等を処分（廃棄、譲渡など）したにも関わらず適時に県に報告されていない案件が散見された。この中には補助金の返還が必要となったものもある。報告がなされなかった理由としては、混乱期において正しく補助金制度を理解していないことが最も多かった。

今後、同じような補助事業が想定されるが、今回の事態を踏まえて、補助金交付の際に補助要件について周知徹底していただく必要があると考える。

商工労働部 企業立地課

8-2-2 ふくしま産業復興企業立地補助金、福島原子力災害等復興基金（立地勘定）
積立

1 目的

東日本大震災及び原子力災害により被害を受けた本県の復興再生を促進するため、企業の新・増設の際の初期投資額の一部を補助する。また、指定企業に対し雇用確保支援を行うとともに中小企業の収益性・生産性の向上を図る。

2 事業内容

- (1) 県外からの新規立地や県内での新增設を行う企業に対して、新規投資額の一部を補助する（ふくしま産業復興企業立地補助金）
- (2) 市町村等が工業団地を造成するための借入・起債に対し利子補給し、分譲価格を低く抑え、早期の分譲を促進する（利子補給金）
- (3) ふくしま産業復興企業立地補助金の事務管理や調査等について、専門的知識を有する団体へ業務委託等を行う（立地補助金事務管理費事務経費）
- (4) ふくしま産業復興企業立地補助金の指定企業に対し雇用確保支援を行う（雇用確保支援事業）
- (5) ふくしま産業復興企業立地補助金指定企業の収益力向上・競争力強化を図る（産業競争力強化支援事業）

3 事業期間

平成 24 年から

4 財源

原子力災害等復興基金（企業立地勘定）からの繰入金 8,253,770 千円

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	26,832,790	12,374,497	8,778,318
決算額	26,832,784	12,374,497	7,953,346

(2) 平成 30 年度 事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
-----	-----	-----

ふくしま産業復興企業立地支援事業	8,253,779	7,428,807
福島県原子力災害等復興基金（立地勘定）積立事業	524,539	524,539

(3) 平成30年度 節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	8,185,984	7,367,168
報酬	2,241	2,218
共済費	463	385
報償費	100	64
旅費	1,046	593
需用費	704	130
役務費	133	41
委託料	62,166	57,938
使用料及び賃借料	942	270
積立金	524,539	524,539
合計	8,778,318	7,953,346

6 事業内容及び契約の概要

(1) ふくしま産業復興企業立地支援事業

負担金、補助金及び交付金

35件（7,367,168千円）のうち、サンプルで3件（2,851,900円）について、補助金の申請・採択・決定・実績報告に係る書類について調査を行った。この結果、一連の手續において特に問題は認識されなかった。

(2) 委託料

委託内容：書類等の精査、現況調査の内容確認、現況調査に基づく現地確認調査、支出済企業への設備等の納入業者に対する調査、県が実施する完了検査等への同行、支出済み企業の関係書類の保管および業務日誌の作成

契約先：一般社団法人福島県中小企業診断協会（随意契約）

随意契約にすることの理由書・見積資料などを閲覧した結果、特に問題は認識されなかった。

(3) 福島原子力災害等復興基金（立地勘定）積立事業

平成30年度中に524,537千円の補正を行った内、522,093千円が補助金返還を理由

とするものであった。返還理由は、①財産処分に伴う返還金 37,195 千円（8 件）、②実績報告の修正に伴う過払金の返還 133,300 千円（4 件）、③交付決定取り消しに伴う返還金、加算金・延滞金 351,598 千円（1 件）である。

①及び②については、財産処分などを行ったため企業が自主的に報告を行った結果、補助金が返還されたものであり、特に問題はないと思われる。

③の交付決定取り消しに伴う返還は、改ざんした発注書等により補助金を不正に申請・受領したものについて、後になって不正が発覚したため取消となり、補助金全額の返還、加算金等を受領したものである。

7 監査手続及び監査結果

補助金交付要綱、補助金交付申請書、変更承認申請書、実績報告書、交付請求書、支出命令書等を検討した。監査手続上、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

福島産業復興企業立地補助金は、東日本大震災及び原子力発電所事故により、広域的に被害を受けた福島県の復興再生を目的として、県内外の企業に対して補助を行うものである。

平成 30 年度は、補助金の不正受給にかかる補助金の返還があった。この案件では、補助対象設備の設置があったため従来の完了検査の方法では稼働証明の偽造などを発見することが困難であった。

県の対応としては、①現況調査・現地確認調査において関係書類及び導入設備の稼働状況等の確認を徹底する、②改めて留意事項説明書の見直しを行い、③不正に対して厳格な対応を行うことを周知徹底する、これに加えて④現況調査及び現地確認、納入業者の仕入状況調査について、専門的知識を有する外部の者に調査や検査を委託するなど体制の強化を図ることとした。

震災直後の混乱期で県職員のマンパワーが不足していた時期でもあり、不正受給を事前に発見することは困難な状況にあったと思われる。

商工労働部 医療関連産業集積推進室

9-2-1 医療機器開発促進強化事業

1 目的

製造業のなかでも医療関連産業は、開発から上市に至るまで長期間を要する。医療機器分野の地域経済牽引企業確立を目指し、効果的に製品の事業化へつなげるビジネス支援モデルとして「ふくしま医療機器開発支援センター」（福島県の施設：以下、「センター」という）の機能を活用した医療機器開発促進を図る。

2 事業内容

(1) 事業化推進セミナー及びマッチング等の開催

- ア 県内、関東圏、関西圏において実施
- イ 事業化へ向けた評価手法、ユーザビリティ評価の啓発
- ウ センター機能PR、利用促進、マッチング

(2) 事業化・薬事専門家による支援

- ア 事業化に向けたロードマップの検討
- イ 薬事申請に必要な試験、書類作成等の助言
- ウ センターの試験部門との連携

(3) 先端機器導入による試験機能強化

- ア ユーザビリティ試験用機器の整備

(4) 県内企業等が行う試験等の経費補助

	安全性評価試験等	ユーザビリティ評価
内容	開発途中にある医療機器の事業化達成支援の足がかりとして、安全性評価試験等に係る経費を補助	医療機器の事業化及び改良に向け、機器の安全性を確保するために実施するユーザビリティ評価に係る経費を補助
補助率	3/4（資本金1億円未満） 2/3（資本金1億円以上）	3/4（資本金1億円未満） 2/3（資本金1億円以上）
上限	10,000千円	2,000千円
採択件数	6件	6件

本来は、上記の補助事業を行うものであるが、「事業化モデルの創出」を行う委託事業に変更した。委託先は、センターを運営する一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構である。事業化モデルの中に、上記安全性評価試験、ユーザビリティ評価が含

まれるため、実質的には変わりはない。

(5) 目標

- ア 企業への効果的な段階的支援による事業化促進
- イ 市場において取引拡大による地域経済の向上
- ウ センターの機能強化による医療関連産業の振興



3 事業期間

平成 30 年から

4 財源

地方創生推進交付金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	0	149,910
決算額	0	0	88,035

(2) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用残額
旅費	733	619	114
需用費	348	347	1
委託料	116,993	66,221	50,772

備品購入費	31,836	20,848	10,988
合計	149,910	88,035	61,875

6 事業内容及び概要

当該「医療機器開発促進強化事業」の委託先は、センターを運営する「一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構」である。平成25年に福島県が設立した財団法人で、平成28年に実質的な業務を開始した。

同センターは、ブタを使ったGLP試験（非臨床試験として動物を使用する生物学的安全性試験）では、国内唯一のラボであるが、医療機器でのGLP試験の市場規模は小さく、Non-GLP試験の獲得などが課題となっている。

本件委託事業の中心は、医療機器開発・事業化のモデル事業を集積することにある。医療機器の薬事申請には多種多様な評価・試験が求められ、中小企業にとってはそれが事業リスクとなることから、試験手法の最適化、迅速化に資するモデルケースによる事例（モデル事業）の積み重ねと、その普及を図ることで、地元中小企業等が直面する事業化へのボトルネックを解消することを目的としている。

事例の蓄積を図るのは次のとおり。

	重点領域	意図
1年目	循環器系・ 整形外科関係	カテーテル、ステント及び人工心肺装置は市場規模が大きい領域である。近年県内で国産補助人工心臓の生産拠点や循環器系トレーニング機器開発のベンチャー企業が立地し、今後の発展が望まれる。
2年目	整形外科・ 内視鏡関係	内視鏡関連医療機器は本県からの出荷を中心とする製品で賄われている。今後も市場拡大が見込まれる。
3年目	海外展開等	海外の医療機器規制に対応した製品を事業化することで、欧州やアジア（ドイツ、タイを中心に）など世界市場への参入が達成され、高い経済効果の獲得が見込まれる。

1年目実施事業（念のため、社名と具体的事業内容は伏せる。）

	企業名	事業名
1	A社	〇〇の輸液・シリンジポンプ保守点検〇〇〇の商品化
2	B社	リンパ管内の〇〇可能な〇〇の開発
3	C社	安全な〇〇〇を提供する3Dビデオ〇〇の事業化・海外展開
4	D社	整形外科向けチタン合金製〇〇インプラントの〇〇導入に向けた試作開発
5	E社	RoHS指令の改正に伴う医療器等への製品部材供給対策
6	F社	新規生体吸収シートの開発

7	G大・O社	重度歯周病組織再生法の開発に向けた人工骨補填材等の開発
8	P社	マッスル〇〇
9	Q社	外科手術用医療機器の開発・製造
10	R社	ブタを用いた開発中製品の性能及び安全性評価試験
11	F社	心房中隔欠損症〇〇の有効性評価
12	S社	脳動脈瘤治療ステントの効能および安全性評価試験
13	T社	〇〇用カスタムメイドインプラントの開発
14	U社	〇〇X線画像装置の開発及び製造
15	V大・F社	生体吸収性〇〇〇による人工〇〇、人工〇〇の開発

1年目実施事業：安全性評価試験13件、ユーザビリティ評価試験2件

実施企業：県内企業8社、県外企業7社

開発製品と実施試験

分野	開発製品	件数	実施試験	
手術・治療用機械	デバイス	2	生物・慢性	電気
	顕微鏡	1	生物・急性	
	スコープ	1	生物・急性	
	カテーテル	1	生物・急性	
埋込型医療機器・医療用具	インプラント	2	生物・慢性	生物・慢性
	組織補強材	2	生物・慢性	
	ステント	1	生物・急性	
	人工骨補填剤	1	生物・慢性	
装置	診断	1	電気	
その他	部材	1	分析	
	その他	2	電気	物性

開発ステージと実施試験

	探索段階	試作段階	検証段階	薬事申請段階	上市後
生物・慢性		3	1	1	
生物・急性		2	2	1	
電気				3	
分析					1
物性					1
合計		5	3	5	2

探索段階	開発する製品の企画を行っている段階
試作段階	製品の基本原理を確認する試作を行う・行った段階
検証段階	製品の完成に向けて、試作・検証を繰り返している段階
薬事申請段階	薬事申請に向けたデータ取得や書類作成を行っている段階
上市後	製品を販売している段階

7 監査手続及び監査結果

入札公告、入札手続、契約書、請求書、実績報告書、支出命令書等、について検討した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

本件事業のKPI（評価指標）を、「医療用機械器具の部品等生産金額」としている。5年から10年の中長期的なKPIには妥当な指標と思えるが、1年後、2年後のKPIとしては本件事業が生産金額に直結するものではないので、余り有用なものとは思えない。

1年目の重点領域は、カテーテル、ステント及び人工心肺装置に関連する製品の開発・事業化モデルである。当該モデルを活用、利用した中小企業が開発・事業化への道を開けるように行うのであるから、いかに具体的、有効な事例が集められ、累計化され、分析されて、文書やデータとしてまとめられているかが評価の基準となると思われる。

カテーテル、ステント及び人工心肺装置に関する製品の開発・事業化では、どのようなポイントが重要か、ボトルネックに陥りやすい点はどこか、関連して注意を要するのはどのような事項が挙げられるか、などケーススタディ（事例研究）を利用する中小企業にとって有益なものでなければならない。

収集された事例集が、単なる実績報告書ではなく、カテーテル、ステント及び人工心肺装置に関連する製品の薬事申請にこれから取り組む、取り組んでいる者にとって、有益な事例集であるかどうかは、ケーススタディ（事例研究）そのものを、医療機器規制の専門家（大学教授など）や事業化の専門家に評価してもらう他にない。評価してもらうための専門家報酬も当然発生する。複数（3名以上）の専門家によって事例集を評価してもらうことにより、専門家それぞれが異なった評価結果になろうとも、専門家から見た事例集の有益さを示すものなので、専門家の評価結果をKPIとするのが適切だと思われる。

また、本件事業によって収集された事例が、単なる利用者からのモデル事業完了報告書や実績報告書で終わることなく、研究者によって内容を分析、分類、評価、研究が行われ、ケーススタディ（事例研究）としてコンテンツが資産化され、逐次ブラッシュアップされるシステムを構築することこそが最も重要だと思われる。

尚、本件は国の地方創生推進交付金の交付要綱による交付金申請とするために、K P I が経済数値や金額に限定されたものである。本来の事業内容が交付要綱で求める短期成果に合致しないためにK P I の認識にズレが生じたものである。プライマリーK P I としては交付金申請上致し方ないとしても、セカンダリーK P I として把握するなどが現実的対応だったと思われる。

IX 観光交流局

観光交流局 観光交流課

10-2-6 福島インバウンド復興対策事業

1 目的

東日本大震災等の影響により本県の訪日外国人旅行者は大きく落ち込み、全国的なインバウンド急増に遅れをとっていることから、外国人目線に立ち、各市場別の嗜好にあった施策を展開・強化することにより、本県の観光復興を加速化させる。

2 事業内容

2020年における外国人のべ宿泊数を20万人泊とする目標を掲げ、インバウンド誘客促進に向け、地域の基盤整備や人材育成を行い受入体制・環境を整備するとともに、重点国・市場におけるマーケティングにより市場別のニーズをとらえターゲットを設定する。市場別・旅行形態別に最適なアプローチを実施し、誘客に結び付ける。

(1) 市場へのアプローチ

ア 海外プロモーション事業：Webプロモーション事業など

イ 旅行商品造成支援事業：旅行商品造成支援事業、福島空港関連旅行商品造成支援事業

ウ 広域連携による誘客促進事業

(2) 地域の基盤整備・人材育成

ア 受入体制強化事業：情報のおもてなし強化事業、通訳案内士育成活用事業など

イ 案内多言語化事業

(3) 広域

ア 広域連携事業：北関東・新潟との連携事業、東北5県との連携事業、観光誘客指導嘱託員設置事業

3 事業期間

平成28年から

4 財源

東北観光復興対策交付金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	540,838	774,384	861,202
決算額	450,408	750,763	849,501

(2) 平成 30 年度 事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
受入体制強化事業	141,660	140,236
海外プロモーション事業	307,797	303,915
広域連携事業	265,514	262,400
旅行商品造成支援事業	141,361	138,663
案内多言語化事業	2,000	1,540
広域連携による誘客促進事業	2,870	2,747
合計	861,202	849,501

(3) 平成 30 年度 節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
報酬	11,016	10,643
共済費	1,675	1,650
報償費	200	114
旅費	18,604	15,911
需用費	2,160	1,291
役務費	3,340	1,965
委託料	755,288	750,345
使用料及び賃借料	274	107
負担金、補助及び交付金	68,645	67,475
合計	861,202	849,501

6 事業内容及び委託契約の概要

福島県の年間の外国人観光客宿泊数は、東日本大震災前の 2010 年において 87,170 人泊であったが、東日本大震災が発災した 2011 年は 23,990 人泊に激減した。その後、日本全体の政策によりインバウンド数が伸びた事もあり 2017 年において震災前の水準を超える 96,290 人泊を達成し、2018 年は 141,350 人泊と大幅な増加となった。国別で見ると、中国・台湾・タイ・ベトナムといったアジアからの観光客は大幅に伸びている。

(1) 負担金、補助金及び交付金

当該補助金は、主に国際インバウンド復興推進事業において、旅行会社が主催するインバウンド商品の事業費の一部を補助するものである。

12件（総額 67,475 千円）のうちサンプルで3件（24,555 千円）について、補助金申請から支払にいたる手続について関係書類の閲覧などによる調査を行った。この結果、一連の手続において特に問題は認識されなかった。

(2) 委託料

委託料は、海外プロモーション事業や受入態勢強化事業において、事業受託者に対して支払うものである。70件（総額 750,345 千円）のうちサンプルで4件（144,655 千円）について、プロポーザル方式による提案から支払にいたる手続について関係書類の閲覧による調査を行った。この結果、一連の手続において特に問題は認識されなかった。

7 監査手続及び監査結果

補助金交付申請書、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、完了届、実績報告書、支出命令書等について監査した。監査手続上、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

X 農林水産部

農林水産部 農林企画課、農業振興課、畜産課、林業振興課

2-2-12 農林水産分野イノベーション・プロジェクト推進事業

1 目的

避難地域をはじめ原子力災害を受けた地域において、ロボット技術やICT等の先端技術を取り入れた先進的な農林水産業を実践することで、農林水産業の復興と再生を図る。

2 事業内容

(1) 土地利用型作物超省力・大規模生産実証事業

法面の除草管理作業が軽労化できる除草ロボットに改良を加えながら開発し、実用化に向けた現地実証を行う。

(2) 除染後農地の地力の見える化事業

表土削り取り除染後の土壌の物理化学性、放射性物質濃度の「見える化」技術を活用し、地カムラ改善技術の開発を目指した実証研究を行う。

(3) 高解像度衛星による水稻管理技術開発事業

営農再開地域の水稻栽培において、衛星画像を活用し、生育、食味及び病虫害発生状況等の判断技術を確立する。

(4) 野菜収穫ロボット開発実証事業

ブロッコリーを自動収穫するための機械の開発・実証を進める。

(5) 阿武隈高地畜産業クラスター事業

家畜の授精適期の予測による繁殖成績の向上や分娩事故の低減等を図るため、ICTを活用し、家畜の個体管理を一元化するシステムの現地実証を行う。

(6) 林業用最先端ロボット開発事業

森林施業の中で人力に頼っている作業の効率化・省力化を図るため、実用化途中の林業用自動植付機に改良を加えながら開発し、現地実証を行う。

(7) 先端農林水産業技術普及啓発事業

ICTやロボット技術等作業の省力化を図りながら、規模拡大を実現できる農林水産業の各種先端技術を紹介するとともに、実際に見て触れる体験型の展示会を開催する。

3 事業期間

平成28年度～令和2年度

4 財源

先端農林業ロボット研究開発事業補助金、地域経済産業活性化対策補助金、中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金繰入金、諸収入（受託事業収入等）

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
委託料	157,552	152,150
役務費	4,099	3,924
その他	9,108	7,458
合計	170,759	163,532

上記決算委託料について関係資料を確認した。

6 監査手続及び監査結果

(1) 上記2、(3)事業につき、実施場所である福島県農業総合センターに往査し事業関連の資料を閲覧するとともに、事業に関連して稲作が行われている「試験圃場」を視察した。

(2) 上記2、(7)事業については、県が委託者となり、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下、「構想推進機構」という。）が受託者として事業を行っている。そして、本件展示会開催に当たっては、構想推進機構が、公募型プロポーザル方式により委託業者を公募し、応募した業者を審査した上で受託業者を決定している。監査対象年度である平成30年度は、2,000万円を委託契約の上限額として、2社応募し、1社が上限額に近似する額で受託した。

監査として県と構想推進機構間での契約書や支出命令書等の関係資料を閲覧した。また、公募型プロポーザル方式募集要項や審査結果、構想推進機構と受託業者の間の契約書を閲覧した。

加えて、実際に行われた展示会（以下、「本件展示会」という。）に関する報告書等の資料を閲覧した。

7 指摘事項及び意見

指摘事項

先端農林水産業技術普及啓発事業について、監査対象である平成30年度は、川内村と楢葉町で各1日合計2日、本件展示会が開催された。開催時間は午前11時から午後4時又は午後3時半までである。それぞれの参加人数は川内村での開催が約200名、楢葉町が323名であった。企業代表者や中央官庁職員を講師に呼びセミナーを行うとともに、農機具メーカー等が先端農業技術を展示したイベントであった。

本件展示会に関し、構想推進機構が受託業者に発注した委託費は約 2,000 万円であるから、単純平均すると 1 回につき約 1,000 万円費やしていることになる。事業内容が「実際に見て触れる体験型の展示会を開催する」であり、開催チラシ作成の広告活動や農機具等の運搬等の準備にもお金をかけている。

復興支援事業は経済合理性の観点だけで割り切れるものではないから、経済合理性がないからといって一概に否定するものでもない。しかしながら、1 日しかも 5 時間程度で終了する展示会に約 1,000 万円も費やすのは極めて高額と言わざるを得ない。福島イノベーション・コースト構想に掲げる福島県の農林水産業の再生を実現するため、今後も当事業を継続して実施する場合は、これまでの事業効果や効率性など費用対効果について十分に検証した上で実施するべきである。

8 現場往査

【写真】 本件(3)事業が行われている郡山市日和田町にある福島県農業総合センター
(令和元年 9 月 30 日 監査補助者撮影)



【写真】 農業センターの「試験圃場」(左の写真) ここで稲作の試験研究を行っている。
右の写真が、(3)事業で用いている試験圃場である。
(令和元年 9 月 30 日 監査補助者撮影)



1 目的

本事業は、農林水産省が中心となって作成した「ため池の放射性物質対策技術マニュアル」に基づいた対策の必要性を判断するモニタリング調査や対策工事を着実に推進することを目的とする。また、一部のため池について、放射性物質対策モデル事業を実施することによって対策・工法の普及を図り、今後の市町村の放射性物質対策の取組を支援していく。

2 事業内容

(1) ため池、農業用ダム等の放射性物質モニタリング

(2) ため池等放射性物質対策モデル事業

ため池の底に堆積した土には放射性物質が比較的多く含まれているところがある。周辺地域住民の安全・安心のため、8,000Bq/kg - dry 超の堆積した土を取り除き営農や施設管理等の観点からその影響を低減し、技術マニュアルに基づいた対策を着実に推進するとともに、当該事業を実施することで市町村の対策取組を支援する事業である。

詳細な工事内容は、次頁の【資料】参照

3 事業期間

平成24年度～令和2年度

4 財源

福島再生加速化交付金、福島県帰還環境整備交付金基金繰入金、一般財源（震災復興特別交付税充当）

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
委託料	125,000	109,145
工事請負費	1,092,800	407,513
その他	27,400	9,183
合計	1,245,200	525,841

うち、工事請負費決算額のうち対象工事（2件）合計 294,043千円を監査対象とした。

【資料】 2 (2) の 事業についての作業工程及び作業内容



6 監査手続及び監査結果

県中農林事務所において、以下の対象案件の関連資料の閲覧及びヒアリングを行い事業の実施状況について確認した。

監査対象工事 ①郡山市所在のため池の工事

②郡山市所在のため池の工事

工事請負費 ①②合計 294,043 千円

請負会社 一般競争入札。数社応札のうち①②それぞれ別会社が受注

関係書類一式を閲覧し、「工事請負契約書」に基づき、工事が実施されていることや請負金額の変更がある場合は変更理由を確認した。

7 指摘事項及び意見

意見

- (1) 監査対象としたため池工事1件は、平成30年4月16日に代金約1億3,900万円で工事請負契約を締結したところ、平成30年12月20日に代金を約500万円減額、平成31年3月22日に代金を約3,100万円増額する契約変更を行っている。4月の当初

契約では、工事完成は平成 30 年 12 月 28 日の予定であったが、実際に完成したのは平成 31 年 3 月 27 日であった。

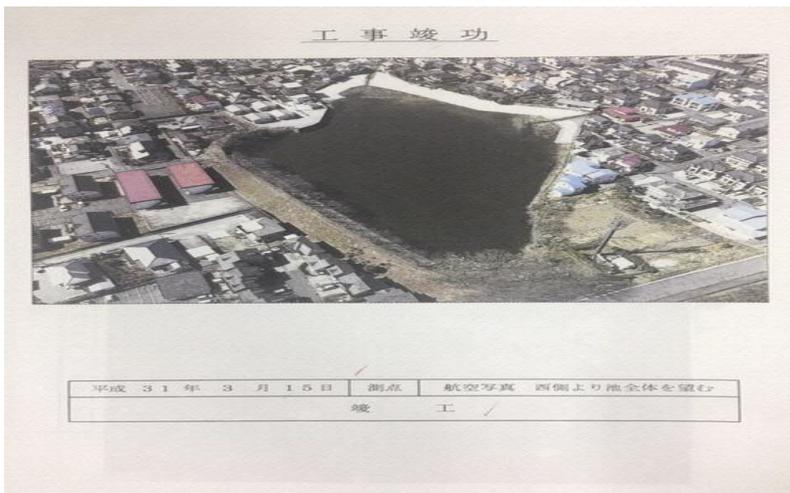
請負金額が増額した理由を確認したところ、「想定よりも深く放射性物質が堆積していることが確認された範囲については浚渫除去厚が増となり、・・(中略)・除去土壌の発生袋数が増えたこと」及び「当初の契約は、将来的なため池の維持管理を考慮し仮設進入路を残置する計画としていたが、地域住民より撤去するよう要望があったことから、地区外への残土運搬費用が増えたこと」等であった。この理由は特段不合理なものではないので、本報告書において「指摘事項」とはしない。ただし、結果として、当初の計画（仮設進入路を残置する計画）が地域住民に受け入れられるものではなかったことから、ため池管理者と地域住民の意思をどう調整して工事を計画していくかという課題が見えたといえる。

- (2) 一般論として公共事業の工期が伸びることは、①地域住民からのクレーム、②冬期施工補正（積雪や低温の影響で工事の進捗が遅くなることを考慮した補正）による工事金額増加の発生、③入札の公平性への疑義につながる可能性がある。③入札の公平性への疑義が生じるとは、安い札を入れて受注した上で、後から追加工事費用が発生すると、当初から慎重な見積もりをして入札した企業が落札できず、公平ではないという意味である。

本件においても、平成 30 年 12 月 28 日に完成する工事が、翌 3 月末まで伸びるとともに、照査のための起工測量の結果生じた発生土量の増と併せて当初請負金額が約 1 億 3,900 万円であったところ、約 2,600 万円増加（増加率は 18%程度）した。

当初から地域住民を含めた調整を行い、工事計画を策定するとともに、追加工事の原因を慎重に確認し、追加費用の発生を抑制するため注意するべきである。

【資料】本件事業についての県中農林事務所保管資料
工事施工前と工事竣工時の対比



農林水産部 環境保全農業課

4-3-4 農業系汚染廃棄物処理事業

1 目的

放射性物質に汚染され利用が困難となった農林産物及びその副産物並びに農業生産資材等の農業系汚染廃棄物を、国の減容化施設において処理されるまでの安全かつ適切な保管管理や処理を進める。また、処理後、一時保管に用いた農地について、営農再開に支障がある場合、原状回復を行う。

2 事業内容

農林業系汚染廃棄物の適切な処理や一時保管場所の巡回、モニタリング、修繕など、適切かつ安全な保管状態を維持するために必要な経費及び一時保管場所に使用した農地の営農再開に向け、保管に要した資材の処分や農地の再整備等の原状回復を支援する。

3 事業期間

平成 23 年度～令和 2 年度

4 財源

福島県民健康管理基金繰入金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	291,510	287,812
需用費	3,321	2,938
その他	716	206
合計	295,547	290,956

上記決算、補助金のうち、241,867 千円については須賀川市への補助金である。補助金実績報告書等の関係資料を確認した。

6 監査手続及び監査結果

県中農林事務所において、須賀川市と県との間で行われた、補助金の申請・交付につき関係資料を閲覧した。

本事業の実施主体は市町村であり、市町村が県から補助金を受け業者へ委託する。監査対象年度である平成 30 年度は、補助金のうち約 2 億 4,100 万円が須賀川市実施の事業への補助金であった。須賀川市は、外部委託業者に袋詰め及び運搬業務を委託すると

ともに、その実施状況を確認していた。

監査上は、須賀川市と外部業者の間の契約書、委託業務完了届等を閲覧し業務が適切に行われていることを確認した。具体的には、外部業者が作成した「堆肥焼却月一覧」に記載された日時の焼却数量と須賀川市の焼却施設が発行する納入通知明細表を突合し、日時の焼却数量が一致していることを確認する等行い、必要に応じ県中農林事務所職員にヒアリングした。

7 指摘事項及び意見

特になし。

農林水産部 農業担い手課

7-2-15 農業次世代人材投資事業

1 目的

若い世代への農業の参入を促すため、就農前（2年以内）の研修期間及び、経営が不安定な就農直後（5年以内）に資金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農直後の定着を支援する。

2 事業内容

(1) 農業次世代人材投資資金（準備型）

就農予定時の年齢が原則 45 歳未満で独立・自営就農又は親元就農又は雇用就農を目指し、年間 1,200 時間以上の就農研修を受講する等、一定の要件を満たす者に対し、年間 150 万円を最長 2 年間交付する。

(2) 農業次世代人材投資資金（経営開始型）

独立・自営就農時の年齢が原則 45 歳未満の認定新規就農者であり、人・農地プランに位置づけられるか、農地中間管理機構から農地を借りる等、一定の要件を満たすものに対し、年間最大 150 万円を最長 5 年間交付する。

(3) 県推進事業費

市町村説明会、資金活用先輩農業者との交流会、資金推進会議、市町村巡回指導、推進パンフレット作成等を行う。

3 事業期間

平成 27 年度～令和 2 年度

4 財源

諸収入（雑入）

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
報償費	37	37
旅費	18	14
需用費	40	30
役務費	25	25

使用料及び賃借料	15	12
負担金、補助及び交付金	422,045	414,647
償還金、利子及び割引料	4,511	4,510
合計	426,691	419,275

上記表内の補助金のうち、福島市への支出 21,391 千円について根拠資料と突合した。

6 監査手続及び監査結果

県は、市町村に補助金を交付し、市町村が申請者を審査し、交付決定する。農業者を管理監督しているのは市町村職員である。

上記 2 (2) 事業につき、県北農林事務所所管の福島市の案件を抽出し関係書類を閲覧した。

福島市では、上期 13 件、下期 13 件の農業者に対して補助金を交付していた。うち、監査対象である平成 30 年度の新規申込者は 3 件であった。新規申込者のうち 1 件について申込書から交付決定等の資料を確認し、補助金交付の要件を充足しているか確認した。同様に、継続者の一部についても、証票を確認した。また、本件事業の補助金交付就農者（以下、「就農者」という。）をどのように管理監督しているかについてヒアリングした。

7 指摘事項及び意見

意見

就農者の管理監督について、市町村では、就農者から就農状況報告を書面で提出させるとともに、農林事務所や J A 等の関係団体と連携したサポートチームにより、就農状況報告の内容に基づき現地確認やヒアリングを実施するとともに、経営相談や営農指導を行っていることから、管理監督の効果は認められる。

ただし、就農者の中には、当初の計画どおりにはいかず、困難に直面している者もいるとのことである。このような場合、就農者が作成した「就農計画等」が実現可能なものではないとのことで補助金交付要件が満たされなくなってしまう、次年度以降の補助金が打ち切られることにもなりかねない（福島県農業次世代人材投資事業実施要領）。

市町村は、経営が困難な就農者に対して、本事業の補助金を交付するか打ち切るかどうか、難しい判断を迫られることになる。補助金は公金であるから安易な支出は避けなければならないが、一方で、福島県で就農し農業を盛り立てようとする人材を無碍にすることもできない。また、公平性の観点からは市町村の担当者の別によって判断が異なることがあってもよくない。

就農者の意欲や過去の計画実績の比較、将来の見通しを慎重に調査するとともに、判断要素を点数化して依るべき判断基準をあてはめる等のマニュアル化も考えるべきである。

1 目的

農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮に不可欠な農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になっていることから、多面的機能の維持・発揮のために農業者等が行う共同活動や農村集落維持を目的とした地域資源の質的向上を図る多面的機能の増進に寄与する共同活動を支援する。

2 事業内容

(1) 農地維持支払交付金

市町村が認定した事業計画に基づく多面的機能を支える共同活動を行う活動組織に対し市町村を通じて交付金を交付する。

(2) 資源向上支払交付金

市町村が認定した事業計画に基づく地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を行う活動組織に対し、市町村を通じて交付金を交付する。

(3) 交付率（国 1/2 県 1/4 市町村 1/4）

県は、国と県の交付金を合わせ市町村に交付し、市町村が市町村負担部分を加えて、各活動組織に交付する。

(4) 活動組織は、県全体で1,400組織に上る。交付金を交付することになっている具体的活動は、活動組織による農用地水路農道等についての点検、草刈り泥上げ農道の維持等の実践活動及び活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等である。

3 事業期間

平成26年度～令和2年度

4 財源

多面的機能支払交付金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金		
農地維持支払交付金	1,348,905	1,348,905
資源向上支払交付金	945,178	945,177
合計	2,294,083	2,294,082

うち、福島市への交付金 116,018 千円の交付関連資料を閲覧するとともに、そこから福島市の活動組織 1 件への交付について県北農林事務所で関係資料を閲覧した。

6 監査手続及び監査結果

県北農林事務所において、以下の対象案件の関連資料の閲覧及びヒアリングを行い事業の実施状況について確認した。

対象活動組織 福島市内に所在する「地区環境を守る会」

交付金（国費、地方費合計） 約 330 万円

当該「守る会」が作成、保管している平成 30 年度活動計画書等一式を確認し、県北農林事務所職員等が管理監督のために利用している「平成 30 年度 中間指導・実績確認 チェック表」に沿っているか検証した。

「平成 30 年度 中間指導・実績確認 チェック表」のチェック項目には、「1 活動要件の確認」「2 金銭出納簿について」「3 領収書について」「4 交付金使途について」とあり、項目ごとにチェックしている。

7 指摘事項及び意見

意見

活動組織は福島県全体で 1,400 程度あり、それぞれの活動の詳細は個々別々の面がある。最小規模であれば数名の農家による組織、最大規模だと西会津町や柳津町で一町村一活動組織を形成している。

各活動組織の管理監督については、県本庁職員、農林事務所職員、市町村職員、福島県多面的機能支払推進協議会職員が協力して「中間指導」及び「実績確認」を実施している。

なお、福島県多面的機能支払推進協議会（以下、「協議会」という。）とは、農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金に関することを事業として行う多面的機能発揮促進団体をいう（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第 3 条）。主に、県内の活動組織を対象に指導・助言業務を行い、福島県農林水産部農村振興課長や農林事務所農村整備部長、市町村担当課長等、福島県土地改良事業団体連合会の専務理事等が会員となっている。

中間指導及び実績確認の開催日に活動組織の代表者等に集ってもらい活動実績の報告を受け、必要に応じ指導を行っている。中間指導及び実績確認により、毎年度、全

活動組織 1,400 の約 80%については指導監督ができています。

中間指導及び実績確認の際に、協議会が作成した「チェックリスト」をもとに指導監督している。指導内容は組織体の特色によって多種多様なものになり得るが、最低限の指導監督すべき事項として「チェックリスト」を作成することはよいことである。

しかし、その「チェックリスト」が必ずしもすべての市町村の案件で統一的に利用されておらず、市町村の一部では保管されていないところもあるとのことであった。このような事態では、県の管理監督能力に疑いが向けられる恐れがある。

県の管理監督の一環としてチェックリストを作成するのであれば、チェックリストの作成、保管、改訂に県が責任を持たなければならない。また、作成・保管・改訂については県の管理監督の範囲外とすると、現状は、協議会の指導・助言に伴い作成されているチェックリストが非統一的に利用されているため、本来県が行うべき管理監督について、機能していないことが問題視される。前記に述べたように、県職員も協議会の会員となっているが、県の管理監督と、協議会の指導・助言が明確に整理されていないと捉えることができる。

したがって、管理監督の実行性という面からは、県の管理監督と協議会の指導・助言は明確に業務分担するべきである。一案としては、県が、管理監督内容を将来にわたり確認、改善ができるように、チェックリストの作成・改訂権限は県が持ち、実際にチェックされたものを農林事務所で保管しておく等の検討を行うべきである。

1 目的

遊休農地の活用を促進するため、国の荒廃農地等利活用促進交付金を活用し、農業者等が行う農地の再生作業等を支援するとともに、再生が困難な農地の活用についても検討を進める。

また、農業体験や研修等による遊休農地の活用について支援する。

2 事業内容

(1) 遊休農地活用推進事業

遊休農地の活用を進めるため、関係団体との連携等を図り、新たな推進組織の設立の検討を行うとともに、市町村等が農地法第4章に基づき行う遊休農地に関する措置の適正な執行を支援する。

(2) 再生困難農地活用推進事業

再生が困難な荒廃農地の利活用を促進するため、荒廃農地の実態等や農地の転用（利用）事例に詳しい事業者に業務を委託し、地域の関係者による具体的な利活用方針を検討する。

(3) 農業体験・研修農園整備遊休農地活用推進事業

農業体験・研修を通して農業が担う地域の役割等の再認識を図るために、地域の多様な主体が行う、遊休農地や篤農家などの人材を活用した食農教育などの体験農場やU・Iターン者等に対する研修農場の整備を支援する。

(4) 荒廃農地等利活用促進交付金事業

国が創設した荒廃農地等利活用促進交付金を活用し、農業者や農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために行う農地の再生作業や土壌改良、施設整備等を支援する。

(5) 遊休農地等保全対策支援モデル事業

遊休地化した農地の活用・保全を図るため、遊休農地の再生作業等に国の交付金の活用が見込めない地域において、市町村が策定する遊休農地の保全計画の実現に向けた支援をモデル的に実施する。

上記の内容に沿って、具体的には、上記(2)事業であれば、県が、一般社団法人福島県農業会議に委託し、「非農地化研修会」及び「再生困難農地利活用検討会」の開催並びに再生困難農地に係る付随的活用事例や活用方策についての「情報収集及び発信」を行い、上記(3)事業であれば、県内の食農教育などの体験農場研修を行っている農場に補助金を交付している。

なお、平成 30 年度は、上記(4)事業は実施されなかった。

3 事業期間

平成 28 年度～令和 2 年度

4 財源

中山間ふるさと・水と土保全基金繰入金、一般財源

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
報償費	29	0
委託料	602	600
旅費	284	207
需用費	279	66
役務費	35	5
負担金、補助及び交付金	443	442
使用料及び賃借料	200	15
合計	1,872	1,335

上記表内の決算計上費用の全額について、根拠資料と突合した。

6 監査手続及び監査結果

旅費については、旅費命令書、需用費については支払命令書や請求書等の根拠資料を閲覧し、計上金額に誤りがないことを確認した。

7 指摘事項及び意見

意見

再生困難農地活用推進事業について、県は、一般社団法人福島県農業会議に業務委託している。委託料は 60 万円弱と安価であるところ、福島県農業会議は県内各地で「研修会」や「検討会」を合計 8 回開催している。さらに郡山市で行った研修会では 100 名超の参加者があった。福島県農業会議の関係者の尽力に負うところが大きく、事業の効率性・効果性は高いと評価できる。事業の目的から農業者だけではなく、福祉関係者や教育関係者、NPO 関係者等の社会一般の方々にも参加を求める等、事業の拡大・推進が望まれる。

1 目的

ため池築造後の自然的・社会的状況の老朽化等により、人命、人家、公共施設に被害を及ぼす災害が発生する恐れがあり、早急に整備を要する農業用ため池、水路等の改修を行い、農地、農業用施設等の災害を防止し農業生産の維持、農業経営の安定を図る。

2 事業内容

(1) ため池整備工事

老朽化したため池で要件に該当するものを改修し、従前の機能を回復する。具体的には老朽化しているため池等で沈下、漏水、余裕高さの不足がある場合は、堤体を改修し、洪水吐の断面が不足している場合は、鉄筋コンクリートにより洪水吐を新設又は改修する。

取水設備や底樋が木管や素巻のヒューム管などで、漏水している場合や老朽化している場合は、鉄筋コンクリート等により、斜樋・底樋を改修する。

(2) 用排水施設整備工事

老朽化した用排水路の改修、漏水防止対策及び余裕高さの不足の解消等の工事を実施する。

(3) 土砂崩壊防止工事

山腹等急斜面の崩壊、溪流又は台地周辺の浸食崩壊、崩落・堆積土砂の流出のいずれかが発生、若しくは兆候が見られる箇所において、土留石垣、擁壁、土砂溜め堤防、水路等の新設又は変更の工事を実施する。

3 事業期間

平成 26 年度～令和 2 年度

4 財源

農村地域防災減災事業補助金、県債、負担金、分担金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
工事請負費	275,550	141,666
委託料	8,143	1,943
その他	15,345	12,288

合計	299,038	155,897
----	---------	---------

工事請負費のうち、2か所のため池工事につき、工事請負契約書、支出命令書等の関係書類を閲覧した。2か所合計で101,387千円の請負工事代金であった。

6 監査手続及び監査結果

会津農林事務所において、以下の対象案件の関連資料の閲覧及びヒアリングを行い事業の実施状況について確認した。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 監査対象工事 | ①会津若松市湊町所在 湊ため池工事 |
| | ②喜多方市豊岡所在 豊岡ため池工事 |
| 工事請負費 | ①②合計 101,387千円 |
| 請負会社 | ①②とも猪苗代町所在の建設会社 |
| | ①工事は平成30年度中に完了はせず、令和元年度に完成予定。 |

①②ともに会津農林事務所と請負会社との工事請負契約書を閲覧し、契約金額の変更理由等をヒアリングした。会津農林事務所職員が工事進捗を管理し、管理記録を保管していることを確認した。

なお、県は、本件①工事は、工事完了前に前金払及び中間前金払を行っているが、中間前金払については、工事請負契約約款に支払う旨の規定があるとともに、福島県財務規則に則り、工事進捗等を確認し適切な中間前金払額であることを確認した。

①工事については、現地視察を行い、実際に工事が行われていることを確認した。

7 指摘事項及び意見

意見

監査対象とした2件は、ともに「条件付一般競争入札」で工事業者と契約しているが、2件とも、応札したのは同一の1者のみであった。震災復興に伴う建設業界の人手不足の影響から応札する業者が少ないことと、入札参加条件の1つとして「地域要件」を付していることが主な理由と考えられる。入札において、どの程度の条件を付すかは、入札の公正性と競争性確保がある一方で地元企業の育成・技術継承の問題もあり、悩ましいと思われるが、一般競争入札を原則としている限り、1者独占という事態は避ける方向が望ましいと考える。

8 現場往査

【写真】(会津農林事務所管轄の主なため池)

オレンジ線が平成30年度に整備事業を行ったため池等



【写真】現場工事を視察した湊ため池（令和元年10月18日 監査補助者撮影）



1 目的

県土の7割を占め、県民生活と深く結びついている森林は、原発事故により広範囲に汚染され、森林整備や林業生産活動が停滞し森林の荒廃や山村地域の衰退が懸念されるため、森林整備と放射性物質の動態に対応した対策を一体的に推進し、森林の有する多面的機能を維持しながら森林を再生する。

2 事業内容

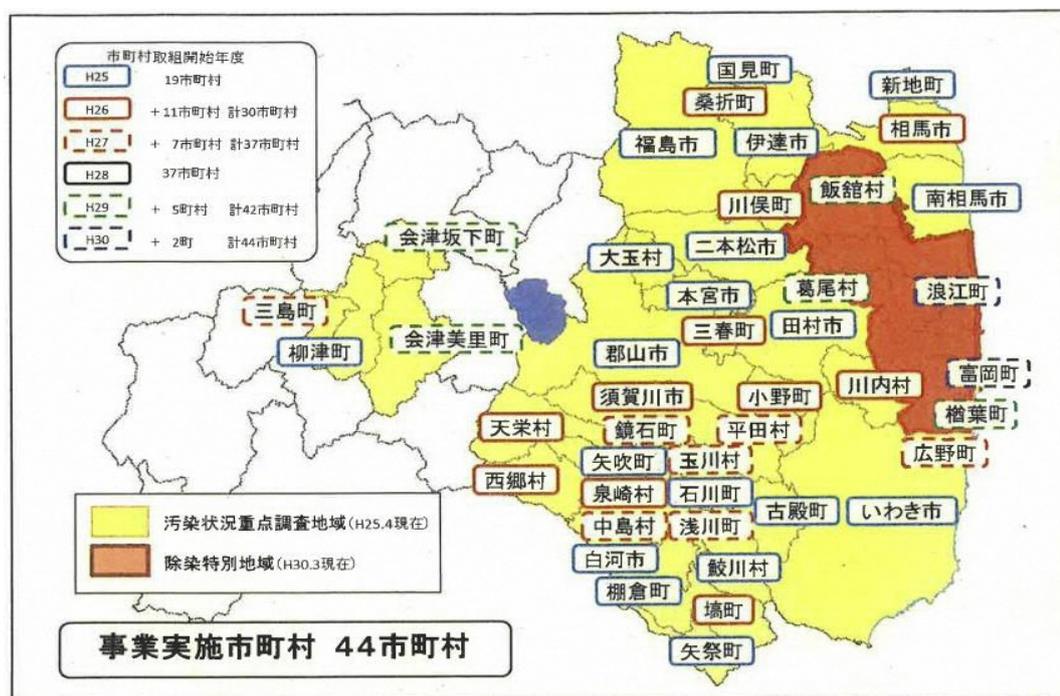
(1) 森林整備及び路網整備

間伐等の森林施業と路網整備により森林の有する多面的機能の維持を図る。

(2) 放射性物質対策

(1)の森林整備等を実施するための全体計画作成や森林所有者の同意の取り付けを行うとともに、放射性物質の動態に対応した対策を実施する。また、施業後の事業効果の分析・評価等をあわせて実施する。

(3) 事業実施市町村（ふくしま森林再生事業の進め方パンフレットより）



3 事業期間

平成 25 年度～令和 2 年度

4 財源

- (1) 放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業費補助金
- (2) 森林環境保全整備事業費補助金
- (3) 一般財源（震災復興特別交付税充当）

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
委託料	469,804	246,356
負担金、補助及び交付金	6,880,136	4,653,154
その他	124,755	104,538
合計	7,474,695	5,004,048

上記表内の委託料のうち、43,023千円分について根拠資料と突合した。

6 監査手続及び監査結果

本事業は、県内の市町村が実施主体として行う場合は県が補助金を交付し、県が実施主体として行う場合（県営林）は、県が委託者になり、事業者に委託する。

県が委託した1件を監査対象として、委託契約書、委託事業完了届、受託者作成報告書等を閲覧したうえで、県中農林事務所職員のヒアリングも交え、委託契約書どおりの作業が実施されていることを確認した。

7 指摘事項及び意見

特になし。

農林水産部 森林整備課

7-3-3 広葉樹林再生事業

1 目的

放射性物質の影響が比較的小さい地域においても、きのこ原木の指標値を超える原木林が見受けられ、きのこ原木の生産が停止している状況にあり、将来のきのこ原木の安定供給に向けて次世代への原木林等広葉樹林の再生を図る。

2 事業内容

きのこ原木の安定供給に向けた既存きのこ原木林等広葉樹林の次世代への更新に必要な伐採や作業道の整備等を行う。

3 事業期間

平成 26 年度～令和 2 年度

4 財源

放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業費補助金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
負担金、補助及び交付金	95,329	95,248
使用料及び賃借料	37	4
旅費	10	6
合計	95,376	95,258

補助金のうち、2 件分合計 82,076 千円を監査対象とし、交付決定書、委託契約書、工事請負契約書、工事完了報告書等の関係書類を閲覧した。

6 監査手続及び監査結果

本事業は、市町村又は森林組合が実施主体として県から補助金の交付を受け、それらが民間業者等に発注し業務を行わせる。監査として、市町村が実施主体となった 1 か所及び森林組合が実施主体となった 1 か所につき、工事請負契約書、支出命令書等の関係書類を閲覧及び会津農林事務所職員にヒアリングし、事業内容を確認した。

7 指摘事項及び意見

意見

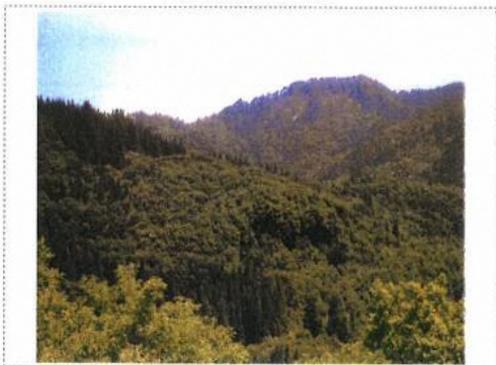
広葉樹林再生事業は、放射性物質の影響によりきのこ原木として利用できない広葉樹林を伐採し、その土壌や伐採木から発生する萌芽枝等の放射性物質濃度調査を行い、得られたデータを分析しながらきのこ原木林を再生させる実証事業である。本県の特産である多種多様なきのこ生産を絶やさないためにも重要な事業であると考ええる。

県は、事業目的に従い、原木林の更新に必要な伐採や作業道の整備等へ支援を行っているが、伐採によって生じた木材の処分については本事業の中で管理は行っておらず、一定の場所に集められた後は、森林所有者が木材の形状等に応じて処分をしていると思われる。伐採した木材は、本来のきのこ原木として利用価値はないが、木材チップ等に利用すれば木材としての価値はある。下記資料の写真にあるように、一定量の木材を山土場に整理集積しており、これらの価値は木材の品質、大きさの相違及び市場までの運搬費用の多寡等のため、一概に価格を算定することは難しい。しかし、本件監査対象として資料を閲覧した2件では、それぞれ数百万円分の販売価格が木材から得られた。県がそれを管理していないのは、本事業の内容が「きのこ原木の伐採や作業道の整備等」であり、きのこ原木に比べ木材チップは安価であるため、伐採後に森林所有者が行う手入れ費用を考慮すると過剰な利益とはならない判断をしているからとのことである。

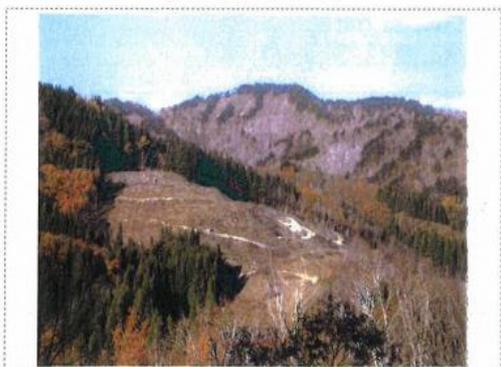
しかしながら、県の事業によって伐採された木材が、県の管理を離れ利用されているため、その利用状況がどのようなものか要綱又は仕様書に取扱いを示す、若しくは契約書等の提出を求めるなど、必要に応じ管理をするべきである。

【資料】 本件事業についての会津農林事務所保管資料
工事施工前と工事竣功時の対比及び伐採された木材

工事施工前



竣功写真



農林水産部 農産物流通課

10-1-8 福島県産農産物等販路拡大ティアップ事業

1 目的

原発事故の避難地域等で営農再開が進む中、同地域では生産される農産物の販路の確保等の支援が必要となっている。そのため、専門家等を交えた農業者へのコンサルティングチームを組織し、農産物等の販路開拓等を支援する。

2 事業内容

避難地域等での個々の農業者へのコンサルティング及び避難地域等において農業者等からの要望を受けて専門家の選定を行い、販路拡大に向けたコンサルティングや実需者とのマッチング等が事業内容となる。

県は、国（農林水産省）からの補助金を財源に、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「復興推進機構」という。）に補助金を交付のうえ、事業を実施している。

「復興推進機構」が作成した事業実施計画書によると具体的な事業の内容は以下である。

- (1) 支援対象となる農業者にヒアリングを実施し、支援内容の詳細をすり合わせ
- (2) 支援プランを作成し、支援に必要な専門家を選定
- (3) 専門家が支援対象者の要望実現へ向けた支援を実施
- (4) 商品特性を踏まえた販路開拓支援を実施
- (5) 商品の供給体制を踏めた実需者とのマッチングを実施

3 事業期間

平成 29 年度～令和 2 年度

4 財源

福島県農林水産業再生総合事業交付金

5 予算額・決算額の推移（単位：千円）

節区分	予算額	決算額
旅費	110	4
需用費	44	16
役務費	170	40
使用料及び賃借料	31	4

負担金、補助及び交付金	78,478	29,230
合計	78,833	29,294

補助金の交付先は全額、復興推進機構である。当該金額について復興推進機構からの実績報告書等関係資料を確認した。

6 監査手続及び監査結果

監査対象年度である平成 30 年度は、43 件の農業者に支援をした。うち 7 件が外部専門家を利用した支援、他は、主に復興推進機構の職員による支援であった。前者は、復興推進機構が外部専門家との業務委託契約により実施しているものである。

包括外部監査では、復興推進機構が外部専門家と契約した案件のうち 2 件について、業務委託契約書、仕様書、結果報告書を閲覧し、業務委託契約書や仕様書の内容が本件事業実施計画書の内容に沿ったものであるか、業務委託契約書や仕様書、提案書の内容どおりに外部専門家が業務を行っているか確認した。

7 指摘事項及び意見

指摘事項

監査対象とした 1 件は、相双地区の農業者（以下、「支援対象者」という。）が生産物を首都圏で販売するに当たり、農業経営の専門家（以下、「受託者」という。）に販売支援を委託した案件（以下、「本案件」という。）であった。本案件は、委託期間は約 3 か月、委託料は約 140 万円であり、受託者は 6 次産業プランナー登録をした農業経営者であった。

受託者の提案書によると、実施業務内容は、①販売開拓・マッチング支援、②継続取引に向けた検証・改善、③近郊地生産者への展開・体制検討である。

受託者は、契約に基づき①販売開拓・マッチング支援を行った結果、支援対象者が首都圏のスーパー量販店等に出荷することができ、成果をあげることができた。しかしながら、支援対象者の実績販売量（110 km）実績金額（37 万円）にとどまっております受託者が提案書において提案した首都圏スーパー及び飲食店向けへの出荷の予定販売量（300 km）、予定売上（68 万円）を達成することはできなかった。

また、契約内容には③「近郊地生産者への展開・体制検討を実施する」ことがあり、具体的には「支援対象者の周辺の生産者に対して説明会を開き、今年度の実績・課題を展開する」、「次年度出荷以降の生産者を巻き込み、来期の共同出荷体制を検討する」とのことであったが、報告会において共同出荷体制の検討はされたものの、生産者側の出席者は支援対象者のみであり、提案にあった関係者への実績・課題の展開は不十分であった。加えて、実際の検討会は、福島市内の居酒屋で関係者を交えて行っていたものであり、関係者には「支援対象者の周辺の生産者」はいなかった。このように受託者は、業務委託契約書や提案書の内容どおりの業務を一部できていなかったと評価せざるを

得ない。

本案件は、結果として、県が復興推進機構を經由して受託者に約 140 万円を支出したが、コンサルティングを受けた支援対象者の予定した販売量を導くことができなかった案件と評価せざるを得ない。

一方で、本案件に限らず、復興支援事業は経済合理性の観点だけで割り切れるものではないから、経済合理性がないからといって一概に否定することもできない。

県は、事業の有効性、目的の達成度合いという点で外部の検証を受ける立場にあるので、復興推進機構と受託者との契約内容やその実施結果について適切に管理監督し、事後的にも支援対象者にアンケートをとる等して、支援事業の満足度や将来の収益向上につながっているかどうか調査し、事業の有効性を検証することが必要である。

XI 土木部

土木部 道路整備課

2-1-14 復興拠点へのアクセス道路整備事業

1 目的

避難地域の復興と帰還に向けた環境整備として復興拠点へのアクセス道路を整備する。

2 事業内容

東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難住民の早期帰還の促進、地域の再生加速化のために、復興再生拠点市街地形成施設の整備等と一体的に、復興再生拠点へのアクセスを整備する。

本件は、東西につながる井手長塚線（県道）と長塚請戸浪江線（県道）を「復興シンボル軸」とする。



「復興シンボル軸」は、常磐自動車道に新たに整備される常磐双葉ICからJR双葉駅周辺の市街地部を経由し、海岸線に沿って復旧整備する広野小高線（県道）に至る延長7.1kmの道路とする。本道路は、JR双葉駅周辺の特定復興再生拠点区域における「新たな生活の場」の確保や「既成市街地の再生」の推進、また福島県復興祈念公園に隣接

する中野地区復興産業拠点の「新たな産業・雇用の場」の創出、さらに、福島県復興祈念公園の「追悼と鎮魂、後世への伝承、強い意志の発進」の場の創出など、魅力ある町の再興を支援する基幹的な道路となる。

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

一般財源及び帰還環境整備交付金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	463,500	1,503,580	3,180,987
決算額	352,865	361,129	1,169,703

(2) 平成 30 年度事節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
工事請負費	2,056,311	692,500	1,363,811
委託料	133,000	98,992	34,006
公有財産購入費	233,753	42,825	190,926
補償、補填及び賠償金	757,304	334,767	422,536
使用料及び賃借料	618	618	0
合計	3,180,987	1,169,703	2,011,283

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

執行機関：相双建設事務所（*）を具体的監査対象として抽出。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*
井手長塚線（長塚工区）	工事請負費	443,850	355,080	*
	委託料	34,804	18,195	
	公有財産購入費	18,721	30,030	
	補償、補填及び賠償金	256,500	236,803	
	小計	753,875	640,109	

長塚請戸浪江線 (長塚工区)	工事請負費	248,650	1,008,731	
	委託料	64,188	15,811	
	公有財産購入費	24,103	160,896	
	補償、補填及び賠償金	78,267	185,732	
	使用料及び賃借料	618	0	
	小計	415,827	1,371,172	
	合計	1,169,703	2,011,283	

6 事業内容及び契約の概要

具体的監査対象として抽出した井手長塚線（長塚工区）のうち、(*)の契約を具体的監査対象とした。

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額(千円)	*
工事請負費	18-0189	田中・栗林特定建設工事共同企業体	橋梁下部工、地盤改良工	138,710	*
	18-0314	田中・栗林特定建設工事共同企業体	橋梁下部工、地盤改良工	152,750	*
	18-0380	田中・栗林特定建設工事共同企業体	地盤改良工、3工区改良舗装工	152,390	*
	小計			443,850	
委託料	16-0047	大日本コンサルタント・三陽用地設計共同体	CM業務	32,999	*
		ほか1件	補償額算定書照合	1,804	
	小計			34,804	
公有財産購入費	18-9258	甲	用地買収	294	*
		ほか4件	用地買収、物件補償	18,426	
	小計			18,721	
	18-9260	甲	残地補償	701	*

補償、補填 及び賠償金	18-9261	甲	物件補償	2,260	*
		ほか40件	用地買収など	253,538	
	小計			256,500	
	合計			753,875	

7 監査手続及び監査結果

相双建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討した。特に指摘すべきはなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

原発格差率の公平な適用について

井手長塚線の用地買収に際し、原発格差率（原発事故等格差修正率）が0.7であるところ、先行する双葉町の用地買収が原発格差率を0.79で行っていたため、県の用地買収に際しても原発格差率を0.79で実行した。

当該区域は、特定復興再生拠点区域として双葉町が整備計画している区域であり、双葉町が県に先行して用地買収等を行い、双葉町は独自に原発格差率を0.79で実行していた。

県では、双葉町長塚町東の用地買収に際し、県は不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を徴収しており、原発格差率を0.7として鑑定評価している。

双葉町特定復興再生拠点区域は、双葉町が申請主体であるが復興庁、県、双葉町が一体となって推進するものであり、事情がわかっている県は事前に原発格差率を調整すべきではなかったのか。

当該事業は、福島復興再生特別措置法下の一連の事業であり、事業実施主体が、国、県、市町村に分かれていても、地域一帯が計画化されたものである。

不動産鑑定評価書における原発格差率0.7と実際に用地買収を行った原発格差率0.79が異なることはあり得るが、先行する双葉町の用地取得が割高に買収してしまうと、地域一帯の買収価格が高止まりしてしまう。

9%増しが不当な割高か否かは別としても、9%増しであることは事実であり、双葉町の買収価格に県の買収価格が引きずられている。

かかる事態は事前に予想されたものであることから、これを総合的に勘案するに、県は特定復興再生拠点区域や避難指示解除区域等において市町村が用地買収を行うに際し、原発格差率の公平な適用を遵守するよう、事前に助言すべきであったと思われる。

土木部 まちづくり推進課

2-2-14 復興祈念公園整備事業

1 目的

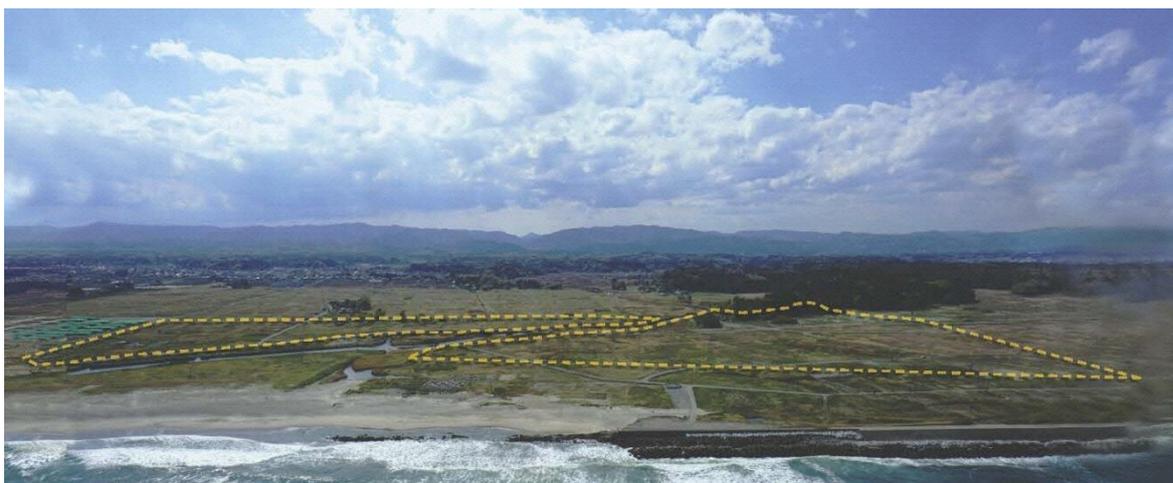
復興祈念公園整備に向け、用地取得及び基本設計・実施設計等を実施する。

2 事業内容

基本方針（国）	国と県が連携し、岩手、宮城、福島の被災3県に1か所ずつ復興祈念公園を整備する
国と県の役割	県が整備する復興祈念公園の一部に、国が被災者の追悼・鎮魂等の中核的施設となる丘や広場等を設置する
県の目的	東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の伝承、復興への強い意志の発信等を目的とした復興祈念公園を整備する

取組の経緯

平成27年4月	公園候補地を「双葉・浪江両町にまたがるエリア」に決定（県）
平成29年7月	基本構想を策定（国）
平成29年9月	国営追悼・祈念施設（仮称）を浪江町の一部区域に設置することに閣議決定（国）、48.4ha（浪江町25.6ha＋双葉町22.8ha）、全体事業費（公園）74億円
平成29年10月から	福島県における復興祈念公園基本計画検討調査有識者委員会を開催（国）
平成30年度	用地取得（県）及び基本設計（国・県）等を実施



3 事業期間

平成27年度から開始

4 財源

帰還環境整備交付金基金及び復興特別交付金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	122,694	166,889	1,024,573
決算額	64,420	93,653	548,886

(2) 平成30年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
委託料（繰越）	70,887	70,887	0
工事請負費	22,000	0	22,000
委託料	401,863	254,645	147,217
公有財産購入費	495,213	194,601	300,611
補償、補填及び賠償金	6,000	141	5,858
事務費	28,610	28,610	0
合計	1,024,573	548,886	475,686

6 事業内容及び契約の概要

執行機関は、相双建設事務所及びまちづくり推進課

具体的監査対象は任意の（*）契約について行った。

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
委託料（繰越）	17-0003	株式会社プレック研究所	基本計画策定検討調査業務委託	22,913	*
	18-0262	—	地質調査業務	15,608	
	17-0329	—	地質調査業務委託（都市公園・祈念）	10,719	
	18-0251	—	測量業務委託（都市公園・祈念）	6,791	
		その他4件		14,854	
		小計		70,887	
工事請負費				0	

委託料	18-0004	株式会社プレック研究所	基本設計業務委託	30,120	*
	18-0027	—	CM業務	162,804	
	18-0037	—	用地補償総合技術業務	13,212	
	18-0038	—	用地補償総合技術業務	14,940	
	18-0262	—	地質調査業務	9,907	
		その他2件		23,660	
		小計		254,645	
公有財産購入費	18-8381	—	用地買収	8,236	
	18-8552	—	用地買収	8,583	
	18-8873	—	用地買収	9,789	
	18-8558	—	用地買収	14,914	
		その他86件	用地買収	153,078	
		小計		194,601	
補償、補填及び賠償金		その他	補償	141	
事務費		その他	使用料及び賃借料等	26,240	
	—	51件	使用料及び賃借料等	2,370	*
		小計		28,610	
	合計		548,886		

7 監査手続及び監査結果

見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討した。特に指摘すべきはなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 道路管理課

3-1-9 道路環境整備事業

1 目的

除染実施区域のうち、除染基準を下回る（0.23 マイクロシーベルト/h未満）地区の道路等側溝堆積物の撤去及び処理を行う。

2 事業内容

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、道路等側溝堆積物が放射性物質を含んでいることを理由に処分が困難になったこと、住民による清掃活動を中止したこと等により通常の道路等側溝の維持管理活動を中断している地域に対して、1回に限り道路等側溝堆積物の撤去・処理を支援することにより、通常の道路等側溝の維持管理活動を再開し、原子力災害からの復興・再生を加速化させることを目的とする。

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

福島再生加速化交付金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1,500	685,643	2,738,335
決算額	421	544,416	2,170,885

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
委託料	2,738,335	2,170,885	466,672	567,449

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

(*) を具体的監査対象とした。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	所管
福島市	委託料	520,173	112,289		県北
国見町	委託料	4,661	0		県北
郡山市	委託料	170,324	0		県中

鏡石町	委託料	13,062	0		県中
白河市	委託料	86,801	0		県南
中島村	委託料	99,448	91,948		県南
泉崎村	委託料	286	0		県南
矢吹町	委託料	20,008	0		県南
棚倉町	委託料	146,316	97,966		県南
いわき市	委託料	1,109,800	164,468	*	いわき
合計		2,170,885	466,672		

6 事業内容及び契約の概要

いわき市における委託料の契約の内（*）を具体的監査対象とした。

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
委託料	18-0111	堀江工業株式会社	撤去	157,380	*
	380-72	ひめゆり総業株式会社	処理	179,388	*
	18-0104		撤去	147,423	
	18-0106		撤去	62,537	
	18-0112		撤去	108,816	
	18-0113		撤去	43,039	
	18-0114		撤去	224,078	
	18-0115		運搬	35,287	
	18-0116		支援	14,142	
	18-0014		撤去	13,869	
	18-0015		撤去	19,905	
	18-0023		撤去	19,833	
	18-0024		撤去	11,279	
	18-0043		撤去	20,417	
	18-0044		撤去	18,120	
	18-0045		撤去	10,171	
	18-046		撤去	24,109	
	合計			1,109,800	

7 監査手続及び監査結果

入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討した。特に指摘すべきはなかった。

- 8 指摘事項及び意見
特になし。

土木部 建築住宅課

3-1-11 復興公営住宅整備促進事業

1 目的

原子力災害により避難の継続を余儀なくされている方々の居住の安定を確保するため、県が復興公営住宅を整備する。第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月策定）に基づき、県営と市町村営を合わせて全体で 4,890 戸を整備する。

2 事業内容

15 市町村、4,890 戸の内訳（うち平成 30 年度末までに 4,767 戸完成）

所在市町村	戸数	所在市町村	戸数	所在市町村	戸数
福島市	475	桑折町	64	川俣町	120
大玉村	59	本宮市	61	田村市	18
三春町	198	郡山市	570	白河市	40
二本松市	346	いわき市	1,744	南相馬市	927
川内村	25	広野町	58	会津若松市	134
地区未定	51				

3 事業期間

平成 24 年度から開始

4 財源

福島再生加速化交付金び県債

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	65,311,261	47,451,086	1,372,980
決算額	65,069,907	47,227,200	1,117,989

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	不用額
工事請負費	1,353,022	1,099,990	253,032
委託料	12,498	12,498	0
負担金	7,459	5,499	1,959
合計	1,372,980	1,117,989	254,991

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

箇所名	節区分	決算額	*	執行機関
北沢又 2	工事請負費	1,090,595	*	県北
	委託料	12,498		
	負担金	2,721		
	小計	1,105,815		
古川	工事請負費	9,394		会津若松
常磐 2	負担金	2,778		いわき
	合計	1,117,989		

6 事業内容及び契約の概要

北沢又 2 において、(*) の契約を具体的監査対象とした。

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
工事請負費	17-0299	中野電工株式会社	電気工事	76,575	*
	17-0300	倉島・高橋建設 工事共同企業体	機械工事	108,075	*
	17-0298	国分木材工業株式会社	建築工事	905,945	*
	小計			1,090,595	
委託料	17-0347	共同設計株式会社	監理業務委託	12,498	*
負担金		福島水道局	水道負担金	2,721	*
	合計			1,105,815	



(北沢又 2)

7 監査手続及び監査結果

県北建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討した。本件、復興公営住宅（北沢又2）の引き渡しは業者の工程管理ミスにより遅延した。契約に基づき工事請負業者に遅延損害金（895万円）を請求した。監査上、特に指摘すべきはなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 道路整備課

11-1-4 道路整備事業

1 目的

災害に強く安全で安心なまちづくりを支えるため、海岸堤防や防災緑地などと一体的な道路を整備する。

2 事業内容

津波被災地における海岸堤防や防災緑地などの防災・減災機能の役割分担を踏まえ、道路の最適な配置や構造形式を選定し、災害に強く、安全で安心なまちづくりを支える道路整備を行う。相馬亘理線（新地工区）、原町海老相馬線（蒲庭工区）など。

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

一般財源及び県債、復興交付金及び社会資本整備総合交付金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	22,351,448	8,713,026	6,746,345
決算額	16,996,069	3,303,050	2,327,270

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
工事請負費	5,272,884	1,350,728	3,922,153
委託料	1,017,602	770,454	247,146
公有財産購入費	85,553	53,717	31,835
補償、補填及び賠償金	309,302	91,366	217,935
負担金、補助及び交付金	48,909	48,909	0
使用料及び賃借料	12,092	12,092	0
合計	6,746,345	2,327,270	4,419,071

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

執行機関：全て相双建設事務所

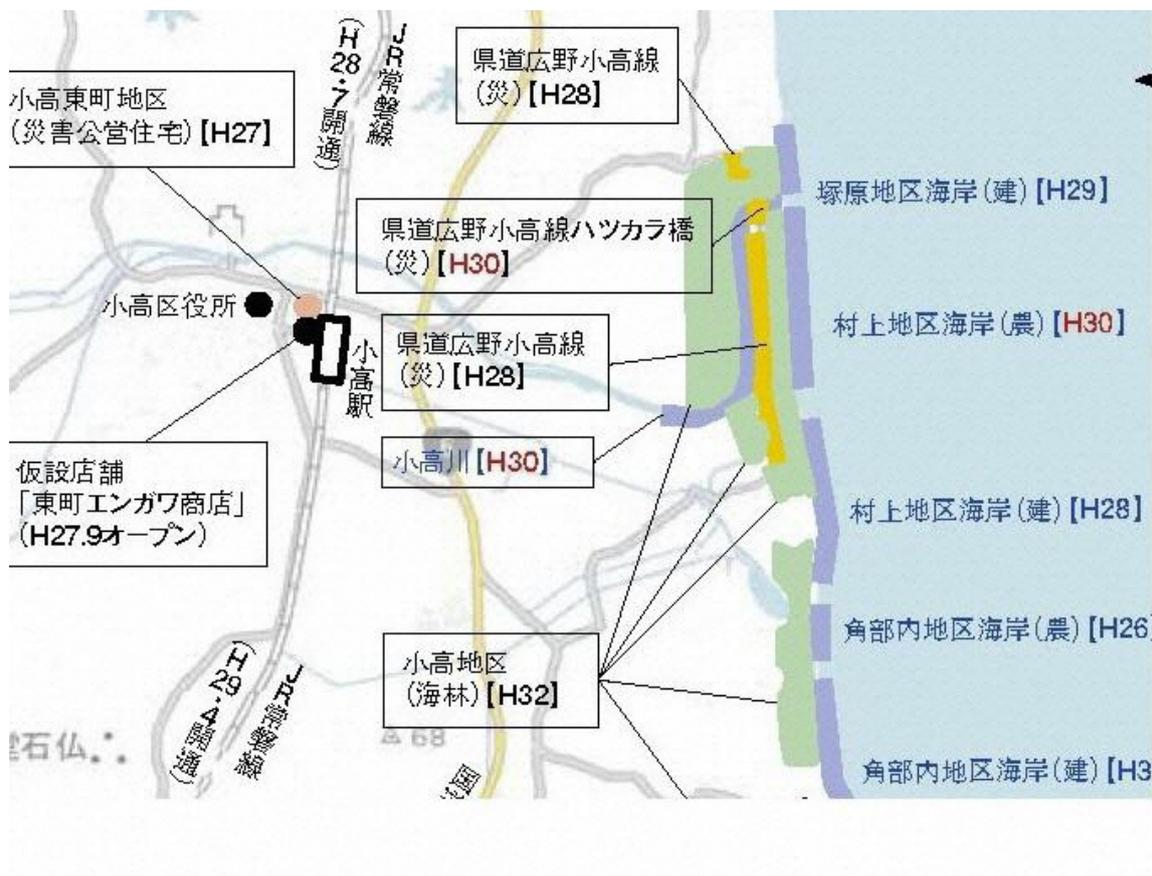
任意に選定した（＊）箇所を具体的監査対象とした。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*
広野小高 線(檜葉)	工事請負費	131,193	2,194,733	*
	委託料	189,212	28,777	
	公有財産購入費	17,044	924	
	補償、補填及び賠償金	48,419	4,266	
	使用料及び賃借料	6,628	0	
	小計	392,497	2,228,702	
広野小高 線(浪江 小高)	工事請負費	261,569	575,058	*
	委託料	255,453	67,085	
	公有財産購入費	1,633	23,846	
	補償、補填及び賠償金	36	176,440	
	負担金、補助及び交付金	48,909	0	
	小計	567,602	842,431	
広野小高 線(毛萱)	工事請負費	174,075	376,488	
	委託料	180,173	98,673	
	公有財産購入費	15,985	0	
	補償、補填及び賠償金	24,664	0	
	小計	394,899	475,162	
相馬亘理 線(新地: 復興交付 金)	工事請負費	242,317	57,101	*
	委託料	22,372	33,627	
	公有財産購入費	0	500	
	補償、補填及び賠償金	0	80	
	小計	264,689	91,309	
新地停車 場釣師線 (釣師)	工事請負費	5,227	0	
	委託料	22,372	5,400	
	小計	27,599	5,400	
	工事請負費	34,560	65,440	

相馬亙理 線（原釜 小浜、復 興 交 付 金）	委託料	22,372	0
	公有財産購入費	2,115	84
	補償、補填及び賠償金	8,602	5,825
	小計	67,649	71,350
原町海老 相馬線 （蒲庭）	工事請負費	14,339	46,660
	委託料	3,910	6,089
	公有財産購入費	0	2,000
	補償、補填及び賠償金	124	1,875
	小計	18,374	56,625
相馬亙理 線（新地）	工事請負費	171,016	190,853
	委託料	28,284	0
	公有財産購入費	774	378
	補償、補填及び賠償金	6,780	3,852
	使用料及び賃借料		
	小計	206,855	195,085
豊間四倉 線（沼ノ 内）	工事請負費	220,817	280,878
	委託料	36,289	7,492
	公有財産購入費	11,264	3,379
	補償、補填及び賠償金	1,590	23,220
	使用料及び賃借料	5,464	0
	小計	275,426	314,970
泉岩間植 田線（岩 間町）	工事請負費	95,612	134,938
	委託料	10,015	0
	公有財産購入費	4,900	720
	補償、補填及び賠償金	1,148	2,373
	小計	111,676	138,032
	合計	2,327,270	4,419,071

6 事業内容及び契約の概要

選定された箇所の内（*）を具体的な監査対象とした。



広野小高線（浪江小高）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	17-0323	横山建設株式会社	舗装工	5,959	*
	18-0073	横山・平尾特定建設工事共同企業体	改良工、盛土工	94,500	*
	18-0136	石川建設工業株式会社	橋梁下部工、場所打ち杭	161,110	*
	小計			261,569	
委託料	16-0047	大日本コンサルタント・三陽用地設計共同体	CM業務	127,532	*
		1件	箱形函渠、補強土詳細設計	20,404	

		1 件	積算業務	839	
		1 件	埋蔵文化財発掘	106,677	
	小計			255,453	
公有財産購入費		3 件	用地買収	1,633	
補償、補填及び賠償金		2 件	残地補償	36	
負担金、補助及び交付金	18-0458		道路用地創設換地負担金	48,909	*
	合計			567,602	



(相馬亘理線)

相馬亘理線（新地：復興交付金）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	18-0059	東北・佐藤特定建設工事共同企業体	アスファルト舗装工	196,907	*

	18-0345	東北建設株式会社	舗装保修工、表層打換工外	45,410	*
	小計			242,317	
委託料		1件	CM業務	22,372	
	合計			264,689	

7 監査手続及び監査結果

相双建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討した。特に指摘すべきはなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 河川整備課

11-1-5 公共災害復旧費（再生・復興）

1 目的

東日本大震災により被害を受けた公共土木施設を復旧し、地域の安全安心を確保する。

2 事業内容

被災した公共土木施設について、河川（31事業箇所中13事業箇所）、海岸（86事業箇所中26事業箇所）、道路（304事業箇所中5事業箇所）が進捗中となっており、平成32年度までに完工を目指す。

3 事業期間

平成23年度から開始

4 財源

国庫支出金及び復興特別交付金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：百万円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	74,807	50,775	26,410
決算額	37,645	26,946	18,713

(2) 平成30年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
工事請負費	24,529	17,650	5,552	1,326
委託料	1,598	906	520	171
使用料及び賃借料	33	21	2	9
役員費	3	-	0	2
公有財産購入費	167	89	69	9
負担金、補助及び 交付金	16	4	12	-
補償、補填及び賠 償金	60	39	16	4
合計	26,410	18,713	6,172	1,523

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳 (単位：千円)

具体的監査対象とした箇所を*で示す

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	機関
古磯部地区 海岸 (相馬 市磯部古磯 部)	工事請負費	620,000	100,560	*	相双
	使用料及び賃 借料	9	0	*	
	小計	620,009	100,560		
小沢地区海 岸 (南相馬 市原町区小 浜東谷地)	工事請負費	1,538,907	22,505	*	相双
	公有財産購入 費	0	3,000		
	使用料及び賃 借料	7,221	0	*	
	小計	1,546,129	25,505		
井出川 (双 葉郡檜葉町 井出田仲 1 号)	工事請負費	201,979	0	*	富岡
	公有財産購入 費	545	54	*	
	補償、補填及 び賠償金	0	100		
	使用料及び賃 借料	0	50		
	小計	202,525	204		
紅葉川 (双 葉郡富岡町 毛萱前川 原)	工事請負費	130,637	249,679	*	富岡
	公有財産購入 費	2,589	0	*	
	小計	133,227	249,679		
広野小高線 (双葉郡檜 葉町井出本 釜)	工事請負費	60,333	0	*	富岡
	小計	60,333	0		
落合・浪江 線 (双葉郡 浪江町小丸 小丸 2 号)	工事請負費	55,620	54,438	*	富岡
	小計	55,620	54,438		
	工事請負費	536,682	415,767	*	相双

工事雑費 (相双建設 事務所管 内)	使用料及び賃 借料	7,076	0		
	役務費	665	0		
	小計	544,423	415,767		
ほか62箇 所の合計	工事請負費	15,043,338	5,125,098		
	委託料	369,559	104,519		
	使用料及び賃 借料	7,646	2,333		
	役務費	0	0		
	公有財産購入 費	86,040	66,519		
	負担金、補助 及び交付金	4,837	12,000		
	補償、補填及 び賠償金	39,998	16,372		
	小計	15,551,420	5,326,843		
	合計	18,713,688	6,172,998		

相双：相双建設事務所を示す。

富岡：富岡土木事務所を示す。

6 事業内容及び契約の概要

各箇所のうち、(*)の契約を具体的監査対象とした。

古磯部地区海岸（相馬市磯部古磯部）…相双建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	17-0193	株式会社小野 中村	堤防工	620,000	*
使用料及び 賃借料		1件	借地	9	
	合計			620,009	



小沢地区海岸（南相馬市原町区小浜東谷地）…相双建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	14-0415	石川・福田組 特定建設工事 共同企業体	堤防工	584,943	*
	14-0419	石川・福田組 特定建設工事 共同企業体	堤防工	485,968	*
	14-0374	石川建設工業 株式会社	堤防工	273,815	*
	14-0036	東北建設株式 会社	人工リーフ工	14,752	*
	14-0037	東北建設株式 会社	人工リーフ工	162,297	*
	14-0123	石川・高橋秋 和特定建設工 事共同企業体	堤防工（護岸 工）	17,130	*
	小計			1,538,907	
使用料及び 賃借料		21 件	ヤード借地	7,221	
	合計			1,546,129	

井出川（双葉郡檜葉町井出田仲1号）…富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	14-0140	横山・平尾特定建設工事共同企業体	公共災害復旧工事（海岸）	201,979	*
公有財産購入費	18-8248~60	甲ほか24件	用地費	545	*
	合計			202,525	

紅葉川（双葉郡富岡町毛萱前川原）…富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	15-0073	桂・加地和特定建設工事共同企業体	公共災害復旧工事（河川）	130,637	*
公有財産購入費		乙ほか4件	用地費	2,589	
	合計			133,227	

広野小高線（双葉郡檜葉町井出本釜）…富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	14-0140	横山・平尾特定建設工事共同企業体	公共災害復旧工事（海岸）	60,333	*

落合・浪江線（双葉郡浪江町小丸小丸2号）…富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	18-0021	株式会社泉田組	公共災害復旧工事（道路）	55,620	*

工事雑費（相双建設事務所管内）…相双建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
委託料	17-0002	建設技術研究所・復建技術コンサルタント設計共同体	CM業務	251,492	*

		38 件	用地補償業務など	285,190	
	小計			536,682	
使用料及び 賃借料		1 件	レンタカー賃借	7,076	
役務費		1 件	新聞広告	665	
	合計			544,423	

7 監査手続及び監査結果

各建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 河川整備課

11-1-6 交付金事業（河川）（再生・復興）

1 目的

東北地方太平洋沖地震により被災した河口部の河川堤防について、津波・高潮対策として海岸堤防の整備に併せて河川堤防のかさ上げを実施し、浸水被害の軽減を図る。

2 事業内容

被災した河川の堤防を復旧または新たに築造・かさ上げする。被災した河川 31 箇所のうち 24 箇所が完成（平成 31 年 3 月末）している。令和 2 年度完了の予定。

3 事業期間

平成 23 年度から開始

4 財源

国庫支出金、一般財源及、分担金負担金及び県債

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：百万円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	12,654	10,913	8,316
決算額	6,820	5,560	4,068

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
工事請負費	6,579	2,809	3,709	59
委託料	334	206	125	2
使用料及び賃借料	158	137	20	-
公有財産購入費	39	3	34	-
負担金、補助及び 交付金	1,172	879	278	14
補償、補填及び賠 償金	33	30	2	-
合計	8,316	4,068	4,172	76

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳 (単位: 千円)

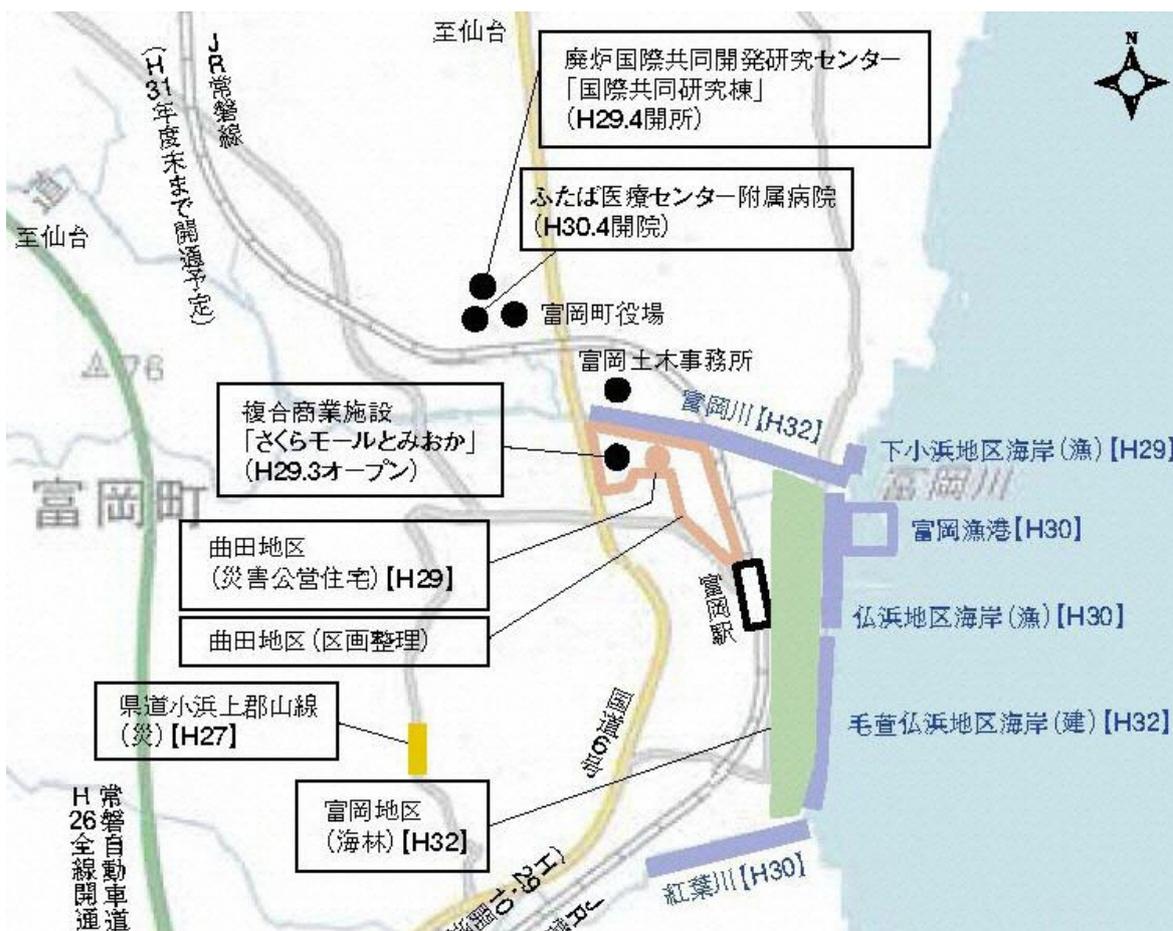
具体的監査対象となった箇所を*で示す。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*
富岡川 (J R 橋梁工)	負担金、補助及び交付金	1,067	238,210	*
富岡川 外 (土木災害・復旧)	委託料	9,732	0	*
富岡川 (道路改良)	使用料及び賃借料	0	3,000	
	工事請負費	56,700	68,300	*
	公有財産購入費	0	24,990	
	負担金、補助及び交付金	0	40,490	
	補償、補填及び賠償金	0	2,500	
	小計	56,700	139,280	
富岡川 (J R 橋梁工)	工事請負費	0	4,159	
	負担金、補助及び交付金	29,222	0	*
富岡川 (築堤護岸)	工事請負費	520,000	0	*
富岡川 (J R 橋梁工)	負担金、補助及び交付金	559,281	0	*
富岡川	委託料	19,519	0	*
	使用料及び賃借料	2,648	0	*
	工事請負費	99,572	88,500	*
	公有財産購入費	3,011	0	*
	負担金、補助及び交付金	290,422	0	*
	補償、補填及び賠償金	19,644	0	*
	小計	434,819	88,500	
富岡川 (築堤護岸)	委託料	1,340	0	*
	工事請負費	150,000	28,300	*
	小計	151,340	28,300	

富岡川(築堤護岸)	工事請負費	10,000	0	*
小泉川、地藏川、真野川、夏井川、宇田川、紅葉川、砂子田川、滑津川、鮫川、 など 33箇所 合計	工事請負費	1,973,154	3,520,717	
	委託料	176,223	125,274	
	公有財産購入費	837	9,872	
	補償、補填及び賠償金	10,875	0	
	使用料及び賃借料	134,980	17,777	
	小計	2,296,071	3,673,640	
	合計	4,068,235	4,172,090	

富岡川に関する執行機関は全て富岡土木事務所。

6 事業内容及び契約の概要



(*) の契約を具体的監査対象とした。

富岡川（JR橋梁工）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
負担金、補助及び交付金	17-0018	東日本旅客鉄道株式会社	河川工事 （JR橋梁工）	1,067	*

富岡川ほか（土木災害・復旧）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
委託料	17-0016	日本工営・ふたば・三協技術設計共同体	河川・海岸事業CM委託	9,732	*

富岡川（道路改良）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	18-0123	常磐開発・高葉建設特定建設工事共同企業体	河川工事 （道路改良）	56,700	*

富岡川（JR橋梁工）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
補償、補填及び賠償金	17-0018	東日本旅客鉄道株式会社	河川工事 （JR橋梁工）	29,222	*

富岡川（築堤護岸）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	15-0077	常磐開発・高葉建設特定建設工事共同企業体	河川工事 （築堤護岸）	520,000	*

富岡川（JR橋梁工）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
補償、補填及び賠償金	17-0018	東日本旅客鉄道株式会社	河川工事 （JR橋梁工）	559,281	*

富岡川

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
委託料	17-0129	パシフィック コンサルタン ツ株式会社タ	設計業務委託	9,551	*
	18-0048	株式会社東都 不動産補償コ ンサル研究所	物件調査算定委託	1,458	*
	18-0083	一般社団法人 ふくしま市町 村支援機構	積算業務委託	2,062	*
	18-0085	日栄地質測量 設計株式会社	測量設計業務委託	5,508	*
	18-0090	株式会社ユー アール補償技 術研究所	物件調査算定委託	939	*
	小計			19,519	
使用料及び 賃借料	18- 8024~29	甲ほか5名	借地	2,648	*
工事請負費	17-0051	田中建設株式 会社	河川工事 (樋管)	99,572	*
公有財産購 入費		3件	用地費	3,011	
負担金、補 助及び交付 金	17-0018	東日本旅客鉄 道株式会社	河川工事 (JR橋梁工)	290,422	*
補償、補填 及び賠償金	18-8191	乙	補償費	16,084	*
		ほか4件	補償費	3,559	
	小計			19,644	
	合計			434,819	

富岡川 (築堤護岸)

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
委託料	18-0085	日栄地質測量 設計株式会社	測量設計業務委託	1,340	*

工事請負費	15-0077	常磐開発・高 葉建設特定建 設工事共同企 業体	河川工事 (築堤護岸)	150,000	*
	合計			151,340	

富岡川（築堤護岸）

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	15-0077	常磐開発・高 葉建設特定建 設工事共同企 業体	河川工事 (築堤護岸)	10,000	*

7 監査手続及び監査結果

富岡土木事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 河川整備課

11-1-7 交付金事業（海岸）（再生・復興）

1 目的

東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防について、津波・高潮対策として海岸堤防の築堤及び嵩上げ、また、水路への樋門設置を実施し、浸水被害の軽減を図る。

2 事業内容

被災した海岸の堤防を復旧又は新たに築造・かさ上げ及び消波堤や離岸堤等の復旧をする。被災海岸 86 地区のうち海岸施設（堤防等）復旧完了地区は 78 地区（平成 31 年 3 月末）であり、平成 32 年度完工見込。

3 事業期間

平成 23 年度から開始

4 財源

一般財源、県債、国庫支出金、

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

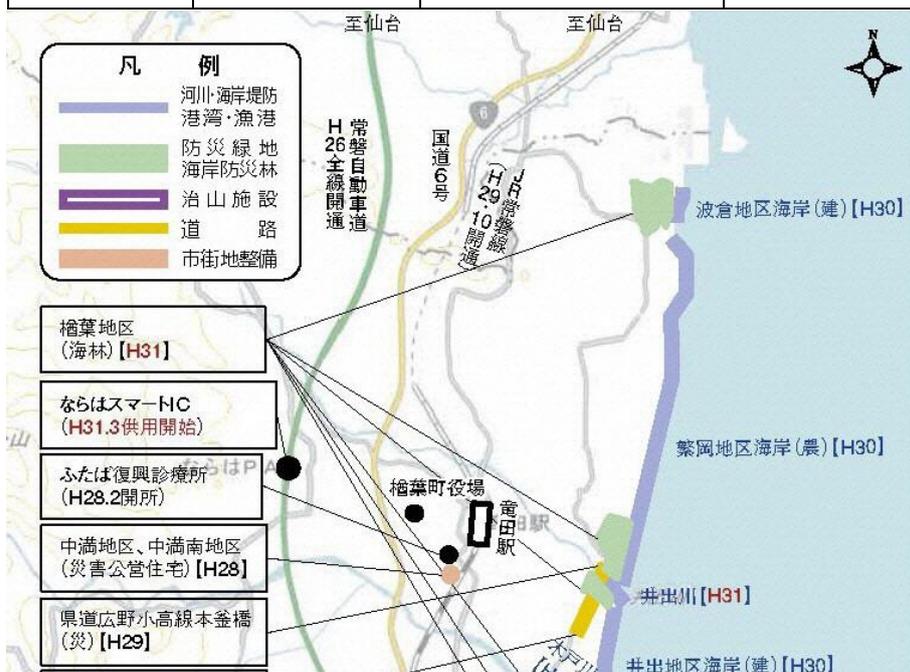
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1,915,920	1,640,208	1,797,620
決算額	1,265,295	428,666	1,392,003

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
工事請負費	1,632,082	1,336,112	267,899	28,070
委託料	159,221	55,629	102,805	786
公有財産購入費	6,078	243	71	5,764
補償、補填及び賠償金	112	17	12	82
使用料及び賃借料	126	0	26	100
合計	1,797,620	1,392,003	370,813	34,803

(3) 平成30年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳
任意に選択した(*)の箇所を具体的監査対象とした。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	機関
波倉海岸 a	工事請負費	482,093	0	*	富岡
波倉海岸 b	委託料	4,430	0	*	富岡
波倉海岸 c	工事請負費	43,825	0	*	富岡
波倉海岸 d	委託料	5,302	0	*	富岡
	工事請負費	106,011	0	*	
	小計	111,314	0		
波倉海岸 e	工事請負費	65,000	0	*	富岡
波倉海岸 f	工事請負費	112,985	0	*	富岡
井出海岸、 毛萱仏浜海 岸、角部内 海岸、前原 海岸、関田 海岸、など 15箇所 計	工事請負費	526,196	267,899		富岡 相双 いわ き 河川 港湾
	委託料	45,896	102,805		
	公有財産購入 費	243	71		
	補償、補填及 び賠償金	17	12		
	使用料及び賃 借料	0	26		
	小計	572,354	370,813		
	合計	1,392,003	370,813		



6 事業内容及び契約の概要

(*) の契約を具体的監査対象とした。

波倉海岸 a …富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
工事請負費	15-0080	田中・前田特定建設工事共同企業体	公共災害復旧工事 (海岸)	482,093	*

波倉海岸 b …富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
委託料	17-0016	日本工営・ふたば・三協技術設計共同体	河川・海岸事業CM 委託	4,430	*

波倉海岸 c …富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
工事請負費	15-0080	田中・前田特定建設工事共同企業体	公共災害復旧工事 (海岸)	43,825	*

波倉海岸 d …富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
工事請負費	15-0080	田中・前田特定建設工事共同企業体	公共災害復旧工事 (海岸)	106,011	*
委託料	17-0016	日本工営・ふたば・三協技術設計共同体	河川・海岸事業CM 委託	5,302	*
	合計			111,314	

波倉海岸 e …富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額 (千円)	*
工事請負費	15-0080	田中・前田特定建設工事共同企業体	公共災害復旧工事 (海岸)	65,000	*

波倉海岸 f …富岡土木事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	15-0080	田中・前田特 定建設工事共 同企業体	公共災害復旧工事 (海岸)	112,985	*

7 監査手続及び監査結果

富岡土木事務所にて、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 砂防課

11-1-8 交付金事業（砂防）（再生・復興）

1 目的

東日本大震災による被災箇所及び震災により土砂災害のおそれが生じた箇所において、えん堤工や法枠工等の対策を行うことによって土砂災害から県民の生命や財産を保護し、民生の安定と県土の保全を図る。

2 事業内容

被災箇所の再度災害防止や土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）からの被害を未然に防止し、県民の生命・財産を守るため、砂防えん堤、のり面工等の砂防関係施設を整備する。

3 事業期間

平成 24 年度から開始

4 財源

国庫支出金、復興特別交付金、県債及び負担金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	1,843,491	1,909,661	1,829,290
決算額	1,353,989	1,303,561	1,097,916

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
工事請負費	1,452,508	929,465	522,986
委託料	347,612	139,847	206,404
公有財産購入費	12,650	12,650	0
使用料及び賃借料	737	584	150
補償、補填及び賠償金	15,781	15,369	406
合計	1,829,290	1,097,916	729,947

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

任意の箇所を選択し具体的監査対象とした。具体的対象とした箇所を（*）で示す。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	機関
東八川 18-41045-0151	工事請負費	101,620	66,918	*	県北
	委託料	4,860	0		
	小計	106,480	66,918		
捌町 18-41045-0156	工事請負費	22,486	67,480	*	いわき
	委託料	1,671	0		
	小計	24,158	67,480		
相双建設事務 所管内 18-41045-0424	委託料	18,555	141,914	*	相双
東八川 17-41045-0297	工事請負費	75,670	0	*	県北
その他 30 箇所 計	工事請負費	729,687	388,587		県北 県中 県南 相双 いわき 喜多方
	委託料	114,759	64,490		
	公有財産購 入費	12,650	0		
	使用料及び 賃借料	584	150		
	補償、補填 及び賠償金	15,369	406		
	小計	873,051	453,633		
	合計	1,097,916	729,947		

6 事業内容及び契約の概要

（*）の契約を具体的監査対象とした。

東八川 18-41045-0151…県北建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	18-0070	株式会社丸立 渡辺組	砂防工事（えん 堤）	45,200	*
	18-0104	株式会社野地 組	砂防工事（改良舗 装）	37,920	*

	18-0181	株式会社丸立 渡辺組	砂防工事（えん堤）	18,500	*
	小計			101,620	
委託料	17-0347	ティ・ケイエ ンジ株式会社	発注者支援業務委 託	4,860	*
	合計			106,480	

翔町 18-41045-0156…いわき建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	17-0072	株式会社建誠	砂防工事（法面工）	6,319	*
	18-0177	株式会社建誠	砂防工事（法面工）	16,167	*
	小計			22,486	
委託料		1件	発注者支援業務委託	1,671	
	合計			24,158	

相双建設事務所管内

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
委託料	17-0160	株式会社福建 コンサルタント	基礎調査業務（土石 流、急傾斜地の崩 壊）	4,735	*
		1件	数値地図作成	13,820	
	合計			18,555	

東八川 17-41045-0297…県北建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	17-0221	株式会社 I H I インフラ建設	砂防工事（橋梁上 部）	47,327	*
	18-0104	株式会社野地組	砂防工事（改良舗 装）	28,342	*
	合計			75,670	

7 監査手続及び監査結果

各建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等内容を検討し、質問した。特に指摘すべき事項はなかった。

- 8 指摘事項及び意見
特になし。

土木部 まちづくり推進課

11-1-9 復興交付金事業（防災緑地）

1 目的

通常時は緑地として機能し、津波発生時には津波被害を軽減する防災緑地を整備する。

2 事業内容

津波を軽減し、市街地を守るために新たに植樹や盛土を築造する地域を防災緑地として10地区を設定した。

市町村	地区	地区	地区	地区
新地町	埴浜地区			
相馬市	原釜尾浜地区			
広野町	浅見川地区			
いわき市	久之浜地区	四倉地区	沼ノ内地区	薄磯地区
	豊間地区	永崎地区	岩間地区	

3 事業期間

平成24年度から開始

4 財源

復興交付基金及び復興特別交付金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	3,833,968	2,582,906	4,981,763
決算額	3,306,994	2,565,961	3,960,802

(2) 平成30年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額	不用額
工事請負費	3,955,446	3,158,685	796,750	10
委託料	818,406	695,434	99,297	23,674

公有財産購入費	106,773	16,780	89,993	0
補償、補填及び賠償金	29,613	27,692	1,920	-
負担金、補助及び交付金	5,523	5,523	0	0
事務費	66,000	56,685	3,000	6,314
合計	4,981,763	3,960,802	990,961	30,000

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

(*) の箇所を具体的監査対象とした。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	機関
埴浜地区	工事請負費	1,126,102	5,000	*	相双
	委託料	75,693	65,049		
	公有財産購入費		45,000		
	事務費	16,536	0		
	小計	1,218,332	115,049		
原釜尾浜、久之浜、四倉、沼ノ内、薄磯、豊間、永崎、岩間、計 8 箇所	工事請負費	2,032,582	791,750		
	委託料	619,740	34,248		
	公有財産購入費	16,780	44,993		
	補償、補填及び賠償金	27,692	1,920		
	負担金、補助及び交付金	5,523	0		
	事務費	40,149	3,000		
	小計	2,742,469	875,911		
	合計	3,960,802	990,961		

浅見川地区は既に完工済

6 事業内容及び契約の概要

埴浜地区（*）の契約を具体的監査対象とした。

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請 負費	16-0209	東北・佐藤特 定建設工事共 同企業体	造成工、排水工、プ レロード盛土	724,548	*
	17-0227	東北・佐藤特 定建設工事共 同企業体	園路施設工、付替道 路工	250,192	*
	17-0237	株式会社相双 緑化土木	植栽工	36,267	*
	17-0238	株式会社諸井 緑樹園	植栽工	43,669	*
	17-0239	相馬造園土木 株式会社	植栽工	71,424	*
	小計			1,126,102	
委託料		2件	CM業務、用地測量	75,693	
事務費		361件	需用費、旅費、賃金	16,536	
	合計			1,218,332	

土木部 高速道路室

11-2-7～8 常磐双葉 I C、大熊 I C 整備の促進

1 目的

双葉町、大熊町の帰還や復興の各種施策を進める重要施設として追加 I C 整備支援を行うもの。また、中間貯蔵施設への除去土壌等の県内各地からの運搬に当たって、安全性、効率性の向上を図る。

2 事業内容

地域活性化 I C は、高速道路がすでに整備され通過しているが、I C から離れている地域において、追加 I C の整備により高速道路の有効活用を図るために、地方公共団体が主体となり費用負担して建設し整備する I C である。大熊町、双葉町が主体となり事業着手し、福島県と環境省が両町に交付金を交付しており建設費用に充てられている。平成 27 年 6 月 12 日に国土交通省から許可された追加 I C 概要によると、事業費は双葉 I C 46 億円、大熊 I C 37 億円で、接続方式は本線直結型となっている。

事業主体である大熊町、双葉町における I C 設置の目的は、町民の帰還、復興拠点における各種施策の加速化を図り、原子力災害からの復興を推進する。また、中間貯蔵施設に除去土壌を運搬するに当たり安全性の確保や効率性の向上を目指すとして

3 事業期間

平成 27 年度から開始

4 財源

福島原子力災害復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

11-2-7 常磐双葉 I C	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	328, 170	314, 258	801, 677
決算額	175, 412	162, 702	801, 677

11-2-8 大熊 I C	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	220, 615	326, 660	1, 502, 586
決算額	126, 805	94, 371	1, 389, 374

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業	予算額	決算額	繰越額
11-2-7 常磐双葉 I C	801,677	801,677	0
11-2-8 大熊 I C	1,502,586	1,389,374	113,211

両事業とも、節区分は「負担金、補助金及び交付金」

6 事業内容及び契約の概要

常磐双葉 I C 平成 30 年度事業に係る資金調達

区分	金額 (千円)	内容
福島県交付金	801,677	本工事、測量設計、施工管理
町単独経費	0	
環境省交付金	817,898	本工事、測量設計、施工管理
合計	1,619,575	

大熊 I C 平成 30 年度事業に係る資金調達

区分	金額 (千円)	内容
福島県交付金	1,389,374	本工事、測量設計、施工管理
町単独経費	39,896	本工事
環境省交付金	1,429,575	本工事、測量設計、施工管理
合計	2,858,845	

7 監査手続及び監査結果

交付金交付要綱、交付申請書、変更承認申請書、概算払請求書、実績報告書、請求書、支出命令書等について監査した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

高速道路の I C の間隔は、通常 10 km 以上とされている。都市部では 10 km 未満の区間もあり、地方では 10 km 以上の区間が多い。常磐道の南から北へ I C 間の距離は、広野 I C - 16.4 km 常磐富岡 I C - 4 km 大熊 I C - 5.3 km 双葉 I C - 5 km 浪江 I C - 18.4 km 南相馬 I C となっている。震災以前は、常磐富岡 I C の北は浪江 I C が予定されており、その間は 14.3 km であった。震災後、大熊町、双葉町から国への申請により常磐富岡 I C と浪江 I C の間に、大熊 I C、双葉 I C が開設されることとなった。そのためにこの区間は 4 km から 5 km おきに I C が設置されることになった。通常、I C の建設には 30 億円から 60 億円を要し、年間運営費は 1.2 億円と言われる。富岡、大熊、双葉、浪江はもともと人口も多い地域ではなく、避難した元の住民も将来的に半分が戻るとも言えない状況

にある。更に高齢化が進むことは明らかであり、両 I C 合わせて総事業費 80 億円以上の資金が投入されることは、過剰な社会資本投資ではないかと思われる。県の交付金は事業費の半分以下とはいえ、小さな町毎に I C が作られるのは過剰な社会資本投資と言えるのではないかと思われる。

(単位：人)

	浪江町	双葉町	大熊町	富岡町
震災時の平成 23 年 3 月 11 日 人口	21,434	7,140	11,505	15,960
令和 2 年 1 月 31 日住民登録 (A)	17,152	5,901	10,301 (令和 2 年 2 月 1 日現在)	12,673 (令和 2 年 1 月 31 日現在)
令和 2 年 1 月 31 日居住者 (B)	1,227	0	733 (令和 2 年 2 月 1 日現在)	1,187 (令和 2 年 1 月 1 日現在)
居住率 B/A	7%	0%	7%	9%
特定復興再生 拠点区域復興 再生計画にお ける居住人口 目標	1,500 令和 10 年 3 月	2,000 令和 9 年	2,600 令和 9 年	1,600 令和 10 年 5 月
帰還意向調査 で「戻らない と決めてい る」割合。下 段 () は前回 調査	54.9% (49.9%) 令和元年 10 月 調査	63.8% (61.5%) 令和元年 9 月～ 10 月調査	60.0% (59.3%) 令和元年 10 月 ～11 月調査	49.0% (48.1%) 令和元年 8 月～ 9 月調査
備考		町として支援対象者としている避難者は 6,845 人。うち、町内に住民登録がある避難者は 5,901 人	居住者のうち住民登録がある居住者は 153 人。733 人は町に住民登録がない居住者を含めた推計の人数。	居住者は住民登録されている者のみ集計。

包括外部監査人の意見に対する担当部課の見解は次のとおりである。

「国土交通省が令和元年9月に策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において、日本の高速道路のIC間隔は平均約10kmであり、欧米諸国の平地部における無料の高速道路の2倍程度となっていることから、物流の効率化、地域活性化、利便性向上等を促進するため平地部での平均間隔が5kmとなるようスマートICの整備を推進することとされている。

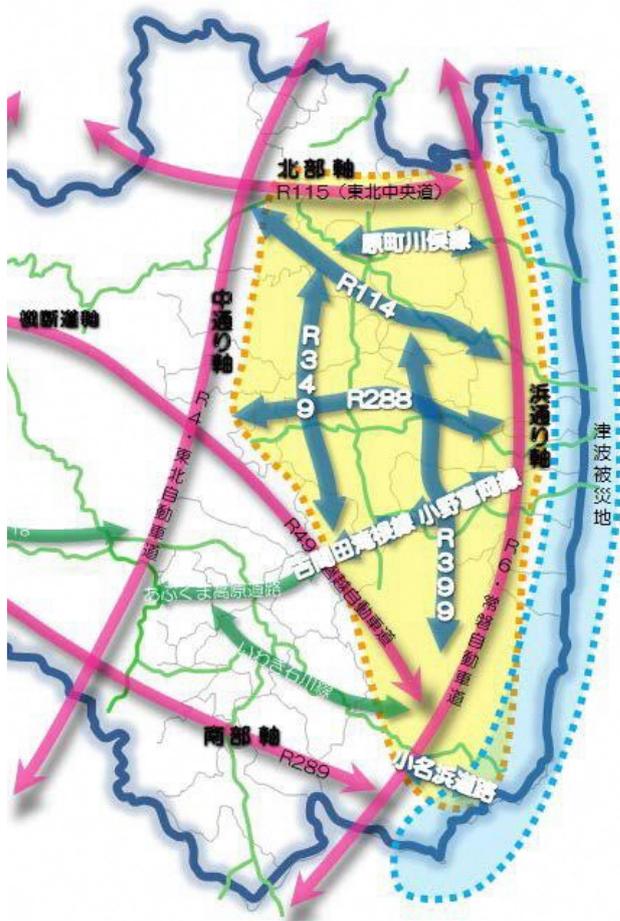
当該区間におけるICの間隔は、常磐富岡IC～大熊IC間が4km、大熊IC～常磐双葉IC間が5.3km、常磐双葉IC～浪江IC間が5kmとなっており、国の施策を踏まえ適切であると考えている。

また、過剰な社会資本投資であるとの点については、我が県の原子力災害を踏まえて、①復興への支援、②緊急時における避難路の確保、③除染・中間貯蔵施設事業の加速、④福島第一原発事故に伴う廃炉作業の進展及び⑤消防・救急等に係る緊急車両による広域活動迅速性の確保など、大熊町、双葉町はもとより、福島県においても、復興・再生に向け非常に大きな整備効果が期待されることから、適正な社会資本投資であると考えており、当県として、非常に重要なICであることから事業を行った。」

1 目的

避難解除等区域の復興を周辺地域から強力に支援するため、広域的な物流や地域医療、産業再生を支える8路線を整備する。

	路線	市町村	市町村	市町村
1	原町川俣線	南相馬市	飯舘村	川俣町
2	国道 114 号	浪江町	川俣町	
3	国道 288 号	大熊町	田村市	
4	吉間田滝根線	田村市	小野町	
5	小野富岡線	富岡町	川内村	いわき市
6	国道 399 号	いわき市	川内村	
7	国道 349 号	川俣町	田村市	
8	小名浜道路	いわき市		



2 事業内容

避難解除等区域の復興を周辺地域から強力に支援するため、2020年代初頭までの完成を目指して、浜通り（高速道：東北道、常磐道、磐越道、東北中央道、直轄国道：国道4号、国道6号等に囲まれるエリア）へ続く主要8路線の整備などを進める。

3 事業期間

平成28年度から開始

4 財源

社会資本整備総合交付金、一般財源及び県債

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：百万円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	17,143	20,573	21,143
決算額	10,618	5,535	6,228

(2) 平成30年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
工事請負費	12,848	2,355	10,491
委託料	2,167	1,483	684
公有財産購入費	448	308	144
補償、補填及び賠償金	1,264	803	461
負担金、補助及び交付金	4,405	1,273	3,131
使用料及び賃借料	9	9	0
合計	21,143	6,228	14,913

(3) 平成30年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

(*) 箇所を具体的監査対象として選定した。

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	機関
小名浜道路（いわき上三坂小野線）	工事請負費	839	2,915	*	いわき
	委託料	559	66		
	公有財産購入費	151	17		

	補償、補填及び賠償金	119	31		
	負担金、補助及び交付金	1,243	2,818		
	使用料及び賃借料	6	0		
	小計	2,919	5,849		
吉間田滝根線（広瀬）	工事請負費	251	1,187	*	県中
	委託料	166	44		
	補償、補填及び賠償金	57	0		
	使用料及び賃借料	-	0		
	小計	476	1,232		
その他 18箇所	工事請負費	1,264	6,387		県北 県中 相双 いわき
	委託料	756	573		
	公有財産購入費	152	127		
	補償、補填及び賠償金	626	430		
	負担金、補助及び交付金	30	313		
	使用料及び賃借料	1	0		
	小計	2,832	7,832		
	合計	6,228	14,913		

6 事業内容及び契約の概要

(*) の契約について具体的監査対象として選定した。

小名浜道路（いわき上三坂小野線）…いわき建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請 負費	16-0247	福浜第一建設株式会社	道路橋梁整備工事 （橋梁下部）	213,000	*
	17-0161	クレハ錦建設株式会社	道路橋梁整備工事 （道路改良）	138,157	*
	17-0255	クレハ錦建設株式会社	道路橋梁整備工事 （道路改良）	36,693	*
	17-0311	福浜第一建設株式会社	道路橋梁整備工事 （道路改良）	186,110	*
	18-0129	クレハ錦建設株式会社	道路橋梁整備工事 （道路改良）	59,130	*
	18-0171	株式会社中山組	道路橋梁整備工事 （道路改良）	17,280	*
	18-0061	林興業株式会社	道路橋梁整備工事 （道路改良）	55,560	*
	18-0126	株式会社中山組	道路橋梁整備工事 （橋梁下部）	27,780	*
	18-0127	川田建設株式会社	道路橋梁整備工事 （橋梁上部）	27,780	*
	18-0130	クレハ錦建設株式会社	道路橋梁整備工事 （道路改良）	55,590	*
	18-0132	林興業株式会社	道路橋梁整備工事 （開削護岸）	22,220	*
		小計			839,300
委託料	18-0374	株式会社東コンサルタント	測量設計業務委託	8,510	*
	18-0374	株式会社東コンサルタント	CM業務委託	133,131	
	その他 26件			418,217	
	小計			559,859	

公有財産購入費	18-8233	甲	道路橋梁整備工事 (用地補償)	1,991	*
	その他 142件			149,099	
	小計			151,090	
補償、補填及び賠償金	18-8233	甲	道路橋梁整備工事 (用地補償)	334	*
	42件			118,828	
	小計			119,162	
負担金、補助及び交付金	15-0381	東日本高速道路株式会社	道路橋梁整備工事	117,429	*
	16-0411	東日本高速道路株式会社	道路橋梁整備工事	970,116	*
	17-0257	東日本高速道路株式会社	道路橋梁整備工事	155,760	*
	小計			1,243,306	
使用料及び賃借料	18-8492	乙	道路橋梁整備工事 (用地補償)	5	*
	ほか、25件			6,414	
	小計			6,419	
	合計			2,919,138	

吉間田滝根線（広瀬）…県中建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	17-0078	株式会社石覚組	道路橋梁整備工事 (道路改良)	37,996	*
	18-0097	富岡工業株式会社	道路橋梁整備工事 (改良舗装)	86,768	*

	18-0204	壁巢建設株式会社	道路橋梁整備工事 (トンネル)	5,808	*
	18-0235	富士工業株式会社株式会社	道路橋梁整備工事 (道路改良)	105,600	*
	18-0245	富士工業株式会社	道路橋梁整備工事 (橋梁下部)	13,886	*
	18-0267	東開工業株式会社	道路橋梁整備工事 (橋梁上部)	1,848	*
	小計			251,906	
委託料	18-0064	株式会社長大	環境影響調査委託	8,636	*
	16-0051	日本工営・玉野総合コンサルタント・日本振興設計共同体	CM業務委託	114,958	*
	その他8件			42,791	
	小計			166,387	
補償、補填及び賠償金	18-8703	東北電力株式会社	道路橋梁整備工事 (工事補償金)	57,220	*
使用料及び賃借料	17-8547	丙	道路橋梁整備工事 (土地賃貸借)	341	*
	その他9件			424	
	小計			766	
	合計			476,280	

7 監査手続及び監査結果

各建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について内容を検討し、質問した。

8 指摘事項及び意見

特になし。

土木部 道路整備課

11-2-15 地域連携道路等整備事業

1 目的

浜通りと中通り・会津との東西の広域的なネットワークの強化を図るとともに、災害に強い道路ネットワーク構築を実現するため、地域連携道路等を整備する。

2 事業内容

具体的事業箇所は次のとおり。

建設事務所	工事箇所	工事箇所	工事箇所	工事箇所
県北	国道 115 号 (霊山拡張)	国道 349 号 (杉 沢)	国道 349 号 (御 代田 1)	国道 349 号 (梁 川 B P)
	国道 459 号 (永田)	二本松金屋線 (上ノ橋)	木幡飯野線 (田谷 2)	二本松金屋線 (糖沢)
	国道 114 号 (山木屋・交 安)	原町川俣線 (飯坂)		
県中	国道 349 号 (牧野)	国道 118 号 (鳳坂)	国道 118 号 (追出沢)	国道 288 号 (富久山 B P)
	国道 294 号 (江花)	国道 294 号 (福良)	国道 349 号 (檜坂)	常葉野川線 (常葉)
	常葉芦沢線 (永谷)	いわき石川線 (石川 B P 1)	いわき石川線 (石川 B P 2)	いわき石川線 (長光地)
	いわき石川線 (松川)	田村安積線 (守山)	須賀川二本松線 (滑川)	船引大越小野線 (小野橋)
	郡山湖南線 (三森 1)	須賀川三春線 (雁木田)	古殿須賀川線 (中田)	浪江三春線 (上移)
	国道 118 号 (野仲)			
県南	国道 289 号 (青生野 2)	国道 289 号 (渡瀬 B P)	国道 294 号 (白河 B P 北)	国道 294 号 (白河 B P)
	国道 294 号 (豊地拡張)	国道 349 号 (小田川 B P)	国道 349 号 (下関)	塙泉崎線 (反町)
	須賀川矢吹線 (東長峰)			
相双	原町川俣線	上戸渡広野線	原町浪江線	相馬浪江線

	(草野)	(上浅見川)	(横川)	(坪田)
	鹿島日下石線 (赤木)	国道 399 号 (落合)	相馬浪江線 (大木戸)	原町浪江線 (上町 2)
	鹿島日下石線 (車川橋)	小浜字町線 (酒井 外)	下川内竜田停車場線 (井出)	木戸停車場線 (山田岡)
	富岡大越線 (下千里)	小埜上郡山線 (浄光東)	日下石新沼線 (小泉)	赤柴中島線 (谷地小屋)
いわき	いわき石川線 (皿貝 2)	いわき石川線 (才鉢)	いわき石川線 (石住)	いわき上三坂小野線 (久保目)
	小名浜小野線 (峰岸)	いわき上三坂小野線 (滝)	甲塚古墳線 (山崎)	小川赤井平線 (小川橋)
	いわき上三坂小野線 (和久)	国道 399 号 (北目町)	常磐勿来線 (岩崎)	常磐勿来線 (迎)
	勿来浅川線 (大島)			
会津若松	国道 118 号 (若松西 B P)	国道 252 号 (本名 B P)	国道 252 号 (水沼)	国道 400 号 (舟鼻)
	国道 401 号 (博士峠)	国道 401 号 (大芦)	国道 118 号 (門田 2)	
南会津	国道 289 号 (南倉沢 B P)	国道 289 号 (入叶津)	国道 289 号 (田島 B P)	国道 289 号 (鎌倉崎)

3 事業期間

平成 28 年度から開始

4 財源

社会資本整備総合交付金、一般財源及び県債

5 予算額・決算額の推移 (過去 3 年間) (単位：百万円)

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	22,757	31,555	33,826
決算額	10,973	12,639	11,455

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
-----	-----	-----	-----

工事請負費	25,677	6,737	18,940
委託料	2,247	1,383	864
公有財産購入費	848	475	373
補償、補填及び賠償金	4,071	2,037	2,033
負担金、補助及び交付金	885	801	84
使用料及び賃借料	96	21	75
合計	33,826	11,455	22,370

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	機関
国道 118 号 (鳳坂)	工事請負費	55	1,591	*	県中
	委託料	61	53		
	補償、補填及び賠償金	0	2		
	小計	116	1,648		
国道 294 号 (白河 B P)	工事請負費	533	1,366	*	県南
	委託料	179	113		
	公有財産購入費	125	17		
	補償、補填及び賠償金	649	346		
	負担金、補助及び交付金	460	0		
	使用料及び賃借料	11	0		
	小計	1,958	1,844		
いわき石川線 (才鉢)	工事請負費	1,042	1,715	*	いわき
	委託料	72	0		
	補償、補填及び賠償金	23	8		
	小計	1,139	1,723		
その他 77 箇所 計	工事請負費	5,105	14,266		
	委託料	1,069	696		
	公有財産購入費	350	355		

	補償、補填及び賠償金	1,364	1,675		
	負担金、補助及び交付金	341	84		
	使用料及び賃借料	9	75		
	小計	8,241	17,153		
	合計	11,455	22,370		

6 事業内容及び概要

任意に抽出した（*）の契約を具体的監査対象とした。

国道 118 号（鳳坂）… 県中建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	18-0170	株式会社あおい	道路橋梁整備（再復）（橋梁下部）	55,550	*
委託料	16-0051	日本工営・玉野総合コンサルタント・日本振興設計共同体	CM業務委託	61,139	*

国道 294 号（白河 B P）… 県南建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	17-0033	西松・壁巢特定建設工事共同企業体	道路橋梁整備（トンネル）	300,830	*
	17-0207	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（改良）	60,255	*
	18-0193	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（改良）	72,250	*
	18-0129	藤田建設工業株式会社	道路橋梁整備（橋梁下部）	100,000	*
	小計			533,335	
委託料	16-0072	オリエンタルコンサルタント・日本振興設計共同体	CM業務委託	79,304	*

17-0260	株式会社東友 東亜技術コン サルタントい わき支店	工損事前調査業 務委託	140	*
17-0264	大日本コンサル タント株式 会社福島事務 所	地域づくり調査 業務委託	1,533	*
18-0031	株式会社東日 本エンジニア リングいわき 支店	用地調査管理等 業務委託	52,862	*
18-0068	株式会社菊地 測量設計	測量業務委託	1,830	*
18-0087	株式会社菊地 測量設計	測量設計業務委 託	4,230	*
18-0103	株式会社建設 相互測地社	物件等調査算定 業務委託	5,290	*
18-0109	株式会社都市 技術	裁決申請図書作 成等業務委託	3,327	*
18-0112	株式会社都市 技術	裁決申請図書作 成等業務委託	2,798	*
18-0113	一般社団法人 ふくしま市町 村支援機構	積算業務委託	8,496	*
18-0158	株式会社協和 コンサルタン ツ福島営業所	設計業務委託	4,830	*
18-0169	株式会社建設 相互測地社	用地補償総合技 術業務委託	6,820	*
18-0178	株式会社建設 技術研究所福 島事務所	設計業務委託	4,800	*
17-0240	株式会社建設 相互測地社	工損事前調査業 務委託	3,020	*
小計			179,284	

公有財産購入費	18-8001	甲	道路橋梁整備工事（土地売買）	905	*
	その他 34 件		道路橋梁整備工事（土地売買）	124,369	
	小計			125,274	
補償、補填及び賠償金	40 件		物件等移転	649,157	
負担金、補助及び交付金	14-0163	東日本旅客鉄道株式会社	橋梁工 J R	314,405	*
	その他 2 件		橋梁工 J R	145,600	
	小計			460,004	
使用料及び賃借料	18-8009	乙	土地賃貸借	69	*
	その他 19 件		土地賃貸借	11,445	
	小計			11,514	
	合計			1,958,571	



国道 294 号（白河 B P）… 県南建設事務所

いわき石川線（才鉢）… いわき建設事務所

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
-----	------	-----	----	---------	---

工事請負費	16-0178	クレハ錦・林 特定建設工事 共同企業体	道路橋梁整備工事 (道路改良)	350,270	*
	17-0073	常磐開発・渡 辺組特定建設 工事共同企業 体	道路橋梁整備工事 (道路改良)	398,450	*
	17-0183	渡辺・常磐開 発・中山特定 建設工事共同 企業体	道路橋梁整備工事 (道路改良)	222,220	*
	17-0124	クレハ錦建設 株式会社	道路橋梁整備工事 (道路改良)	3,092	*
	18-0110	株式会社アド マック	道路橋梁整備工事 (橋梁上部)	21,600	*
	18-0148	クレハ錦建設 株式会社	道路橋梁整備工事 (道路改良)	44,440	*
	18-0279	東開・三井鉄 構特定建設工 事共同企業体	道路橋梁整備工事 (橋梁上部)	2,780	*
	小計			1,042,852	
	委託料	18-0013	日栄地質測量 設計株式会社	道路環境調査業務 委託	11,171
16-0058			CM業務委託	61,744	
小計				72,916	
補償、補填 及び賠償金	5件		用地補償	23,695	
	合計			1,139,464	

7 監査手続及び監査結果

各建設事務所において、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について閲覧し、質問した。

8 指摘事項及び意見

指摘事項

国道 294 号線白河バイパスに関する工事番号 18-41330-0129 号の入札に際し、入札検討委員会に掛けて条件付一般競争入札とする承諾を得たが、入札条件の変更が生じたために、個別事例として検討委員 2 名に承諾の許可を得て入札手続を進める必要があった。

承諾の事実は確認できたものの、書類（学識経験者意見聴取書）では検討委員の自署か押印を必要とするところ、記名にて書類を作成したのみで押印がなく不備であった。

入札結果に影響はないものの、書類の客観性を担保するためにも自署又は押印のルールを守る必要があった。

土木部 港湾課

11-2-16 小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業

1 目的

国際バルク戦略港湾に選定された小名浜港の取扱貨物量の増加、船舶の大型化等に対応するため、国と共同で岸壁、泊地等の整備やふ頭の埋立造成を行う。

2 事業内容

資源、エネルギー、食料等の安定的かつ安価な供給のため、国は「国際バルク戦略港湾」を選定するとし、平成23年に東日本地域における石炭エネルギー供給を支える拠点港として小名浜港が選定された。平成24年7月に港湾計画を変更し、東港地区に耐震化された大水深岸壁を新たに計画した。石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定された（平成25年12月）小名浜港の東港地区の整備を進める。



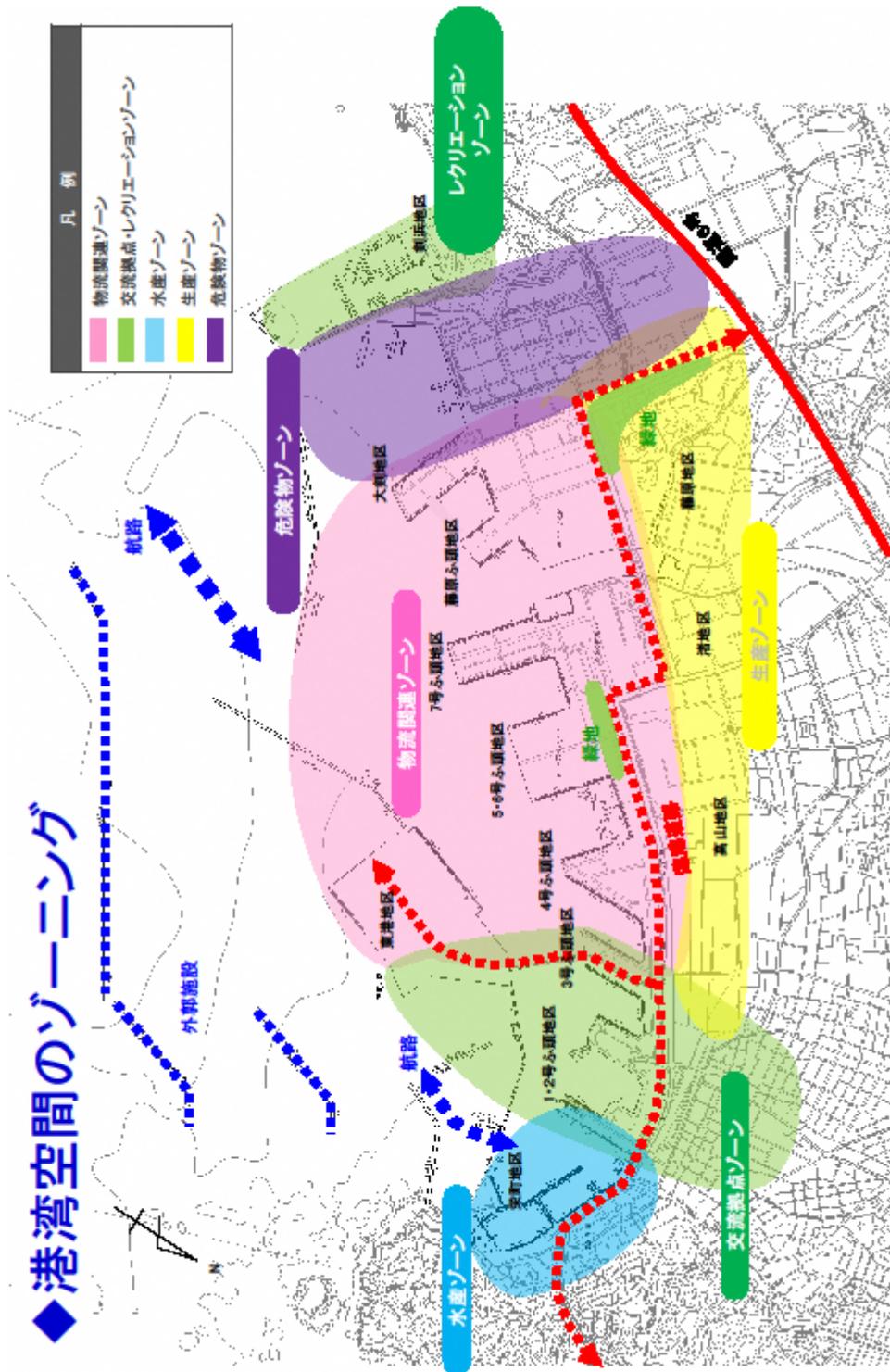
3 事業期間

平成6年度から開始

4 財源

公営企業債、県債、復興特別交付金、国庫支出金（港湾補助事業）

◆ 港湾空間のゾーニング



5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：百万円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	7,171	5,052	12,352
決算額	6,160	5,052	6,983

(2) 平成 30 年度節別予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額	繰越額
工事請負費	8,393	3,305	5,086
委託料	715	433	282
負担金、補助及び交付金	3,243	3,243	0
合計	12,352	6,983	5,368

(3) 平成 30 年度箇所別節区分予算額及び決算額内訳

箇所名	節区分	決算額	繰越額	*	機関
東港地区	工事請負費	3,305	5,086	*	小名浜港湾建設事務所
	委託料	433	282		
	負担金、補助及び交付金	3,243	0		
	合計	6,983	5,368		

6 事業内容及び概要

(*) の工事契約を具体的監査対象とした。

節区分	工事番号	受託者	内容	決算額（千円）	*
工事請負費	17-0059	古河産業・IH I・常磐エンジニアリング特定建設 工事共同企業体	荷役機械建造 工事	1,573,100	*
	16-0100	古河産業・IH I・常磐エンジニアリング特定建設 工事共同企業体	荷役機械建造 工事	777,200	*

	17-0116	山木工業株式会社	荷役機械建造 工事（基礎 工）	143,640	*
	18-0092	山木工業株式会社	荷役機械建造 工事（基礎 工）	60,750	*
	17-0079	山木工業株式会社	荷役機械建造 工事（基礎 工）	36,981	*
	17-0019	山木工業株式会社	ふ頭埋立造成 工事（護岸 工）	219,129	*
	18-0055	山木工業株式会社	ふ頭埋立造成 工事（盛土）	126,900	*
	17-0074	山木工業株式会社	ふ頭埋立造成 工事（盛土）	259,805	*
	18-0090	山木工業株式会社	ふ頭埋立造成 工事（道路 工）	71,550	*
	18-0097	株式会社吉多美工 業	ふ頭埋立造成 工事（管路 工）	36,820	*
	小計			3,305,877	
委託料	17-0068	東電設計株式会社	設計業務（埋 立・東港）	43,808	*
	その他 24 契約			390,094	
	小計			433,902	
負担金、 補助及び 交付金	45%負担	国土交通省東北地 方整備局	国直轄事業負 担金	3,243,354	*
	合計			6,983,134	

7 監査手続及び監査結果

小名浜港湾建設事務所にて、入札公告、入札手続、見積書、契約書、変更契約書、前払金請求書、請求書、支出命令書等について監査した。特に指摘すべき事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

「小名浜港マリーナ施設（いわきサンマリーナ）」（剣浜地区）の早期復旧について小名浜港長期構想（平成 28 年 12 月改訂）を受けた小名浜港港湾計画（平成 29 年 1 月改訂）において、船舶の大型化に対応する国際物流ターミナル機能の確保及び強化を最重要方針とし、方針に従い具体的に取り組むべき課題として「東港地区における国際物流ターミナル機能の確保・強化」が第一義に取り上げられている。本件「小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業」はまさにその最重要事業であり、小名浜港の将来を左右する事業と言える。これに次ぐ重要な課題としては、「ふ頭利用再編等による物流用地や新産業用地等の確保」や「大剣地区におけるコンテナターミナル機能の強化」、「小名浜港と常磐自動車道を直結する小名浜道路の整備促進・利活用」などであり、小名浜港港湾計画では 3 本の柱（物流拠点、交流拠点、防災拠点）に基づく 5 分野 18 の取組が取り上げられて逐次事業化されている。小名浜港港湾計画には「小名浜港マリーナの復旧・復興」も取組の 1 つとして取り上げられている。しかしながら事業化への進展が見えない小名浜港マリーナ施設の復旧・復興について言及したい。



緑地・駐車場から剣浜第一防波堤へ

照島海岸



中央から右がヨットハーバー

剣浜 3 号防波堤から照島を望む



手前からビーチ、ヨットハーバー、太平洋

いわきサンマリーナは、平成7年のふくしま国体ではヨット競技会場となった。平成22年に開催された福島ビルフィッシュトーナメント（クルーザーに乗りながらカジキを釣る）では全国からクルーザーが58艇参加し、200kmを超えるカジキも釣り上げられていた。周辺には「照島ウ渡来地」として国の天然記念物に指定された照島もある。冬を過ぎると一帯はマリリゾート風味に満ちたエリアとなる。

しかしいわきサンマリーナは東日本大震災により被災し閉鎖された。平成28年10月にやっと駐車場、緑地帯、トイレ、海上遊歩道、栈橋の一部が開放されたものの、マリーナ区域は立入禁止のままとなっている。

県の復興計画にも組み込まれている小名浜港復興会議（平成23年8月18日）の「小名浜港復旧・復興方針」において、「1 港湾施設等の早期復旧」の「まちづくりと一体となった交流拠点機能の復旧」について、「(2) マリーナの復旧検討」として、「復旧方法、復旧時期等について利用者などからの意見を踏まえ検討していく」と方針を決定していた。

小名浜港長期構想（平成28年12月改訂）とそれに基づく小名浜港港湾計画（平成29年1月改訂）にも「小名浜港マリーナの復旧・復興」の取組が記載され、「小名浜港マリーナの早期復旧によるマリンスポーツなどの振興」が明記されている。

しかしながら、小名浜港港湾計画（平成29年1月改訂）以降も、何ら復旧のアクション（予算計上や事業化方針）がとられていない。

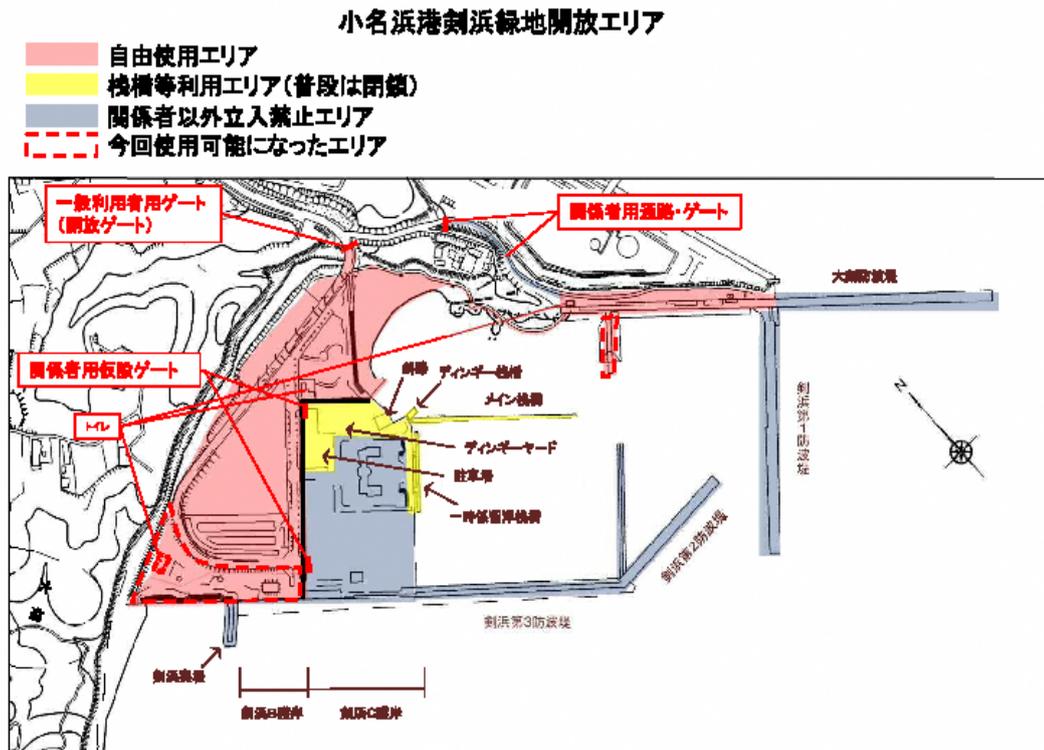
平成23年から既に9年を経過している。いわきサンマリーナは、賑わい・まちづくりと一体となった観光交流拠点機能として十分な価値がある。今まで復興創生予算に事業化されていなかったのは不作為ではなかろうか。この「小名浜港マリーナ施設（いわきサンマリーナ）」を復興創生事業に位置付け、早期に復旧すべきだと思う。

令和2年度の当初予算にも当該事業が予算化されていないことから、復旧に向けた具体的な対応を求めたい。

包括外部監査人の意見に対する担当部課の見解は次のとおりである。

「小名浜港マリーナ施設の内、メイン浮栈橋等は、平成28年度に復旧を完了しており、現在、地元高校ヨット部の活動等で利用されている。その他の施設の復旧につい

ては、既存施設を運営していた事業者が撤退したことから、整備手法と運営方法を検討しているところである。引き続き、小名浜港マリーナの復旧に向けて検討を進めていく。」



XII 教育庁

教育庁 高校教育課

1-1-24 ふくしまで生活基盤を築くための高校生支援事業

1 目的

福島で学ぶ高校生1人1人が復興の現状を知るとともに、福島で卒業後の生活基盤をしっかりと築けることが、福島県の復興にむすびつくことから、本県で生活をする際の不安の払拭や復興・再生を担う意識の醸成、避難先から本県への帰還を希望する高校生に対して、希望地域の就職情報などの提供を行う。

2 事業内容

(1) 県立高等学校への進路アドバイザー配置

ア 県立高等学校へ進路アドバイザー34名を県内各地に配置し、県内の高校生の生活基盤安定への支援を行う。

- ・ 将来本県で生活する際の不安を解消するための講話（1・2年次）
- ・ 地域企業でのインターンシップ実施のための支援（1・2年次）
- ・ 進路指導や適性診断など生徒面談の実施（全学年）
- ・ 本県で働くことの意識、社会人として自立するための支援（3年次）

イ 県外に避難している新規高卒就職希望者への帰還支援

- ・ 他都道府県教育委員会への事業協力の依頼文書の送付
- ・ 新聞広告等への事業内容の掲載
- ・ 希望者に対して、各地区の主任進路アドバイザーによる求人情報提供

(2) 普通科等の高校生におけるインターンシップコーディネート

本県出身の普通科等高校生が、大学等上級学校卒業後、福島に戻り、福島で生活基盤を築くための支援として、地域企業の理解促進に繋げるインターンシップのコーディネートを行う（普通科等の高校に在籍する高校1、2年生）。

ア 受入事業所の開拓、上級学校卒業後の進路選択にも役立つ観点から、高卒求人だけでなく、幅広い事業所の協力を受けられるよう、進路アドバイザーの活用による受入事業所の開拓を行う。

イ 進路指導部と進路アドバイザーが連携し、ビジネスマナーや講話、礼状の作成方法等を行う。

3 事業の開始時期

平成13年度から開始

4 財源

被災者支援総合交付金及び諸収入（雇用保険料本人負担分）

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	81,918	111,617	107,079
決算額	79,802	103,032	106,696

※平成28年度は、財源が変更になり、国からの予算決定通知が例年より1か月ほど遅れたため、例年入札が4月下旬に行われ、業務開始は5月中旬であったところ、

入札が5月下旬、業務開始は6月中旬ということから、受託金額が減額。

(2) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
ふくしまで生活基盤を築くための高校生等支援事業		
委託料		
(内訳)人件費		68,446
旅費管内		4,213
管理費	106,110	24,808
携帯電話他		2,797
消費税		5,476
賃金	650	650
役務費	210	197
共済費	109	109
合計	107,079	106,696
国庫等還付金	1,044	1,044

6 主な委託業務の内容

平成30年4月26日から平成31年3月31日までの間、34人の進路アドバイザーを高等学校に配置し、高校生の就職支援等の業務を積極的に進める。

- (1) 生徒の就職希望状況の把握（1週間に1回以上、訪問校で情報の収集と提供等）
- (2) 求人開拓の実施（事業所訪問は年間1人当たり400回以上）
- (3) 就職に関する情報収集及びその提供
- (4) 面接指導の実施（面接指導回数は、全員で実施した回数が年間5,000回以上）
- (5) 進路講話の実施
- (6) 公共職業安定所等との連携
- (7) インターンシップ実施の支援
- (8) 県外から県内に帰還し就職を希望している新規高卒者への情報提供 等

7 監査手続及び監査結果

- (1) 委託先の選定に関わる入札手続について、担当者に質問するとともに予定価格調書、参考見積書、入札調書等の関係書類を確認
- (2) 事業の執行状況及び事業成果については、実績報告書等の関係書類を確認

8 指摘事項及び意見

意見

この事業（進路アドバイザー配置など）は、平成13年度から平成27年度までは、緊急雇用創出事業として実施され、平成28年度からは、被災者支援総合交付金を財源として実施されている。

今年度の入札は、3社より参考見積もりを徴取し、一般競争入札の参加者1社の再入札により、選定されている。平成28年度、29年度の一般競争入札参加者数も1社であり、平成27年度より、いずれも同一の業者が受注している。

また、この事業と類似の事業は、公立と私立の相違はあるものの、総務部の私学・法人課所管「緊急カウンセラー等派遣事業」でも実施されており、同じく同一の業者が落

札している。両事業は、事業目的ともほぼ同一であるが、委託仕様書の業務内容の記載には相違がある。例えば、教育庁所管の事業には、事業所への訪問回数、面接指導の実施回数、進路指導の実施回数には、客観的な数値目標が設定されているが、私学・法人課の同事業には、これらが設定されていない。対象学校が公立・私立の相違があるとしても、同一の事業であれば、同一の委託内容・仕様書にするべきであり、また、同一の評価指標を持つべきである。各所管課同士の情報の共有化を図る必要がある。また、入札手続の効率性を考慮すれば、各課の予算配分に関わらず一回の一般競争入札手続によることも検討する余地がある。

また、平成 28 年度、平成 29 年度のインターンシップ実施率は、全国平均 83.7%、84.8%に対して、福島県は、83.3%、93.3%であり、インターンシップコーディネイトの事業成果が見られるが、事業目的をより客観的に評価するためには、インターンシップ受入企業への新規高卒就職者数の集計、福島県内への就職者数、Uターン就職者数等、目標とすべき客観的評価指標の設定と情報を収集し、次年度以降の事業執行の参考に資する必要があると思われる。

1 目的

「福島イノベーション・コースト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトである。構想に関連する各分野の研究開発拠点等を整備するとともに、拠点を活用した研究開発を推進することを通して、先端技術の集積等を進めている。

この福島イノベーション・コースト構想を担う人材育成を加速して本構想を着実に推進することで福島の復興を実現する。

2 事業内容

(1) 福島イノベーション人材育成支援・調査事業

ア 福島イノベーション人材育支援事業

福島イノベーション・コースト構想に関する人材育成関連事業について、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に委託する。

(ア) 平成 29 年度作成の教育プログラムの実施等に関わる業務

- ・ 対象校 10 校と先端技術を有する企業・大学等との連絡調整
- ・ 対象校における教育プログラムの成果発表会及び生徒間交流会の開催

イ 福島イノベーション人材育成調査事業

イノベーション・コースト構想の中心となる浜通り等の高等学校の特色を活かし、水産高校の役割を明確にした教育プログラムの開発を行うとともに、すでに開発した教育プログラムを地域内の他校へ展開するための調査を行う。

(ア) 水産分野における人材育成（教育プログラムの作成）

(イ) 教育プログラムの他校への展開調査

(2) 福島イノベーション人材育成実践事業

ア トップリーダー育成事業

浜通り地域等における福島イノベーション・コースト構想を牽引し、本構想に貢献する高い志を持った将来の起業家や研究者等のトップリーダー育成を行う。

(ア) 浜通り地域等の普通高等学校における備品の整備

- ・ 磐城高等学校の ICT 関係機器整備

(イ) イキャリア教育の充実

- ・ 磐城高等学校・相馬高等学校・原町高等学校に外部講師による講演・大学企業、最先端施設見学、インターンシップの実施

イ 工業人材育成事業

浜通り地域等における慢性的な人手不足は復興の足かせとなっており、福島イノベーション・コースト構想に寄与する人材育成は喫緊の課題であることから、構想の実現を担う工業人材育成のための教育環境を整備する。

(ア) 浜通り地域等の工業高等学校における備品整備

- ・ 平工業高等学校 産業用ロボットスキル評価システム
- ・ 勿来工業高等学校 3Dプリンター
- ・ 川俣高等学校 NCフライス盤等

ウ 農業人材育成事業

地域の農業の発展に寄与できる実践志向の農業人材の育成を目指し、相馬農業高等学校及び磐城農業高等学校の教育環境の整備を図るとともに、新たな農業教育プログラムの実践を目指す。

(ア) 浜通り地域等の農業高等学校における施設整備

- ・ 相馬農業高等学校 先進的農業教育実践のための先端技術を取り入れた太陽光植物工場の建設
- ・ 磐城農業高等学校 再生可能エネルギーを有効活用できる農業人材育成のためのバイオマス関連施設の整備

(イ) キャリア教育の充実

- ・ 相馬農業高等学校
- ・ 磐城農業高等学校 外部講師による講演、植物工場、現場実習

(3) 福島イノベーション人材育成広域連携事業（会津・中通り）

ア 専門高校高度人材育成事業

(ア) 本構想に関連する先端技術企業や研究機関から外部講師を招へいし、技術指導や講義の実施、共同研究を実施

(イ) 最先端施設の見学等による教員の実践的指導力の向上及び生徒の体験学習

イ ロボット人材育成事業

(ア) ロボット関連企業や研究機関から外部講師を招聘し、ロボット開発担当者からの技術指導や講義の実施、ロボットの制作

(イ) 先進的施設等の見学等による教員の指導力向上

3 事業の開始時期

平成 30 年度から開始(令和 2 年度まで)

4 財源

繰入金（福島県原子力災害等復興基金）、国庫支出金（地域経済産業活性化対策費補助金、原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金、初等中等教育振興事業委託金）、復興特別交付税

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	0	0	348,343
決算額	0	0	330,278

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
ア 福島イノベーション人材育成支援・調査事業	40,000	38,929
イ 福島イノベーション人材育成実践事業	300,428	284,532
ウ 福島イノベーション人材育成広域連携事業	7,915	6,817

合計	348,343	330,278
----	---------	---------

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
ア 福島イノベーション人材育成支援・調査事業		
委託料	40,000	38,929
イ 福島イノベーション人材育成実践事業		
① トップリーダー育成事業	(57,140)	(51,365)
報償費	1,100	531
旅費	945	594
需用費	25,067	24,200
役務費	978	941
委託料	987	864
使用料及び賃借料	5,097	3,110
備品購入費	22,966	21,125
② 工業人材育成事業	(160,356)	(154,219)
委託料	1,301	1,273
需用費	4,161	2,744
工事請負費	39	0
公有財産購入費	2,462	2,236
備品購入費 ※1	152,393	147,966
③ 農業人材育成事業	(82,932)	(78,948)
報償費	846	442
旅費	560	370
需用費	213	154
役務費	87	10
使用料及び賃借料	1,730	1,301
工事請負費 ※2	75,696	72,871
備品購入費	3,800	3,800
イ 小計	(300,428)	(284,532)
ウ 福島イノベーション人材広域連携事業		
① 専門高校高度人材育成	(6,140)	(5,138)
報償費	360	242
旅費	818	641
需用費	3,577	3,488
役務費	39	25
使用料及び賃借料	1,166	690
負担金・補助金・交付金	180	52
② ロボット人材育成広域事業	(1,775)	(1,680)
報償費	28	19

旅費	60	46
需用費	1,200	1,199
使用料及び賃借料	487	416
ウ 小計	(7,915)	(6,817)
ア～ウ 合計	348,343	330,278

6 各人材育成事業の委託内容について

(1) 福島イノベーション人材育成支援・調査事業

ア 福島イノベーション人材育成支援事業

「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」に委託

委託予算額 20,000 千円 委託確定額 18,929 千円

性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約。

(理由)

「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」は、東日本大震災及び原子力災害により産業基盤が失われた浜通り地域等の復興及び再生、さらには福島県の社会経済の発展に寄与することを目的として、教育機関等による構想を担う人材育成の支援（定款第 4 条第 1 項第 5 号）等を行うことで本構想を強力に推進するため、福島県が設立した法人である。

本事業を遂行するためには、構想に関する情報や知識を有し、かつ県と一体となって国や関係機関とも緊密に連携しながら事業を進めることが必要であることから、競争入札になじまないため、単独随意契約。

イ 福島イノベーション人材育成調査事業

「公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」に委託

委託予算額 20,000 千円 委託確定額 20,000 千円

性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 2 号に基づく随意契約。

(理由)

上記アと同じ理由に加えて、教育プログラムの実践において、各高校と協力企業や研究機関等とのコーディネート、適切な進行管理さらには課題解決に向けた助言等により、教育プログラムを進化させるための事業である「福島イノベーション人材育成支援事業」を受託している機構が、本事業を一体で進めることで、各高校に対する一貫した支援体制が可能であることから、単独随意契約。

(2) 福島イノベーション人材育成実践事業の工事請負・備品支出について

※1 イ 工業人材育成事業の備品購入支出のうち、浜通り地域等の工業高等学校における施設整備

- ・ 平工業高等学校：産業用ロボットスキル評価システム
- ・ 勿来工業高等学校：3Dプリンター
- ・ 川俣高等学校：NCフライス盤等に関する主な内訳金額（5,000 千円以上）については、以下のとおりである。

(単位：千円)

高校名	備品名	金額
平工業	放電加工機	24,847
	プラズマ切断機	7,452
	ロボトレナー	27,972
	ホイールローダー	5,724
勿来工業	高速クロマトグラフ	8,445
	平面研削盤	5,940
川俣高校	NCフライス盤	12,958
	その他	59,974
	合計	147,966

※2 ③農業人材育成事業の工事請負支出のうち、浜通り地域等の農業高等学校における施設整備

- ・ 相馬農業高等学校：先進的農業教育実践のための先端技術を取り入れた太陽光植物工場の建設
- ・ 磐城農業高等学校：再生可能エネルギーを有効活用できる農業人材育成のためのバイオマス関連施設の整備等に関する主な内訳金額（3,000千円以上）は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	備品名	金額
相馬農業	植物工場建設	58,050
磐城農業	堆肥舎施設	6,613
	その他	8,208
	工事請負費合計	72,871

7 監査手続及び監査結果

- (1) 委託契約については、委託先の選定手続が、適正に実施されているかにつき、担当者に質問するとともに、関係書類を確認。
- (2) 工事請負費、備品購入費の購入手続に関しては、業者選定のプロセス、請負契約、購入契約手続の妥当性につき、担当者に質問するとともに関係書類を確認。
- (3) サンプルングにより選定された委託契約、購入手続に関しては、特に指摘すべき事項はない。

8 指摘事項及び意見

意見

県政世論調査によれば、福島イノベーション・コースト構想の県民への認知度は低い。同構想の名前や内容を知らないとの回答は、8割を超えている。同構想の認知度が低い最大の理由は、福島イノベーション・コースト構想の進展が、福島県の各地域でどのような変革と成果をもたらすのか、明確なヴィジョンを提示・展開することができず、広く県民に伝わっていないことが最大の要因ではないかと思われる。12月9日の内堀知事が、定例記者会見に示したように、「情報発信にはまだまだ工夫が必要」であり、「県民に関わりがあることを具体的なストーリーを含めて発信しなければいけない」。

今回の監査対象の人材育成事業は、同構想の成否を左右する重要な視点である。現在、県内の高校卒業者のうち、就職希望者の2割、大学進学者の8割は、県外に流出している。福島イノベーション・コースト構想の進展には、ハード面の整備も重要であるが、人材育成に関するソフト面の充実も必須であり、特に高校生をターゲットとして、同構想の目的、狙い等を理解してもらうこと、インターンシップ等を通じて地元企業の魅力を伝え、将来、地元企業への就職又は将来のUターン就職が希望されるような施策推進・広報活動が必要と思われる。

教育庁 施設財産室

6-2-8 大規模改修事業

1 目的

大規模改修事業では老朽化している学校施設を改修し機能の復元を行う。①校舎大規模改修事業 ②天井等落下防止対策事業 ③長寿命化事業

2 事業内容

学習環境の整備を図るため、老朽した校舎の大規模改修、天井等の落下防止対策を行うとともに、今後の改築・改修方法等を検討するための建物の劣化状況調査を行う。

3 事業期間

平成 15 年度から平成 30 年度

4 財源

一般財源、県債及び国庫支出金

5 予算額・決算額の推移（過去 3 年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	585,671	143,275	800,602
決算額	391,156	120,679	554,848

(2) 平成 30 年度事業別予算額及び決算額内訳

事項（高校）	科目	予算額	決算額	明許繰越
梁川	委託料	788	696	-
安積	委託料	12,054	6,604	4,000
郡山北工業	委託料	4,000	-	4,000
清陵情報	工事請負費	396,540	174,400	211,881
	委託料	16,734	12,012	-
白河実業	委託料	4,000	-	4,000
田村	委託料	802	709	-
葵	委託料	821	726	-
喜多方東	委託料	1,253	1,108	-
磐城	工事請負費	356,204	355,081	-
平工業	委託料	3,969	3,510	-

福島ほか	委託料	3,437	-	-
------	-----	-------	---	---

(3) 平成30年度節区分予算額及び決算額内訳

往査対象とした清陵情報高校と磐城高校に関して

事項(高校)・科目	予算額	決算額	明許繰越
清陵情報 工事請負費	396,540	174,400	211,881
内(建築)		(82,990)	(103,972)
内(電気)		(20,540)	(22,609)
内(機械)		(70,870)	(85,300)
委託料	16,734	12,012	-
磐城 工事請負費	356,204	355,081	-
内(建築)		(225,486)	-
内(電気)		(53,514)	-
内(機械)		(76,080)	-

6 各事業内容

(1) 清陵情報高校

- ア 外壁改修、防水改修、建具改修、電灯・コンセント設備、自動制御設備設置、地下タンク、中継タンク、戸別タンク設置、配管工事他
- イ 産振校舎(床面積6,064㎡、RC造4階建)
- ウ 一般校舎(床面積6,750㎡、RC造4階建) 同上工事及びアスベスト除去

(2) 磐城高校

- ア 外壁改修、防水改修、建具改修、電気設備改修、機械設備改修
- イ 特別教室棟大規模改修(延床面積1,896.92㎡、RC造3階建)

7 監査手続及び監査結果

往査対象とした清陵情報高校と磐城高校について、公告・入札手続、契約手続、検査・請求手続、支払手続に関して、特に問題となる事項はなかった。

8 指摘事項及び意見

意見

福島高校ほかについて構造体(非構造体)劣化調査事業として、3,437千円が予算措置されていたが、計画の見直しにより次年度予算再計上となった。今期は同額を不用残高処理とした。不用残高処理によらず補正予算で措置するのが本来のあり方だと思われる。確実な事業計画の立案が望まれる。

1 目的

原子力発電所事故の影響による子供たちの体力低下や肥満傾向児の増加などの健康リスクを解消するため、市町村の取組みに対する支援や自分手帳の活用、体育の授業や中学校・高等学校の運動部活動への専門アドバイザーの派遣など、運動能力の向上や食育等による健康増進に向けた事業を行う。

2 事業内容

(1) 元気キッズサポーター事業

原発事故時幼少期で多様な運動経験に恵まれなかった幼児・児童に、遊びや運動を提供することで運動の楽しさや喜びに触れさせ、運動意欲を喚起する。

(2) 自分手帳活用事業

健康診断等の結果、体力・運動能力の調査結果、食習慣調査結果等を一元管理できる自分手帳の効果的な活用場面や方法を検証し、自分手帳活用例、効果的な取組みについて情報収集を行い、集めた情報を「元気大賞Book」により、広く県内に発信する。

(3) 専門アドバイザー派遣事業

小学校の体育事業等支援を行う「体育専門アドバイザー」を派遣する。

(4) 体力向上ムーブメント事業

「みんなで跳ぼう！なわとびコンテスト」及び「体力・健康優秀校等表彰」（体力向上・食育増進）により、体力向上への啓発を図るとともに、児童生徒の体力向上にむけた意識を高める。

(5) ふくしまっ子体力向上プロジェクト推進事業

児童生徒の体力向上に向け、策定した運動方針等の効果的な活用方法について検討、検証を行い、各種事業の結果を評価委員会で評価する。また、肥満に関する健康相談・個別の保健指導の充実を図るため、「学校における肥満対応ガイドライン」を活用した指導者育成研修会を開催する。

(6) 食習慣・肥満等の健康教育に関わる専門家派遣事業

学校に医師や薬剤師、大学教授、栄養教諭等の専門家を派遣し、肥満解消や健康課題の解決に向けた全体指導や個に応じた健康相談等を実施する。

3 事業の開始時期

平成 27 年度から開始

4 財源

国庫支出金（被災者支援総合交付金）及び寄付金（東日本大震災復興支援財団）及び諸収入

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
予算額	60,544	78,328	63,448
決算額	57,242	73,831	61,384

(2) 平成 29 年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
ア 元気キッズサポーター事業	13,233	11,352
イ 自分手帳活用事業	11,383	10,789
ウ 専門アドバイザー派遣事業	29,810	28,817
エ 体力向上ムーブメント事業	397	303
オ ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト推進事業	7,165	6,261
カ 食習慣・肥満等の健康教育	1,761	1,730
キ 被災者支援総合交付金還付金	14,579	14,579
合計	78,328	73,831

(3) 平成 30 年度節区分予算額及び決算額内訳

節区分	予算額	決算額
ア 元気キッズサポーター事業		
旅費	17	6
需用費	20	5
負担金・補助金及び交付金	11,938	11,905
小計	11,975	11,916
イ 自分手帳活用事業		
報償費	169	169
旅費	120	120
需用費	6,311	6,138
役務費	12	-
使用料及び賃借料	33	32
小計	6,645	6,459
ウ 専門アドバイザー派遣事業		
共済費	4,012	3,860
賃金	25,415	24,733
報償費	29	-
旅費	1,795	1,464
役務費	12	-
需用費	110	107
委託料	2,916	2,916
使用料及び賃借料	58	45
小計	34,347	33,125
エ 体力向上ムーブメント事業		
報償費	64	23
旅費	255	170
需用費	275	275
役務費	5	1
委託料	2,290	2,290
使用料及び賃借料	30	27

小計	2,919	2,786
オ 体力向上プロジェクト推進事業		
報償費	509	420
旅費	828	709
食糧費	11	5
需用費	302	292
役務費	12	10
委託料	350	234
使用料及び賃借料	94	34
小計	2,106	1,704
カ 食習慣・肥満等の健康教育		
報償費	716	665
旅費	171	160
小計	887	825
被災者支援総合交付金償還金	4,596	4,569
合計	63,448	61,384

6 補助金支給内容及び委託内容

(1) 元気キッズサポーター派遣事業

東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴う屋外活動制限や避難生活で多様な動きを体得していない子供達の体力向上のために、「元気キッズサポーター」を派遣する市町村に対して、1地域当たり、2,007千円を限度として、雇用に伴う経費(賃金等(通勤に係る経費を含む)及び雇用に伴う共済費)、事業を委託する場合は、補助対象となる経費を委託料として支出する。

(2) 自分手帳活用事業

自分手帳は、健康診断等結果、体力・運動能力調査結果、食習慣調査結果等を一元管理できる手帳(A5判、128ページ)。当該事業は、児童生徒の体力向上のため、この自分手帳を活用して、体力向上等に向けた取組を実施する。

ア 自分手帳配布(新4年生)

(ア) 配布部数 16,702部

(イ) 単価 260円

イ 手帳活用講習会(体育担当者連絡会議)6回 開催時期 平成30年5月

ウ 手帳活用例、効果的な取組等について、情報の収集と発信(元気大賞ブックの作成及び配布)

(3) 専門アドバイザー派遣事業

体力低下や肥満傾向児童の増加等様々な課題に対応するため、市町村の小学校へ体育専門アドバイザーを派遣する。

県北2名、県中2名、県南1名、会津2名、南会津1名、相双1名、いわき2名の合計11名の体育専門アドバイザーを平成30年6月1日から11月30日(最大延長期間3月22日)まで、1日につき7時間45分、基本賃金日額:10,800円、で採用し、①授業における運動身体づくりプログラムの指導支援、②新体力テストの実施方法や分析結果に係る指導支援、③「自分手帳」活用に係る指導支援、等を実施する。

(4) 体力向上ムーブメント事業

県内の子供達のスポーツ、体力向上に対する意識の高まりに繋がる「なわとびコンテスト」や表彰を行う。当初、被災者支援総合交付金により実施する予定であったが、公益財団法人東日本大震災復興支援財団からの寄付金により実施する見通しとなったため、財源変更を行っている。

- ア みんなで跳ぼう！縄跳びコンテスト 県内全小学校を対象にした学級対抗による長縄跳びコンテストの実施
- イ 体力・健康優秀校等表彰

(5) ふくしまっ子体力向上プロジェクト推進事業

今年度は、支援委員会2回、評価委員会2回、体力向上支援委員会2回を実施

(6) 食習慣・肥満等の健康教育に係る専門家派遣事業

医師の派遣は、延べ43校、栄養教諭は、延べ97校 派遣

7 監査手続及び監査結果

- (1) 各事業につき補助金については、実施要項等を確認するとともに事業計画書・収支予算書等の補助金交付申請手続の妥当性、補助金の利用実績については、実績報告書・収支計算書等の関係書類を確認
- (2) 専門アドバイザー派遣事業については、募集要項・実施要項等に準拠して、事業が執行されていることを確認するとともに、事業実績に従い賃金等の支払が適正に支払われているかどうかを確認

8 指摘事項及び意見等

指摘事項

元気キッズサポーター事業は、県内6市町村（鏡石町、泉崎村、会津美里町、南会津町、双葉町及びいわき市）に対して、総額16,905千円の補助金が交付されている。

元気キッズサポーターには、とくに統一した資格要件はなく、各市町村に委任されている。当初予算計上時の補助額は、1人当たり1,985千円（日額賃金7,610円）として積算されているが、各市町村からの収支計算書上は、時給単価2,000円から10,000円までの日額支給となっている。各市町村において、労働対価としての賃金に大きな開きがあることにつき、補助金の公平性に問題がないか、また、同課の小学校体育専門アドバイザーの日額基本賃金額が10,800円の支給に比較して、労働対価として妥当な金額であるかどうか、再検討する必要がある。また、補助先の市町村が直接雇用ではなく、スポーツクラブ等へ委託している場合には、実績報告書上で実施時間等の詳細な報告を求めている点は、是正すべきである。

補助事業の委託者である県は、各市町村に補助金総額を支給するだけでなく、補助金が事業目的に即して、経済的・効率的に使用されたかの点についても、精査する必要がある。また、事業の効果については、実施に係る収支報告・実施報告のみでなく、事業成果につきアンケート等を実施する等、次年度以降の事業実施に参考となるデータ収集することも必要と思われる。

教育庁 文化財課

10-4-1 福島県指定文化財活用推進事業について

1 目的

令和2年の東京オリンピックを見据えて、大幅な訪日外国人の増加が見込まれる。しかし、未だに原発事故の風評により、来県する外国人観光客が伸び悩んでいる。そのため、外国人観光客のニーズに応え、多言語化に対応した文化財の解説・案内板の設置、ホームページやリーフレットの作成は必須である。本事業を行うことで県のインバウンド効果を加速・向上させ、本県の復興をアピールする。

2 事業内容

(1) 平成30年度「東北観光復興交付金」を使用し、福島県指定文化財（建造物）に多言語化した解説・案内板を設置する。また、インバウンドに対応した多言語化リーフレットを作成する。さらに、福島県指定文化財やリーフレットとリンクさせるなどして、福島県指定文化財のインバウンドに対応した外国人観光客のための環境整備を行う。

(2) 観光庁による査定があり、交付決定額は、福島市民家園内にある県指定重要文化財（建造物）、「旧阿部家住宅」、「旧奈良輪家住宅」、「旧菅野家住宅」の3棟のみに限定され、この3棟に多言語化した解説・案内板（中国語簡体/繁体、韓国語）を設置した。

3 事業の開始時期

平成30年度から開始

4 財源

一般財源及び平成30年度東北観光復興対策交付金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	0	0	2,391
決算額	0	0	2,290

(2) 平成30年度事業別予算額及び決算額内訳

事業名	予算額	決算額
福島県指定文化財活用推進事業		
委託料	2,391	2,290

6 契約方法

入札は一般競争入札に関わる公告を2月1日に文化財課と財務課HP上、入札公告、入札説明書、契約方法及び入札の条件を提示して実施された。2月12日の入札の結果、委託業者が決定。

7 監査手続及び監査結果

(1) 委託契約について委託業者の選定に関する入札手続の妥当性の検証

(2) 業務執行の妥当性を発議書・委託契約書・支出命令書に実績報告書等の関係書類を

確認

- 8 指摘事項及び意見等
特になし。

1 目的

東日本大震災による国指定・県指定文化財への被害は甚大である。所有者の損害は、文化財以外にも広く及んでおり、費用の捻出が困難となり、文化財の復旧が遅れ、更にはそれが不可能となる事態も憂慮される。このため、所有者に対して、補助金を交付し、経済的負担を軽減し、文化財保護の推進を図る。

2 事業内容

指定文化財保存活用事業（災害復旧事業）

文化財保護のため、文化財所有者が東日本大震災により、被災した文化財の修理等保存事業を実施する場合、補助金を交付する。

国指定文化財については、国庫補助残高の2分の1以内、県指定文化財は、事業費の2分の1以内を補助する。

国と県の指定文化財は、全部で113件（登録有形文化財35件を除く）の修復の進捗状況は下記のとおりである。

【復旧事業実施状況】

年度	国指定 (件)	県指定 (件)	集計(数)	進捗率(%)
平成28年度完了	0	1	101	89
平成29年度完了	1	2	104	92
平成30年度完了	1	2	107	95

※残り6件は、所有者自身の課題や東電賠償による対応予定などの理由から、県の復旧事業で対応しないことになったものである。なお、県が復旧事業として対応すべき案件については、すべて対応完了したことから、当事業は平成30年度で終了した。

3 事業の開始時期

平成24年度から開始（平成30年度で終了）

4 財源

原子力災害等復興基金

5 予算額・決算額の推移（過去3年間）（単位：千円）

(1) 事業費の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算額	11,687	14,429	22,176
決算額	11,687	14,429	22,076

(2) 平成30年度指定文化財保存活用事業（災害復旧事業）内訳（別紙参照）

なお、（別紙表中）の補助金交付決定額と最終予算額との差額は、下記の理由によるものである。

ア いわき市 専称寺 建造物保存修理

当該事業が、最終的に同一の施工者による請負工事となったため、諸経費を見直

し、入札差金を処理したことにより、工事費及び設計管理料が減額となり、1,147千円の補助金交付額が減額となった。

イ 相馬市 中村城跡 記念物保存修理

測量業務に関わる除草工の追加、地質調査に係る数量の変更があったが、入札請差金額で対応したため、補助金交付額が21千円の減額となった。

ウ 石川町 悪戸古墳群 記念物保存修理

総事業費5,119,120円のうち、工事請負費が5,042,520円であったが、入札の結果、工事請負費が3,412,800円に変更となったため、補助金交付額が、2,559千円から1,744千円となり、815千円の減額となった。

6 監査手続及び監査結果

今年度の補助金交付先、国指定1件、県指定4件について、補助金交付申請、交付決定手続、実績報告手続について関係書類を確認したが、適正に処理されている。

7 指摘事項及び意見

特になし。

(別紙)

平成30年度指定文化財保存活用事業（災害復旧事業）

単位：円

	所在地	事業区分	補助事業者	名称	種別	事業内容	当初予算額	交付決定額	最終予算額	決算額	不用額	備考
国	いわき市	建造物保存修理	専称寺	専称寺	建造物	本堂修復工事	6,915,000	6,562,000	5,415,000	5,415,000	0	
県	相馬市	記念物保存修理	相馬市	中村城跡	史跡	石垣復旧測量調査	4,093,000	4,092,000	4,071,000	4,071,000	0	
県	矢吹町	記念物保存修理	矢吹町	鬼穴古墳群	史跡	古墳修復測量調査	2,500,000	2,630,000	2,630,000	2,530,000	100,000	入札請け差による
県	石川町	記念物保存修理	石川町	悪戸古墳群	史跡	古墳修復工事	5,000,000	2,559,000	1,744,000	1,744,000	0	
県	浪江町	建造物保存修理	初発神社	初発神社	建造物	本殿修復工事	10,000,000	8,316,000	8,316,000	8,316,000	0	
計							28,508,000	24,159,000	22,176,000	22,076,000	100,000	

XIII 病院局

病院局 病院経営課

2-1-15 ふたば医療センター附属病院運営

1 ふたば医療センター附属病院の開設趣旨

(1) 二次救急医療をはじめとする双葉地域に必要な医療を確保し次の「3つの安心」を医療の面から支える。

ア 住民が安心して帰還し生活できる

イ 復興事業従事者が安心して働ける

ウ 企業等が安心して進出できる

(2) 双葉地域で二次救急を担う医療提供体制を整備することにより、近隣地域の二次・三次救急医療機関の負担軽減を図る。



2 ふたば医療センター附属病院の概要

(1) 提供する医療機能等

ア 診療科（救急科、内科）

イ 救急医療（24時間365日対応）

(ア) 一次救急、高度医療な専門医療を必要としない二次救急

(イ) 休日夜間など地域の医療機関が開院していない時の急病

(ウ) かかりつけ医からの紹介

ウ 在宅、訪問診療

(ア) 急性期治療終了後、在宅復帰に不安のある患者に対する支援

(イ) 地域の医療機関からの依頼による訪問診療及び訪問看護や訪問リハビリテーション

- エ 包括ケア推進の支援
町村や医療機関、介護福祉施設等と連携し、地域包括ケア推進を医療の面から支える
- オ 健康増進支援
健康教室や出前講座等を通じて、地域住民等の疾病予防や健康増進を支援する
- カ 交流、研修事業
町村の医療保健担当や地域の医療スタッフ等との情報交換や事例検討会を通じて、地域のネットワークを強化する

(2) 運営体制

- ア 勤務医師
 - (ア) 常勤 1 名 (院長)
 - (イ) 非常勤 (県立医科大学ふたば救急総合医療支援センター及び 11 講座からの派遣教員、J A 福島厚生連からの派遣、県立医科大学外非常勤医師の派遣)
- イ 一般的な医師診療体制
 - (ア) 日中帯：4～5 名
 - (イ) 夜間帯：2 名
- ウ 医療スタッフ
 - (ア) 看護師 26 名 (うち、他県自治体等からの応援 5 名)
 - (イ) 薬剤師 2 名
 - (ウ) 放射線技師 3 名 (うち、他県自治体からの応援職員 1 名)
 - (エ) 臨床検査技師 2 名
 - (オ) 理学療法士 1 名
 - (カ) 作業療法士 1 名
 - (キ) 管理栄養士 2 名 (うち、他県自治体等からの応援職員 1 名)

(3) 施設等所在地 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 817-1

- ア 敷地面積 約 11,177 m²
- イ 延床面積 約 3,860 m² (病院 1 階：2,876 m²、病院 2 階：898 m²、車庫：86 m²)
- ウ 建物構造 重量鉄骨造
- エ 病院諸室 病室 30 床 (全個室)、救急治療手術室、診察室 3 室、外来患者処置室、初療室、除染室、調剤室、リハビリテーション室、検査室、CT 室、X 線室など
- オ 附帯施設 駐車場約 90 台、ヘリコプター離着陸施設
- カ 施設整備費 約 24.1 億円 (財源：地域医療再生基金)

(4) 多目的医療用ヘリ

ア 双葉地域における救急医療の更なる強化に向け、附属病院を基地として、多目的医療用ヘリを運航している。

イ 浜通りの医療機関と県立医科大学などの高度専門的な治療が行える医療機関間の患者搬送を多目的医療用ヘリで行うことにより、救急搬送時間が大幅に短縮され、救急患者の重症防止や移動中の負担軽減を図ることができる。



3 平成 30 年度執行状況

(単位：千円)

	予算額	決算額	内容を確認した金額
病院事業収入合計	1,148,627	1,115,905	
医業収入	106,610	114,852	
医業外収入	1,042,017	1,001,053	
うち国庫補助金	712,055	671,424	671,424
病院事業費用合計	1,133,970	1,115,905	
統括管理費	4,400	4,342	
病院経営費（給料費）	354,220	348,153	
病院経営費（経費）	542,261	538,211	
うち委託料	240,312	239,820	195,818
減価償却費	168,688	163,551	
研究研修費	25,310	24,762	

4 委託料

委託料 239,820 千円（66 件）のうち下記案件（195,816 千円 8 件）について契約等で内容及び金額を確認した

(1) 自家用自動車管理業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
自家用自動車管理業務	52,085 千円	条件付き一般競争入札	2 社	株式会社 F U L L ラインナップテクニカル

医大から病院までの医師の送迎用である。

(2) 庁舎警備等業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
庁舎警備等業務	33,822 千円	条件付き一般競争入札	5 社	常光サービス株式会社

(3) 医事情報システム保守業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
医事情報システム保守業務	28,911 千円	随意契約	1 社	株式会社エフコム

随意契約の理由：医療情報システムは、プロポーザル審査会により選定されたシステムであるが、仕様として、機能に加え保守内容についても評価の対象としている。当該システムは複雑で、接続された数多くの部門システムとのインターフェイスなどを考慮すると、相手方としては、納入業者である当該事業者以外ありえない。

(4) 患者給食業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
患者給食業務委託	25,920 千円(管理) 2,887 千円(食事材料費)	条件付き一般競争入札	2 社	日清医療食品株式会社

(5) 医事業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
医事事務	23,328 千円	随意契約	1 社	株式会社ソラスト

随意契約の理由：当該業務は、受付・会計・保険請求等、病院経営に関する幅広い専門的な知識が必要な業務であり、その性質又は目的が競争入札に適さない。よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当により随意契約とする。

(6) 清掃業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
庁舎清掃業務	22,989千円	条件付き一般競争入札	1社	常光サービス株式会社

(7) 病院運営システム等構築支援業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
病院運営システム等構築支援業務	3,855千円	随意契約	1社	野村ヘルスケア株式会社

随意契約の理由：当該業務は、ふたば医療センター附属病院の運営システム構築や医療情報システムの運用支援等の検討・整理について、専門的な知識と経験を持つ医療コンサルタントに助言及び検討支援を依頼するものである。4月23日に予定する診療開始に向けた準備を、継続性を確保しながら進めていくためには、平成28年度及び平成29年度の業務を適切に実施している当該事業者へ委託することが、質と量（時間、経験）の両面で効率的であると判断できる。

平成29年度契約金額：5,925千円

(8) 医療ガス及び手術室定期保全業務委託

委託内容	委託料	契約方法	入札業者	受託者名
医療ガス及び手術室定期保全業務	2,019千円	随意契約	1社	サンセイ医機株式会社

随意契約の理由：当該業務は医療ガスの設備保全及び手術室の洗浄・殺菌という高度な精密区画の保全業務を委託するものであり、双方の業務を受託できる事業者は限定される。また、当該事業者は病院設備を熟知し、関連機器を導入したメーカーとの連携が可能である。

5 国庫補助金

(1) 事業名

双葉地域二次医療提供体制確保事業

- (2) 内容
ふたば医療センターの運営に必要な経費への補助
- (3) 補助金名
福島県地域医療復興事業補助金
- (4) 補助率
10/10 以内
- (5) 根拠法令
福島県地域医療復興事業補助金交付要綱

6 監査手続及び監査結果

委託契約に係る入札手続、委託契約、業務完了報告書、実績報告書、請求書、支出命令書等を検討したが、特に指摘すべき事項はなかった。

7 指摘事項及び意見

意見

(1) 委託契約について

ア 医事情報システム保守業務について、受託者である株式会社エフコムは過年度にプロポーザル方式により医療情報システム導入業務を入札している。システムの保守業務の報酬は通常定額でありシステム導入時に見積は可能であったと思われる。システムの保守管理業務はシステム導入業務の受託者が受託することが通常または効率的であることから、システム等導入後に保守管理等の業務が必要になることが確実な場合は、システム導入業務入札時に保守業務を含む複数年の契約とすることも考慮すべきではないだろうか。付随する業務も踏まえた入札をすることにより、競争入札時において価格を抑えて入札し、付随する業務を随意契約とすることで価格を高め設定し値下げ分を回収するリスクを防止できる場合もある。

イ 医事業務について、随意契約の理由として、「受付・会計・保険請求等、病院経営に関する幅広い専門的な知識が必要な業務であり、その性質又は目的が競争入札に適さない」を挙げているが、一般的に考えて病院の事務に関しては、その性質又は目的が競争入札に適さないとは言えないのではないか。もし本当に競争入札に適さないのであるならば、随意契約の理由としてはもっと具体的に記載すべきであり、そうでないならば競争入札とすべきである。

(2) 看護師の人材確保

令和2年度に他県自治体からの看護師の派遣支援が終了するため、現状のままだと看護師21人体制で24時間365日の対応となる（計画時は30名確保を予定）。採用活

動は続けているものの場所柄人材集めは厳しい状況であり、人材確保ができなければ現在の職員の職場環境は悪化することにもなる。また、県職員としての採用であるため、報酬は通常の県採用の看護師と同レベルとならざるをえず、全国的に看護師が不足している中、より条件の良い職場環境に人材が流れてしまうのは当然である。

ふたば医療センター附属病院の立地を考えれば、帰還困難区域に隣接しており居住環境はまだまだ厳しい状況であり、また、通勤についても近隣都市からのアクセスは良いとはいえない。近隣都市部からのアクセスも悪く、原子力災害の影響がまだ色濃く残る当地域において、新たに人材を確保するためには、特別の手当等により報酬を手厚くする等の対策を講じるほかはないのではないかと。

(3) 医療施設資源の供給過剰について

富岡町に開設したふたば医療センター附属病院は、双葉郡における、避難指示解除により帰還された住民や今後の帰還者及び復興作業員等の医療拠点としての機能を有した施設でなければならないが、双葉郡 8 町村の平成 22 年の人口は約 72,000 人、令和 2 年 2 月 1 日現在の帰還者は、13,216 人、その他作業員が数千人というのが現状である。

県としては大熊町の県立大野病院（150 床）が休止しているが、大熊町は未だ帰還困難区域が大部分を占めており再開の目途はたっていない。

県立大野病院の将来の再開時期を示すことは難しいこと、帰還者の帰還の時期及び人数は予測不能であること、高齢化による急激な人口減少等により、一定時点までは患者数は増加すると見込まれるものの、その後減少に転じることは明白である。

相双医療圏（双葉郡 8 町村＋旧相馬郡 4 市町村）における地域医療資源（平成 30 年 11 月現在の医療機関情報の集計値による）を見ると、病院は人口 10 万人当たり施設数の全国平均が 6.52 施設であるのに対し、相双医療圏では 11.61 施設と倍近い施設数である。病床数で見ても病院病床において人口 10 万人当たり病床数が全国平均では 1,201 床であるのに対し、相双医療圏では 1,718 床と 500 床以上多くなっているが、ふたば医療センター附属病院もまたその要因の一つとなっており、医療施設資源の供給過剰を作り出してしまっているのが現状であることから、たとえ帰還者が将来予想されたとしても、当初から供給過剰を前提に医療施設を整備するのではなく、医療需要の実績に応じて、順次、施設整備を行うべきであったと思われる。

県としては、将来の介護施設併用もしくは転用も視野にいれ、病床 30 床についてはすべて個室としており、また、リハビリ施設も充実したものとなっている。

機械浴室が設置されているが、機械浴室を必要とする入院患者は将来的には見込まれるものの、現状ほとんどいないということであり、それほど稼働はしていない。医療施設資源の供給過剰である。

当地域は避難指示が解除になったばかりであり、近隣には再開した介護施設は少なく、多

くの帰還者は高齢者であることから、必要ならば在宅介護者も利用できるような施策を立案すべきであろう。介護のための利用には法律上の問題があるが、原子力災害からの復興中の地域であり、帰還者にとって必要ならば特別区域の設置による要件緩和等、医療介護の業際に臨機応変に対応することにも挑戦すべきであろう